

CONTENTS

Opening essay:
Experiments in digital philology
[Hiroto Ueda] — i

Faculty Papers

- How Should We Broadcast Earthquake Early Warnings? : Study of the
Method of Utilizing Subsequent Information and Broadcast Start Conditions,
and Development of the Broadcasting Equipment
Using Them Kiyoshi [Kiyoshi Takano, Hiroshi Tsuruoka] — 1
- An Analysis of Live Broadcasting of Baseball Game in Television:
From a Comparison with a Baseball Film [Yuki Takinami] — 23
- The Constitution and its Context:
The Constitutional Theory of Lawrence Lessig [Satoshi Narihara] — 47
- The results and analysis of UTokyo's MOOC in 2013
[Yu Ara, Toru Fujimoto, Yuri Isshiki, Yubei Yamauchi] — 83
- Media landscape of Poland - from a distance
[Iwona Merklejn, Agnieszka Węglińska] — 101
- Creation Processes of the government CIO job in
the Japanese Government [Masami Honda, Osamu Sudoh] — 121

Refereed Papers

- Formation of the *Sasanggye* Group and its Roles
in Rebuilding South Korea, 1953-1959 [Ab-reum Kim] — 143
- Johnny's Idol Groups as Icon of Friendship:
A case study on Johnny's female fans in Taiwan [IChen Chen] — 159
- Indexical Image Expressions in the Japanese Movie Dawn
—"Souls on the Road" (1921) and The Pure Film Movement
[Anni Namba] — 175
- Usage of Twitter on a Live Japanese Comedy Performance:
Interaction between the live performance experience and Twitter use
[Michina Takahashi] — 191
- Formation and Structure of Augustin Berque's Mesology
[Yu Inutsuka] — 207
- Historical Sociology of Gengo (the name of a Japanese era):
An Introduction : The case study of "Spirit of Meiji"
[Hirohito Suzuki] — 225

Field Review

- The Significance of the Study of the "Early" Luhmann
[Takeshi Mitani] — 243



情 報 学 研 究
JOURNAL OF INFORMATION STUDIES

学環

思考の環

デジタル文献学の試み [上田 博人] — i

教員研究論文

緊急地震速報はどのように放送すべきか [鷹野 澄、鶴岡 弘] — 1
— 後続報の活用方法と放送開始条件の検討とその放送装置の開発 —

テレビにおける野球中継の分析 [滝浪 佑紀] — 23
— 映画との比較から —

憲法とコンテキスト (1) [成原 慧] — 47
— 初期ローレンス・レッシングの憲法理論 —

MOOC 実証実験の結果と分析 [荒 優、藤本 徹、一色 裕里、山内 祐平] — 83
— 東京大学の 2013 年の取り組みから —

Media landscape of Poland - from a distance [Iwona Merklejn, Agnieszka Węglińska] — 101

日本政府における政府 CIO 職の創出過程 [本田 正美、須藤 修] — 121

査読研究論文

Formation of the *Sasanggye* Group and its Roles in Rebuilding South Korea, 1953-1959 [Ah-reum Kim] — 143

男性アイドルの関係性に「友情」を求める女性たち [陳 怡禎] — 159
— 台湾におけるジャニーズ・ファンを事例として —

黎明期日本映画における静止画面の指標性 [難波 阿丹] — 175
— 『路上の霊魂』(1921)と純映画劇運動を中心に —

ライブオーディエンスの Twitter 利用の特徴とその様相 [高橋 みちな] — 191
— お笑いライブ参加と Twitter 利用の相互作用について —

オギュスタン・バルク風土学の生成と構造 [犬塚 悠] — 207

元号の歴史社会学・序説 [鈴木 洋仁] — 225
— 「明治の精神」を事例として —

フィールド・レビュー

「初期」ルーマン研究の意義 [三谷 武司] — 243



思考の環

OPENING ESSAY

デジタル文献学の試み

書棚を整理していると古い本に挟まった幅20センチほどの黄土色のカードが見つかった。これはパソコンが普及していなかった40年前、大学の電算機室のコンピュータで中世スペイン最古の武勲詩『わがシッドの歌』全編を分析したときに使ったパンチカードと呼ばれていたものである。一面に小さな穴が穿孔されたカードには80文字だけの情報しか載せることができなかった。校正の度にカードを捨て、最終的に3000枚以上の資料体（コーパス）を完成させた。これをカードリーダーで入力し、やはりパンチカードに穿孔したプログラムで処理すると、その結果を大型のラインプリンターが新聞紙幅ほどの連続用紙に騒音をたてて出力した。せっかく作った資料であったが、段ボール箱に詰めたパンチカードは、その後、紙テープ、磁気テープ、フロッピーディスク、ハードディスクなどの媒体にコピーし、現在はクラウド上に置いてある。当時のカードはすべて廃棄したのだが、葉の代わりにした一枚だけが手元に残った。

あの頃からコンピュータを使った「デジタル文献学」の方法を探ってきた。さまざまな開発言語を使ってみたが、最近ではMicrosoft OfficeのVBAを中心にしている。文系の学生が履修している私の授業では高度な技法を使うことは困難なので、コーディングが比較的簡便なVBAを選択した。どの言語の文献もユニコードによって簡単に処理できる。履修者はOfficeのオブジェクトが簡単なコードで操作できるの

で面白い、という。彼らと一緒に私も毎日のように新しいことを学んでいる。

大量なデータで小さな発見

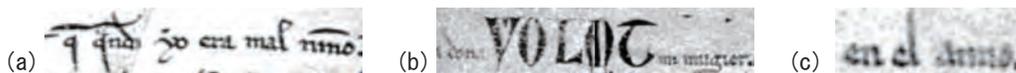
スペイン語には「エニェ」 ñ という、 n の上に波線をつけた文字がある。たとえば「スペイン語」はespañolと書き、「エスパニョル」と発音するが、この中にもñが使われている。この文字の起源については、その母体であったラテン語にはなかった音なので、中世スペイン語の古文獻を探らなければならない。そのようなときデジタル化した文献資料が役立つ。たった一つの作品だけでは信頼できるデータにならないが、現在ではスペインおよびラテンアメリカの各地の大学の研究グループが次々に大規模な資料体を完成させインターネットを介して無償で提供してくれるのでありがたい。そのようなグループの1つに13世紀から17世紀に渡ってスペイン各地で発行された公証文書資料を大量に収集している機関がある。その資料の中で「エニェ」の出現をたどると13世紀の略記法に遡ることがわかった。当時の書記たちはnb, nc, ndなどのnを省略し、その代償として単語の上に波線を引いていたのだが、これを略さないこともあった。ところがñが由来するnnのときだけは14世紀前半から一貫して略記し、完全形にすることがなかった。これは特有の子音を表示していたためであろう。このときにñの文字が誕生したと考えられる。このような小さな発見でも各時代を網羅する大量の資料がなければ

得られない。

ワンポイントの調査

中世ラテン語では、語頭にv、語中にuというように位置による文字の使い分けをしていた。これはイギリスの『ジェームズ王聖書』でも同様であったことを言語情報科学専攻の同僚の先生からご教示いただいた。そして18世紀のスペイン語で現在のようにvで子音を、

uで母音を表記するようになった。中世以来のラテン語法から近代の新規範に移行する過渡期にあった16-17世紀ではu-vの文字が混用されていたというのが従来の通説である。同じ単語であってもuで書かれたりvで書かれたりしていたからである。しかし、手稿本ならばそのような混用があったかもしれないが、念入りに活字を組んでいた印刷本ではどうだったのだろうか？



(a) q<ue> q<ua>ndo yo era mas nin<n>o (Sánchez-Prieto, 1995, Textos para la historia del español. t. II. Archivo Municipal de Guadalajara. Universidad de Alcalá de Henares (6) Sevilla, 1251); nn: (b) dona YOLA<n>T mi mugier (Córdoba, 1260); (c) en el anno [id. (4)]

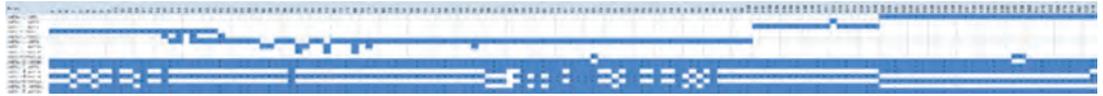
大学の文学の授業などで扱う古文献の多くは文献学者が考証を与えた校訂版が使われているが、言語史の研究では手稿本や初版本の写真を使わなければならない(上図)。そこで試みにスペイン文学史に必ず登場する有名な本を6冊選んで、スペイン国立図書館の複写を見ながら、そのデジタル資料を作成してみた。これを自作の分析器にかけて文字の分布を調べてみると、それぞれの作品で、旧式(中世ラテン語式)と新式(近代の規範)のどちらかのu-v使用法が統一的に使われていることがわかった。なるほど、すべての作品を一緒にして観察すれば文字の混用があったように見えるが、それぞれの印刷本には一定の規則があった、ということである。このように時代、地域、メディアを限ったワンポイントの調査であれば、比較的小規模の資料でもどうにか実行できる。

行列

これまでの研究では、先のñやu-vのような一定の形式に焦点をあてた分析法を用いていたが、数年前から全体の流れを総合的に観察する、という方針をとっている。そのためには、時間と空間を深く広く渉猟できる大規模な資料が必要である。個人でできることには限りがあるので現在では国際的な研究チームが組織され、メンバーたちは頻りに連絡をしながら資料の充実と新しい研究方法の開拓に勤しんでいる。私たちとしては、言語形式と年代・地域を多次元・多変量の行列にして、線形代数を応用した行列計算をしながら、全体のパターンを観察する、という方法を提案している。多変量解析の利点は、はじめからデータ行列を一定の基準で先に分類してから分析するのではなく(前範疇化)、むしろ、原データを分類せずにそのまま分析し、その結果を解釈しながら後で合理的に分類できる点にある(後範疇化)。私たち

が「集中分析」と呼んでいる後者の方法によって、前範疇化法では見えなかったことが全体的に把握できるようになった。

イベリア半島の北東部および地中海の島嶼部ではスペイン語とは姉妹関係にある独自の言語カタルニア語が話されている。その動詞の変化形には人称・数の異なる多様な形式が使われ



この図の縦軸と横軸の項目の順番を、集中分析法の数値計算によって変え、反応点が左上か



このようにして再配置された反応点は、その縦軸と横軸の並び方に一定の解釈を与えてくれる。この場合は、イベリア半島北東部→東部→バレアレス諸島→サルジニア島の一部、という連続線が形成されている。この方法によって、従来の言語地理学で提示されていた単純な「等語線」では困難であった複雑な分布の表示と解釈が可能になった。

歴史的变化と地理的変異

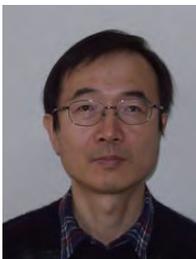
現在、私たちは中世、近代、現代のスペイン語の千年間の時代推移と、ヨーロッパ、アフリカ、南北アメリカ大陸にかけて分布する広域スペイン語の地理的変異をいくつかの分析手法を使いながら総合的に把握する方法を模索している。そのとき、言語資料と分析装置を自作すればその研究について説明が可能になる。外国の

バルセロナ大学の研究者が、私たちの方法に関心を示し共同研究を提案した。次の図は縦軸に動詞の人称・数、横軸に149の調査点を置き、それぞれの形式の有無をプロットしたものである。それぞれの語形が連続する地点に分布していることがわかる。

ら右下に順次移項するように変形させると、次の図ようになる。

グループと連携しながらも、それに完全に依存するのではなく、自分たちの独自性も発揮したい。そうすれば互いに裨益することが多いのではないかと考えている。

次に作成する資料は私が学部生のときに電算機室で手がけた『わがシッドの歌』の校訂版である。パンチカードを使って作成した当時の資料と分析装置の媒体には両腕に抱え込むほどの質量があった。現在のものはディスプレイに展開する文字列を目視で追うだけの、触感のないコーパスとコードとなった。プログラムのコーディングは頭が熱くなるほど創造的な仕事であり、苦しいものの熱中することが多い。一方、言語コーパスの作成は資料を見ながら手で入力するだけの非創造的な作業であるが、これもまた不思議に楽しい。



上田 博人 (うえだ ひろと)

[生年月] 1951年10月

[出身大学又は最終学歴] スペイン、アルカラ大学

[専門領域] デジタル文献学、スペイン語学、中世スペイン語

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

『スペイン語文法ハンドブック』(研究社, 2011)、『プエルタ新スペイン語辞典』(研究社, 2006)、“Palatal graphemes in a medieval Spanish biblical text: A corpus analysis of < i, j, y > in Genesis, Biblia de Alba”, *Corpus Analysis and Variation in Linguistics*, edited by Yuji Kawaguchi, Makoto Minegishi and Jacques Durand, John Benjamins Publishing Company, pp. 239-257.(2009)

[所属] 情報学環文化人間情報学コース、総合文化研究科 (言語情報科学)

[所属学会] 日本イスパニア学会、計量国語学会、コーパス英語学会、ラテンアメリカ言語学文献学会



教員研究論文

FACULTY PAPERS

緊急地震速報はどのように放送すべきか

— 後続報の活用方法と放送開始条件の検討とその放送装置の開発 —

How Should We Broadcast Earthquake Early Warnings? : Study of the Method of Utilizing Subsequent Information and Broadcast Start Conditions, and Development of the Broadcasting Equipment Using Them

鷹野 澄*・鶴岡 弘**

Kiyoshi Takano・Hiroshi Tsuruoka

1. はじめに

東北地方太平洋沖地震の際の緊急地震速報では、地震を検知してから8.6秒後にマグニチュードがM7.2に成長して宮城県、岩手県、福島県、山形県に警報が出された。しかしその後の緊急地震速報では、65秒後にM7.9、105秒後にはM8.1と地震が徐々に巨大化していることを示していたが、このような大地震から巨大地震に成長したことが放送等で発表されて活用されることはなかった（鷹野、2011a、2011b）。これは、現在の一般向け緊急地震速報（警報）の発表が、「強い揺れが予測された場合に原則1回発表する」（気象庁、2007）としているためで、この結果、最初の警報を出すことにのみに偏重し、警報を出した後も時々刻々新しく出される後続報を活かすということがなされていなかったと考えられる。

今後発生が予想されている東海・東南海・南海地震などの巨大地震でも、緊急地震速報の発表は、地震検知後の数秒～10秒頃ではまだM6

～M7程度で、警報が出された後、おそらく30～100秒後に、徐々にM7.5～M8クラスになって、大地震から巨大地震に成長した様相を示すと予想される。そこで我々は、警報を発表した後も後続報を監視して、もし大地震から巨大地震に成長した場合や、誤報や過大な予想であったことがわかった場合に、速やかに適切な情報を発表する具体的な方法を提案し、実際にそのような機能を実装した緊急地震速報放送装置を開発した（鷹野他、2012、2013）。この装置は、本学の多くの放送設備で共通に利用可能となるように構成されており、2012年3月に開発して以来、2013年12月末までに、本学の本郷キャンパスの理学部、地震研究所、東大本部、工学部の各放送設備、白金キャンパスの医科研と附属病院の放送設備、駒場Iキャンパスの一斉放送設備などにおいて導入され利用されている。

本稿では、まず後続報を活用した緊急地震速

* 東京大学情報学環総合防災情報研究センター

** 東京大学地震研究所地震火山情報センター

キーワード：緊急地震速報、自動放送装置、巨大地震、後続報、放送開始条件

報の放送方法について紹介し、次いで、実際の放送事例をもとに、緊急地震速報の放送開始条件はどうあるべきかを議論する。最後に、学内

に展開している緊急地震速報の放送装置の概要について紹介する。

2. 緊急地震速報の後続報の活用の現状と課題

緊急地震速報では、地震波が到達した観測点のデータで震源情報を求めて強い揺れを予測し情報を出している。利用可能な観測点の数は時間とともに増える為、1つの地震に対して時々刻々何回も情報が改訂されて出されている。大きな地震では、最終的に10回以上も出されることも少なくない。出された情報が、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合」に、「強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域」に対して、一般向け緊急地震速報（警報）（以下では単に「警報」と記す）が発表される（気象庁2007）。警報が発表された後も、情報は次々と改訂されて後続報として発表されているのだが、残念ながら、一度警報が出された後の後続報は、消極的な活用しかされていないのが実情である。例えば、（気象庁2007）では、後続報により警報が改訂されるのは、「震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合」のみで、その発表内容も「新たに震度5弱以上が予測された地域及び新たに震度4が予測された地域」を発表するのみである。一度出された情報を取り消す「キャンセル報」もあるのだが、その運用は「落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報の場合」のみで、わざわざ「例えば震度5弱と予測していた

地域が震度3以下との予測となった場合などは取り消さない」とことわっている。このように、後続報は、警報地域が拡大したときのみ利用され、警報地域が縮小あるいは消滅しても利用されることはなく、その活用は極めて限定的かつ消極的となっている。

気象庁が平成23年4月に出した緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン（気象庁、2011）において、一度警報を発表した後に、後続の情報を利用して発表を変更することについて初めて述べられているが、その内容は、「予想した震度が大きくなる場合には、震度に応じて制御内容を変更することを推奨。一方、予想した震度が小さくなる場合の変更には、直後に再度予想した震度が上がる場合に生じるリスクへの十分な留意が必要」となっていてあまり積極的ではない。このガイドラインが出された時点では、まだ後続報により放送内容を適切に変更可能な自動放送技術は確立されておらず、一般社団法人 電子情報技術産業協会 JEITAが平成23年4月に改訂した「緊急地震速報に対応した非常用放送設備に関するガイドライン」（JEITA, 2011）でも、後続報による発表の変更については何も記述がない。

気象庁のガイドラインが出されたことから、今後、予想震度が大きくなる場合については、

後続報が活かされることが期待される。しかし、それだけでは、東北地方太平洋沖地震の時のように、後続報が示していた、地震の規模がどんどん大きくなって大地震が巨大地震に成長したというようなことまでは伝わらない。また、もし過大な予測に基づく警報を出してしまった後に後続報で予想震度が大きく低下した場合でも、予想震度が下がる場合の訂正放送は奨励されておらず、訂正放送が流れることはないと考えられる。

3. 緊急地震速報の後続報の活用方法

それでは、緊急地震速報の後続報はどのように活用したらいいのであろうか？ここでは、後続報から得られる以下のような重要な情報に注目して、緊急地震速報の放送を開始した後に届く後続報を活用した放送伝達方法について検討した結果を紹介する。

(1) 受信地点の予想震度が大きくなった場合

これは、後続報で、震源位置が受信地点に近づいた場合や、地震の規模（マグニチュード）が大きくなった場合などで、受信地点の予想震度が放送中の予想震度より大きくなった場合である。ガイドライン（気象庁、2011）でも予想震度が大きくなる場合はそれに即した対応を奨励している。そこで、ここでは、大きくなった予想震度を急いで伝えるために、もし前の情報がまだ放送中ならそれを中断して、改めて放送開始の時と同じように緊急地震速報の放送をやり直すことにした。

このようにこれまでは、一度警報が出てしまったら、緊急地震速報の後続報は、ほとんど活用されることはなかった。本来、緊急地震速報の情報は、時々刻々新しく改訂されて、より精度良い情報が次々と出されるのが特徴であったが、緊急地震速報の警報を定めて、ただ警報を出す事だけに情報を使うことに傾注されるようになった為に、本来持っている有用な情報が顧みられなくなり、十分活用されなくなったものと考えられる。

(2) 受信地点の予想震度が小さくなった場合

これは、震源位置が遠くに離れた場合や、マグニチュードが小さくなった場合などで、受信地点の予想震度が小さくなった場合である。実は、これまでの緊急地震速報の情報を調べてみると、警報が出された後に予想震度が小さくなって、その後再び大きくなるという変動がしばしば見られる。これもあって、ガイドライン（気象庁、2011）では、予想震度が小さくなる場合は「直後に再度予想した震度が上がる」ことがあるので、十分留意するように注意している。しかし一方で、警報が出された後に震源位置が遠くに移動して予想震度が大きく下がった場合など、再び元の予想震度まで上がる可能性がほとんどない場合も散見する。このような場合は、早めに訂正放送した方が良いことから、ここでは、予想震度が、震度階級で2階級ないし3階級以上大きく下がった場合（具体的には、予想震度が5弱以下では2階級以上、5強以上では3階級以上下がった場合）に、訂

正放送することにした。訂正放送は、「ピンポン」という音で始まり、続けて新たな予想震度を放送するものにした。またあまり急ぐ必要はないので、もし前の情報がまだ放送中ならば、それが済んでから訂正放送するようにした。

(3) 震源のマグニチュードが大きくなった場合

緊急地震速報では、大地震のときでも巨大地震のときでも、断層破壊がある程度進行してマグニチュードが6～7クラスになり予想震度が5弱を超えたときに警報が出されると考えられている。このため、警報が出された時点では、まだ大地震なのかその後に巨大地震に成長するのかは判断できない。このようなことがある

為に、警報が出された後のマグニチュードの成長を監視して、巨大地震になるのかを判断することが重要となる。しかし、放送でマグニチュードの値を逐次流しても、それだけでは、巨大地震に成長したかの判断は困難である。そこで我々は、マグニチュードの値ではなくて、表3.1のようにマグニチュード別に、「地震」「大地震」「巨大地震」の3段階の地震の規模の呼称を定めて、放送ではこの地震の規模の呼称を流すようにした。そして、マグニチュードが大きくなって、「地震」から「大地震」へ、あるいは、「大地震」から「巨大地震」へと変化したならば、改めて地震の規模を放送し直すことにした。

表3.1 マグニチュード別に区分けした地震の規模の呼称

マグニチュード	M6.8未満	M6.8～M7.6	M7.7以上
地震の規模の呼称	「地震」	「大地震」	「巨大地震」

(4) 震源のマグニチュードが小さくなった場合

逆に、震源のマグニチュードが小さくなった場合は、地震の規模が、「巨大地震」から「大地震」へ、あるいは、「大地震」から「地震」へと小さくなったときに訂正放送をすることにした。ここでも訂正放送は、「ピンポン」という音で始まり、続けて新たな地震の規模の呼称を放送するものにした。またあまり急ぐ必要はないので、もし前の情報がまだ放送中ならば、

それが済んでから訂正放送するようにした。

(5) キャンセル報を受信した場合

キャンセル報は、緊急地震速報の情報を取り消すもので、警報が出されたか否かにかかわらず出される。ここでは、放送が開始された後にキャンセル報が届いたならば、「ピンポン」という音の後に「ただいまの緊急地震速報は取り消されました」と放送して放送を終了することにした。

4. 放送制御マトリクスの構成

次にここでは、前述の後続報を活用した放送伝達方法を具体的に実現する方法について述べる。我々は、通信の世界で良く利用されている状態遷移マトリクスを模範として、放送開始後

に届く後続報を受けたときに、どのような状態の場合にどのような放送をするのかを示す放送制御マトリクス（表4.1、表4.2）を作成した。

表4.1 予想震度による放送制御マトリクス（一部を抜粋）

予想震度	1.5 未満	1.5～2.4	2.5～3.4	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4
震度3 放送中	震度1以下に訂正	—	—	震度4 即時放送	震度5弱 即時放送	震度5強 即時放送	震度6弱 即時放送	震度6強 即時放送
震度4 放送中	震度1以下に訂正	震度2以下に訂正	—	—	震度5弱 即時放送	震度5強 即時放送	震度6弱 即時放送	震度6強 即時放送
震度5弱 放送中	震度1以下に訂正	震度2以下に訂正	震度3 放送	—	—	震度5強 即時放送	震度6弱 即時放送	震度6強 即時放送
震度5強 放送中	震度1以下に訂正	震度2以下に訂正	震度3 放送	—	—	—	震度6弱 即時放送	震度6強 即時放送
震度6弱 放送中	震度1以下に訂正	震度2以下に訂正	震度3 放送	震度4 放送	—	—	—	震度6強 即時放送

表4.2 地震の規模による放送制御マトリクス（全体）

推定された M	～M6.7	M6.8～M7.6	M7.7～
「地震」 放送中	—	「大地震です」 と追加放送	「巨大地震です」 と追加放送
「大地震」 放送中	「地震です」 と訂正放送	—	「巨大地震です」 と追加放送
「巨大地震」 放送中	「地震です」 と訂正放送	「大地震です」 と訂正放送	—

表4.1、表4.2の行は、現在の「状態」を示し、列は、新たに発生した「イベント」を示

す。表4.1の「状態」は、現在放送中の予想震度で、「イベント」は、新たに届いた後続報か

ら推定された新しい予想震度を推定計測震度で表したものである。また、表4.2の「状態」は、現在放送中の地震の規模で、「イベント」は、新たに届いた後続報の推定マグニチュードである。なお、表4.1の予想震度による放送制御マトリクスの全体は付録1に示す。表4.1は、付録1の中から、「震度3と放送中」から「震度5弱と放送中」までの5つの「状態」と、「1.5未満」から「6.0～6.4」までの8つの「予想震度」からなる部分を抜粋してわかりやすく書き直したものである。

放送制御マトリクスの使い方は、各列のような「イベント」が発生した時に、現在の状態を示す行の中で、その「イベント」に対応する放送制御を行い、新たな状態に遷移する、というものである。例えば、表4.1では、現在の状態が「震度5弱を放送中」（上から3行目）のときに、新たに届いた後続報の予想震度が3.4以下の場合には訂正放送を行い、5.0以上の場合には、もし以前の情報の発表中であったなら即座に中断して、新しい予想震度により放

送し直す、ということを示している。また表4.1では省略しているが、この放送とともに、現在の状態から新たな状態に遷移する。表4.1の「-」は、予想震度が変わらないか1ないし2階級下がった場合で、この時は、特に何もせず、状態も遷移しない。同様に、表4.2では、例えば、現在の状態が「大地震」と放送中（上から2行目）のときに、新たに届いた後続報のマグニチュードがM6.7以下の場合には訂正放送を行い、M7.7以上の場合には追加放送を行う、ということがわかる。表4.2でも省略されているが、放送とともに新たな状態に遷移する。なお、表4.1と表4.2は同時に利用されるので、表4.1の「-」で何もしない場合であっても、表4.2で地震の規模が変化したならば、追加放送される。また、警告としての新たな放送と、前の過剰な放送の訂正放送とを区別するために、表4.1の即時放送や表4.2の追加放送では、「緊急地震速報のNHK音」（緊急地震速報利用者協議会、2007）で始まり、訂正放送は「ピンポン」という音で始まるようにしている。

5. 放送開始条件の現状と課題

これまで緊急地震速報の放送開始後の後続報の活用方法について述べてきた。次に、ここでは、緊急地震速報の放送開始条件についての現状と課題について述べる。

現実の緊急地震速報の放送開始条件は、それを導入した利用者と導入業者との間の相談で決められている。例えば、危険物のある実験室などがある場所では、予想震度3以上で放送開始し、危険物のない安全な建物内では、予想震

度5弱以上で放送開始するなど、利用者の利用環境に応じて放送開始条件が決められている。ただし、2007年10月1日の緊急地震速報の一般への提供開始に合わせて気象業務法が改訂されて、同年10月12日から気象庁以外が警報を出す事が禁じられたため、特に不特定多数が対象となる場所での放送等では、気象庁が警報を発表する前に放送開始することはできなくなった。また同年11月にも気象業務法が改訂され

て、同年12月1日から、気象庁の地震動警報が、「最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの」と定められた。気象庁の警報の発表基準は、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合」に、「強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域」に対して出される（気象庁2007）となっているため、これに整合するように、民放テレビや携帯電話会社などでは、気象庁が警報を出した地域にのみ緊急地震速報を流している。しかし、全国放送を原則としているNHKでは、地域を限定せずに全国に放送しており、また多くの民放ラジオ局では、カーラジオでの利用を想定して、運転者が緊急地震速報に驚いて運転を誤ることのないように、予想震度が5強を超えた場合のみ放送している。

このように、緊急地震速報の放送開始条件は、気象業務法の定めを遵守しつつ、その利用環境を考慮して利用者が個別に定めているのが実情である。しかし、それが適切に設定されているかどうかの判断基準となるものは、2011年4月に気象庁がガイドライン（気象庁、

2011）を公表するまでは存在していなかった。このガイドラインでは、不特定多数向けの館内放送に用いる場合は、気象庁が発表する緊急地震速報の警報に整合する放送を行うことが推奨されている。

以上のような経緯と、東北地方太平洋沖地震の時の緊急地震速報を参考にして、2012年4月の我々の放送装置の運用開始当初では、表5.1に示す緊急地震速報の放送開始条件を定めた。ここで、表5.1の（1）の放送開始条件は、気象庁の警報発表基準にほぼ整合するものであるが、気象庁が警報を出した地域と震度4以上が予想される場所は完全には一致しない。我々は、受信地点で気象庁の計算式で求めた予想震度が震度4以上の場合に放送開始するようにした。一方、表5.1の（2）の放送開始条件は、東北地方太平洋沖地震のような巨大地震の場合を想定して追加したものである。巨大地震では、警報が出されたときに震度3と予想された地域でも、実際の震度は震度5弱以上になることがあることから、マグニチュードが（当初はM7.0以上に）大きくなって、巨大地震の発生が予想される場合は、受信地点の予想震度が震度3以上で放送開始することにしたものである。

表5.1 運用開始当初の放送開始条件（2012年4月～2103年7月）

- | |
|---|
| <p>(1) 緊急地震速報（警報）が出された地震で、受信地点の予想震度が推定計測震度で3.5（震度4）以上で放送開始する。</p> <p>(2) 緊急地震速報（警報）が出された地震で、地震のマグニチュードがM7.0以上となった場合は、受信地点の予想震度が推定計測震度で2.5（震度3）以上で放送開始する。なおこの場合、誤った安心情報となる可能性があるため、予想震度3の場合は、予想震度を放送しない。</p> |
|---|

表5.2 放送開始された地震と受信地点（本郷）の観測震度（2012年4月～2013年3月）
 （4/29と2/25の地震は表5.1の条件（1）、12/7の地震は表5.1の条件（2）で放送開始）

地震発生日時	震央地名	北緯	東経	深さ	マグニチュード	観測震度
平成 24 年 04 月 29 日 19 時 28 分	千葉県北東部	35.8	140.7	50km	5.8	2
平成 24 年 12 月 07 日 17 時 18 分	三陸沖	37.8	144.2	10km	7.3	3
平成 25 年 02 月 25 日 16 時 23 分	栃木県北部	36.9	139.4	10km	6.2	2

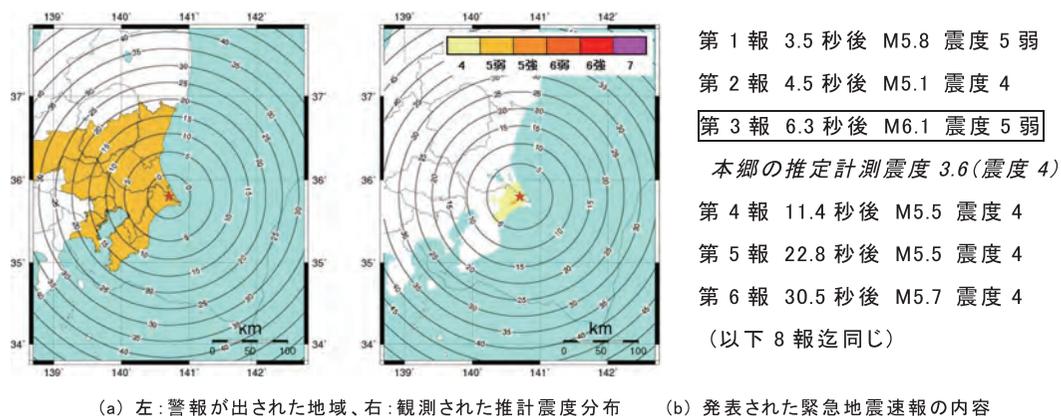


図5.1 平成24年04月29日19時28分 千葉県北東部 M5.8 最大震度5弱の緊急地震速報

次に、この表5.1の放送開始条件について、実際の放送事例などから、その妥当性を検証する。表5.1の放送開始条件で運用開始した2012年4月から2013年3月までの1年間に、表5.2の3つの地震（震源や震度は最終発表情報）に対して、受信地点である本郷キャンパスで緊急地震速報が放送された。そこでまずこの3つの事例をもとに検証を進める。

(1) 事例1

最初の事例は、図5.1に示す、平成24年04月29日19時28分に千葉県北東部で発生した、

M5.8、最大震度5弱の地震に対する緊急地震速報を取り上げる。図5.1 (a) の左は、気象庁の警報が出された地域で、右は、実際に観測された震度データから作成された推計震度分布（気象庁、2008）である。図5.1 (b) には、このとき気象庁から発表された緊急地震速報の内容を示す。この第3報で警報が発表されたとき、本郷キャンパスの予想震度は、推定計測震度で3.6（震度4）であったため、表5.1の（1）の放送開始条件が成り立ち、「緊急地震速報、予想震度は4」という放送が開始された。その直後の第4報で予想震度は震度3に下がったが、そ

れ以上は下がらなかったもので、予想震度4の放送に対する訂正放送はされずに、そのまま放送が続けられた。しかし、実際の本郷の観測震度は震度2であったため、結果的に震度階級で2階級も高い予想震度が放送されるという過剰放送となった。

ここで改めて緊急地震速報の警報が出された地域（図5.1（a）左）と観測に基づく推計震度分布（図5.1（a）右）を見比べると、警報が出された地域の中でも、観測された震度が震度4に達していない場所が非常に多いことに気が付く。震源地付近では震度5弱を含む震度4以上の強い揺れが実際に観測されているので、気象庁が警報を出したことは適切であったと言えるのだが、問題は、警報が出された地域が広過ぎたのである。その結果、警報が出された地域の中では、広い範囲にわたって、警報は過剰となっていた。そこでこの事例が例外的かどうかを調べるために、過去に実際に強い揺れが観測された地震について、緊急地震速報の警報地域と推計震度分布を比較したところ、地震のマグニチュードがM6.5未満の場合には共通して、警報地域が震度4以上の強い揺れが観測された地域よりはるかに広い範囲にわたって出されていた。このように多くの場合、警報は強い揺れの地域だけでなく、その周辺のかかなり広い範囲にまで出されるために、結果的に、警報地域の中では、広い範囲にわたって過剰な警報になってしまうのである。従って、気象庁の警報の発表基準に準じて、表5.1の（1）の放送開始条件で放送開始して過剰放送となった図5.1のケースは決して例外的ではなく、むしろ表5.1の（1）の放送開始条件では、多くの場合、過

剰放送となる危険性が高いことがわかった。

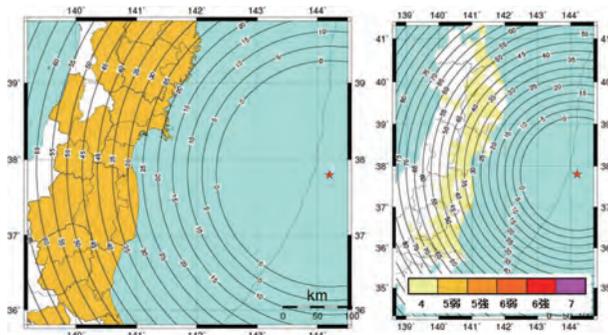
（2）事例2

次の事例は、図5.2に示す、平成24年12月07日17時18分に三陸沖で発生したM7.3、最大震度5弱の地震の時の緊急地震速報である。図5.2（a）の左は、気象庁の警報が出された地域で、右は、実際の観測から得られた推計震度分布である。図5.2（b）には、このとき気象庁から発表された緊急地震速報の内容を示す。この第5報で警報が発表されたとき、本郷キャンパスの予想震度は、推定計測震度で2.8（震度3）で表5.1の（1）の放送開始条件は成り立たなかったが、このときの推定マグニチュードがM7.8と非常に大きかったために、表5.1の（2）の放送開始条件の方が成り立ち、「巨大地震です。あと60秒。安全な場所で身を守ってください。」という放送が開始された。さらにその後も図5.2（c）に示すように、推定マグニチュードの値はM7.8からM8.0、M7.9と高い値を約43秒間維持し続けた。図5.2（c）の点線は、東北地方太平洋沖地震のときの推定マグニチュードの時系列であるが、それと比べてみても、実線で示した今回の地震の推定マグニチュードの発表が、いかに大きかったかがわかる。その後、警報発表から約43秒後の第10報で、推定マグニチュードはM7.3に下方修正されて、その結果、地震は巨大地震ではないことが伝えられた（訂正された）。本郷キャンパスの予想震度も震度2と小さくなったので、我々の放送装置では、この時本来であれば「ピンポン、大地震です、予想震度は2に訂正されました」と訂正放送されるはずであったが、残念な

がらこの時は不具合で訂正放送されずに、そのまま巨大地震の放送が継続されて過剰放送となってしまった（既にこの不具合は訂正済みである）。

ところで事例2では、本郷における観測震度は震度3で、緊急地震速報を放送するほどの強い揺れの地震ではなかったにもかかわらず、放送開始されてしまった。その原因は、実際の地震のマグニチュードがM7.3であったにもかかわらず、緊急地震速報の推定マグニチュードがM7.8～M8.0と巨大地震の発生を伝えていたことにある。このように推定マグニチュードが実際よりかなり過大に発表されてしまうと、巨大地震対策として追加した表5.1の(2)の放送開始条件により過剰放送となる可能性が高くなり、このような緊急地震速報の高度利用がやりにくくなることが予想される。そこで過去の緊急地震速報でM7.8以上が発表されたケースを調べたところ、表5.3に示す8例が見つかった。表5.3の最初の例は東北地方太平洋沖地震の本震で、次の3例は、本震後の余震の影響で、複数の同時に発生した地震から震源位置を実際とは遠く離れたところに推定した結果、過大

なマグニチュードを発表してしまった事例である。また最後の3例は、気象庁が警報として発表する前の精度の悪い情報ではあるが、非常に過大なマグニチュードが発表されていた。このように、現状の緊急地震速報には、実際のマグニチュードに比べて非常に過大な推定マグニチュードが発表されるという問題があることがわかった。これは、表5.1の(2)の放送開始条件以外にも、長周期地震動予測と超高層ビルのエレベータ制御（久保ほか、2009）や、緊急地震速報に基づくリアルタイムスロッシング予測（座間ほか、2011）のように、大地震の発生を自動判定して適切な対応を取るような高度利用をする場合には非常に厄介な問題となる。緊急地震速報は、単なる警報発表のみが目的ではなく、列車や工場機械などの装置の緊急自動制御による安全確保などにも重要である。このような高度利用の為には、発表される予想震度だけでなく、震源やマグニチュードなどの情報についても、ある程度の誤差の範囲に収まるような品質が求められる。この観点から緊急地震速報の発表情報の品質の改善が進められることを期待したい。



(a) 左：警報が出された地域、右：観測された震度分布



(c) マグニチュードの時系列。東北地方太平洋沖地震より大きいMが早い時間に出た。

第1報 3.3秒後 M6.6 震度4

第2報 4.6秒後 M6.8 震度4

第3報 5.9秒後 M7.4 震度4

第4報 6.1秒後 M7.0 震度4

第5報 6.6秒後 M7.8 震度5弱

本郷の推定計測震度2.8(震度3)

第6報 10.5秒後 M7.8 震度5弱

第7報 14.0秒後 M8.0 震度5弱

第8報 23.3秒後 M8.0 震度5弱

第9報 29.6秒後 M7.9 震度5弱

第10報 49.5秒後 M7.3 震度4

本郷の推定計測震度2.0(震度2)

第11報 54.1秒後 M7.3 震度4

第12報 56.1秒後 M7.2 震度4

(以下14報迄同じ)

(b) 発表された緊急地震速報の内容

図5.2 平成24年12月07日17時18分 三陸沖 M7.3 最大震度5弱の緊急地震速報

表5.3 緊急地震速報でM7.8以上が推定されたケース (2012年12月7日以前)

地震発生日時	震央地名	最大震度	観測M	EEW 推定M	備考
平成23年03月11日14時46分	三陸沖	7	9.0	8.1	東北地方太平洋沖地震
平成23年03月20日14時19分	福島県浜通り	3	4.6	7.8	宮城県沖と誤判定
平成23年04月12日08時08分	千葉県東方沖	5弱	6.3	8.0	福島県浜通りと誤判定
平成23年04月13日10時08分	福島県浜通り	5弱	5.8	8.2	福島県沖と誤判定
平成24年12月07日17時18分	三陸沖	5弱	7.3	7.8	事例2 (遠方海域地震)
(以下は警報発表前の精度の悪い情報)					
平成23年03月12日04時32分	新潟県中越地方	6弱	5.8	(8.0)	(千葉県東方沖に誤判定)
平成23年06月23日06時51分	岩手県沖	5弱	6.7	(7.9)	(遠方海域に誤判定)
平成23年09月29日19時05分	福島県沖	5強	5.6	(7.8)	(第1報)

(3) 事例3

最後の事例は、平成25年02月25日16時23分に栃木県北部で発生したM6.2、最大震度5強の地震の緊急地震速報である。この事例では、気象庁で警報が出された第2報のときは、本郷キャンパスの予想震度は推定計測震度で3.0（震度3）であったため放送は開始していない。しかし、その後第5報で、予想震度が推定計測震度で3.5（震度4）と大きくなったため、表5.1の（1）の放送開始条件により「緊急地震速報、予測震度は4、あと10秒、安全な場所で身を守ってください」と放送開始された。しかし、実際の本郷の観測震度は震度2であったため、結果的に震度階級で2階級も高い予想震度が放送されるという過剰放送となった。この過剰放送となった原因は、事例1の場合と同じで、本郷キャンパスが強い揺れの地域から離れた周辺に位置していた為である。

ところでこの事例3では、警報を出した時点ではなく、それより後続の情報で予想震度が高くなって放送開始したため、「携帯電話は鳴らないが放送は開始する」という珍しいケースとなった。携帯電話では、気象庁が警報を出した時点で、震度4以上が予想される地域に出される。この時は、警報を出した後に第5報を出した時点で、東京23区の予想震度も震度4に上がって震度4の地域が広がったのだが、気象庁の警報改訂基準が「震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合」となっていたために、新たな警報は結局出されず、その結果、携帯電話は鳴らなかったのである。

最後に、以上で述べた緊急地震速報の放送開始条件の現状と課題について整理すると、以下のようになる。

- i) 現実の緊急地震速報の放送開始条件は、それを導入した利用者と導入業者との間の相談で決められている。特に不特定多数が対象となる場所での放送等では、気象庁が警報を発表する前に放送開始することは禁止されている。2011年4月に気象庁がガイドライン（気象庁、2011）を公表するまでは、適切な放送の基準は存在していなかった。このガイドラインでは、不特定多数向けの館内放送に用いる場合は、気象庁が発表する緊急地震速報の警報に整合する放送を行うことが推奨されている。
- ii) 気象庁の警報の発表基準は、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合」に、「強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域」に対して出される（気象庁2007）である。これに整合するように作成された表5.1の（1）の放送開始条件では、事例1や事例3に見られるように、多くの場合、過剰放送となる可能性が高いことが明らかとなった。
- iii) 東北地方太平洋沖地震の時の緊急地震速報を参考に、巨大地震の場合を想定して表5.1の（2）の放送開始条件を追加した。しかし、事例2のケースを契機に、過去の緊急地震速報で発表され

た推定マグニチュードを調べると、現状の緊急地震速報には、実際のマグニチュードに比べて非常に過大な推定マグニチュードが発表されるという問題があることがわかった。このことは、

表5.1の(2)の放送開始条件のように、巨大地震の発生を自動判定して適切な対応を取るような緊急地震速報の高度利用をする場合に非常に厄介な問題となる。

6. 放送開始条件の改訂とその効果

ここでは、2013年8月に実施した、緊急地震速報の放送開始条件の改訂とその効果について述べる。すでに述べたように、表5.1の放送開始条件では、過剰に放送開始する可能性が高い

ことが判明した為、我々は放送開始条件の見直しを行い2013年8月から表6.1の放送開始条件で運用している。

表6.1 改定された放送開始条件（2013年8月～現在）

- | |
|---|
| <p>(1) 緊急地震速報（警報）が出された地震で、受信地点の予想震度が<u>推定計測震度で4.0（震度4の強）</u>以上で放送開始する。</p> <p>(2) 緊急地震速報（警報）が出された地震で、地震のマグニチュードが<u>M7.5以上</u>となった場合は、受信地点の予想震度が<u>推定計測震度で3.0（震度3の強）</u>以上で放送開始する。なおこの場合、誤った安心情報となる可能性があるため、予想震度が3の場合は、予想震度を放送しない。</p> |
|---|

表6.1の(1)の放送開始条件は、強い揺れの地域の周辺での過剰な放送を避けるために、推定計測震度で3.5以上としていたところを4.0以上と0.5だけ引き上げたものである。このわずかな改訂の効果を、過去に発表された緊急地震速報に適用して調べると、表6.2に示すように、放送開始回数が改訂前では15回であったものが改訂後は3回と約1/5に減少することがわかり、かなりの改善が期待できることがわかった。ただしこの改訂の結果、携帯電話が鳴っても放送開始しないケースが増えるため、利用者

には事前に、携帯電話より厳しい条件で放送開始することを周知することが必要となった。

一方、表6.1の(2)の放送開始条件は、巨大地震に成長する境界をM7.0以上からM7.5以上に変更し、巨大地震の時の放送開始を推定計測震度を2.5から3.0に上げたものである。この改訂の効果を同じように調べる為に、巨大地震に成長する境界をM7.5に固定して、推定計測震度を改訂前と改訂後で比較した結果を表6.3に示す。この改訂では、放送開始回数は改訂前の6回から改訂後は3回に半減した。しかし、実際

にはこの間M8以上の巨大地震は1度しか発生していない。残りの放送は、表6.3を見てわかるように、すべて実際のマグニチュードに比べて非常に過大なマグニチュードが推定されたことが原因であった。なお表6.3には、その後発生した、2013年8月8日の和歌山県北部の地震の緊急地震速報の誤報も示した。この誤報の時も、M7.8で予想震度が震度3であったため、放送開始条件が成り立ち放送開始された。

このように非常に過大な推定マグニチュード

が発表されるという問題はあるが、東北地方太平洋沖地震の後は、その周辺のM8クラスの巨大地震や東南海南海地震などの巨大地震の発生が懸念されており、巨大地震の発生を自動判定するロジックは捨てるのは難しい。表6.1の(2)の放送開始条件はまだ改善途中の暫定版として運用し、過大な推定マグニチュードの問題が解決された時点で改めて改訂する必要があると考えている。

表6.2 過去の緊急地震速報による放送開始条件の改訂効果の検証(1)
(条件(1)で放送開始した地震：改訂前は15回、改訂後は3回)

地震発生日時	震央地名	M	最大震度	本郷の推定計測震度	改訂後の放送開始
平成20年05月08日01時45分	茨城県沖	6.7	5弱	3.6	
平成23年03月11日19時35分	福島県沖	5.1	4	3.5	
平成23年03月12日04時32分	新潟県中越地方	5.8	6弱	<5->	○
平成23年03月16日12時52分	千葉県東方沖	6	5弱	<4->	
平成23年03月22日12時38分	千葉県東方沖	5.7	4	3.6	
平成23年03月23日01時12分	茨城県沖	5.4	3	4.0	○
平成23年03月23日08時47分	千葉県東方沖	5	2	3.6	
平成23年04月03日16時38分	福島県沖	5.3	4	4.4	○
平成23年04月11日17時16分	福島県浜通り	7.1	6弱	3.8	
平成23年04月12日16時14分	福島県浜通り	3.8	0	3.7	
平成23年04月16日11時19分	栃木県南部	5.9	5強	3.7	
平成23年04月21日22時37分	千葉県東方沖	6	5弱	3.5	
平成24年01月12日12時20分	福島県沖	5.8	4	3.7	
平成24年04月29日19時28分	千葉県北東部	5.8	5弱	3.6	
平成25年02月25日16時23分	栃木県北部	6.2	5強	3.5	

表6.3 過去の緊急地震速報による放送開始条件の改訂効果の検証(2)
 (条件(2)で放送開始した地震：改訂前は6回、改訂後は3回、
 なおここでは巨大地震に成長する境界をM7.5と固定している)

地震発生日時	震央地名	M	最大震度	本郷推定計測震度	推定M	備考
平成23年03月11日14時46分	三陸沖	9.0	7	3.5	8.1	東北地方太平洋沖地震
平成23年03月20日14時19分	福島県浜通り	4.6	3	3.3	7.8	宮城県沖と誤判定
平成23年04月13日10時08分	福島県浜通り	5.8	5弱	3.4	8.2	福島県沖と誤判定
平成23年04月14日20時23分	岩手県沖	3.6	0	2.5	7.5	
平成23年04月30日02時04分	千葉県東方沖	4.8	3	2.7	7.6	
平成24年12月07日17時18分	三陸沖	7.3	5弱	2.8	7.8	事例2(遠方海域地震)
平成25年08月08日16時56分	和歌山県北部	2.3	—	3.3	7.8	誤報

7. 本学における緊急地震速報の放送装置の導入状況と課題

本学では、部局ごとあるいは建物ごとなど様々な形で、多数の非常用放送設備が設置されている。この中で2012年度当初、緊急地震速報の放送装置を導入しているのは、生産技術研究所、東大病院、工学部などわずかな部局の放送設備にとどまっていた。導入を妨げているのは、学内の放送設備が、古いアナログ放送タイ

プから最新型のデジタル放送タイプまで多種多様で、その多くは設置時期が古くて、メーカーが提供する最新型の緊急地震速報の放送装置が利用できないタイプのものであることによる。当時、メーカーが提供可能な緊急地震速報の放送装置を利用可能なものは、最近導入された一部の放送設備のみであった。

8. 学内の多くの放送設備で利用可能な方法装置の開発と学内での展開状況

学内のこのような状況を受けて、我々は、①より多くの既存放送設備で利用可能で、②同じキャンパス内では、原則として同じ条件で放送開始し、③放送開始後も、緊急地震速報の後続

の情報に従って適切に放送内容を変更する、などを実現するために、図8.1のような緊急地震速報の放送装置を開発した。

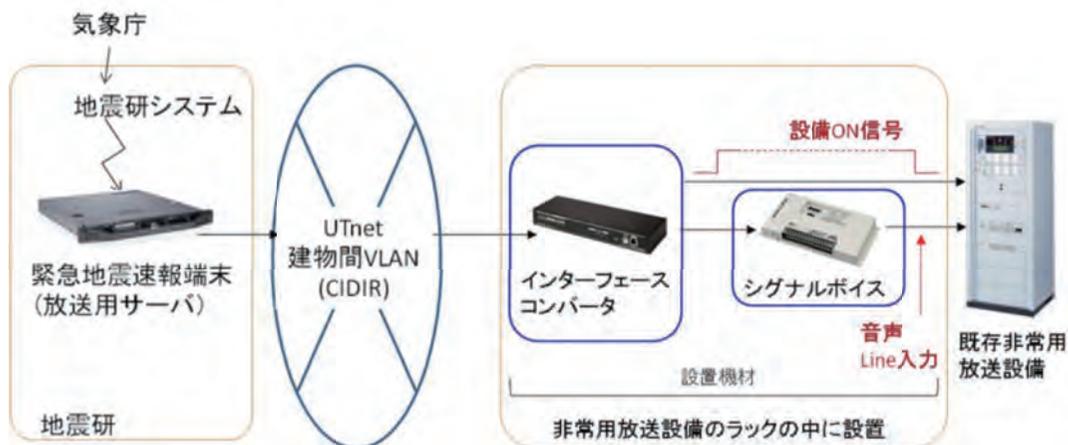


図8.1 学内向けの緊急地震速報の放送設備の構成

図8.1に示すように、気象庁から気象業務支援センターを介して受けた緊急地震速報は、地震研のシステムを介して、緊急地震速報端末に届き、そこから、UTnetが提供する建物間VLANを利用した学内の専用ネットワークを介して、既存の放送設備の中に設置されたインターフェースコンバータを遠隔制御している。地震研に設置した緊急地震速報端末は、最大20台までのインターフェースコンバータを遠隔制御可能で、これを用いて、本郷キャンパス内の放送設備を最大20台まで制御する「放送用サーバ」の役割を果たすことが可能である。インターフェースコンバータは、制御信号で既存の放送設備を起動して、予めシグナルボイスに録音されている32種類の放送音声（付録2参照）から、サーバが指示した音声を選択して音声ライン入力を介して放送する。放送開始後に緊急地震速報の後続報が届いて、放送内容を途中で変える場合は、インターフェースコンバータが放送を中断して新たな放送内容を選択

して流すことが可能になっている。

本装置の開発は2011年度に始まり、既存の放送設備への接続試験、放送用サーバと単体の放送試験装置の開発、導入前の放送試験を繰り返して、2012年3月ようやく利用可能になった。学内への展開は、1号機が2011年12月に本部棟に設置されたもののこの時はまだ試験設置に留まり、2012年10月に理学部（同月の防災訓練より運用開始）、続いて11月に地震研に設置されて運用開始された。その後2013年3月に本部棟でも運用開始され、2013年6月には工学部でもそれまでの緊急地震速報の装置を更新して本装置を設置し同月の防災訓練から運用開始された。本郷キャンパス以外では、2013年8月に白金キャンパスに、12月に駒場Iキャンパスに設置され、いずれも12月の防災訓練より運用開始された。

本装置を導入して気が付いたことは、防災訓練における本放送装置の活用である。緊急地震速報が館内放送されることで多くの人の安全が

確保できると期待されるが、その放送を周知して確実な行動に結び付けるには、事前に緊急地震速報の放送を実際に流してそれへの対応訓練をしておくことが有効と考えられる。そのような機会として、各部局等で開催される防災訓練

において、緊急地震速報の放送を流して対応訓練をすることは有効であろう。本装置には、防災訓練で利用可能な模擬試験放送音声を組み込まれており、簡単な操作で実際の緊急地震速報と同じように放送する事が可能になっている。

9. おわりに

本稿では、東日本大震災の時に緊急地震速報の情報がうまく伝わらなかったという反省のもとに、館内放送などにおいて、緊急地震速報をどのように放送すべきかを論じた。特に、警報が出て放送開始した後の後続報には、巨大地震の発生や先に出された警報の訂正などの重要な情報が含まれていることがあるので、後続報からそのような情報を自動的に判断して適切に放送しなおす事は重要である。本稿では、後続報を活用して適切に放送しなおすための具体的な実現方法として、予想震度と推定マグニチュードの2つの放送制御マトリクスを提案した。次いで、緊急地震速報の放送開始条件についての現状と課題を示して、それに対する改善案を提示した。ここでは、通常の地震における放送開始条件として、気象庁の警報発表基準に準じて設定した場合は、実際の強い揺れの地域だけでなく、その周辺の広い範囲に過剰な放送をして

しまう危険性が高いことを示し、その設定の修正案を提案し、その効果を検証した。また、巨大地震の場合の放送開始条件を追加する事を提案し、その具体的な放送開始条件を提案して有効性を検証した。ただし現時点では、緊急地震速報の推定マグニチュードが非常に過大になることがあるという問題が存在するために、巨大地震の場合の放送開始条件については暫定的なものとして提案するにとどまっている。最後に、提案した方法を実装した緊急地震速報の放送装置を開発し、学内の多くの既存放送設備において利用可能にした。本装置は、最近になって、学内の本郷、駒場 I、白金の3つのキャンパスの6つの構内放送設備に設置されて運用開始されており、今後学内の残りの地域にも利用を拡大することが予定されている。設置された部局等では、本装置の防災訓練での活用が進められている。

謝辞

本研究は、総合防災情報研究センター（CIDIR、田中淳センター長）の特別教育研究経費「災害緊急情報を活用した大学防災情報システムの開発」（2010年度から5年間）の研究プロジェクトの一部として実施された。CIDIRの田中淳センター長、古村孝志教授、目黒公郎教授、大原美保准教授、そして、地引泰人特任助教（現東北大学特任助教）には、本研究の実施に際して多大な協力と支援を頂いた。緊急地震速報の放送装置の開発に際しては、株式会社ソフトテックスの石黒佳彦氏と上松孝史氏にお世話になった。また、地震研の緊急地震速報の受信と配信のソフトウェア開発では、株式会社aLabの荒木正之氏にお世話になった。開発した緊急地震速報の放送装置の最初の接続試験と学内展開には、本部の環境安全本部や施設部の方々の多大な協力を頂いた。特に環境安全本部の中平牧

也本部環境安全課長や施設部保全課の有村義幸副課長には、本部や駒場、柏、白金などへの緊急地震速報装置の導入を勧めて頂き、打合せの設定や同席をして頂いた。理学部技術室の八幡和志氏と理学部環境安全管理室の吉田和行氏、工学部環境安全管理室の茂木俊夫准教授、医科研管理課施設チームの百百英樹氏、教養学部経理課施設係の伊藤千尋氏、ならびに、各部局のご関係の皆様には、各部局への緊急地震速報の放送装置の導入と設置を進めて頂いた。最後に、地震研地震火山情報センター長の佐竹健治教授は、我々の活動を支援して頂いた。皆様に深く感謝する次第である。

参考文献

- 気象庁(2007)「緊急地震速報のしくみと予報・警報」、気象庁、
http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/eew_naiyou.html
- 気象庁(2008)「推計震度分布図の迅速な発表について」、気象庁報道発表資料、平成20年1月10日
- 気象庁(2011)「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」、気象庁報道発表資料、平成23年4月22日
- 緊急地震速報利用者協議会(2007)「緊急地震速報の受信時の報知音の音源提供について」、緊急地震速報利用者協議会、平成19年10月、http://www.eewrk.org/eewrk_hochi-on/eewrk_hochi-on.html
- 久保智弘・久田嘉章・堀内茂木・山本俊六(2009)「緊急地震速報を活用した長周期地震動予測と超高層ビルのエレベータ制御への適用」、日本地震工学会論文集 第9巻、第2号(特集号) p.31-50
- 座間信作・西晴樹・山田寛・廣川幹浩・遠藤真(2011)「緊急地震速報に基づくリアルタイムスロッシング予測」、消防防災研究講演会資料、消防庁消防大学校消防研究センター、平成23年1月28日、p.25-33
- JEITA(2011)「緊急地震速報に対応した非常用放送設備に関するガイドライン」、一般社団法人 電子情報技術産業協会 社会システム事業委員会 非常用放送設備専門委員会、平成23年4月
- 鷹野澄(2011a)「緊急地震速報・津波警報-防災情報はどう伝わったか」、情報処理, 52, 9, 1086-1087, 2011.
- 鷹野澄(2011b)「緊急地震速報の現状と減災への活用の課題」、安全工学, 50, 6, 488-494, 2011
- 鷹野澄・鶴岡弘・石黒佳彦(2012)「緊急地震速報はどのように放送すべきか - 後続報を活かした自動放送設備の開発 -」、日本災害情報学会第14回大会、A-6-6、2012年10月28日
- 鷹野澄・鶴岡弘・石黒佳彦(2013)「緊急地震速報はどのように放送すべきか(2) - 構内放送の開始条件はどうあるべきか -」、日本災害情報学会15回大会、A-6-3、2013年10月27日

付録1 予想震度による放送制御マトリクス (全体) その1/2

予想震度	受信した情報が以下の予想震度になったとき												
	0(0.5未満)	1(0.5~1.4)	2(1.5~2.4)	3(2.5~3.4)		4(3.5~4.4)		5弱(4.5~4.9)	5強(5.0~5.4)	6弱(5.5~5.9)	6強(6.0~6.4)	7(6.5以上)	
状態	放送ON(注1) ⇒①			放送ON(注1) ⇒① 「※1(緊急)」 「※2(地震)」 「★3(注意)」 ⇒③		放送ON(注1) ⇒① 「※1(緊急)」 「※2(地震)」 「★3(注意)」 ⇒④		放送ON(注1) ⇒① 「※1(緊急)」 「※2(地震)」 「★3(注意)」 ⇒⑤A		放送ON(注1) ⇒① 「※1(緊急)」 「※2(地震)」 「★3(注意)」 ⇒⑥A		放送ON(注1) ⇒① 「※1(緊急)」 「※2(地震)」 「★3(注意)」 ⇒⑦	
① 平常時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 放送ON済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 放送中震度2以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 放送中震度3	「ピンポン」 「予想震度が1以下に訂正されました。」 ⇒②	「ピンポン」 「予想震度が1以下に訂正されました。」 ⇒②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤A 放送中震度5弱	「ピンポン」 「予想震度が2以下に訂正されました。」 ⇒②	「ピンポン」 「予想震度が2以下に訂正されました。」 ⇒②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥A 放送中震度6弱	「ピンポン」 「予想震度は3」 ⇒③	「ピンポン」 「予想震度は3」 ⇒③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 放送中震度7	「ピンポン」 「予想震度は4」 ⇒④	「ピンポン」 「予想震度は4」 ⇒④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 予想震度2以上(設定変更可能)の場合は、放送設備の電源をONにする。
 ※1(緊急) 気象庁が当該地域に警報を出している時のみ「緊急地震速報」を放送する。ただし、「地震です!」は「緊急地震速報」が放送されたら省略する。
 ※2(地震) マグニチュードによって「地震です!」と放送する。ただし、「地震です!」は「緊急地震速報」が放送されたら省略する。
 ★3(注意) 主要動到達前は「安全な場所で身を守ってください」と放送し、主要動到達後は「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」と放送する。

付録1 予想震度による放送制御マトリクス (全体) その2/2

イベント	キャンセル観受値	主要動到達までの時間(猶予時間)が予め決めた時間になったとき				
		猶予時間(定時) 10秒又は5秒毎	猶予時間(0秒) 主要動到達	主要動から5秒後	主要動から10秒後	主要動から20秒後、以下10秒毎
① 平常時	-	-	-	-	-	-
② 放送ON済	放送OFF	-	放送OFF	同左	同左	同左
③ 放送中震度2以下	「ピンポン」 「たい風の緊急地震速報は取り消されました。」 放送OFF	-	-	-	-又は ☆4(終了)	-又は ☆4(終了)
④ 放送中震度3	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)
⑤A 放送中震度5弱	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)
⑥A 放送中震度6弱	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)
⑦ 放送中震度7	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「とX秒」 「安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)	「揺れが収まるまで安全な場所で身を守ってください」を放送。 ☆4(終了)

☆4(終了) 主要動からX秒(Xにより決まる値)を経過していた場合で、かつ、最終報が届いている場合は、「放送OFF」する。
 Mの条件 M6.8未満の場合 M7.5未満の場合 M7.5以上の場合
 Xの値 10秒 15秒 20秒

付録2 シグナルボイスに録音された放送音声

ch	時間(s)	音声の内容 (日本語)男性 (英語)女性		備考
		音声の内容		
ch1	3.2	NHK音,NHK音(2回)		頭切れ対策の為、NHK音を2回鳴らす
ch2	1.0	チャイム音		訂正放送の開始音
ch3	1.9	緊急地震速報 (earthquake early warning)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch4	1.0	地震です		英語なし
ch5	1.1	大地震です		英語なし
ch6	1.7	巨大地震です (Giant earthquake)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch7	1.9	あと80秒 (in 80 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch8	1.9	あと30秒 (in 30 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch9	1.9	あと40秒 (in 40 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch10	1.9	あと30秒 (in 30 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch11	1.6	あと20秒		英語なし
ch12	1.9	あと15秒 (in 15 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch13	1.5	あと10秒		英語なし
ch14	1.7	あと5秒 (in 5 seconds)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch15	1.7	予測震度は7		英語なし
ch16	2.1	予測震度は6強		英語なし
ch17	2.1	予測震度は6弱		英語なし
ch18	2.0	予測震度は5強		英語なし
ch19	1.8	予測震度は5弱		英語なし
ch20	1.6	予測震度は4		英語なし
ch21	1.7	予測震度は3		英語なし
ch22	5.6	予測震度が2以下に訂正されました The warning level is lowered		日本語の後に英語で放送
ch23	5.5	予測震度が1以下に訂正されました The warning level is lowered		日本語の後に英語で放送
ch24	3.0	安全な場所で身を守ってください (Protect yourself in a safe place)		日本語(男性)と英語(女性)を同時放送
ch25	8.7	揺れが収まるまで、安全な場所で身を守ってください Protect yourself in a safe place until the shaking stops.		日本語の後に英語で放送
ch26	7.2	ただいまの緊急地震速報は取り消されました The earthquake early warning has now been canceled.		日本語の後に英語で放送
ch27	2.0	無音		
ch28	2.0	無音		装置接続確認等利用中
ch29	2.0	無音		
ch30	8.3	ただいまより、緊急地震速報の訓練の放送を開始します。(女性) This is a drill for an earthquake early warning		日本語の後に英語で放送
ch31	3.2	NHK音,NHK音(2回)		訓練放送用の音声の場合の例。訓練の場合は、事前にマイクで案内放送するので、訓練開始音声(ch30)は必要とせず、日本語の後に英語が放送されるのみで良い。
	3.6	緊急地震速報 earthquake early warning		
	1.1	大地震です		
	2.1	予測震度は6弱		
	5.4	安全な場所で身を守ってください Protect yourself in a safe place.		
	3.1	あと5秒 in 5 seconds		
	1.9	(pause)		
	5.4	安全な場所で身を守ってください Protect yourself in a safe place.		
	1.0	(pause)		
	8.7	揺れが収まるまで、安全な場所で身を守ってください Protect yourself in a safe place until the shaking stops.		
	約35.5秒			

注: 音声は入替可能。この音声では、主要動到達前に日本語(男性)と英語(女性)が同時放送され、到達後は日本語の後に英語が放送される。なお一部は日本語のみ放送される。



鷹野 澄 (たかの・きよし)

[生年月] 1952年10月15日
 [出身大学または最終学歴] 東京大学大学院工学系研究科電子工学専門課程 博士課程修了
 [専攻領域] 地震情報学、地震防災情報システム
 [主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)
 石田晴久・鷹野澄、OS/2(OSシリーズ5)、共立出版、1990
 鷹野澄、地震災害軽減を目指したセンサネットワークIT強震計による取り組みについて一、電子情報通信学会誌、92、3、209-217、2009。
 鷹野澄、緊急地震速報の現状と減災への活用の課題、安全工学、50、6、488-494、2011
 [所属] 東京大学情報学環
 [所属学会] 災害情報学会、地震学会、情報処理学会、電子情報通信学会、IEEE、SSA(Seismological Society of America)



鶴岡 弘 (つるおか・ひろし)

[生年月] 1966年10月12日
 [出身大学または最終学歴] 東北大学大学院理学研究科博士課程修了
 [専攻領域] 地震学、地震情報学
 [主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)
 CSEP Testing Center and the first results of the earthquake forecast testing experiment in Japan, Earth Planets Space, 64, 8, 661-671, 2012.
 GRiD MT (Grid-based Realtime Determination of Moment Tensors) monitoring the long-period seismic wavefield, Phys. Earth Planet. Inter., 175, 8-16, 2009.
 地震発生における地球潮汐の影響-数値シミュレーションによるアプローチ-, 地球雑誌, 111, 2, 256-267, 2002.
 [所属] 東京大学地震研究所
 [所属学会] 日本地震学会、災害情報学会、情報処理学会

How Should We Broadcast Earthquake Early Warnings? : Study of the Method of Utilizing Subsequent Information and Broadcast Start Conditions, and Development of the Broadcasting Equipment Using Them

Kiyoshi Takano* and Hiroshi Tsuruoka**

Abstract

In this paper, we will discuss how to broadcast earthquake early warning in case of such as in-site broadcasting systems on the basis of remorse of unsuccessful information transmission at the time of the 2011 Tohoku Earthquake. In particular, because there may be included important information such as the occurrence of great earthquake or the correction of warning issued earlier in the subsequent information after the alarm was broadcasted, it is important to re-broadcast appropriately these information in automatically from these subsequent information. In this paper, we have proposed two broadcasting control matrices of the estimated seismic intensity and the estimated earthquake magnitude, as the specific implementation method for re-broadcasting properly with the help of the subsequent information. Then, we have described the current status and problems for the broadcast start conditions of earthquake early warning, and presented ways to improve it. Here, if the broadcast start condition for the normal earthquake was set in accordance with the alarm presentation criteria of JMA, we have described the high risk resulting in excessive broadcast not only for the region of the strong shaking but also for the wide area of surrounding and proposed the amendment of the setting and verified the effect. Further, we have proposed to add the broadcast start condition for the great earthquake, and proposed specific condition and verified its validity. However, because there exist the problem that the estimated magnitude of earthquake early warning sometimes becomes too excessive, the broadcast start condition for the great earthquake was proposed as a tentative here. Finally, we have developed the broadcasting equipment of earthquake early warning which was

* CIDIR of the Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

** EIC of the Earthquake Research Institute, the University of Tokyo

Key Words : Earthquake Early Warnings, Automatic Broadcasting Equipment, Great earthquake, Subsequent Information, Broadcast Start Conditions.

implemented our proposed method, and it is available for many existing broadcasting facilities on our university campus. Recently, our equipments were installed and start to operation at six broadcast facilities of three campuses Hongo, Komaba I and Shirogane. And it is planned to expand the use of our equipments in the remaining area of our university campus. In the departments installed our equipment, it has been also promoted to use it in the disaster drill.

テレビにおける野球中継の分析

—映画との比較から—

An Analysis of Live Broadcasting of Baseball Game in Television: From a Comparison with a Baseball Film

滝浪佑紀

Yuki Takinami

本論文は、高校野球を中心としたテレビにおける野球中継について考察する試みである。実際のシーンの検証にあたっては、映画研究がしばしば用いる、ショット分析 (shot-by-shot analysis) の手法を援用した。とはいえ、映画作品とテレビ番組 (とりわけ本論が扱うスポーツ中継番組) は決定的に異なっているという点は、まず注記されるべきだろう。例えば、哲学者にしてメディア論者のサミュエル・ウェーバーは1990年代中頃、従来の物語論ないし映画論の手法をテレビ番組の分析に適用しただけの研究が量産されつつあった英語圏でのテレビ研究の傾向を見据えながら、次のような苦言を呈している¹。

内容分析を超えて、形式的要素の議論が試みられるとき、後者〔テレビ研究〕はしばしば、より伝統的な美学的ジャンル——例えば、物語フィクション——から概念を借りてくる。かくして、このテレビジュルなメディアの特性に関する問いは、放置されたままとなる²。

もちろん、テレビ番組も断片化されたショットの積み重ねから成っており、その映像のシンタックスを考察するためには、映画論におけるショット分析の方法は有用である。しかしながら、従来のテキスト分析では少なくとも、(1)「中継」という伝達モード、および(2)その日常性および周期性というテレビを特徴づける論点を捉えることができない。加えて、その即時性という伝達モードから帰結するように、テレビ番組というテキストは緩くしか編まれていない。従来のテキスト分析からすれば、欠点と見なされかねないこの特徴はしかしながら、テレビというメディアを優れて特徴づけている。テレビ番組の考察には、映画研究とは異なる——少なくともテレビというメディアの特性を考慮に入れた——分析が必要なのである。

以上のような問題意識のもと、中継であり、日常的に放映されている野球中継番組を考察していきたい。サッカー中継に関してはすでに、ウンベルト・エーコの素晴らしい分析がある³。しかし、野球中継は空間・時間的に細分化されたショットの積み重ね (編集) から成っ

* 東京大学大学院 情報学環

キーワード：テレビ分析、映画分析、スポーツ中継

ており、この点、パンを伴ったロングショットでボールの動きを追い、試合の進行が止まった時に選手の近景ショットが挿入されるに止まるサッカー中継に比べ、中継番組のコードないし原理を抽出することに適している。以下、比較のために、野球を題材とした映画（『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』〔*For Love of the Game*, サム・ライミ、1999年））を分析することか

ら始める。続いて、野球のテレビ中継から、2013年夏の甲子園大会から1シーン（三回戦「常総学院—前橋育英」7回裏2死満塁）を分析し、メアリー・アン・ドーンおよびスタンリー・カヴェルのテレビ論を参照しながら、野球中継の伝達モードをその特異性において考えることを試みる⁴。

1. 野球映画における試合シーンの分析——視点と物語化

まず、野球を主題として扱った映画作品を分析することから始めよう。野球は米国の国民的スポーツとして、これまでもハリウッドにおいて、しばしば作品の題材として取り上げられてきた。1980年代後半以降に限っても、『フィールド・オブ・ドリームス』（1989）、『夢を生きた男／ザ・ベーブ』（1992）、『プリティ・リーグ』（1992）、『オールド・ルーキー』（2002）など多くの作品が製作されている⁵。その中でも、本論がケビン・コスナー主演の『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』をとりわけ分析対象として選んだ理由は、同作品においては二時間強の上映時間のほぼ全編を通じて、単一の試合が描かれているという点にある。多くの野球映画が試合シーンを、エピソードのひとつとして簡略的に扱うことを考えると、試合の経過そのものを丹念に描いた同作品は、野球中継を考えるにあたって、重要な比較対象となってくれるのである⁶。

『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』の荒筋は、次の通りである。映画は、翌日のヤンキース戦のためにニューヨークへ移動し、ホテルにチェック

インする主人公・ビリー（ケビン・コスナー）を導入するところから始まる。ビリーはそこで、彼の恋人・ジェーン（ケリー・プレストン）を待っているが、彼女はいくら待っても来ない（ジェーンはビリーと別れ、ロンドンに引っ越すことを決意している）。さらに翌朝、彼の所属するタイガースのオーナー（ブライアン・コックス）が訪れてきて、チーム売却の話伝える。40才を迎えたビリーは、投手として輝かしい経歴を持っているが、今はトレード（ないし引退）の危機に晒されている。こうした状況において、ビリーはヤンキース戦に臨むのであり、以降約2時間にわたって、試合の経過が、ジェーンとの出会いや別れの危機、タイガースで苦楽を共にした同僚との思い出などを回想シーンとして織り交ぜながら描かれるのである。

ここでは、クライマックスと言うべき9回裏のシーンに注目しよう。6回途中より肩の痛み苦しむつつも、ビリーは今や完全試合（！）の達成を眼前にしている。試合は、彼の相棒役、捕手のガス（ジョン・C・ライリー）が

走って得た、1点によってリードしている。最終回、 Yankeesは左打者を揃える代打攻勢に出るも、ピリーは最初の二人を、三塁ゴロと三振に仕留める。三人目の打者、ケン（カーマイン・ジョヴィナッツォ）を迎える場面は、次のように進む。

S.1 球場の超ロングショット（以下ELS）。カメラはパンをして、熱気に包まれる球場を捉える。テレビ解説者「次は若きケン・ストラウト、ルイスの代打です」〔図1.1〕。

S.2 ビリーのクローズアップ（以下CU）。振り返る。場内アナウンス「ルイスに代わって、背番号60ケン・ストラウト」〔図1.2〕。

S.3 ケンのミディアム・ロングショット（以下MLS）。打席へ〔図1.3〕。

S.4 ビリーのミディアム・クローズアップ（以下MCU）〔図1.4〕。

S.5 ビリーのMCU〔図1.5〕。

S.6 ケンのMLS〔図1.6〕。

S.7 ビリーのMCU〔図1.7〕。

S.8 マウンドに立つビリーのロングショット（以下LS）。ケンが背後から写り込んでいる。ピリー、投げる〔図1.8〕。

S.9 ケンのMLS。打つ〔図1.9〕。

S.10 打たれた球を視線で追うために振り返るビリーのMLS〔図1.10〕。

S.11 観客席のLS〔図1.11〕。

S.12 ケンのMCU〔図1.12〕。

S.13 観客席（ファウルゾーン）に飛び込むボール〔図1.13〕。

S.14 ファールであることを示す審判のELS〔図1.14〕。



図1.1



図1.2



図1.3



図1.4



図1.5



図1.6



図1.7



図1.8



図1.9



図1.10



図1.11



図1.12

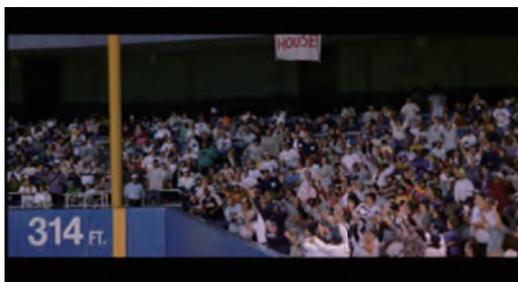


図1.13

まず一見して明らかなように、このシーンは空間・時間的に細分化されたショットから構成されている。そして、これらのショットは、「切り返し」や「視点ショット」といったハリウッド映画のコンベンションを介してつながるのである。上記デクパージュはS.1として、同シーンのエスタブリッシング・ショットとして機能する、球場の全景ショットから始まる（テレビ解説者の説明を介して、打者ケン・ストラウトが導入される）。続いて、シーンはS.2からS.7まで、ビリーとケンの中の切り返しを軸として構成される。周知のように、切り返しとは、二人の登場人物が向かい合っているという状況で特権的に使用される手法であり、それを通じて、投手と打者の対決の感覚が前景化されるのである（またS.3やS.6は、ビリーの視線ショットと見なすことができる）。そして、二人の間の緊張がクライマックスに達した瞬間、シーンはビリーのロングショットに戻り、「投げる」－「打つ」というシーンの中心的行為が、S.8とS.9の交替を通して繰り返される。その後、打球の行方をめぐって、ビリー、ケン、観客のリアクション・ショット（S.10, S.11, S.12）や飛球の行方を見定めるショット（S.13）が続き、ファールの判定を下す審判のショットによって、シーンに句読点が打たれる



図1.14

のである（S.14）。

以上のように、シーンを細かなショットに分割することの利点は明らかである。すなわち、球場という広い空間において、特定の選手に焦点を当てて、物語を進行させることができるのである。そして、ここで指摘しておきたいのは、このように細分化されたショットは、単に視点ショットや切り返しといったハリウッド映画のコンベンションを介してつながられているばかりではなく、登場人物のアクションをピボットとした、原因と結果の連鎖によって連続性を獲得しているという点である（翻って、各ショットは構図や持続の水準で、登場人物のアクションに焦点を当てている）。例えば、S.2からS.7までの視点ショットを含意した切り返しは、「バッター席に向かい、そこで構えるケン」と「それを見ることで最後の気力を振り絞るビリー」という、視線を介した〈原因 - 結果〉あるいは〈行為 - 反応〉の連鎖によってつながられている。さらに、登場人物のアクションを介した因果律という観点から興味深いのが、S.8とS.9の連鎖である。ここでは、S.8とS.9のそれぞれが構図と持続の上で、二人の登場人物の「投げる」と「打つ」というアクションに焦点を合わせ、まさにビリーが投げた瞬間、S.8からS.9に切り替わるというように、

「投げる」と「打つ」というアクションが〈行為-反応〉という連鎖によってつながられるのである（またS.10の打たれたボールとそれを視線で追うビリーのショットは、S.9の結果として、ショットの連鎖に組み入れられる）。

このように登場人物のアクションを丁番として、ショットを原因と結果の連鎖の下でつなげるという手法は、ハリウッド映画の原則に適ったものである。米国を代表する映画学者デヴィッド・ボードウェルは大著『古典的ハリウッド映画』において、ハリウッド映画はシーンの水準で（ショットというよりは）、原因と結果の連鎖の原則を遵守していることを明らかにした⁷。そして『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』の全体的構成も（シーン内の構成を超えて）、シーン間の原因と結果の連鎖の原則を遵守しているのである。すでに指摘したように、同作品はほぼ全編を通じて、ひとつの試合を描いているが、この試合の経過にフラッシュバックとして、様々な思い出のシーンが挿入されることにより、ビリーの行為に「動機」を与えられるのである（行為の原因としての「動機」）。

先述したように、まず冒頭では、ビリーの恋人との別れ、引退、トレードの危機といった、作品全体を貫く問題が導入される。さらに、試合中にも6回から違和感を覚える右腕に関して、かつてヴァカンス中に経験したチェーンソーでの怪我の挿話が挿まれ、ジェーンの献身的な看病の様子と共に、物語に重層性を与えるし、その他、同僚の外野手の珍プレイ、ヤンキースに移籍したかつての同僚、1984年のワールドシリーズでの思い出などのエピソードが挿入され、こうした問題として与えられた

「動機」は、試合内において「行為」として回収される。例えば、かつての同僚にして現在のライバルであるデヴィス（ビル・ロジャーズ）は、この完全試合をかけた試合において、フェアプレイに徹することでビリーをスポーツマンシップの精神で歓待するし、センターを守る同僚のデヴィスはあわやホームランかという打球をジャンピング・キャッチすることによって、かつてのエラーの汚名を晴らす。

そして、この「原因」と「結果」を連結する繋ぎ目、ないし登場人物の「アクション」を裏書きする「動機」に、様々な価値観が織り込まれるのである。ひとつには、カメラマンとして活躍しながら、一人で愛娘ヘザー（ジェナ・マローン）を育てるジェーンは、旧来の女性規範に囚われているというよりは、先進的女性像を示しているが、自らの健康を省みず仕事に邁進するビリーとそれを案じるジェーンという『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』のストーリーをなす主旋律は、たしかに保守的なジェンダー分業のマトリックスの強化に与していると言えるだろう。あるいは作品の冒頭には、タイトル・バックの背景に、両親に野球を教わる少年ビリーのホーム・ムービー風の映像が映されていた。この物語のラインは、1984年のワールドシリーズ優勝時に球場にかけつけてくれた思い出につながり、両親への感謝というメッセージを発信している（同作品では両親との確執は描かれていないが、同じくケビン・コスナーを主演として、世代間の和解を主題とした『フィールド・オブ・ドリームス』を重要なサブテキストとして挙げるができる⁸）。たしかに、これらの価値観には素晴らしいものも含まれており、

一概にすべてを批判することはできない。しかし、ショットの連鎖は、登場人物のアクションを軸とする〈原因・結果〉の原則に基づいており、このアクションは上記のようなイデオロギーを含意する「動機」に裏書きされている。観客は物語を追うことによって、主人公のピリーに感情移入ないし共感するのであり、その過程で、作品に含意されている価値観を共有するように強いられるのである。

しかしながら、『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』は、視覚的修辞法を駆使した表現を多く含んでいるのではないかと。少なくとも、同作品は『死霊のはらわた』や『スパイダーマン』で知られるサム・ライミを監督としている。そして『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』においても、これをアウトにすれば完全試合達成というシーンにおける、スローモーションで捉えられた打球の視点ショット〔図1.15-16〕や、ヤンキースの往年のライバル・マイク（ヒュー・ロス）との対決のシーンにおける、ピリーの踵を捉えたクロー



図1.15

スアップから始まり、マイクの見逃しまでが素早いパンで捉えられたショット〔図1.17-18〕など、視覚的修辞法を駆使したショットや編集を見ることができるのである。もちろん、こうした視覚的要素は映画技法へのフェティッシュの拘泥やライミの作家性という観点から、物語に対し過剰であるとも考えることもできる。しかし、それは試合の経過をよりドラマチックに盛り立てているのであり、一義的には、主人公の物語を劇的にするために使用されていると考えた方が妥当だろう。

見てきたように、野球映画は試合の経過をただ単に捉えているわけではない。そうではなく、それはシーンを時間的にも空間的にも細分化されたショットに分割し、編集を介して、それをつなげるのである。このショットの連鎖は、主人公のアクションをピボットとした〈原因・結果〉の原則に基づいており、このアクションを裏付ける「動機」の下に様々なイデオロギーが編み込まれるのである。



図1.16



図1.17



図1.18

2. テレビ中継の分析——「偶然性」に委ねられた編集原理

それでは、テレビにおける野球中継はどうなっているのか。本論では、2013年夏の甲子園の三回戦「常総学院・前橋育英」から7回裏のシーンを分析することで、この問いを考えよう。前橋育英はこの試合で、強豪・常総学院にサヨナラ勝ちをし、初出場ながら、この年の甲子園で優勝を飾った。大会前はほとんど無名であった、2年生エース・高橋光成はこの大会を経て、スターになった。2点を追いかける展開で、前橋育英は2死満塁のチャンスを迎えている。ここで、ピッチャーの高橋は打者として出場しており、エース対決となっている（常総学院のピッチャーは飯田）。

S.1 一塁側から捉えられた高橋のCU〔図2.1〕。

S.2 バックスクリーン側から捉えられた、飯田と高橋のELS。飯田はボールを投げ、高橋は打つ〔図2.2〕。

S.3 高橋が打った瞬間、ショットは切り替わり、バックネット一塁側から捉えられ

た、ボールの行方を追うELS。アナウンサー（以下A）「またファウル。インコース続けます」〔図2.3〕。

S.4 バッターボックスへ戻る、高橋のCU〔図2.4〕。

S.5 捕手のMCUから、カメラはティルト・アップし、バッターボックスに立つ高橋のMCU。A「今、この続けているインコース、コースはどうですか」。解説者「コースは抜群だと思います。よく高橋君も振るって、ファウルにしていますよね。いい勝負ですよ、これ」。A「さあ、このままインコースを続けるか、あるいは外のスライダーも来るかどうか」〔図2.5-6〕。

S.6 飯田のMCU〔図2.7〕。

S.7 飯田と高橋のELS。飯田は投げ、高橋見逃す。ボールの判定。A「キャッチャー、外。〔高橋のバットが〕止まりました」〔図2.8〕。

S.8 高橋のMCU〔図2.9〕。



図2.1



図2.2



図2.3



図2.4



図2.5



図2.6



図2.7



図2.8



図2.9

まず、野球映画と同様、野球のテレビ中継も細分化されたショットの集積から構成されているという点を指摘しておこう。また、上記シーンにすべてが使用されているわけではないが（使用されているものについては括弧内に記載）、野球中継も「スタンド側から捉えられた投手と打者のELS（S.2, S.7）」、「バックネット側から打球を追うELS（S.3）」、「投手のMCU（S.6）」、「打者のMCU（S.1, S.4, S.5の後半, S.8）」、「他の選手のMCU（S.5の前半）」、「観客や応援団のショット」、「スコアボードのショット」というように、野球映画とほとんど同じ要素から構成されているのである。さらに言えば編集に関して、野球中継においても映画と同様に、投手と打者のMCUが連続させられることもある。そして、上記シーンで投手と打者はたしかに対決しているのであり、この意味において、二人が向かい合っている場面で特権的に使われる「切り返し」の使用は妥当だと言えるだろう。少なくとも、テレビにおける野球中継においても、試合の経過がロングショットの長回しで延々と捉えられているわけではなく、そこには編集による一定の物語化の操作が介在しているのである。

それでは、映画と野球中継の違いは何だろうか。こうした観点から注目したいのは、投手が

マウンド上でセットアップし、まさに投げるといふ、試合の進行にとって決定的に重要な瞬間に必ず、スタンド側から投手と打者を捉えたELSに切り替わるといふ特徴である（S.2, S.7）⁹。このショットでは決まって、フレーム右下に、点数および進塁の状況とボールカウントを表した図表が示される。すなわち、このELSは特定の試合状況において、投手が次の一球を投げ、打者がそれを打つか否かという場面で使用されるのである。一方において、野球中継を見る視聴者の主たる関心は、試合の行方にあるため、決定的場面において、映像が打者と投手を一望のもとに捉えるロングショットに戻ることは当然だと言えるだろう。他方、すでに見たように、投手や打者のMCUは時折、擬似切り返しとして連続されることもあるが、野球中継番組の基礎がこのロングショットに置かれている限り、各選手のMCUは互いの視線や行為の相互アクションの連鎖によってつながれるのではなく、互いが独立している「挿入ショット」に止まっていると考えることができるだろう。

しかしながら、以上の分析だけでは——たしかに、視聴者の関心がいまだ結果のわからない「試合の行方」に向けられた編集原理の一端は明らかにされたものの——、テレビにおける野球中継は、緩くにはしか編まれていないテキスト

として、否定的にしか考察されていないのではないか。上記シーンは、野球中継というテキストの特性に関して、積極的に何かを提示しているのではないか。こうした問いとともに注目したいのは、打者がボールを打った瞬間、ショットは必ず、スタンド側から捉えられたELSから、バックネット側から捉えられたELSへ切り換えられるという点である。もちろん、このショットの転換は、試合の展開にとって重要なボールの行先を見届けようという目的に動機づけられている。とはいえ、カメラアングルの転換だけ取れば、たしかにこれは、一種の「切り返し」であると言えることができる（打者の打撃の「結果」としての飛球とショット転換）。しかしここでは、編集のタイミングに注意しよう。すなわちこのショット転換においては、打者がボールを打った後、遅れてショットが転換するのであり、登場人物の「アクション」に焦点を合わせるべく、アクションの前にショットが転換する映画と好対照をなしているのである。言い換えれば、編集の原理は、選手の「アクション」ないし「動機」の因果律にあるのではなく、選手が打つか否かという偶然性に委ねられているのである。そして視聴者の受容モードに関していえば、彼または彼女はこの出来事の生起を「待ち」ながら、画面を見ているのである（とはいえ、空振りや見逃し等も出来事であり、視聴者はショットが切り替わる瞬間と同様に、ショットが切り替わらないことも待っている）。

以上で考察してきた、7回裏2死満塁、打者・高橋がファウルを打ち、ボール球を見極めるという上記シーンは、打者がボールを打つ、ない

し見逃すという野球という試合を構成するもっとも基本的なアクションを捉えているという意味において、野球中継に典型的である。とはいえ、偶然性に委ねられた編集原理という上記の要点を確認するため、より劇的なシーンを分析しよう。9回裏2死、いまだ2点のリードを許している状況において、高橋は再びバッターボックスに立つことになる（飯田はアクシデントのため降板し、常総学院のピッチャーは金子に代わる）。

S.1 金子のCU。A「代わって上がったのが、2年生の金子。ここまでは要求したコースに投げ切っていますが」〔図2.10〕。

S.2 高橋のCU。A「前橋育英、よく粘っています」〔図2.11〕。

S.3 マウンドのELS〔図2.12〕。

S.4 切り返しでグラウンド。A「センターへ、抜けた、抜けた、抜けた」〔図2.13〕。

S.5 一点目の走者。A「一人返ってくる」〔図2.14〕。

S.6 捕球する野手〔図2.15〕。

S.7 二点目の走者。A「同点のランナー、返ってくる、同点」。

S.8 返球する野手。A「バッターランナー、三塁へ行った。ボールは三塁に送られた」。

S.9 高橋のMCU。A「9回2アウトから追いつきました、前橋育英」。

（応援席、ベンチ、高橋、金子などのショットが、6つ挿入された後）

S.16. リプレイ（打撃から返球）。A「アウトコースの変化球に、うまく対応しました」。解説者「かなり意識していましたね、今のスライダーを。よくボール見て、



図2.10

振り切る。まあ、これは投げた金子くんよりも、打った高橋光くんですね。彼を褒めるべきです〔…〕」〔図2.16〕。



図2.11



図2.12



図2.13



図2.14



図2.15



図2.16



図2.17

S.17. リプレイ（走塁）〔図2.17〕。

このように、このシーンでは、高橋のヒットおよび同点のホームインという劇的出来事が捉えられている。たしかに、タイムリー・ヒットから走者の送還という一連のアクションは、どちらかというとはまっていることの多い野球の試合において、もっとも動的な瞬間の一つであると言えるだろう。そして野球中継は、この球場一杯を使ったアクションを、S.4（外野に飛ぶ打球）から、S.9（三塁ベースに立つ高橋）まで、走者（S.5, S.7）と外野の守備選手（S.6, S.8）のショットを交替させながら、映画で言う「クロスカッティング」の手法を使って捉えるのである。とはいえ、打者がボールを打つまで——投手と打者のCU（S.1, S.2）の交替から、二人をスタンド側から捉えるELS（S.3）、打撃直後における逆アングルからのELS（S.4）に至るまで——、先に見た7回裏のシーンと同じ仕方でショットが連鎖されている。この場面では結果として、打者がヒットを打ったのであって、視聴者はS.3で、出来事が生起することを「待つ」ているのである（見ている最中は何が起こるか分からない）。ある

いは、「待った」ことへの報酬として、息つく暇のない展開が与えられるのである。

以上、2013年甲子園から「常総学院 - 前橋育英」の試合を例にとりて、野球中継の伝達モードを考察してきた。その特徴を、野球映画と比較してまとめると、表のようになる。まず視聴者の関心は、映画では「登場人物の行為ないし内面」に方向づけられているのに対し、中継では「試合の行方」にある。また中継は、映画における「人物のショット」というよりは、「超ロングショット」を基調として組み立てられる。ここから帰結するように、中継においては、人物のショットはシステマチックにつながれることはなく、「挿入」に止まる。打撃時の編集原理は、映画では「人物の行為の因果律」に基づくが、中継では「偶然性」に支配され、カットのタイミングは、映画では「打撃の前」であるのに対し、中継では「打撃の後」である。そして視聴者は、登場人物に感情移入するというより、「出来事を待つ」というモードでテレビ画面に臨むのである。

	野球映画	野球中継
視聴者の関心	人物の行為・動機	試合の行方
基調となるショット	人物のショット	超ロングショット
人物ショットの編集原理	POV, 切り返し	挿入
打撃時の編集原理	人物の行為、動機の因果律	偶然性
打撃時の編集タイミング	打撃の前	打撃の後
視聴者のモード	没入、感情移入、同一化	出来事を「待つ」

野球映画と野球中継の比較

3. テレビの装置論——「モニタリング」のための「フォーマット」

それでは、以上のようなテレビ中継の編集原理の含意は何だろうか。一方において、テレビ中継というテキストは、一定の物語化という作為を経ている。前章でも見たように、テレビ中継は投手や打者といった特定の選手に焦点を当てるため、MCUなどを多用し、さらには、彼らのショットが類似切り返しとして連続させられる場合もある。あるいは、いくらかのポストプロダクションの時間を経た報道番組では——映画の場合ほど綿密に編まれていないものの（少なくとも、それはフィクションとして演じられたものではない）——、再編集を経て物語化の傾斜が強められている。例えば、試合当日

の深夜、テレビ朝日で放映される報道番組「熱闘甲子園」では、前章で見た「常総学院一前橋育英」7回裏2死満塁のシーンは、次のように編集されている（ただし先の2-2より一球のちの2-3から、高橋が三振になるシーン）。

S.1 飯田のMCU〔図3.1〕。

S.2 高橋のMCU〔図3.2〕。

S.3 飯田と高橋をスタンド側から捉えたELS〔図3.3〕。

S.4 飯田の投球から高橋の空振りまでを素早いパンで捉えたMS〔図3.4〕。



図3.1



図3.2



図3.3



図3.4

すなわち、S.1 と S.2 が中継番組に比べ、より精密な「切り返し」としてつなげられ、さらにS.4 として、ピッチャー飯田の投球とバッターの空振りを劇的に見せる、素早いパ

ン・ショットが挿入されているのである（後者は『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』のいくつかのショットを思い出させる）。こうした視覚的修辞法は中継番組ではほとんど不可能であり、し

ばらくの時間を経た報道番組では、膨大に撮りためられたストック映像からの取捨選択を経て、実際の試合が映画的に再構成されているのである¹⁰。

もちろん野球中継番組においても、緩くではあれ、ショット間の連鎖の中に映画的方法で、イデオロギーが編み込まれているということは間違いない。具体的に言えば、オリンピックやワールドカップの場合にそうであるように、露骨にナショナリズムを喧伝しているとは言わないまでも、甲子園の中継番組も「全員一丸」、「応援団との一体感」、「気迫、精神力」などの価値観をメッセージとして発信しており¹¹、それらはテキストに編み込まれている（例えば、祈るような顔をして試合を見つめる応援団のショットが、打席に立つ選手のショットにつなげられる場合など）。もちろん、こうしたイデオロギーを批判することは重要である。しかし、「偶然性」に委ねられた、テレビ中継の映像編集原理を、映画的に分析するのではない仕方で、考察することはできないだろうか。あるいは、テレビが一種のイデオロギー装置として機能していることは明らかだとしても、その作用の仕方は映画とは異なっているのではないか。こうした問いを念頭に、以下、メアリー・アン・ドーンとスタンリー・カヴェルのテレビ論を参照しながら、テレビ中継番組の編集原理の含意を考えよう。

※

まず、メアリー・アン・ドーンの1990年の論文「情報、クライシス、カタストロフィ」から始めよう。ドーンは同論文で、テレビ報道番組は表題にある三つのモードから成っている

と主張している。すなわち、(1) テレビはまず、「情報」を「連続的に、フローとして」流している。こうした情報は「多少ドラマ化されている」かもしれないが、テレビの一義的役割とは、こうした情報を無弁別的に伝えることにある。とはいえ、(2) テレビの流す情報はある傾向に方向づけられている。とりわけ、テレビは危機的状况を特権的に前景化するが、この誰かが何かを決断（とりわけ政治的決断）しなければならぬ状況が「クライシス」である。そして、(3) そうした「クライシス」の究極的状态が、「カタストロフィ」である。「クライシス」においても、情報は傾向づけられているとはいえ、いまだ連続的に流れていた。しかし、「カタストロフィ」においては、すべてが一瞬のうちに起こるのであり、通常モードとしてのテレビのフローは中断されるのである¹²。

以上のような三つのモードの分類は、野球中継を分析するにあたって有用だと言えるだろう。たしかに、野球中継は通常モードにおいて、試合の経過や選手の「情報」をフローに伝えている。またチャンスやピンチにおいては、その「危機的」状況を煽るかのように、緊迫したナレーションが加えられ、さらに選手個人や監督の「決断」に焦点が当てられる（球種は何にするか、選手を交代するかなど）。加えて、野球中継番組そのものは、とりわけホームランやタイムリー・ヒットなどの「カタストロフィ」の瞬間を中心に構成され、まさにこうした瞬間において、テレビのフローとしての伝達は中断されるのである。

しかしながら、ドーンはテレビにおける三つ

のモードを分類しているばかりでない。むしろ、ドーンの批判の眼目は、こうした三つのモードを通じて、テレビの報道する「情報」が構造化されているという点に注意を促すことにある¹³。重要な一節において、ドーンは次のように書いている。

情報がどこにでもあるとしたら、するとテレビ時代における脱情報という真のスクランダルは、情報の効果を利用するためにその情報を配置し、流し込もうとするまさにその試みに他ならない。〔…〕脱情報は、虚偽であるという理由からだけでなく、その有方向性、限定性、普遍的入手可能性の欠如ゆえにも、信頼性を失うわけだ。スクランダラスなのは、その効果が目指されたものであるということだ¹⁴。

たしかにドーンは、テレビによる「情報」の配置あるいは方向付けの仕方を問題にしている。しかし、ここでのテレビの作為は、通常の「物語化〔narrativization〕」の過程と同一視されてはならない。というのもドーンは、テレビによる「情報」の配置は、何よりも「脱情報〔disinformation〕」に関わっていると論じるためである（あるいはドーンは、「情報」はすでに多少なりとも物語的傾斜がつけられていると指摘している）。ドーン自身は、それ自体が定義を必要とする語「脱情報」に対し十分な説明を加えていないが、私たちはこの語を、「カタストロフィ」を意味するものとして受け取ることができるだろう。なぜなら、「カタストロフィ」とはまさに、平坦で連続的な「情報」を

断絶するような、瞬間的で非連続的なモーメントとして定義されるためである。

ただし、「カタストロフィ」を通じての安定的状態の再定立とは、より伝統的な映画の物語モデルでもある（引き延ばされたサスペンスを経ての「最後の救出」という物語モデル）。テレビが映画と決定的に異なるのは、前者は「現場にいた〔being there〕」という様態に特権性を与えている点にある。ひとつには、ナレーションは絶えず、今まさにカメラは危機的状況に居合わせていることを強調する（「クライシス」）。とはいえ、テレビが決定的一瞬を中継で捉えることは稀であり、その意味で、「カタストロフィ」は事後的に捉えられることが多い。そして、その際に重要な役割を演じるのが「アンカーとしてのナレーター」である¹⁵。たしかに、ナレーターはその状況について説明し、物語る。しかし、彼または彼女の一義的役割は、何かりニアな物語を語るというよりは、カタストロフィの現場に居合わせた目撃者——ないしカメラが居合わせた場合には、その映像——に投錨する〔anchor〕ことである。一方において、ここから、テレビの非弁証法的で、反復的に同じソースに立ち返る語りのモードが帰結する。他方、映画では、カタストロフィ的状況がCGや特撮を駆使して、スペクタクルに展開されることを思い出せば、テレビにおける表象作用は貧しいと言わざるをえない。冒頭で引用した、サミュエル・ウェーバーの言を借りれば、「テレビが伝達するのは表象〔representations〕ではなく、現前そのもののある外観〔a semblance of presentation as such〕なのである」¹⁶。

以上のドーンの分析は、野球中継の分析に大きな示唆を与えてくれる。まず、ナレーションは絶えず、試合が今まさに危機的状况に置かれていることを強調するし（「試合の流れの転換期」とは、アナウンサーや解説者の常套句である）、そもそも、カメラ——しかも複数のカメラ——が「現場にいるべく」＝「カタストロフィを待つべく」据えられている。テレビにおける野球中継とは、「カタストロフィ」を最良の位置から捉えるべく、予めカメラが構えられたテレビ的「メディア・イベント」装置なのである。そして、いざヒットやホームランが打たれると、前節において9回裏の2点タイムリー・ヒットの場面で見たとように、リプレイによって、カタストロフィの瞬間が繰り返される。さらに映画と比較して、ここでは決定的瞬間が特殊技術などを介することなく、その場にいたことをただ驚きながら、繰り返されるといふ点を強調しておこう（『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』でも、周到なカメラ位置からの視点ショットを通じたスローモーションのボールのショットなどが使われていた）。

※

以上、テレビの三つのモードを峻別したメアリー・アン・ドーンのテレビ論を参照してきた。たしかにドーンは、「その場にいる」という状態に関連づけながら、「クライシス」という時間性をテレビにとって特権的なモードの一つとして挙げている。しかし、ドーンが分析対象として取り上げるのは、ハリケーン・ギルバートによる壊滅的打撃、スペースシャトル・チャレンジャー号の事故などの災害報道であり、この意味において、ドーンのテレビ論は、

それ自体は瞬間的で表象不可能なカタストロフィを、それが起きてしまった後で、テレビがどのように事後的に捉えるかに考察の焦点を当てている¹⁷。それでは、テレビにおけるクライシスの様態はどのように分析できるだろうか。あるいは、テレビは危機的状况であることを強調するナレーションの多用というドーンの指摘を超えて、このテレビのモードはどのように考えることができるのか。

こうした問いとともに参照したいのは、スタンリー・カヴェルの論考「テレビの事実」である。同論文でカヴェルはまず、テレビというメディアの物質的基礎は「出来事の同時的受容の流れ〔a current of simultaneous event reception〕」にあると主張している¹⁸。たしかに、テレビの伝達モードの特徴は「出来事」を同時的に捉えることにある。しかしテレビが中継している最中においては、その出来事が生起するか否かはわかっていない。この理由のため、テレビが捉えているのは逆説的にも、ほとんどが「不出来事的〔uneventful〕」な事柄である¹⁹。ここからカヴェルは、テレビにおける知覚モードを「モニタリング〔monitoring〕」という語によって名指すのである²⁰。すなわち、テレビの視聴者——あるいはテレビ・カメラ——は、単にカメラの前で起きる事柄を見ているのではない。むしろ建物の入り口や店舗などに備え付けられている監視カメラと同じように、視聴者は、画面に映る光景が何事もないかを「監視」するように見張るのである。あるいは英語において、「テレビを見る」とは、「watch TV」と言い、「see TV」とは言わないということを思い出してもよいだ

ろう。この日常的な用語の使用法も示唆しているように（例えば、「バード・ウォッチング」とは、単に鳥を見るのではなく、鳥が飛び立ったり、餌を食べたりするのではないかというのを見ることである）、テレビの視聴者は、何かが起こるのを待ちながら、「モニタリング」をするように、画面を見るのである。

視聴者はテレビを「モニタリング」の仕方で見るとカヴェルはこの命題から、そもそもテレビにおいて最重要なものは、テレビの映し出す「出来事」ないし「不出来事」ではないという驚くべき洞察を引き出す（これが、テレビの本質とは「報道〔broadcasting〕」ないし「伝達〔transmission〕」ではないというカヴェルの命題の意味である）。カヴェルは次のように続ける。

テレビという美的メディアムに関する私の主張は、次のように言うことができる。すなわち、その成功したフォーマットとは、モニタリングの条件の暴露（認知）である。それは、シリアル・エピソード的構成手続きという方途、すなわち、メディアムの基礎がその実例化というより、そのフォーマットによって認知されるところの美的手続きによってそうする²¹。

すでに述べたように、カヴェルは、テレビは「同時的」に、「出来事」を捉えるために「モニタリング」の仕方ではカメラを構えていると論じている。この「出来事」とは定義上、日常を攪拌するものとして特徴づけられ（この意味において、この「出来事」とは「カタストロ

フィ」に近い）、その限りにおいて、テレビはいかなる出来事が起ったとしても、それに対処できる体制を備えていなければならない。そしてカヴェルはこの体制を、「フ・ォ・ー・マ・ッ・ト」と名付けるのである。その上でカヴェルは、視聴者にとってもっとも重要なのは、この「フォーマット」がうまく機能していること——「モニタリングの条件の暴露」——であると主張する。言い換えれば、視聴者は「出来事」そのものを見ていないのではない。むしろ彼らは、何が起きて、テレビは続くということを見張っているのである（その裏返しとして、「放送事故」が持つ特別な魅力）。以上のように論じた上で、カヴェルは、テレビのフォーマットは、「シリアル・エピソード」——とりわけ、司会者が様々な個性的なゲストを迎え、場を切り盛りする「トークショー」——の構成に基づいていると指摘するのである²²。

以上のようなカヴェルの評言は、野球中継によく当てはまる。一方において、アナウンサーや解説者の役割に注目して、野球中継は「シリアル・エピソード」に基づく一種の「トークショー」として成立していると指摘することができる。一定の間隔をもって、打者は次々と打席に送り込まれる。そして一球一球、小さな物語が展開される。時として、打者はホームランを打つかもしれないし、投手はピンチを三振で凌ぐかもしれない。あるいは、選手は怪我をするかもしれない。アナウンサーと解説者はこのように何が起きたとしても、首尾よくそれを説明することで、シリアルに中継を継続させるのである。他方、より一般的に映像の水準で、野球中継は「モ・ニ・タ・リ・ン・グ・の・条・件・の・暴・露」に基づ

いたフォーマットを備えている。すでに見たように、野球中継のカメラは「出来事を待つ」ために据えられており——それゆえ野球中継の映像の大半は「不出来事的」である——、それはまさに「モニタリング」のためのカメラであると言える。しかも、野球中継では複数のカメラを予め据えることで、ボールがどこに飛んだとしても（ヒットやホームランなどの「出来事」）、その行方を追うことができるように用意されている。視聴者は何か「出来事」が起きることを待ちながら、画面を見ているが、彼らは実のところ、何が起きたとしても、テレビはそれをモニタリングできることを確認するという倒錯的仕方で見張っているのである。

複数のカメラを周到に置き、編集の法則を練り上げることによって、野球中継は「モニタリングの条件の暴露」というテレビのメディア的特性を例証するジャンルを形成していると言えるだろう。それでは、テレビは何故、「出来事」を見るのではなく、見張るという仕方の知覚モードを発展させたのか。カヴェルの結論は、テレビの機能とは「怖れをモニターし」、フォーマットを通じて「それに親近性」を与えるというものである²³。カヴェルによれば、強制収容所や原爆を経験した第二次世界大戦以降、地球の「非居住性」は増大している。とりわけ米国においては、夜に外出することの危険

性はますます増したのだった。そして、視聴者はこれら「怖れ」に起因する不安に対応するように、テレビを通じてモニターを続けるというのである——ちょうど、危険に満ちた夜の街路から避難して、家に引きこもり、テレビを通じて外を監視するというように。たしかに、こうした要因の特定化はあまりに単純だろう。しかし、野球中継におけるカメラはたしかに、ヒットをはじめとする「出来事」を捉えるべく置かれ、何が起きたとしても、ボールを追いかけることができるようなフォーマットを整えているのである。さらに言えば、カメラは「出来事」が起るだろう場所を、予めターゲットとして狙い、複数の切り替えカメラを用意することで、不測の事態に備えている。この意味において、今日の野球中継は、野球の試合を多少のストーリーで粉飾して伝えるばかりでなく、カメラなしではその出来事は「出来事」として捉えられないという点で、「出来事」を作り出しているのである（強い意味での「メディア・イベント」）。何が起るかわからないという「偶然性」の場所の生産——そしてイデオロギー装置としてのテレビの機能に関して言えば、「全員一丸」や「気合」などの様々な理由づけを行うナレーションは、このように作り出された「不安」を馴致化するように動員されるのである。

4. 結論にかえて

本論は野球映画との比較を通じて、テレビにおける野球中継の伝達モードの分析を試みてきた。見てきたように、テレビにおける野球中継

も、映画と同様、細分化されたショットの積み重ねから構成されており、この意味において、映画分析の方法を適用することは有効だろう。

しかし、野球中継における編集原理の根底には、「偶然性」が潜んでいる。この「偶然性」に委ねられた編集原理のために、視聴者はテレビ中継を、映画における登場人物への「感情移入」——登場人物の行為と動機の「因果律」に基づいた編集原理によって可能になる受容モード——とは大きく異なる、「出来事を待つ」という様態で見るのである。本論はまた、メアリー・アン・ドーンとスタンリー・カヴェルのテレビ論を参照することで、とりわけ、カストロフィックな出来事を捉えるべく予め据えられたカメラによる映像のリプレイおよび、いかなる出来事が起きてでも対処できる「フォーマット」の整備という二つの観点から、野球中継の伝達モードの特徴を明らかにした。

指摘したように、以上のようなテレビ的テキストの特性は、野球中継番組にとりわけ当てはまる。とはいえ、ドーンとカヴェルはいずれも、テレビ一般について論じていたことを思い出そう。そして私たちは、とりわけカヴェルに引き付けながら、いかなる出来事が起きてでも対処できる「フォーマット」が機能できない

ような絶対的な「出来事」が起きたときに、テレビはいかに作動するのかと問うことができるだろう。私たちは不幸にも、東日本大震災および福島原発事故の報道という例を持っている。これらの例においても、スタジオを起点とした、シリアル・エピソードの手続きを経て、報道が構成されていた（とりわけドーンが指摘したような、「カストロフィ」の目撃談）。しかし、原発事故の深刻さが露わになるにつれ、テレビは「モニタリングの条件の暴露」に関して機能不全に陥っていった。たしかに、テレビは文字通り、延々と原発事故の行方を「モニター」していた（少なくとも視聴者はそう望んでいた）。しかし、もはやこの「怖れ」に適切なフレームを与えるフォーマット——語りの上でも、映像の上でも——は機能せず、視聴者の「不安」はますます高まるばかりであった²⁴。テレビにおける野球中継とはその反対に、「偶然性」に委ねられたカストロフィックな瞬間を馴致化するフォーマットをもっとも精巧な私たちで備えたジャンルなのである。

本論は、2013年11月9日に東京大学で行われた表象文化論学会第8回研究発表集会における同名の発表「テレビにおける野球中継の分析——映画との比較から」に大幅な加筆・修正を加えたものである。

註

¹ 1980年代のイギリスでは、1970年代の『スクリーン』映画理論を批判的に継承しながら、観客論という側面を強調しながら、テレビ研究が発展させられた。たしかに、テレビの視聴者は映画に比べ、多様な視聴態度で臨むのであり、これはテレビの特性の一端を捉えていると言えるが、解釈の多様性という命題を強調することによって、テレビというメディアを物語装置の一ジャンルに縮減してしまっているように思われる。たしかに、ニュース、ドキュメンタリー、スポーツ中継なども物語ジャンルの一部であると主張することもできるが、それ独自のメディアの特性（medium specificity）を考慮に入れた考察が必要とされている。本論は、これを「中継」というタームに焦点を絞り、中継メディアとしてのテレビの特性は、いかなる視聴モードと形式を要求するのかという点を考えていきたい。1970年代『スクリーン』映画理論の主要な論考は、Philip Rosen, ed. *Narrative, Apparatus, Ideology: A Film Theory Reader*, New York: Columbia University Press, 1986に所収。観客論への傾斜を強めた1980年代テレビ論の最重要研究として、David Morley, *The Nationwide Audience: Structure and Decoding*, London: BFI, 1980. モー

- レーラのテレビ論のエッセンスは、吉見俊哉編『メディア・スタディーズ』せりか書房、2000年に所収。また1990年代以降、テレビ研究は従来のテキスト分析へと戻る傾向にあった。主要な論考は、Toby Miller, ed. *Television: Critical Concepts in Media and Cultural Studies*, vol.1-4, London: Routledge, 2003に所収。
- ² Samuel Weber, "Television: Set and Screen," in *Mass Mediauras: Form, Technics, Media*, Stanford: Stanford UP, 1996, p. 108.
- ³ ウンベルト・エーコ「偶然と筋」、『開かれた作品』篠原資明・和田忠彦訳、青土社、1984年所収。
- ⁴ Mary Ann Doane, "Information, Crisis, Catastrophe," in *Logics of Television: Essays in Cultural Criticism*, ed. Patricia Mellencamp, Bloomington: Indiana UP, 1990 (邦訳、「情報、クライシス、カタストロフィ」篠儀直子訳、『インターコミュニケーション』2006年秋号)、Stanley Cavell, "The Fact of Television," in *Daedalus* (1982 Autumn). なお、ドーンの論文は9・11に関する追記が加えられ、Wendy Hui Kyong Chun and Thomas Keenan, eds., *New Media, Old Media: A History and Theory Reader*, New York: Routledge, 2006に再録、さらにカヴェルの論文は、William Rothman, ed., *Cavell on Film*, Albany: SUNY Press, 2005にも収められている(本論はこの論集版を参照)。また、サミュエル・ウェーバーは上記引用論文で、近年の英語圏で書かれたテレビ論から、例外的に読むに値する論考として、この二論文を挙げている。
- ⁵ 野球映画を広範に分析した研究として、榎本直文『スポーツ映像のエピステーメー——文化解釈学の視点から』新評論、2000年。ただし、同研究は特定の作品をショット毎の水準で分析しているわけではない。
- ⁶ 以下で見ていくように、野球中継番組は撮影や編集の水準で、高度に形式化されている。『ラブ・オブ・ザ・ゲーム』は、このように形式化された野球中継番組の映像を、映画的に専有化して使用しているため、重要な比較対象となってくれる。
- ⁷ David Bordwell, et al. *The Classical Hollywood Cinema: Film Style & Mode of Production to 1960*, New York; London: Routledge, 1984.
- ⁸ 『フィールド・オブ・ドリームス』を論じた論文として、例えば、杉野健太郎「ドリーミング・アメリカ——『フィールド・オブ・ドリームス』とネイション」(杉野健太郎編『映画とネイション』ミネルヴァ書房、2010年所収)などを参照。
- ⁹ 野球のテレビ中継の歴史上、きわめて重要なことだが、スタンド側から投手と打者をともに捉えたロングショット(望遠レンズ使用)は1970年代半ばから使用され始めたのだ。これは、捕手の出すサインがこのショットによって盗まれることを懸念したチーム側が反対を続けていたためであった。野球中継の形式の変化については、今後、歴史的パースペクティブをもって検証される必要がある。
- ¹⁰ もちろん、これらのショットは予め、「熱闘甲子園」などポストプロダクション番組での使用のために撮影されたものである。二次使用だけのために、中継で使用するショットとは異なる膨大なフッテージが、様々なカメラアングルから撮られ、ストックされている。
- ¹¹ Cf. 森田浩之『メディアスポーツ解体——〈見えない権力〉をあぶり出す』NHK出版、2009年、76頁。
- ¹² Mary Ann Doane, op. cit., p.223 (邦訳、109頁)。
- ¹³ 「情報」とは三つのうちのひとつのモードであるが、テレビはそれを中立的に伝えることを、一義的には存在理由としている。
- ¹⁴ Ibid. p. 253 (邦訳、110頁)。
- ¹⁵ Ibid. p. 253 (邦訳、114頁)。また石田英敬は、テレビにおけるニュース番組を分析した刺激的論考において、ダイクシスという観点から、アナウンサーの役割を論じている。石田英敬「〈いま〉についてのレッスン」『記号の知/メディアの知——日常生活批判のためのレッスン』東京大学出版、2003年。
- ¹⁶ Weber, op. cit., p. 117. 強調原文。
- ¹⁷ これは、テレビがカタストロフィ的な瞬間そのものを捉えることができないということではない。ドーンはスラヴォイ・ジジェクを引きながら、カタストロフィそのものの映像の「陳腐さ」に言及している。Doane, op.cit., pp.235-236 (邦訳、119-120頁)。
- ¹⁸ Cavell, op. cit., p. 72
- ¹⁹ Ibid. p. 76.
- ²⁰ Ibid. p. 72.
- ²¹ Ibid. pp. 74-75.
- ²² Ibid.
- ²³ Ibid. p. 84.

24 ロジャー・シルバーストーンは、テレビの機能を視聴者に「存在論的安心〔ontological security〕」を与えるものとして考察した。ドーンやカヴェルに加え、シルバーストーンの論考も震災や原発事故報道を考えるにあたって、大きな示唆を与えてくれる。ロジャー・シルバーストーン『なぜメディア研究か——経験、テキスト、他者』吉見俊哉、土橋臣吾、伊藤守訳、せりか書房、2005年。

参考文献

- David Bordwell, et al. *The Classical Hollywood Cinema: Film Style & Mode of Production to 1960*, New York; London: Routledge, 1984.
- Stanley Cavell, "The Fact of Television," in *Daedalus* (1982 Autumn).
- Wendy Hui Kyong Chun and Thomas Keenan, eds., *New Media, Old Media: A History and Theory Reader*, New York: Routledge, 2006.
- Mary Ann Doane, "Information, Crisis, Catastrophe," in *Logics of Television: Essays in Cultural Criticism*, ed. Patricia Mellencamp, Bloomington: Indiana UP, 1990 (邦訳、「情報、クライシス、カタストロフィ」篠儀直子訳、『インターコミュニケーション』2006年秋号)。
- ウンベルト・エーコ『偶然と筋』、『開かれた作品』篠原資明・和田忠彦訳、青土社、1984年所収。
- 石田英敬『記号の知/メディアの知——日常生活批判のためのレッスン』東京大学出版、2003年。
- 榎本直文『スポーツ映像のエピステーメ——文化解釈学の視点から』新評論、2000年。
- Toby Miller, ed. *Television: Critical Concepts in Media and Cultural Studies*, vol.1-4, London: Routledge, 2003.
- David Morley, *The Nationwide Audience: Structure and Decoding*, London: BFI, 1980.
- 森田浩之『メディアスポーツ解体——〈見えない権力〉をあぶり出す』NHK出版、2009年、76頁。
- 杉野健太郎「ドリーミング・アメリカ——『フィールド・オブ・ドリームス』とネイション」杉野健太郎編『映画とネイション』ミネルヴァ書房、2010年所収。
- ロジャー・シルバーストーン『なぜメディア研究か——経験、テキスト、他者』吉見俊哉、土橋臣吾、伊藤守訳、せりか書房、2005年。
- Philip Rosen, ed. *Narrative, Apparatus, Ideology: A Film Theory Reader*, New York: Columbia University Press, 1986.
- William Rothman, ed., *Cavell on Film*, Albany: SUNY Press, 2005.
- Samuel Weber, "Television: Set and Screen," in *Mass Mediauras: Form, Technics, Media*, Stanford: Stanford UP, 1996.
- 吉見俊哉編『メディア・スタディーズ』せりか書房、2000年。



滝浪 佑紀 (たきなみ・ゆうき)

[生年月] 1977年7月6日
[出身大学または最終学歴] シカゴ大学博士課程修了
[専攻領域] 映画史・映画理論
[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)
・「『動き』の美学——小津安二郎に対するエルンスト・ルビッチの影響」、『表象』7号(2013)
・「不連続性の感覚——小津安二郎映画における〈視線の一致しない切り返し〉の発生過程」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』85号(2013)
・"Reflecting Hollywood: Mobility and Lightness in the Early Silent Films of Ozu Yasujiro, 1927-1933," Ph.D. dissertation, University of Chicago, 2012.
[所属] 大学院情報学環・特任講師
[所属学会] 表象文化論学会・日本映像学会・Society for Cinema and Media Studies

An Analysis of Live Broadcasting of Baseball Game in Television: From a Comparison with a Baseball Film

Yuki Takinami

Abstract

How can we analyze TV programs? To apply the shot-by-shot analysis of film studies would be one way. But do we miss the medium specificity of television by supposing a television program as a mere text and, then, applying the methodology of film studies? First, the live broadcasting is the mode of transmission that is specific to television, but we may not take this aspect into good consideration if only applying the existent textual analysis to television programs. Second, while television programs are woven only loosely in comparison with film, we can consider this looseness to constitute the specificity of television texts.

With the above questions in mind, this paper examines a live broadcasting program of baseball game in television, which can be said to be a specific genre to television in that it is live broadcasting. A live broadcasting program of baseball game is appropriate for analysis in comparison with film—in that it is composed of piecemeal editing of spatially and temporally dissected shots. This paper begins with analyzing *For Love of the Game* (Sam Raimi, 1999), a film that features baseball game. Then, analyzing some scenes from the live broadcasting of the koushien tournament (the Japan National High School Baseball Tournament), the paper clarifies the element of contingency—particularly whether the batter hits the ball, or not—to lie at the heart of the editing principle of live broadcasting of baseball game. The paper furthermore considers the implication of this specific mode of transmission of live broadcasting by referring to the essays by Marry Ann Doane (in terms of the three different modes of television, “information,” “crisis” and “catastrophe”) and Stanley Cavell (in terms of “monitoring” and “format”).

Interfaculty Initiative in Information Studies, University of Tokyo

Key Words : television studies, cinema studies, live broodcasting of sports.

憲法とコンテキスト（1）

—初期ローレンス・レッシグの憲法理論—

The Constitution and its Context:
The Constitutional Theory of Lawrence Lessig

成原 慧*
Satoshi Narihara

目次

1. はじめに
2. 可塑性と変革
3. 憲法への忠節と翻訳

(以上、本号)

4. 規制概念の再構成
5. 立憲主義と民主主義の連関
6. むすびにかえて

1. はじめに

憲法とは何か、憲法はどのようにして制定され改正されるのか、憲法はいかに解釈されるべきであるのかといった問いは、憲法学の歴史とともに繰り返されてきた問いであるが、近時の米国では憲法理論や憲法解釈方法論といった理論的な枠組みのもとにかかる問いが改めて体系的な形で議論されるようになっており、わが国でも米国の議論の影響も受けつつ活発に議論が展開されるようになってきている¹。憲法理論や憲法解釈方法論における議論の豊富な蓄積に本稿が新たな知見や示唆を加えられる余地はごく僅

かであるが、本稿では憲法とコンテキストの関係に着目して、憲法とその解釈のあり方について問い直すことを試みたい。憲法は真空の中に存在するものではなく、一定のコンテキストの中で制定ないし改正され、様々なコンテキストのもとで解釈される。例えば、憲法は諸々の法制度の網の目の中で解釈されるのはもとより、法的な言説空間の中で解釈が行われる。また、社会的、経済的、技術的な背景に関する事実の変化や、それらに関する言説の変化も、憲法の解釈にインパクトを与えることが少なくない。

* 東京大学大学院情報学環助教

キーワード：憲法、コンテキスト、レッシグ、アンガー、アッカーマン、原意主義、翻訳

しかし、憲法史の研究や憲法学の各論的研究において憲法と具体的なコンテキストの関係について論じられることは少なくないものの、今日の憲法理論や憲法解釈方法論において憲法とコンテキストの関係が明示的に主題化され、両者の関係について体系的に論じられることは寡聞の限り珍しい²。

このような憲法とコンテキストの關係に着目する形で憲法理論を展開する現代の論者として、米国の憲法学者ローレンス・レッシグを挙げることができる。レッシグは、1999年に公表された主著『コード』の中で、個人の自由を物理的・技術的に規制する「アーキテクチャ」ないし「コード」という手法を提起し、このような新たな規制手法が台頭する今日の情報社会のコンテキストを踏まえ憲法の意味や価値を問い直す必要性を提起した³。レッシグの議論は、憲法学はもとより、情報社会の問題に関わる様々な学問や実践にインパクトを与えただけでなく、インターネットに関する法的問題を体系的に考察する「サイバー法」の礎の一角を形作ることになった⁴。その後のレッシグは、著作権を中心とする知的財産権の現代的なあり方に関する批判的検討に軸足を移し⁵、さらに近年では、米国の議会改革を中心とする政治過程の改革に関する研究と実践に取り組むようになって⁶。レッシグのサイバー法に関する議論は、アーキテクチャという概念を中心に、これまでわが国でも数多く参照されてきたが、レッシグの初期の憲法理論について検討される機会は少なかった⁷。だが、アーキテクチャという概念の提起や、サイバー法に関する先端的な議論の背景にあるレッシグの問題意識と思考

形式を的確に捉えるためには、これまで検討されることの少なかったレッシグの初期の憲法理論にまで遡って、その形成過程を丹念に分析していくことが求められるように思われる。本稿は、今日に至るまでのレッシグの一連の議論の根底にある基本的姿勢を、憲法とそのコンテキストの關係を問い、コンテキストの変化に即して憲法の意味や価値を問い直すものとして捉えることを試みるという観点から、レッシグの憲法理論の形成過程を検討することにしたい。

レッシグの憲法理論を検討することは、憲法とコンテキストの關係という明示的に主題化されることの少ない憲法学上の重要な問題について再検討するための一助となりうるように思われる。また、レッシグの初期の憲法理論の形成過程について検討することは、彼が礎の一角を築いたサイバー法の議論の展開や、アーキテクチャという概念に関する様々な言説を批判的に問い直す手がかりを与えてくれるはずである。さらに、法学のみならず様々な学問分野の知識と分析方法を借用する点で「学術上の曲芸」に近い側面をもつと評され⁸、近年では米国のサイバー法の議論も取り込むようになって、わが国における情報法の展開⁹を再検討するための示唆を与えてくれる可能性もあるように思われる。

以上のような問題意識を踏まえ、本稿では、レッシグの第一論文が公表された1989年から主著『コード』が公表された1999年までのレッシグの初期の憲法理論の形成過程を検討することにより、レッシグの憲法理論の思惟方法と論理構造を明らかにする。まず2章では、レッシグの第一論文を検討することにより、彼

の初期の憲法理論の原型となる視座と枠組みを明らかにする。次に3章では、レッシグが原意主義を批判的に承継する形で提起した「翻訳」という憲法解釈方法論について検討することにより、憲法解釈とコンテキストの関係について考察する。4章では、レッシグによる規制に関する学際的研究について検討することにより、彼が憲法解釈において関心を持つべきコンテキストを拡張し、憲法的規律の対象となるべき規

制の概念の再構成を試みたことを明らかにする。その上で5章では、レッシグの名著『コード』の議論を中心に検討することにより、彼の憲法理論における立憲主義と民主主義の連関構造を明らかにする。最後に6章では、レッシグの憲法理論の意義と問題点を明らかにした上で、わが国の憲法学と情報法学への示唆を提示する。

2. 可塑性と変革

本章では、レッシグの第一論文「可塑性論：アンガーとアッカーマンの変革論」¹⁰を検討することにより、レッシグの初期の憲法理論の原

型となる基本的な思惟方法と論理構造を明らかにする。

2.1 第一論文のコンテキスト

最初に、レッシグの第一論文のテキストを読む前提として、第一論文を読む際に参照すべき

コンテキストについて検討することにした。

2.1.1. レッシグのテキストとそのコンテキスト

レッシグの第一論文の意図は、一見して理解することが困難である。変革(transformation)が論じるべき対象であるとして、なぜ、ロベルト・アンガーとブルース・アッカーマンの変革論が検討されなければならないのか。この論文の冒頭でレッシグは、社会の変革のあり方に関する批判的法学者(critical legal scholars)とその反対者(opponents)の間の対立の構図を描き出し、アンガーに前者をアッカーマンに後者をそれぞれ代表させ、この2人の論敵(rivals)の間の距離を再定位しようとしている¹¹。だが、アン

ガーとアッカーマンの間で実際に論争と呼ぶべき議論の応酬が展開されていたというわけではない¹²、当時の米国の法学界で2人の立場の間に対抗関係があるという見方が広く共有されていたというわけでもない¹³。結局のところ論文の中では、ほかならぬこの2人の変革論に焦点をあてる理由は明示的にはのべられていない。第一論文に限らずレッシグのテキストは、一般に、テキストの内容を読むだけでは、その意図を理解することが困難なものが少なくない。ここで、手がかりになると思われるのが、レッシグ自身がコミットしているテキスト解釈

に関する方法論的立場である。本稿で以下詳しくみていくように、レッシグは、テキストの意味は一定のコンテキストに照らしてはじめて理解できるという方法論にコミットしており、さらにいえば、テキストの意味はそれが書かれたコンテキストに則して解釈されるべきであるという姿勢を支持している。このようなレッシグの方法論的立場は、テキストの意味ないし意図¹⁴を一定のコンテキストとの関係で理解するこ

とを重視する近年の人文社会科学の諸領域の潮流¹⁵とも共通する志向を有している側面があるといえるが、かかる姿勢は、レッシグ自身のテキストを読み解く際にも有用な指針となろう。以下本稿では、第一論文を含むレッシグの一連のテキストを、それらが書かれた際のコンテキストに照らして読み解いていくこととしたい。

2.1.2. イエール・批判的法学研究・アッカーマン

レッシグの第一論文は、彼がイエール・ロースクールを修了した1989年にイエール・ロージャーナルに掲載された。そうであるとすれば、第一論文を読み解く上で手がかりとなるコンテキストは、彼が法学を修め、第一論文の公表の媒体（medium）となった当時のイエール・ロースクールの知的世界であるといえよう。まず、アンガールの議論が検討対象とされた理由は、1980年代のイエール・ロースクールにおける批判的法学研究（critical legal studies）¹⁶の屈折した形の影響に求めることができる。批判的法学研究とは、左翼的な観点から既存の法実践と法理論をラディカルに批判し再構築することを目指す法学上の運動であるといえることができるが、1960年代末から70年代初頭のイエール・ロースクールはその知的源泉の中心であった。イエールで冷遇された批判的法学研究の初期の担い手らが他大学に移ったこともあり、1970年代後半から80年代には批判的法学研究の中心的な拠点はハーバードやスタンフォードに移っていたものの、イエールも依然としてその主要な舞台の一

つであった¹⁷。批判的法学研究の代表的論者として知られるアンガールも、ハーバード・ロースクールで教鞭をとっていたが、彼のラディカルな変革論はイエールでも注目を集めていた¹⁸。一方、この論文でのもう一人の検討対象であるアッカーマンは、現代米国における代表的なリベラル派の憲法学者として知られているが、1983年にイエール・ロースクールで行われた Storrs Lectures において米国における憲法の変革の歴史を再検討する講義を行ったことで評価を高め¹⁹、1987年からはイエール大学の法学と政治学の教授として頭角を現すようになっていた²⁰。このように、アンガールとアッカーマンは、それぞれ異なった立場から当時のイエール・ロースクールの知的世界に少なからぬ影響を与えていた2人の法学者であるといえることができ、レッシグが変革論を主題とする際にアンガールとアッカーマンの理論を比較検討することになったのは、第一論文が書かれた背景である当時のイエールのコンテキストを踏まえると十分に理解できるように思われる²¹。

2.2. アンガーとアッカーマンの変革論

以下では、前節で明らかにしたコンテキストを踏まえ、レッシグの第一論文のテキストを読んでいくことにしたい。まず本節では、第一論

文の記述に則して、社会の変革をめぐるアンガーとアッカーマンの間の対抗の構図を確認することにしよう。

2.2.1. アンガーの可塑性

アンガーは、「可塑性」(plasticity)という理念を掲げ、社会構造が容易に変革できるようにすることを要求している²²。アンガーの理想とする可塑的な社会では、ルーティンと革命の間の区別、一定の枠組みを前提とした日常的な改訂と枠組み自体の抜本的な組み換えとの間の区別は可能な限り消去される。アンガーの理論においては、可塑性それ自体も所与のものではなく変革することができる。すなわち、コンテキストを超越し変革する機会を増大させる

ことで、社会構造は固定的なものから、より柔軟に変化可能なものへと変革することができるというのである。アンガーが可塑性を支持する理由の一つは、民主政の能力の向上に求められる。すなわち、社会構造がより可塑的なものとなることにより、社会をより容易に変革することが可能となり、人々が集散的に社会を変革することのできる能力と範囲が拡大することになるというのである²³。

2.2.2. アッカーマンの二元的民主政論

アッカーマンは「二元的民主政論」(dualist democracy)を提示した憲法学者として知られているが²⁴、レッシグは可塑性という観点からアッカーマンの憲法理論をアンガーの法哲学と対比している。レッシグによれば、アッカーマンは、我々が社会構造をより容易に変革できるようになるにしたがって社会をより民主的に変革することができるようになるとの見通しに疑いの目を向け、社会構造の可塑性の増大が民主政を危機に陥らせる可能性を警戒している。アッカーマンは、党派(faction)によって権力が操作される危険性を抑止するという観点から、民主政の秩序に関する構成的なコミットメントの硬性(rigidity)を要請する。すなわち、社会の基本構造となる憲法は容易に変更さ

れてはならないという立場をとっているとされる。アッカーマンのかかる志向は、アメリカ民主政に関する彼の議論の中に最も鮮明に現れているという。アッカーマンはアメリカ史における政治のあり方を通常政治(normal politics)と憲法政治(constitutional politics)の2種類に区分している。すなわち、通常政治においては日常的な政治的決定が既存の統治の構造の枠内で代表機関により行われるのに対して、歴史上例外的な時期にのみ発動する憲法政治においては、高められた政治意識をもつに至った人民によって、憲法のあり方に関する特別の決定が行われることになる。政治を通常政治と憲法政治に区別し、後者のプロセスに障壁を設けることによって、アッカーマンは、憲法上の根本的

な原理の変革が、人民による注意深い熟議と十分な理解を踏まえた民主的な意思を反映したも

2.3. コンテキスト性と構成主義

レッシグによれば、アンガーとアッカーマンは、上述のような両者の立場の一見した相違にもかかわらず、共通の理論的基盤の上で議論を展開している。両者が共有する基盤とは、社会的意味 (social meaning)²⁶に関する哲学的理

2.3.1. コンテキスト性

レッシグは、語の意味は一定の言語的コンテキストにおける使用によって規定されるというウィトゲンシュタインらの命題を敷衍して²⁸、次のような命題を提示している。「トークンは、その背後にあるコンテキストまたは構造があってはじめて意味をもつことになる」。すなわち、「意味とはトークンとコンテキストからなる関数なのである」。そうであるとするれば、意味に関する分析は、言語や制度などのトークン²⁹に関する理解だけでなく、その背景にあるコンテキストに関する理解の両方を含んだものでなければならない。コンテキストは、理解や期待の構造から成り立っており、諸々の意味を

2.3.2. 構成主義

コンテキスト性という視点が社会的意味の要素を提示するものであったのに対して、構成主義は各々の要素が社会的に構成されたものであり、また、変更されうるものであるということ を明らかにする視座である³¹。すなわち、構成主義によれば、我々は社会的意味のトークンであるテキストや制度はもとより、それらの背

のであることを確保しようとするのである²⁵。

論であり、その中でも、レッシグが着目するのがコンテキスト性 (contextuality) と構成主義 (constructivism) という2つの契機である²⁷。

条件付ける基盤であるとされる。構造は、通常の分析においてはしばしば見えないものであるが、エチケットに関する規範、言語に関する習慣、法的実践に関するルールなど様々なパターン化された期待や理解などが含まれる。すなわち、構造はあらゆる行動に影響を与える一方で、自らの規範を露にしないうまま、総体として現状 (status quo) をつくり出すというのである。このようにコンテキスト性という視点は、意味を支えている構造へと我々の目を向けさせる。レッシグによれば、アッカーマンとアンガーはともにコンテキスト性という視点を採用している³⁰。

景にあるコンテキストや構造を変革することもできるのである。構成主義の観点からは、社会生活のいかなるルーティンや構造も自然なものではなく、また、必然的なものではないとされる。すなわち、社会生活のルーティンや構造は、社会的に創造され変更される人工物 (artifact) であるとされるのである。構成主

義と反対の立場にあるのがアンガーのいう「偽りの必然性」(false necessity)である。偽りの必然性とは、社会生活における特定の形成的なコンテキスト(formative context)によって課された制約を、心理学的、組織的、経済的に規定された絶対的要請であると誤解してしまう姿勢である³²。構成主義は、コンテキストや

2.4. 2つの変革概念

以上でみてきたように、アンガーとアッカーマンは、ともにコンテキスト性と構成主義という視座をとりつつも、社会の可塑性に対する評価をめぐり立場を異にしているようにみえる。だが、レッシグによれば、両者の間の対立の誇

2.4.1. 改変と翻訳

レッシグは、前節で検討した社会的意味がトークンとコンテキストによって構成されているという理論的立場を踏まえ、アンガーとアッカーマンにおける「変革」という概念の用法を2類型に整理している。変革のうち、トークンまたはコンテキストの変化により意味が変化するものは「改変」(alteration)と定義される。これに対して、コンテキストの変化に対応する形で、トークンを変更することにより意味の同一性を保つものは「翻訳」(translation)と定義される。すなわち、アンガーとアッカーマンにおける「変革」という概念の用法は、トークンまたはコンテキストの変化により意味そのものが変化する「改変」と、コンテキストの変化に対応する形でトークンを変更することにより意味の同一性を維持する「翻訳」との2

構造が必然的なものではなく、変更可能であるということを示すことによって、構造を再構築しコンテキストを克服する手だてを明らかにすることになる。レッシグによれば、アッカーマンとアンガーは構成主義を支持する点でも立場を同じくしている³³。

張は「変革」という概念の意味をめぐる曖昧さに起因する混乱に基づいているという。レッシグは、かかる混乱を解消するために変革概念を分析し、その整理を試みている。

類型に整理することができるというのである。したがって、変革と民主政の関係を考える際にも、改変と翻訳とに分けて問題を検討することが求められる。すなわち、改変が、民主的に決定されるべき意味そのものを変化させるプロセスであるがゆえに、民主的統制の問題を提起するのに対して、翻訳は、コンテキストの変化に対応する形でトークンを変更することにより民主的に決定された意味を維持するプロセスであるといえるがゆえに、民主的統制に関する問題を直ちに提起することにはならないというのである³⁴。レッシグは以上のように定義された改変および翻訳の概念を用いたモデルによってアンガーとアッカーマンの変革論を再構成することを試みている。

2.4.2. アンガーにおける改変と翻訳

アンガーは、我々の社会生活を結社 (association) のモデルによって記述している。結社としての社会生活は、「理念」 (ideal)、理念を現実に代理する「実践」 (practice)、そして、原理の適用がその範囲内で行われる「社会経験の領域」 (the area of social experience) によって構成される。レッシグは、アンガーのモデルにおける「社会経験の領域」をコンテクストとして、「実践」をトークンとして、「理念」を意味として理解することによって、アンガーの議論の再解釈を試みている。まず、アンガーのモデルにおける改変の契機に相当するものとして、レッシグは、ある社会経験の領域に、それまで排除されてきた実践が導入されることによって、その領

域を支配する理念が変化するケースをあげている。例えば、民主主義の実践が労使関係の領域に導入されたり、家族の実践が地域共同体の関係 (community relations) のコンテクストに導入されたりすることがこれにあたる。しかしながら、レッシグによれば、アンガーの変革論において、このような改変は中心的なものではない。より中心的な位置を占める変革は、アンガーが「部分的な調整」 (partial adjustment) と呼ぶ、社会経験の領域における状況の変化に対応する形で実践を変更することによって理念との整合性を維持するタイプの変革である。レッシグはアンガーの「部分的な調整」を翻訳として理解するのである³⁵。

2.4.3. アッカーマンにおける改変と翻訳

レッシグによれば、アンガーと同様に、アッカーマンの二元的民主政論においても、改変と翻訳という2種類の変革の契機を見いだすことができる。アッカーマンの変革論における改変の契機としての役割を担うのが「憲法政治」である。アッカーマンはアメリカ政治史における3度の憲法変革 (constitutional change) の時期 (moment) に焦点を当てている。すなわち、1度目の憲法変革が主権に関する理念の根本的変革を含意する合衆国憲法の制定であり、2度目の憲法変革が南北戦争後の平等の理念と連邦政府の役割に関する変革であり、3度目の憲法変革がニューディール期における積極的福祉国家の正統性の確立である。いずれの変革も憲法の基本的な性格の変更を伴うものであ

り、改変のパラダイム的な事例にあたるとされる。一方、アッカーマンの変革論においても、改変のみならず、翻訳の契機が重要な役割を果たしているという。すなわち、アッカーマンの二元的民主政論は、憲法上の意味に十全な効果を与えるために、継続的な解釈的統合 (interpretive synthesis) のプロセスを要求するのであるが、解釈学的な理解は、必然的に翻訳の概念を含意することになるというのである。例えば、アッカーマンの提示する憲法政治における憲法の改変はいずれも憲法第5条によって定められた公式の憲法改正手続きに基づかないものであるが、彼は、かかる憲法政治期のインフォーマルな憲法改正のプロセスは、憲法第5条によって想定されたプロセスと機能的に

等価なものであると解釈することにより、一連のインフォーマルな改正を正当化している。すなわち、レッシグによれば、アッカーマンは、このように、憲法第5条の機能を維持するため

2.5. アンガーとアッカーマンの距離

レッシグは、以上のように、変革の概念を改変と翻訳に下位区分した上で、アンガーとアッ

2.5.1. 翻訳に関する可塑性

前節で検討したレッシグの整理を踏まえると、アンガーが社会構造の可塑性を支持しているという一般的な理解は、少なくとも翻訳に対する彼の姿勢の理解としては妥当なものであろう。一方、アッカーマンは、民主政の観点から可塑性への抵抗を示しているようにみえるが、

2.5.2. 改変に関する可塑性

前節でみたように、改変は、憲法の意味そのものを変更するプロセスであり、熟議に基づく民主的な意思を反映したものであることが求められるという観点から、アッカーマンは、二元的民主政政論を導入して、改変が行われる機会を限定し、可塑性を制約することになる。一方、アンガーは改変に関しても無条件の可塑性を支持しているようにみえるが、レッシグによれば、アンガーも、プラグマティズムと賢慮の観点から、改変に関する可塑性に対して2つの制約を設けている。第一の制約は、貧困時における可塑性の制限である。アンガーは、社会が経済的に貧困状態にある場合に可塑性が制約される必要性を認めているが、レッシグは、かかる制約を、国民の政治的関心の低さのような政

に、憲法第5条のトークンを読み替えて解釈している点で、憲法の翻訳を行っているということができるのである³⁶。

カーマンの変革論の距離を再定位している。

レッシグによれば、このような姿勢は翻訳に対しては適用されないはずである。翻訳とは、民主的に是認された憲法の意味をコンテキストの変化を踏まえ維持する実践であり、翻訳における可塑性を認めることは民主政の浸食を招くことにはならないはずだからである。

治的な意味での貧困状態にある場合にも適用すべきであるとする。第二の制約が、合理的な自己拘束、すなわち、プレコミットメント³⁷を理由とする可塑性の制限である。アンガーは婚姻のような個人的な関係において、プレコミットメントを行い、可塑性を制限することで、関係の破綻をおそれることなくお互いの不一致を受け入れることを可能にする意義を認めている。レッシグは、アンガーが個人的コミットメントを構成する場面において可塑性が制限されるべきだとするのと同様の理由により、社会的・政治的コミットメントを構成する場面においてもプレコミットメントを行うことにより可塑性が制限されるべきであると論じている。そして、アンガーが示唆する以上の2つの可塑性への制

約は、アッカーマンの二元的民主政論における憲法政治への制約を支持するものとして理解し

2.6. レッシグの憲法理論の原型

レッシグの第一論文は、副題のとおり「アンガーとアッカーマンの変革論」の比較検討として自己規定されているものの、アンガーが提起した可塑性という概念にちなんで、「可塑性論」(plastics)が主題として掲げられていることからわかるように、どちらかといえば、可塑性という理念を支持するアンガーの変革論の位置づけを再定位することに主眼が置かれていたということができるように思われる。従来、アンガーの支持する可塑性という理念は、社会経験のあらゆる領域におけるラディカルで恒久的な革命を無条件に支持するものとして理解されることが多かった³⁹。このような言説に対峙して、レッシグは、第一論文の結論部でも示唆されているように、イエールの知的世界においてラディカルな批判的法学者として異端視されがちであったアンガーの変革論を読み直すことによって、アンガーの可塑性という理念が、従来理解されてきたほどラディカルなものではなく、イエールにおけるリベラル派の代表的な憲法学者として影響力をもつようになっていたアッカーマンの二元的民主政論とも接合しうる側面があることを明らかにして、アンガーの変革論を再評価するよう読者を促すことを試みたということができよう⁴⁰。

第一論文において行われたアンガーとアッカーマンの変革論の再定位がレッシグの憲法理論の礎となっていることは、1999年に公刊された主著『コード』においてアンガーとアッカー

うるとされる³⁸。

マンの議論を参照しつつ政治概念の再定義が試みられている⁴¹ことにも見て取ることができる。アンガーとアッカーマンの変革論を比較検討したレッシグの第一論文からは、後のレッシグの憲法理論の核となる思惟方法と論理構造の原型を読み取ることができる。第一論文においてレッシグがアンガーとアッカーマンの変革論から抽出した自らの憲法理論へのインプリケーションは、以下の2点にまとめることができよう。第1に、レッシグがアンガーとアッカーマンの理論から抽出したコンテクスト性と構成主義という視点は、後の彼の憲法理論における思惟方法の基本的な認識枠組みを形作ることになる。かかる視点は、次章でみていくように、コンテクストの変化に対応した動的な憲法解釈方法論を導き出す視座を可能にすると同時に、4章でみていくように、各種の規制を学際的に検討し規制概念の再構成を図る上での認識の枠組みの原型ともなる。第2に、変革という概念を再検討する中で編み出すこととなった翻訳と改変という対概念は、レッシグの憲法理論の基本となる枠組みを形成していくことになる。次章で詳しくみていくように、翻訳という概念は、レッシグの憲法解釈方法論の核となる概念として発展していくことになり、改変という概念は、5章で検討するように、人民による憲法的価値の選択、すなわち、憲法政治めぐる議論へとつながっていくことになる。

本章の最後に第一論文が示唆するレッシグの

憲法理論上の姿勢について一点疑問を提起しておきたい。アンガーはもとより、比較的穏健な立場に位置するとされるアッカーマンも、憲法改正の内容的限界を認めることには否定的であるばかりか、手続についてもインフォーマルな改正を認めているなど、憲法のたえざる変更可能性を是認しているという評価も否めない⁴²。それでは、レッシグ自身もまた、アンガーやアッカーマンのように、一定の留保や制約を伴いつつも、社会構造の翻訳のみならず改変の容易性をも支持するのであろうか。この問いを考える上でも手がかりとなるように思われるのが、第一論文の主題でもある「可塑性」という概念である。この論文の脚注の中でレッシグは、可塑性という概念には、社会構造ないし社会的世界 (social world) の変革の可能性という意味と、社会構造の変革の容易性という意味があるが、前者は構成主義と等しい意味であり、第一論文では後者の意味での可塑性に焦点を当てて検討を行うと指摘している⁴³。前者の意味での可塑性は、後者の意味での可塑性の論

3. 憲法への忠節と翻訳

レッシグは、ロースクールを修了後、1989年から91年までロークラークとして裁判実務に携わり、91年から97年までシカゴ大学で憲法の研究に携わるが⁴⁴、この時期のレッシグが主たる研究テーマとして取り組んだのが憲法解

3.1. 原意主義と忠節

本節では、レッシグの憲法解釈方法論研究の土台となった原意主義について理解した上で、レッ

シグが原意主義の本質的要素として抽出した忠節という概念について検討することにしたい。理的前提であり、特に注目に値しないようにみえるかもしれない。だが、レッシグの第一論文では、(社会構造の変革の容易性という意味での)「可塑性」という概念が、アッカーマンの二元的民主政論に引きつけられる形で、主として憲法改正を典型とする特定のテキストないし構造の変革の容易性を念頭に置いて用いられていたのに対して、(社会構造の変革の可能性という意味での可塑性にあたる)「構成主義」という概念は、アンガーの「偽りの必然性」の告発に引きつけられる形で、より広いパースペクティブから、社会的世界を構成するいかなる構造も必然的なものではなく、別の形に再構成することが可能なのだという認識を促す啓発的理念として用いられていたと認めることができるように思われる。次章以下では、レッシグが第一論文で主題化した可塑性ないし構成主義という理念をいかなる形で発展させていくことになるのかという問いを意識しつつ、彼の憲法理論の展開を検討していくことにしたい。

積に関する方法論である。本章では、レッシグが原意主義を批判的に承継する中で提起することになった「翻訳」という憲法解釈方法論について検討することにしたい。

シグが原意主義の本質的要素として抽出した忠節という概念について検討することにしたい。

3.1.1. 原意主義の批判的承継

まずは、レッシグの憲法解釈方法論研究の土台となった原意主義という立場について確認しておくことにしよう。さしあたり、原意主義（originalism）とは、裁判官は憲法の制定者の意図ないし憲法の制定時の意味に即して憲法を解釈すべきだという解釈方法論であると定義することができよう⁴⁵。原意主義は、ウォーレン・コート以降の進歩的な判例やそれを支持するリベラル派の憲法学を、政治的な価値判断に基づく主観的な憲法解釈として批判し、原意に基づく裁判官の裁量の拘束を主張する方法論として登場し発展していったが、近年の米国においては憲法解釈方法論上の有力な立場として保守派を中心に一定の支持を集めるようになって⁴⁶。とりわけ、1980年台以降の連邦最高裁において保守派の裁判官を中心に原意主義の影響力は強まることとなり、レッシグも、1990

3.1.2. 憲法への忠節

レッシグが、原意主義を批判的に承継する形で自身の憲法解釈方法論を提起することになったのが1993年にテキサス・ローレビューに掲載された論文「翻訳における忠節」⁴⁹である。この論文の中でレッシグは、原意主義の本質的要素として、憲法の原意への忠実さを示す「忠節」（fidelity）という理念⁵⁰を抽出した上で、裁判官による憲法への忠節と憲法解釈の変化との両立可能性を検討していく。

この論文のアブストラクトにおいてレッシグは、憲法の解釈（reading）は憲法のテキストが同一であるにもかかわらず変化することがあるが、このような憲法のテキストの変更を伴わ

年から翌年にかけて連邦最高裁において原意主義を支持する裁判官として著名なアントニン・スカリアのもとでロークラークを務めた経験をもっている。原意主義の中にも、憲法のテキストを重視するタイプ、憲法の制定者の意図（original intent）を重視するタイプ、憲法の制定時の意味（original meaning）を重視するタイプなど様々なものがあるが、レッシグが批判的に承継することになるのはスカリアらが採用する憲法の制定時に理解されていた意味に即して憲法解釈を行うアプローチであるということが出来る⁴⁷。レッシグは、このように原意主義が連邦最高裁を中心に支持を広げる時代状況のもとで、スカリアらの議論を批判的に承継することによって、新たな憲法解釈方法論を提起することを試みることになったのである⁴⁸。

ない憲法の解釈の変化は、憲法への忠節にかなった解釈といえるのであろうか、という問いを提起している。少なからぬ原意主義者は、この問いに否と答えるであろう。だが、レッシグによれば、忠節に関する完全な捉え方は、憲法の変更を伴わない憲法の解釈の変化を許容し、要求さえするものであるという⁵¹。そして、論文の導入部では、憲法を時代に調和させる解釈論に原意主義の観点から反対した連邦最高裁裁判官であるブラックの意見⁵²などを批判しつつ、憲法への忠節と憲法解釈の変化の両立可能性を検討することを試みるという論文の意図が示されている⁵³。

3.1.3. 1段階の忠節から2段階の忠節へ

憲法への忠節は憲法の条文の意味への忠節を
含意しているが、レッシグが第一論文でも示し
たように、テキストの意味はコンテキストに依
存している側面がある。だとすれば、憲法への
忠節は、テキストのみならず、コンテキストを
も考慮して理解されなければならないはずで
ある⁵⁴。このような問題意識を踏まえ、レッシ
グは、憲法への忠節を、1段階の忠節と2段階
の忠節に区別し、前者に対する後者の優位を論
証しようとしている。両者は、どちらも憲法の
テキストを制定時のコンテキスト (originating
context) に即して解釈することを要求する点
では立場を同じくしている。だが、この第一
段階の後に両者は異なるアプローチをとること
になる。すなわち、1段階の忠節は、いったん
制定時のコンテキストにおける憲法のテキスト
の意味を確定した後は、コンテキストの相違を
考慮せずにその意味を現在のコンテキストにそ
のまま適用すれば、忠節に関する問題は解決す
ると考える。だが、レッシグによれば、1段
階の忠節は、法的なテキストの解釈にとって不
可欠な段階を無視している。法律家が解釈する
対象は規範的テキストであるが、規範的テキ
ストは他の種類のテキストとは異なり、一定の
コンテキストのもとで解釈 (read) されるだ

けではなく、一定のコンテキストのもとに適
用 (apply) されるという性質を有している。
それゆえ、規範的テキストを解釈する際には、
テキストが書かれた際のコンテキストのみなら
ず、テキストを適用する際のコンテキストも考
慮する必要があるとされる。規範的テキストの
制定時から適用時にかけてコンテキストが変化
した場合、制定時のコンテキストにおいてテキ
ストが有していた意味と適用時のコンテキ
ストにおいてテキストが有することになる意味が異
なったものとなる可能性がある。そうすると、
1段階の忠節は、規範的テキストの意味の同一
性を損ねる結果を招くことになりかねない。こ
のような1段階の忠節の難点を踏まえ、2段階
の忠節は、制定時のコンテキストと適用時のコ
ンテキストの相違を考慮して、適用時のコン
テキストにおける憲法の意味が制定時のコン
テキストにおける憲法の意味に合致したものとな
るよう求める理念であるとされる⁵⁵。レッシグ
は、このような観点から、修正第8条の「残酷
で異常な刑罰」の意味を制定時のコンテキ
ストに即して解釈し、現在までのコンテキ
ストの変化を考慮せずに、当時の理解をそのまま現在の
コンテキストに適用しようとするスカリアの姿
勢⁵⁶を批判している⁵⁷。

3.2. テキスト・コンテキスト・翻訳

本節では、レッシグが2段階の忠節を実現す
る方法として憲法解釈法論に導入することに

なった「翻訳」という手法について検討する。

3.2.1. 憲法解釈方法論としての翻訳

レッシングによれば、2段階の忠節は、コンテキストの変化がテキストの意味に及ぼす変化を中立化する方法を必要としている。そのために2段階の忠節が採用するのが「翻訳」⁵⁸と呼ばれる方法である。翻訳は、通常、ある言語で表現されたテキストを、その意味を維持したまま、別の言語で表現されたテキストに変換（transform）する方法として理解されている。2段階の忠節は、コンテキストの変化がテキストの意味に及ぼす影響を中立化する方法を必要としているが、翻訳は、言語の変化がテキストの意味に及ぼす影響を中立化する実践として捉えることができる。言語がコンテキストの

一種であり、言語の変化がコンテキストの変化の一種であるのならば、翻訳は、言語という一種のコンテキストの変化を調整するために発展してきた方法だということができる。そして、2段階の忠節は、翻訳という方法を一般化し、言語以外の種類のコンテキストの変化に対しても利用する可能性があると考えるのである。2段階の忠節は、翻訳という手法を法解釈に導入することにより、法解釈者に他者の書いたテキストを書き換えるという強大な権限を与えると同時に、かかる権限を制約し他者の書いたテキストの意味を維持する方法論を確保することができるというのである⁵⁹。

3.2.2. コンテキストの比較と等価的解決の探求

レッシングは、翻訳のプロセスを、「背景知識を認定するプロセス」（process of finding familiarity）と「等価性を認定するプロセス」（process of finding equivalence）の2段階に区分している。まず、翻訳者は、「背景知識を認定するプロセス」において、翻訳元のテキストのコンテキストと翻訳先のテキストのコンテキストの双方の特性を理解する。次に、「等価性を認定するプロセス」においては、コンテキストの相違を踏まえた上で、元のテキストと同一の意味をもつように新たなテキストを創造する。このプロセスでは2つのテキストの間での意味の等価性が求められることになるが、テキスト間の意味の等価性を認定する基準は、実践のあり方に相対的であり、翻訳が行われる制度の目的によって異なったものとなりうる⁶⁰。このような翻訳のプロセスに即して理解すると、

松尾陽が整理しているように、翻訳とは、「コンテキストが変化した状況で、現在のコンテキストにおける、原意との『等価equivalents』的解決を探求する法解釈方法」⁶¹であるということができよう。

だが、レッシングも認めているように、原意との等価的解決は一意的に定まるものではなく、原理的には複数の翻訳が可能である⁶²。5節でみるように、このような点を捉えて、レッシングの憲法解釈方法論に対して、翻訳の不確定性ともいべき問題が指摘されることにもなる。レッシング自身は、複数の翻訳が可能であるという認識を踏まえ、翻訳者である裁判官は、法的実践の保守的な性格に即して、憲法の原意を最大限に保存しつつ変化を最小限にとどめる翻訳を選択することが求められるという原理を示している⁶³。かかる原理が裁判官の憲法解釈の主

観性という問題を解決することができるかは、
レッシングが翻訳の実例として挙げる判例に即し

3.3. コンテキストの変化と憲法の翻訳

レッシングは、コンテキストを構成する要素のうち、それが変化したとすれば、テキストの書き手にテキストを書き換えさせることになるであろう要素を「前提」(presupposition)と定義している。裁判官は、前提が変化した場合に憲法の翻訳を求められることになるが、前提に

3.3.1. 法的前提の変化を踏まえた翻訳

レッシングは、法的前提の変化を踏まえた翻訳として、(1)判例変更、(2)行政手続法、(3)憲法第5条、(4)州権、(5)違法収集証拠排除準則の5つの例を挙げている。ここでは、紙幅の関係上、(1)判例変更と(5)違法収集証拠排除準則についてみていくことにしたい。

判例変更 ある判例Xが先例Yに依拠している場合、YはXの法的前提であるということが出来る。それゆえ、先例Yが変更された場合、Xの法的前提であるYが変化したことになり、裁判所は前提の変化を踏まえXを翻訳することになる。レッシングは、判例変更された先例に依拠した判例が変更された例として、州の公務員によってなされた搜索の果実について、当該搜索が仮に連邦の公務員によってなされたとしたら連邦法上違法なものであったとしても、それが州法上適法である場合には、その果実を連邦の刑事裁判で利用することを認める法理である「銀盆の法理」(silver platter doctrine)の廃棄を検討している。1914年のWeeks判決

で検討していくことが求められよう。

は、法文化に属する前提(法的前提)のみならず、社会・政治文化に関わる前提(非法的前提)も含まれる⁶⁴。本節では、レッシングが翻訳の例として挙げる判例に即して、法的小よび非法的な前提の変化と憲法の翻訳の関係について検討することにしたい⁶⁵。

は、銀盆の法理の前提を修正第4条が州に対して適用されないという原則に求めていた。すなわち、修正第4条は州に対して適用されないがゆえに、州の公務員による州法上適法な搜索は連邦法上も違法ではなく、連邦の刑事裁判でかかる搜索の果実を排除する特別の理由は存在しないとされたのである⁶⁶。だが、1949年のWolf判決で最高裁は、修正第4条を州に対して編入し、州の公務員も修正第4条の規律に服すると判断を示した⁶⁷。そして、1960年のElkins判決は、修正第4条を州に編入したWolf判決を踏まえ、「銀盆の法理」を廃棄した⁶⁸。すなわち、Elkins判決は、Weeks判決における法的前提であった修正第4条は州に対して適用されないという原則がWolf判決によって変更されたことを踏まえて行われた翻訳として理解することが出来るという⁶⁹。

違法収集証拠排除準則 制定時には修正第4条が違法な手続で収集された証拠について公判での証拠能力を否定すること(違法収集証拠排除準則)⁷⁰を要求しているとは理解されていな

かった。代わりに当時においては違法な捜索・押収に対しては州のコモンロー上のトレスパス（不法侵入）により対処することができると考えられていた。すなわち、令状を得ずに捜索・押収を行った連邦政府の公務員は州のコモンロー上のトレスパスの責任を負うとされていた。だが、1949年のWolf判決により州に対しても修正第4条が適用されるようになると、州がコモンロー上のトレスパスの範囲を縮減する

3.3.2. 非法的前提の変化を踏まえた翻訳

次にレッシグは、非法的前提の変化を踏まえた翻訳の例として、（6）自己負罪拒否特権、（7）プライバシー、（8）国教樹立、（9）人種分離、（10）独占禁止法をあげているが、ここでは（7）プライバシーと（9）人種分離をとりあげることにしたい。

プライバシー 修正第4条は、不合理な捜索・押収から身体、家屋、書類、書類、所有物を保護しているが、制定時のコンテキストにおいてはかかる保護はプライバシーを保護する上で十分に広範なものであった。すなわち、修正第4条は、政府による物理的な侵入からの身体や家屋等の保護を規定していると理解されていたが、当時の技術水準では、政府は物理的な侵入を伴わずに私的領域へと侵入することはできなかった。しかし、盗聴等の監視技術の発展により、政府は物理的な侵入を伴わずに私的領域へ侵入することができるようになった。そして、電話の盗聴が修正第4条で禁じられた不合理な捜索・押収にあたるか争われた1928年のOlmsted判決において、法廷意見を執筆したタフトが、修正第4条の制定時における理解に即

ことによって、州の公務員を違法な捜索・押収によるコモンロー上の責任から逃れさせることが可能になってしまうという懸念が生じることとなった。違法収集証拠排除準則を州に対して導入した1961年のMapp判決⁷¹は、このように伝統的な救済手段がその機能を果たさなくなる懸念が生じたという法的前提の変化を踏まえて行われた修正第4条の原意の翻訳として理解することができる⁷²。

して、修正第4条を電話の盗聴に適用することを否定したのに対して⁷³、反対意見を述べたブランドアイスは、監視技術の発展を踏まえ、文面上の保護よりも広い範囲に修正第4条の保護を拡大し、電話の盗聴に対しても修正第4条が適用されるべきであると主張した⁷⁴。レッシグは、上述のようなOlmsted判決におけるブランドアイスの反対意見⁷⁵を、技術の発展を踏まえた憲法の翻訳として評価している⁷⁶。

人種分離 1896年のPlessy判決において連邦最高裁は、修正第14条は公共交通機関における人種分離を許容するとの判断を示していた⁷⁷。だが、1954年のBrown判決において連邦最高裁は公立学校における人種別学に違憲判決を下した⁷⁸。レッシグによれば、Plessy判決からBrown判決への連邦最高裁の姿勢の変化は、人種分離がもつ社会的意味の構成に関する理解の変化に対応した翻訳として理解することができる。すなわち、Plessy判決においては、人種分離がもつ社会的意味は個人の選択によって構成されるものであるという理解を前提に、公共交通機関における人種分離は黒人へのスティグ

マを固定するものではなく、修正第14条に違反しないとの判断が示されたのである。これに対して、Brown判決においては、人種分離がもつ社会的意味は個人の選択のみによって構成されるものではないとの理解を前提に、人種別学によって形成される黒人へのスティグマに対

3.4. 翻訳の制約

翻訳者は憲法の意味を維持するためにテキストを創造する権限を与えられる一方で、この権限に伴う責任ゆえに「謙虚」(humility)と呼ばれるべき倫理に従って翻訳を行うことが求

3.4.1. 構造上の謙虚

謙虚が求める第1の制約は、翻訳の際に考慮することのできる前提の範囲を制限する「構造上の謙虚」(structural humility)である。構造上の謙虚は、憲法のテキストに込められるべき価値について判断するのは制憲者の責任であるという理解に基づいて、翻訳者である裁判所に、自らの価値判断を憲法に読み込むことを控えるよう求め、憲法を翻訳する際に憲法のテキストの意味を改善(improve)しないことを要請する。そのために、構造上の謙虚は、テキストを翻訳する際のコンテキストに関連する諸前提を、何が真であるのかという事実に関する前提と、何が望ましいのかという価値に関する前

3.4.2. 能力に関する謙虚

謙虚が求める第2の制約は、翻訳を行う裁判所の能力的限界に伴う自制を求める「能力に関する謙虚」(humility of capacity)である。能力に関する謙虚は、翻訳に求められる判断が

する州の責任が認められ、人種別学が違憲と判断されたのである⁷⁹。すなわち、Plessy判決からBrown判決への判例の立場の変化は、人種分離がもつ社会的意味の構成に関する理解の変化を踏まえて行われた翻訳として捉えることができるというのである⁸⁰。

められる。本節では、謙虚による制約⁸¹について、レッシングが挙げる2種類の制約に則して検討することにした。

提である「政治的な前提」とに区別して、翻訳者に「政治的な前提」の変化を考慮しないことを求めることになる⁸²。このような両者の区別に対しては、事実と価値の区別は絶対的なものではないのではないかという疑問がありえよう⁸³。レッシングも、このような疑問を意識して、価値に関わる前提と事実に関わる前提とを区別する理由を、何らかの哲学的立場に基づく両者の間の性質の相違にではなく、両者が一定の法文化のもとでもつことになるレトリックの相違に求めている。したがって、両者の区別は絶対的なものではなく、法文化のあり方によって相対的なものであるとされる⁸⁴。

あまりに複雑で裁判所の制度的な能力の限界を超える場合や、翻訳に必要なリソースが裁判所に不足している場合には、裁判所に翻訳を行うことを差し控えることを求める。例えば、連邦

最高裁は、ニューディール期以降、州際通商規制に関する議会の判断を尊重し、州際通商規制の権限を広く認めることになったが、このような裁判所の姿勢は、裁判所が州際通商規制に関

する影響について判断することの能力的限界を踏まえた自制として理解することのできる側面があるとされる⁸⁵。

3.5. シンポジウム「憲法理論における忠節」

レッシングが原意主義の中核的理念として抽出した「忠節」という概念は米国の憲法学において様々な立場の理論家から用いられるようになっていった。そのような流れの中で、レッ

シングを含む多くの著名な憲法学者が参加して1996年にフォーダム・ロースクールにおいて「憲法理論における忠節」をテーマにシンポジウムが開催されることになった⁸⁶。

3.5.1. 忠節の諸構想

このシンポジウムでは、忠節の構想が「インテグリティとしての忠節」、「翻訳としての忠節」、「統合としての忠節」、「歴史を通じた忠節」の4種類に分類され、忠節の最善の構想とは何か議論された上で、「憲法は忠節に値するのか」という問いのもと、忠節という概念自体の価値についても議論が行われた。

革をもたらすことに成功した世代として位置づけた上で、憲法政治を成し遂げた複数の世代の統合こそが憲法への忠節であると説いた⁸⁹。また、「歴史を通じた忠節」のセクションでは、ジャック・レイコブが、制憲者の意図や制憲時の意味を絶対視する原意主義の方法論を批判し、制定後の発展も含めた憲法史の全体を考慮して憲法を理解することを忠節として捉えるべきだと論じた⁹⁰。そして、最後に「憲法は忠節に値するのか」と題されたセクションでは、ジャック・バルキンが、不正な内容を含む憲法の下においては、憲法への忠節は、人々に不正を認識し是正することを困難にさせるような心理学的、社会学的な影響を与えることになるとの問題を提起した⁹¹。

以下、シンポジウムを構成する5つのセクションの趣旨を各セクションの冒頭の報告の概要に即してみていくことにしよう。まず、「インテグリティとしての忠節」のセクションでは、ロナルド・ドゥオーキンが、憲法をインテグリティの観点から道徳的に解釈することこそが憲法への忠節にほかならないと説いた⁸⁷。次に、「翻訳としての忠節」のセクションでは、レッシングが、憲法への忠節のあり方として翻訳という概念を改めて提示した上で、憲法を翻訳する上でのコンテキストによる制約について論じた⁸⁸。そして、「統合としての忠節」のセクションでは、アッカーマンが、憲法の基本単位を人民の闘争により憲法のレジームに変

上述のように、このシンポジウムでは、異なる憲法解釈方法論を支持する論者が一同に会し論争が展開されたが、大河内美紀が指摘しているように、いずれの理論にも、制憲時から現在までの政治的・社会的背景を踏まえ、憲法解釈において過去と現在の関係をいかに描くのかと

いう共通の問題意識を見出すことのできる側面がある。そして、かかる問いに最も端的な解答を示しているのが、制憲時のコンテキストから

3.5.2. 翻訳の価値構成性・批評不可能性・不確定性

このシンポジウムの中では、様々な場面で、レッシグの提起した翻訳という方法論への評価や批判が示された。本款では、シンポジウムにおける翻訳に関する議論を、翻訳の価値構成性、評価不可能性、不確定性という3つの論点に則して検討することにした。

「翻訳」というメタファーを使用することに賛意を示しつつ、レッシグとはいささか異なる仕方で翻訳を捉え⁹³、そこに翻訳者による価値構成的な契機を見出しているのがドゥオーキンである。ドゥオーキンによれば、我々は憲法のテキストを解釈する際に、翻訳という問題に直面することになるが、我々が憲法の制定者の語ったことを最善の形で理解しようと試みるのであれば、制憲者は憲法に抽象的な道徳的原理を定めようとい意図していたという理解が導かれるはずである。したがって、裁判官は、抽象的な道徳的原理が定められた憲法のテキストを、憲法の構造や判例も踏まえ、インテグリティの観点から道徳的に解釈することが求められるとされる⁹⁴。ドゥオーキンの翻訳は、憲法のテキストに込められた意味を今日のコンテキストに適用可能な形で抽出するという点でレッシグの翻訳と共通の志向を有するものの、翻訳者としての裁判官が憲法のテキストを「最善の形で」理解することを想定し、翻訳者の観点からの価値の再構成の契機を認めている点で、翻訳者にテキストの「改善」を認めず、価値に関する前

現在のテキストへの憲法の翻訳を説くレッシグの議論だといえる⁹²。

提の変化に依拠した翻訳に消極的な姿勢をとるレッシグの翻訳理論とは対照的な側面もある。

「翻訳としての忠節」のセクションでは、レッシグの示した翻訳理論に対して、サンフォード・レヴィンソンが、「誰が翻訳を必要とするのか」と問うことで、翻訳の批評不可能性という難点を示している。翻訳を必要とするのは、ネイティブ・スピーカーではなく、元の言語に精通していない人々のはずであるが、英語を理解し、米国の「法的言語」(lawtalk)に通じた法律家が、なぜ翻訳を必要とするのだろうか、とレヴィンソンは問う。翻訳を必要とするのは「法的言語」を知らない非法律家か、あるいは、制憲時の「言語」に精通していない法律家であろう。だが、翻訳を必要とする人々は、元のテキストが書かれた「言語」を理解することができない人々であり、そうである以上、翻訳の適切さを評価し批判することができないはずであるという難点を示すのである⁹⁵。このようなレヴィンソンの問題提起に対し、討論においてレッシグは、翻訳とは元のコンテキストに即してテキストを理解した上で、その意味を理解可能な形で自らの世界に引き入れる実践であり、このような意味での翻訳の契機がなければ表現活動は成立することができず、同じ意味で憲法の解釈も翻訳ということができると応答している⁹⁶。複数の「言語」の間の断絶を強調するレヴィンソンに対し、レッシグは、い

わば、我々は日常的に複数のコンテキストの間で翻訳を行っていることにより、翻訳者と翻訳を必要とする読者の境界を相対化することで、翻訳の批評可能性という問題を回避することを試みたということができよう。

さらに「憲法は忠節に値するのか」と題されたセクションでは、マイケル・クラーマンが、原意主義のみならず、翻訳も含めた忠節という理念にコミットする憲法解釈方法論を批判的に検討し、それらが抱える根本的な問題を「不確定性」(indeterminacy)という点に見いだしている。クラーマンによれば、翻訳は、原意主義の場合と同様に、非常に異なった世界に生きていた200年以上前の制憲者の意思によって現在の人民が支配されるのかという「死者の支配」の問題から逃れることができない。また、

3.6. 言説の変容と憲法の翻訳

本節では、このシンポジウムにおけるレッシグの報告「忠節と制約」をもとにした1997年の論文⁹⁸を検討することにより、憲法解釈とし

ての翻訳に対する制約のあり方について考察することにしたい。

翻訳は、不確定性を有しており、いかなるコンテキストがどれだけ変化したならば翻訳が求められることになるのかに関する基準も不明確であるため、裁判官が主観的に憲法を解釈する余地が残されるという「司法の主観的憲法解釈」の問題を回避することもできない。かかる認識を踏まえ、クラーマンは、我々に、憲法への忠節が真に価値があるものなのか問い直し、憲法への不義(adultery)を試みるよう促すのである⁹⁷。クラーマンによるレッシグ批判が妥当なものであるのかについては、レッシグが1993年の論文で提示した翻訳を規律する原理や制約に加え、本シンポジウムの報告で主題化したコンテキストによる翻訳の制約を踏まえ、検討していくことが求められよう。

3.6.1. 憲法解釈をとりまくコンテキストと言説の変容

この論文は、裁判官が、他の人々と同じように、一定の社会において当然のこととして受け止められている世界の把握の仕方由来する制約に服しており、かかる制約に服しながら判断を行っている指摘することから論述を始める。そうであるとすれば、人々に当然のこととして受け止められてきた世界の把握の仕方が変化することになれば、それは裁判官の判断にも影響を及ぼすことになるはずである。レッシグは、このような「コンテキストの制約」

(constraints of context)に着目することこそが、憲法学で問われてきた憲法への忠節と憲法解釈の変化の両立可能性を理解する上での鍵となるという見通しを示す。レッシグによれば、従来の憲法学者の多くがコンテキストの制約を無視してきた一方で、「すべては政治だ」と説く批判的法学者の一部は社会的・政治的なコンテキストがすべてであるかのように論じ、憲法をそれらの随伴現象であるかのように捉えてきた。これらの両極端な姿勢を排し、この論文で

は、コンテクストの制約と憲法の解釈の関係の再検討が試みられることになる⁹⁹。

この論文において、憲法解釈におけるコンテクストの中でも、判例の変化を説明する上で中心的な役割を果たしてきたものとして重視されるのが言説 (discourse) の変容である。裁判官による憲法解釈を取り巻く「コンテクストの制約」は言説の現れ方によって規定されている側面が強いというのである。レッシングは、ある種の知識社会学の枠組みに依拠して、言説の現れ方を、根本的対立 (contest) の有無という軸と、社会意識における顕在化の有無という軸の2つの軸に従って、4種類に分類している。すなわち第1に、言説は、そこにおいて根本的な原理 (fundamental) が争われているか否

3.6.2. 概念・言説・法

言説の現れ方は固定したものではなく、変化することがある。例えば、これまで疑問の呈されることのなかった言説について根本的対立が生じるようになったり、背景的な言説が人々の意識の前面に現われるようになることは少なくない。レッシングによれば、政治的闘争はしばしば、根本的対立が存在するものの言説が社会意識の背景にとどまっている領域から出発し、言説の顕在化、根本的対立の収束を経て、根本的対立が存在せず社会意識の背景にとどまる領域に行きつくことになる。このような言説の現れ方の変容は法的実践にも変化を促すことが少なくない¹⁰¹。

レッシングは差別禁止法におけるセクシュアル・ハラスメントの位置づけを例にかかる推移を検討している。1970年代後半になるまで、

かによって区別される。第2に、言説は、人々の意識の前面 (foreground) に現れるのかそれとも背景 (background) にとどまるのかによって区別される。このうち、裁判所が依拠する言説は主に、根本的対立が存在せず言説が社会意識の背景にとどまる領域に求められるとされる。というのも、根本的対立が存在し社会意識の前面に現れている言説に依拠して翻訳を行うことは、裁判所が政治的な判断を行ったかのようにみられるコストを伴うため、裁判所はこのような自らにとって不適切な社会的意味が付着する非正統性のコスト (illegitimacy cost) を避けるため翻訳を自制することになるからである¹⁰⁰。

米国の差別禁止法においてセクシュアル・ハラスメントにあたる問題を性差別として争うための概念は存在してこなかった。だが、マッキヤナンをはじめとするフェミニストたちは、「セクシュアル・ハラスメント」という概念を提起し、一連の法的闘争を通じて、セクシュアル・ハラスメントにあたる行為に注目を促し、その許容性を論争的なものにした。短期間の論争の結果、セクシュアル・ハラスメントは許容せざるべき行為と位置づけられるようになった。セクシュアル・ハラスメントの問題ははまだ人々の意識の前面に存在しているものの、もはやそれは根本的対立を含意するものではなくなっている。レッシングは、かかる変化を実現したマッキヤンらフェミニストを、近年における最も重要な「論争アントレプレナー」 (contest-

entrepreneur)として評価している。彼女らによりセクシュアル・ハラスメントという観念が提示され、法システムがそれを受容したことによって、世界のあり方が変化することになったというのである¹⁰²。

精神医学における同性愛の理解の変容とそれに伴う法的実践の変化も同様の推移をたどっているという。かつて精神医学は同性愛を精神病として位置づけ、大多数の精神科医はそのことを当然視していた。だが、1960年代後半以降、一部の精神科医が同性愛を精神病と診断することに疑問を呈するようになり、同性愛者自身も精神医学界に同性愛の理解の見直しを要求する運動を展開し、論争は社会的に顕在化した。そして73年には、アメリカ精神医学協会

は、同性愛を精神病のリストから外し、精神医学における論争は収束した。精神医学の変化は法にも影響を与えることになった。米国の移民法は精神障害を有する外国人の入国を拒否していたが、同法は同性愛を精神障害と診断する旧来の精神医学の言説に依拠して同性愛者の外国人を排除する形で運用されてきた。だが、アメリカ精神医学協会の方針の変更に伴い、公衆衛生局は同性愛者を精神障害者と診断することを拒むようになり、裁判所も、移民法は同性愛者の外国人を医学的な診断に基づくことなく精神障害者として入国拒否することを認めていないとの解釈を示したため¹⁰³、移民法の運用も変化することとなった¹⁰⁴。

3.6.3. 言説の根本的対立の発生による司法の消極化

レッシングによれば、法が依拠してきた言説における根本的対立の発生は憲法上の問題に関して司法の消極化を招くこともあれば積極化を招くこともある¹⁰⁵。根本的対立が司法の消極化を招くのは、権力分立が問題になっている場合である。レッシングはこのことを法的言説が論争的なものとなり、非正統性のコストが高まったことにより連邦最高裁が他の機関に権限を移譲したケースを例に検討している。1842年のSwift判決は、コモンローは発見されるものであるという理解のもとに、連邦裁判所に一般的なコモンロー (general common law) の問題に関する州裁判所の判断を無視することを許容していた¹⁰⁶。ところが、1938年のErie判決は、連邦の一般的なコモンロー (federal

general common law) の存在を否定し、連邦の裁判所は州の裁判所による州のコモンローについての解釈に従わなければならないとの判断を示した¹⁰⁷。このような連邦最高裁の立場の変化はどのように説明できるのであろうか。レッシングによれば、Swift判決より後に、コモンローは発見されるものであるという伝統的な理解に対する懐疑が広がり、コモンローは何であるのか、またその源泉は何なのかについて論争が発生した。この論争は裁判所がコモンローの解釈を行うことによる非正統性のコストを高めることになり、そのコストを避けるため連邦最高裁はコモンローに関する解釈をより民主的な意思に服している州の裁判所に委ねることにしたとされるのである¹⁰⁸。

3.6.4. 言説の根本的対立の発生による司法の積極化

一方、憲法上の権利、とりわけ憲法で保障された権利の中でも優越的地位が認められた個人の権利が問題になっている場合には、根本的対立の存在は司法の積極主義を帰結することになるとされる。すなわち、表現の自由や平等権をはじめとする優越的地位が認められた個人の憲法上の権利が問題となる場合には、デフォルトは個人の権利の側におかれ、政府による権利侵害は違憲性が推定され、十分に強力な正当化根拠が立証されない限り、個人の権利が保護されることになる。それゆえ、特定の言説における根本的対立は、政府による権利侵害の違憲性の推定を弱めるのではなく、逆に、その言説に依拠して認められてきた権利侵害の正当性を弱めることになる。よって、根本的対立は、権利の要求を強め、司法の積極主義を帰結することになるというのである。レッシングはこのことを修正第14条による平等保護を例に検討している。平等保護条項のもとでは、政府がある人を他の人から区別する場合、政府はその区別を正当化することが求められる。この区別の正当化において依拠している言説の論争可能性はきわめて重要である。人々が論争の余地のないと考

える言説に依拠して区別が正当化される場合、区別の正当化は比較的強力なものとなる。反対に、人々が論争の余地のあると考える言説に依拠して区別が正当化される場合、区別の正当化は比較的脆弱となる。それゆえ、特定の言説における根本的対立は、ある人を他の人から区別することに対する正当化を困難にする。よって、根本的対立は、区別を正当化することを困難にし、反面で、平等を保護する裁判所の積極的な役割を導くことになる。例えば、人種差別は諸々の科学的言説に依拠する形で正当化されてきたが、科学的言説において人種差別への懐疑が広がったことで、科学的言説に依拠した人種差別の正当化は困難となり、裁判所は人種差別に対する平等保護に積極的に乗り出すようになった。同様の変化は、経済的・習俗的言説に依拠できなくなった非嫡出子に対する差別や、文化的・科学的言説に依拠できなくなった女性差別に対する判例の変化についても見出すことができ、今や科学的言説による正当化根拠を失った同性愛者の差別に関しても同様の変化が生じることになるだろうとレッシングは指摘している¹⁰⁹。

3.6.5. 翻訳としてのニューディール

以上で見てきたように、憲法の翻訳においては、事実の変化のみならず言説の変容が重要な役割を果たしてきた。レッシングによれば、ニューディールにおける裁判所の憲法解釈の変更も、事実の変化に伴う翻訳と言説の変容に伴う翻訳からなる二重の翻訳として理解することが可能であるという。1995年の論文においてレッシング

は、憲法のテキストの変更を伴わないにもかかわらず、ニューディールを実質的な憲法改正として理解するアッカーマンらを批判した上で、ニューディールを、経済的・社会的状況の変化と法の自己理解の変容を踏まえて連邦最高裁が行った憲法の翻訳として再定位することを試みている。すなわち、ニューディールにおいて連

邦最高裁は、当時の米国における経済的・社会的な統合と相互依存の深化を踏まえ、政府が経済に介入する権限を拡大するように憲法の翻訳を行った。また、この時期を境に、それまで自明視されてきた、裁判官は既存の法を発見して

3.7. 翻訳の限界

前節ではコンテキストの制約と翻訳の関係について検討してきたが、レッシグは翻訳という方法自体が有する限界、より根本的には、彼が前提とする原意主義ないし忠節の限界についてはどのように考えているのだろうか。いま一度1993年の論文に戻って、この点をみていきたい。1993年の論文の冒頭でレッシグは、この論文の目的は、解釈理念としての忠節を支持することにも反対することにもなく、忠節という理念に対する裁判官のコミットメントを所与のものとして前提した上で、忠節の実践はどのようなものであるべきかを問うことにあるとのべていた¹¹¹。

だが、この論文の結論部で最後にレッシグは、2段階の忠節は、我々が忠節主義者であるべきか否かについて解答を示しているのかという問いを提起している。レッシグは、制憲時のコンテキストと現在のコンテキストがあまりにもかけ離れたものとなってしまったために共通の理解の基盤が失われ翻訳を語ることが無意味になってしまったとすれば、忠節は意味を持続けることになるのかという問いに対して3種類の解答を提示している。第1の解答が、

適用するにすぎないという法に関する概念法学的・形式主義的な自己理解も論争的なものとなり、裁判官による法的判断の政治性が問われるようになったことから、裁判所は議会の判断に敬讓を払うようになったというのである¹¹⁰。

1943年のBarnett判決におけるロバート・ジャクソンの法廷意見である¹¹²。レッシグによれば、Barnett判決においてジャクソンは、憲法を翻訳することが、どれほど困難で、不確かで、政治的なものであったとしても、裁判官は憲法を生きながらえさせるために翻訳を行わなければならないという姿勢を示した。第2の解答が、ポール・プレストの見解である。プレストは、憲法を翻訳することの困難を指摘し、憲法の権威を、忠節ではなく、少数派の人権の保護や代表民主政の促進といった我々がより精通していて予見可能な理念に求めるべきだという立場をとる¹¹³。そして、レッシグが示唆する第3の解答が憲法の改正である。憲法の意味が我々にとってもはや理解できないものとなってしまったのならば、我々は自らの手で憲法を書き換えた方がよいかもしれないというのである。レッシグは、制憲時のコンテキストと現在のコンテキストがあまりにも離れてしまい、翻訳がもはや意味をもちえなくなってしまう場合には、忠節は我々の目的ではありえないだろうとのべて論稿を閉じている¹¹⁴。

3.8. 翻訳としての忠節の意義と問題

本章で明らかにしてきょうに、レッシグは、原意主義の本質的要素として忠節という理念を抽出した上で、忠節を実現するより適切な構想として翻訳という憲法解釈方法論を提起することにより、憲法の解釈が憲法の原意に忠実であると同時に、時代によるコンテキストの変化に対応した動的なものでもありうるという可能性を示すこととなった。レッシグの提起した翻訳としての忠節という構想は、裁判官に「進歩的な翻訳家」(forward translator)としての役割を認めることにより¹¹⁵、政治的な保守主義と結びつく形で形成されてきた旧世代の原意主義を、より時代の進歩への対応を重視するリベラルな方向へと再構成することを試みたものということができるかもしれない¹¹⁶。本章で見てきたように、憲法を翻訳する際に考慮されるコンテキストの変化には、法制度や法的言説の変容といった法的コンテキストの変化のみならず、監視技術の発展やスティグマに関する理解の変容などの非法的コンテキストの変化も含まれていた。このような憲法を取りまく様々なコンテキストへの関心は、次章でみていくように、レッシグを規制に関する学際的研究へと導いていくことになる。

しかしながら、翻訳という憲法解釈方法論が抱えている問題も少なくない。翻訳としての忠節は、原意主義から抽出された忠節という理念を実現する構想の一つである以上、原意の不確定性や死者の支配といった原意主義の抱える問題¹¹⁷を引き継いでいるというクラマンらの批判は否定しがたい側面がある。レッシグの憲法解釈方法論は、原意を現代のコンテキストに

翻訳するものである以上、原意を確定することを前提としているはずであり、原意の不確定性という原意主義への批判は翻訳という手法にも妥当する場面があるはずである¹¹⁸。レッシグは、判例を原意の翻訳として説明する際に、概して判例が原意を正しく捉えているか緻密に検討することなく、原意はしかじかのものであると仮定した上で、裁判所が仮定された原意を現代のコンテキストに翻訳したものとして説明することを試みているように見受けられる。レッシグの挙げる一連の判例を憲法の原意の翻訳として説明することが可能であったとしても、異なる翻訳の可能性は否定できず、翻訳の不確定性という問題を解消することは困難であるように思われる。1993年の論文において、レッシグは、このような問題を意識して、翻訳者である裁判官に、憲法の原意を最大限に保存しつつ変化を最小限にとどめる翻訳を選択することや、事実に関わる前提の変化のみを考慮し価値に関わる前提の変化を考慮しないことなどを求めていた。だが、レッシグが翻訳の例として挙げる一連の判例を憲法の原意を最大限に保存しつつ変化を最小限にとどめる翻訳として評価することのできる根拠は明らかにされているとは言いがたい。レヴィンソンの提示した翻訳の批評不可能性という難点はこの点にも関わってこよう。また、事実に関する前提と価値に関する前提の区別は、一定の法文化のもとで両者がもっているレトリックの相違に求められている以上、翻訳の前提となるコンテキストの範囲は、レトリックの捉え方によって相対的なものとなるため、裁判官による主観的な憲法解釈を

許容する可能性は否定しがたい。さらに、97年の論文では、言説による翻訳の制約が、論争的な言説に依拠することで裁判所が政治的な判断を行っているかのようにみられるおそれが生じるというコストという観点から説明されているが、そうであるとすれば、言説による翻訳の制約は、外的な視点から説明される制約であって、裁判官が内的に受容している規範的な制約ではないのではないかという疑問が生じよう¹¹⁹。言説による翻訳の制約が、コストの問題にすぎないのであれば、裁判所がそれを上回る便益を見出した場合には、価値に関わる言説に依拠して憲法の翻訳を行う可能性は排除されないはずである。レッシグの翻訳理論が裁判官に価値に関わる言説に依拠して憲法を翻訳することを許容するのであれば、裁判官が道徳理論に依拠して憲法解釈することを求めるドゥオーキンとの対立は相対化されることになると同時に¹²⁰、ドゥオーキンらの立場を主観的で政治的な憲法解釈だと評してきた原意主義者の批判¹²¹がレッシグに跳ね返ってくるおそれも生じよう。他方で、仮に裁判官が原意を一意的に確定し、それを価値中立的な外観のもとに翻訳することを試み、それに成功したとしても、今度は、死者による支配という原意主義に対するもう一つの批判が待ち受けることになるように思われる。もっとも、裁判官による主観的な憲法解釈の可能性や死者による支配という問題は、原意主義やそれを批判的に承継したレッシグの翻訳理論にのみあてはまるものではなく、多か

れ少なけれ、憲法とそれに依拠した司法審査を通じて多数派の決定に抗する形で人権保障を行うという立憲主義のプロジェクトにコミットする様々な憲法解釈方法論にあてはまる可能性があり¹²²、とりたててレッシグの憲法解釈方法論の難点のみを批判するのは酷であろう。とはいえやはり、レッシグの憲法理論の立場からも、かかる問題に対する何らかの応答は求められるように思われる。

前節でみたように、レッシグは、制憲時のコンテキストと現代のコンテキストがあまりにも乖離したために憲法の意味を理解することができなくなってしまった場合など、翻訳の限界が明らかになった場合の対処法の1つとして憲法改正の可能性を示唆しており、原意の不確定性や死者の支配という問題に対して、人民は必要に応じて憲法改正により憲法の意味を変更することができるという解答を用意しているように思われる。ここにおいて、レッシグの憲法理論は憲法政治を主題化するアッカーマン的な問題意識と再び接続することになる。しかし、憲法の本意を確定し非政治的な外観のもとに翻訳することの限界が露呈する機会が例外的なものではないとすれば、憲法政治が頻繁に要求され、社会の基本構造としての憲法は不安定化するおそれがあるだろう。かかる問いは、立憲主義と民主主義の関係という憲法学の根本的な問題とかわるものであり、レッシグにおける立憲主義と民主主義の連関構造について考察する5章で改めて検討することにした。

註

- 1 わが国における現代米国の憲法理論や憲法解釈方法論に関する研究は枚挙に遑がないが、さしあたり、近年の米国における各種の憲法理論の検討を踏まえ立憲主義と民主主義の関係の再定位を試みるものとして、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』（2001年、日本評論社）を、近年の米国における原意主義をめぐる論争を検討することにより憲法解釈方法論の再構成を試みるものとして、大河内美紀『憲法解釈方法論の再構成』（2010年、日本評論社）を挙げておく。
- 2 近時のわが国の憲法学において憲法とコンテクストの関係に着目した研究として、ここでは、日本国憲法下における表現の自由論の展開を「理念」と「文脈」の関係という視点から考察した、浜田純一「表現の自由（1）」樋口陽一編『講座憲法学3 権利の保障【1】』（日本評論社、1994年）を挙げるにとどめる。浜田は、ポストモダンの問題意識も踏まえつつ、表現の自由の数多くの争点をめぐる議論について考察する上では、その一般的な理念という「大きな物語」に触れるだけでは十分ではなく、文脈への感受性をもつ必要があることを強調した上で、現代的文脈における表現の自由の理念の動揺を踏まえ、理念のなかに文脈をいかにして取り込み、理念の再強化を図っていくかということが重要な課題となると指摘している（前掲139-140頁参照）。浜田の議論は人権各論の領域で表現の自由の理念とコンテクストの関係について検討したものであるが、憲法理論や憲法解釈方法論の分野で憲法とコンテクストの関係について体系的に考察する上でも貴重な示唆を与えているように思われる。
- 3 LAWRENCE LESSIG, CODE AND OTHER LAWS OF CYBERSPACE (1999) [hereinafter CODE] [ローレンス・レッシグ（山形浩生・柏木亮二訳）『コード—インターネットの合法・違法・プライバシー』（翔泳社、2001年）]。なお、本書刊行後のサイバースペースの発展やサイバー法の議論を踏まえた第2版として、CODE VERSION 2.0 (2006)参照。
- 4 レッシグの議論を批判的に承継した米国を中心とする英米圏におけるサイバー法の議論として、*see, e.g.*, Jonathan Zittrain, *A History of Online Gatekeeping*, 19 HARV. J.L. & TECH. 253 (2006); JONATHAN ZITTRAIN, *THE FUTURE OF THE INTERNET* (2008); JACK GOLDSMITH & TIM WU, *WHO CONTROLS THE INTERNET?* (2006); YOCHAI BENKLER, *THE WEALTH OF NETWORKS* (2006); ROGER BROWNSWORD & KAREN YEUNG (ed.), *REGULATING TECHNOLOGIES* (2008); CHRISTOPHER MARSDEN & IAN BROWN, *REGULATING CODE* (2013)。レッシグの議論を受けたサイバー法とアーキテクチャをめぐる議論の展開について検討したのもとして、拙稿「情報社会における法とアーキテクチャの関係についての試論的考察—アーキテクチャを介した間接規制に関する問題と規律の検討を中心に」情報学研究81号55頁以下(2011年)参照。
- 5 *See, e.g.*, LAWRENCE LESSIG, *THE FUTURE OF THE IDEAS* (2001)。
- 6 *See, e.g.*, LAWRENCE LESSIG, *REPUBLIC, LOST* (2011)。
- 7 わが国においても、『コード』をはじめとするレッシグの著書が翻訳家の山形浩生らにより翻訳・紹介されたのを機に、憲法学、法哲学、現代思想、社会学等の諸学問領域でアーキテクチャやコードという概念を中心にレッシグの議論が受容され、様々な形で派生的な議論が展開されることとなった。憲法学に関しては、松井茂記『インターネットの憲法学』3章（岩波書店、2002年）、小倉一志『サイバースペースと表現の自由』（尚学社、2007年）、駒村圭吾「警察と市民—自由と権力の構造転換」公法研究69号120-121頁（2007年）、曾我部真裕「自由権—情報社会におけるその変容」法学セミナー688号13-14頁（2012年）等を、法哲学に関しては、大屋雄裕「情報化社会における自由の命運」思想965号212頁以下（2004年）、松尾陽「アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義」法哲学年報2007・241頁以下（2008年）等を、現代思想や社会学に関しては、東浩紀『情報環境論集』（講談社、2007年）、濱野智史『アーキテクチャの生態系』（NTT出版、2008年）、北田暁大「政治の空間学(2) リベラリズムについて(2)」Ten plus one No. 37・200頁以下（2004年）等を参照。また、各分野の論者によるアーキテクチャ論を収録したのもとして、東浩紀・北田暁大編『思想地図 Vol.3 特集・アーキテクチャ』（NHK出版、2009年）参照。政治学者の吉田徹は、批評家の東浩紀らの議論を念頭に、「レッシグの問題提起は、日本において法学者よりも社会学者の間、とりわけ『ゼロ年代』と呼ばれる情報社会論者で広く需要され、独自の発展を遂げて」おり、「日本の情報社会論と接続したアーキテクチャ論は、レッシグのアーキテクチャへの警戒心を反転させ、独自の文脈に置かれている」と指摘している。吉田によれば、わが国のアーキテクチャ論は、人間の自律性や知性による合理的な変革能力と世界像の体系そのものが成り立たなくなったことを所与とした上で、民主政の再定義を試みている（吉田徹「ステイツ・オブ・デモクラシー—ポピュリズム・熟議民主主義・アーキテクチャ」憲法理論研究会編『憲法理論叢書21 変動する社会と憲法』9-13頁（敬文堂、2013年））。レッシグの初期の憲法理論について研究することは、わが国のアーキテクチャ論を批判的に再検討する上でも有用な手がかりを与えてくれるように思われる。
- 8 長谷部恭男は、メディアをめぐる問題の多面性とそれを取りまく環境の急速な変容を踏まえて「あるべきメディア法制を検討するには、各国の法制に関する法律学上の知識だけではなく、経済学、社会学、哲学などさまざまな学問分野の知識と分析方法を

借用する必要がある」として、「メディア法の研究者でありつづけることは、学術上の曲芸に近く、危険を伴う」とのべている（長谷部恭男『テレビの憲法理論』（弘文堂、1992年）176頁）。

- ⁹ 米国におけるサイバー法の展開も踏まえ、情報法の基本に置かれる原理と論理について検討したものと、山口いつ子『情報法の構造—情報の自由・規制・保護』（東京大学出版会、2010年）参照。
- ¹⁰ Lawrence Lessig, *Plastics: Unger and Ackerman on Transformation*, 98 YALE L.J. 1173 (1989)[hereinafter *Plastics*].
- ¹¹ Id. at 1173-1174.
- ¹² とはいえ、アンガーとアッカーマンのテキストをつぶさに読んでいくと、両者の議論の中に互いの理論を意識して、その基本的姿勢を批判するような態度を読み取ることができないわけではない。例えば、アンガーは、アッカーマンの名前こそ挙げていないものの、社会の体制を選択する基底的政治（foundational politics）と一定の体制の枠内で立法を行う通常政治（ordinary politics）を峻別する思考を、米国法における客観主義の中心的な思考として批判している（ROBERTO M. UNGER, *THE CRITICAL LEGAL STUDIES MOVEMENT* 5-8 (1983) [hereinafter *CRITICAL*]）。一方、アッカーマンは、権威の正統性に関する立場として、人民の名による革命の永続を志向する永久革命論（permanent revolution）と革命の意義を忘却する革命健忘症（revolutionary amnesia）の双方を斥けた上で、『フェデラリスト』の議論から読み取ることのできる第三の立場として二元的民主政論を構想している（Bruce Ackerman, *Storrs Lectures: Discovering the Constitution*, 93 YALE L.J. 1013, 1020 (1984) [hereinafter *Discovering*]）。アッカーマンが永久革命論を批判する際に、同時代におけるアンガーら批判的法学研究のラディカルな変革論を念頭に置いていたと想定することは不可能ではないだろう。アッカーマンがアンガーを同時代のラディカルな左翼の批判的法学者として意識していたことは、1983年にイェール・ロージャーナルに掲載された論文において、シカゴ学派の法と経済学と批判的法学研究の間の論争について検討する中で後者の側を「アンガー的マルクス主義者」（Ungero-Marxist）と呼んでいることから窺い知ることができる（Bruce Ackerman, *Foreword: Law in an Activist State*, 92 YALE L.J. 1083, 1098(1983)）。
- ¹³ レッシグの第一論文以前にアンガーとアッカーマンの議論を比較検討した文献の数は限られている。ルーティーンと革命の間の区別を相対化するアンガーの社会構想を、アッカーマンらの憲法理論と比較しつつ批判的に検討したものと、see Cass Sunstein, *Routine and Revolution*, 81 NW. U.L. REV. 869 (1987)。アッカーマンの著書『アメリカ法の再構成』（BRUCE ACKERMAN, *RECONSTRUCTING AMERICAN LAW* (1984) [hereinafter *RECONSTRUCTING*])に対する書評の中で、アッカーマンの提示する構成主義的な法理論とアンガーら批判的法学研究の逸脱主義的法理論の間の距離を検討したものと、see Armond Cohen, *High-Tech Justice*, 38 STAN. L. REV. 919, 924 (1986)。
- ¹⁴ テキストの意味と意図との関係については様々な議論があるが、ここではさしあたり、テキストが書かれた目的を「意図」、テキストによって伝えられる内容を「意味」として位置づけることにしたい。後に見るように、レッシグは、自身の憲法解釈方法論を形成する中で、テキストが書かれた意図よりも、一定のコンテキストにおいてテキストが伝達することになる意味を重視することになる。
- ¹⁵ さしあたり、注（28）で挙げられている論者の著作に加えて、JAMES TULLY (ed.), *MEANING AND CONTEXT: QUENTIN SKINNER AND HIS CRITICS* (1988) [邦訳 ケンティン・スキナー（半澤孝磨・加藤節編訳）『思想史とはなにか—意味とコンテキスト』（1990年、岩波書店）] に収録された諸論稿を参照。
- ¹⁶ アンガーによれば、批判的法学研究は、近代の法思想と法実践における左翼的な伝統を批判的に継承する学派であり、法における形式主義と客観主義を批判し、法実践と法理論を社会の変革という政治的な目的を達成するための手段として再構成する立場をとる（*CRITICAL, supra* note 12, at 1-4）。また、松井茂記は、批判的法学研究の基本的な姿勢を「マルクス主義の影響のもと、西欧の最近の哲学・言語学・科学史学の展開を受けて、法の政治性を重視し、法のイデオロギー性を批判する」点に見込んでいる。松井によれば、批判的法学研究は、ハーバーマスに代表される西欧マルクス主義（フランクフルト学派の批判理論）の影響を受けつつも、デリダやフーコーらのポスト構造主義、ヴィトゲンシュタインの言語哲学、ローティのプラグマティズムなどを飲み込んで、独自の方法論を展開している（松井茂記「批判的法学研究の意義と課題—アメリカ憲法学の新しい潮流1」法律時報58巻9号12-13頁（1986年）参照）。
- ¹⁷ John H. Schlegel, *Notes Toward an Intimate, Opinionated, and Affectionate History of the Conference on Critical Legal Studies*, 36 STAN. L. REV. 391 (1984)、松井・前掲注(16)12-13頁参照。
- ¹⁸ 1983年にイェール・ロージャーナルに掲載された論文においてアッカーマンは、リベラルな積極国家を批判する議論をコミュニ

ニタリアンな形態とリバタリアンなそれとに区分し、前者の形態の中で最も重要な理論として前期アンガーの著『知識と政治』(ROBERTO M. UNGER, KNOWLEDGE AND POLITICS (1975))をあげている。アッカーマンは、自らを含むリベラルな積極主義者は、アンガーをはじめとするリベラリズムの批判者との真剣な対話によって多くを学ぶことができるとの見通しを示している (Bruce Ackerman, *Foreword: Law in an Activist State*, 92 YALE L.J. 1083, 1127 n.78 (1983))。いわば、アッカーマンは、リベラリズムにコミットしながらも、アンガーら批判者との真剣な対話によってリベラリズムを鍛え上げることを志向していたということができよう。一方、ウィリアム・エヴァルドは、1988年にイェール・ロージャーナルに掲載された論文において、アッカーマンのようにリベラルの中にもアンガーの議論の重要性を認める論者がいることを認めた上で、リベラリズムの立場から『知識と政治』を中心とするアンガーの議論に対する徹底的な批判を試みている (William Ewald, *Unger's Philosophy: A Critical Legal Study*, 97 YALE L.J. 665 (1988))。これに対して、ジャーナルの同じ号に掲載されたコーネル・ウェストの論文は、エヴァルドによるアンガー批判にみられるように、批判的法学研究とリベラリズムの間の対立が激化していることを疑問視し、両者の間の生産的な対話の可能性を模索している (Cornel West, *CLS and a Liberal Critic*, 97 YALE L.J. 757 (1988))。なお、レッシグは第一論文において、『知識と政治』を代表とする前期のアンガー哲学と後期のアンガー哲学を連続的なものと捉えるエヴァルドらを批判し、アンガーの哲学の転回を指摘するウェストらの議論を支持している (*Plastics*, *supra* note 10, at 1174 n.6)。

¹⁹ 本講義の内容をもとにした論文として、*see Discovering*, *supra* note 12.

²⁰ アッカーマンは、1989年にもイェール・ロージャーナルに憲法政治と憲法の関係を検討した論文 (Bruce Ackerman, *Constitutional Politics/Constitutional Law*, 99 YALE L.J. 453 (1989)) を公表している。この論文と先の Storrs Lectures 論文 (*Discovering*, *supra* note 12) は後に、二元的民主政論を主題とした彼の著書の第1巻 (BRUCE ACKERMAN, WE THE PEOPLE: FOUNDATIONS (1991)) に結実し、イェールのみならず米国の憲法学に多大な影響を与えることになる。

²¹ マーク・ケルマンは1987年に公開された著書の中で、批判的法学研究に属する憲法学者と彼らに反対するアッカーマンらイェールの中道左派の間で解釈の主観性と解釈共同体の実在性をめぐり論争が展開されてきたと指摘している (MARK KELMAN, A GUIDE TO CRITICAL LEGAL STUDIES 14 (1987))。注(18)で挙げた一連の文献の議論と併せて理解すると、この時期のイェールの知的世界にはアンガーとアッカーマンとを比較検討するレッシグの視座を準備する議論の磁場が形成されていたということができよう。

²² アンガーの法哲学について検討したものとして、三本卓也「法の支配と不確定性—ロベルト・アンガー「構造」概念の変容とその示唆—」(1)立命館法学285号59頁以下(2002年)、(2)288号85頁以下(2003年)等を参照。レッシグとアンガーの議論を比較検討したわが国の研究として、有賀誠「『アーキテクチャ』の問い直しと民主主義—レッシグとアンガー」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』(ナカニシヤ出版、2007年)参照。ただし、有賀の論稿において、レッシグの議論は主著『コード』以降のもののみが検討の対象とされている。

²³ Lessig, *Plastics*, *supra* note 10, at 1179-1180. 社会的・政治的な構造の可塑性を支持するアンガーの姿勢を近代の代表的な政治思想に託す形で表現したものと、[自由主義、社会主義、および共産主義の革命的なイデオロギーはいずれも、固定的な役割と序列を転覆し、社会生活を革新する意思のもとに置くことによって、エンパワーメントの諸形態を進展させることを企てるものである] (ROBERTO M. UNGER, FALSE NECESSITY: ANTI-NECESSITARIAN SOCIAL THEORY IN THE SERVICE OF RADICAL DEMOCRACY 296 (1987)[hereinafter FALSE]) との言明を参照。関連するアンガーの議論として、*see* ROBERTO M. UNGER, SOCIAL THEORY: ITS SITUATION AND TASK 3-5, 154 (1987)[hereinafter SOCIAL]; PASSION: AN ESSAY ON PERSONALITY 13, 192 (1984)[hereinafter PASSION]; FALSE, *id.* at 87, 362; CRITICAL, *supra* note 12, at 94.

²⁴ アッカーマンの二元的民主政論について検討したものとして、阪口・前掲注(1)3章、川岸令和「熟慮に基づく討議の歴史とアメリカ合衆国憲法の正統性—ブルース・アッカーマンの『二元的デモクラシー論』への覚書」早稲田政治経済学雑誌320号286頁以下(1994年)等を参照。

²⁵ Lessig, *Plastics*, *supra* note 10, at 1180-1183. 関連するアッカーマンの議論として、*see Ackerman, Discovering*, *supra* note 12, at 1020-1043.

²⁶ 社会的意味とは、言語、ジェスチャー、法概念、制度などの社会的人工物 (social artifact) が一定のコンテキストのもとで有する意味を指す (*Plastics*, *supra* note 10, at 1174-1175, n10)。

²⁷ *Id.* at 1174-1175.

²⁸ LUDWIG WITTGENSTEIN, PHILOSOPHICAL INVESTIGATIONS § 43 (G.E.M. Anscombe trans. 2d ed. 1958). レッシグはコンテキスト

- 性に着目した議論として、後期のウィトゲンシュタインのほか、彼の言語哲学と社会科学の関係を論じたウィンチ、人類学者のギアーツ、哲学者のテイラーやローティ、規範的宇宙としてのノモスを主題化した法学者のロバート・カバーらの著作の参照を求めている (*Plastics*, *supra* note 10, at 1175, n11)。
- 29 レッシグによれば、トークンとは、意味のシンボルを総称した概念であり、言明、目配せ、制度、実践、行為などがこれに含まれる (*id.* at 1176, n15)。
- 30 *Id.* at 1175-1177. 人間の活動や思想のコンテキスト依存的な性格について論じたアンガーの議論として、*see* SOCIAL, *supra* note 23, at 4, 18-19; PASSION, at 3-5. 法的な論争において問題となっている事実についてコンテキストを踏まえ構造的に把握することの意義について論じたアッカーマンの議論として、*see* RECONSTRUCTING, *supra* note 13, at 29.
- 31 レッシグは、構成主義を主題化した議論として、現象学的社会学を批判的に承継し「社会構成主義」という立場を提唱したパーガーとロックマン、ウィトゲンシュタインの言語哲学をもとに知識の社会理論を構築したブルア、言語哲学者のグッドマンらの著作をあげている (*Plastics*, *supra* note 10, at 1175, n12)。
- 32 PASSION, *supra* note 23, at 14.
- 33 *Plastics*, *supra* note 10, at 1177-1178. 構成主義に対するアンガーのコミットメントを近代の社会思想に託して表したものとして、『社会理論』の冒頭に置かれた「近代の社会思想は、社会は、基層に置かれた自然の秩序を表現したものではなく、創出され想像された人工物なのであるということ宣言することによって誕生した」(SOCIAL, *supra* note 23, at 1)との言明を参照。アッカーマンの構成主義的思考を示した議論として、ニューディール期以降のアメリカ法の歴史における事実の把握や価値の評価のあり方の転換を伴う新たな法的言説の構成について論じた『アメリカ法の再構成』の議論 (RECONSTRUCTING, *supra* note 13, at 2-5) および「中立的対話」という新たな形のリベラルな言説の構成について論じた『リベラル国家における社会正義』の議論 (BRUCE ACKERMAN, SOCIAL JUSTICE IN THE LIBERAL STATE 333 (1980)) を参照。
- 34 *Plastics*, *supra* note 10, at 1183-1186.
- 35 *Id.* at 1186-1187. 社会生活を結社のモデルで記述するアンガーの議論として、*see* UNGER, FALSE, *supra* note 23, at 101, 104. アンガーは、かかる枠組みのもとに、前者のタイプの変革 (*id.* at 105) と後者のタイプの変革 (*id.* at 280) について論じている。
- 36 *Plastics*, *supra* note 10, at 1188-1189. アッカーマンが米国史における憲法政治の展開について論じたものとして、*see* *Discovering*, *supra* note 12, at 1051-1057. アッカーマンによる憲法第5条の解釈については、*see id.* at 1057-1070.
- 37 プレコミットメント概念を援用して憲法を主権者の合理的な自己拘束として理解する憲法理論を展開することになるのが (*see* STEPHEN HOLMES, PASSION AND CONSTRAINT: ON THE THEORY OF LIBERAL DEMOCRACY (1995))、リベラル派の雑誌 NEW REPUBLIC にアンガーの変革論を批判する記事 (Stephen Holmes, *The Professor of Smashing: The Preposterous Political Romanticism of Roberto Unger*, NEW REPUBLIC, Oct. 19, 1987, at 30) を寄稿したこともある政治哲学者のステイブーン・ホームズである。ホームズの憲法理論とレッシグの関係については、本稿5章参照。なお、アッカーマンの二元的民主政論を、ある種のプリコミットメント論として再解釈する可能性を検討するものとして、阪口・前掲注(1)121-127頁参照。もっとも、阪口はアッカーマンの理論をプリコミットメント論として読み直すことにはかなり無理があるとの評価を示している。
- 38 *Plastics*, *supra* note 10, at 1189-1191. 貧困時における可塑性の制限について示唆したアンガーの議論として、*see* UNGER, SOCIAL, *supra* note 23, at 210. 構成的な個人的コミットメントを理由とする可塑性の制限について示唆したアンガーの議論として、*see* PASSION, *supra* note 23, at 267.
- 39 Ewald, *supra* note 18, at 738; Sunstein, *supra* note 13, at 871, 881; Holmes, *supra* note 37.
- 40 *See Plastics*, *supra* note 10, 1191-1192.
- 41 CODE, *supra* note 3, at 59.
- 42 阪口正二郎によれば、アッカーマンの議論の主たる狙いは、「憲法をつくる権力」と同一視される「人民主権」の「継続的な実践」を主張するものであり、樋口陽一がカール・シュミットの憲法制定権力論を評する際に用いた言葉を借りれば「憲法のたえざる変更可能性を強調しようとする主張」(樋口陽一『憲法Ⅰ』(青林書院、1998年) 383頁)に他ならないとされる(阪口・前掲注(1)103頁)。
- 43 *Plastics*, *supra* note 10, at 1173 n.2.
- 44 レッシグの経歴については彼がウェブ上で公開している curriculum vitae を参照 (Lawrence Lessig, CV, <http://lessigwpcache.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2012/06/cv-current.pdf> (last visited Jan. 31, 2014))。

- 45 松尾陽「原意主義の民主政論的展開—民主的憲法論の一つの形—」法学論叢166巻4号51頁（2010年）参照。なお、原意主義という概念を提唱したポール・ブレストは、原意主義を憲法解釈の拘束的権威を憲法のテキストないし制憲者（adopter）の意図に与える方法論として定義していた（Paul Brest, *The Misconceived Quest for the Original Understanding*, 60 B.U.L. REV. 204, 204 (1980)[*Quest*]。原意主義について検討したものとして、阪口・前掲注(1)2章、大河内・前掲注(1)、松尾前掲等を参照。
- 46 大河内・前掲注(1)27-31頁等を参照。このようなコンテキストのもとで、原意主義者の側から提起された論争的な著作として、*see, e.g.*, ROBERT BORK, *THE TEMPTING OF AMERICA* (1991)。
- 47 原意主義者の中には、バーガーのように起草者（framer）の主観的意図を重視する論者も存在するが（RAOUL BERGER, *GOVERNMENT BY JUDICIARY* 3 (1977)）、レッシグが原意主義者としてしばしば参照するボークやスカリアは、制憲時に憲法典が批准者（ratifier）ないし人民にどのように理解されていたのかという点を重視しており（BORK, *supra* note 46, at 144; ANTONIN SCALIA, *A MATTER OF INTERPRETATION* 38 (1997)）、憲法の原意を制憲時における共同主観的ないし客観的な意味として位置づけているということができよう。
- 48 レッシグは、2011年に行われたC-SPANのインタビューにおいて、ロークラーク時代にスカリアから受けた影響の重要性を指摘した上で、自らの学者としての初期の経歴の多くを、スカリアの原意主義の構想と格闘して、原意主義を筋の通った憲法理論として再構成することに捧げたとのべている（*Q&A with Lawrence Lessig*, <http://www.c-spanvideo.org/program/302043-1>; *Uncorrected transcript provided by Morningside Partners*, <http://www.q-and-a.org/Transcript/?ProgramID=1366> (last visited Jan. 31, 2014)）。
- 49 Lawrence Lessig, *Fidelity in Translation*, 71 TEX. L. REV. 1165 (1993)[hereinafter *Translation*].
- 50 *Id.* at 1166, 1181.
- 51 *Id.* at 1166.
- 52 *See, e.g.*, Katz v. United States, 389 U.S. 347, 373 (1967) (Black, J., dissenting).
- 53 *Translation, supra* note 49, at 1166-1173.
- 54 *Id.* at 1174-1178.
- 55 *Id.* at 1182-1185.
- 56 Harmelin v. Michigan, 501 U.S. 957 (1991)。もっとも、レッシグも指摘しているように、スカリアも原意主義について論じた1989年の論文において、たとえ制定時に鞭打ち（flogging）が修正第8条に違反しないと理解されていたとしても、現代において鞭打ちの合憲性を支持することは困難であろうとのべており（Antonin Scalia, *Originalism: The Lesser Evil*, 57 U. CIN. L. REV. 849, 861-864 (1989)）、1段階の忠節の立場を徹底させることに戸惑いを示している。
- 57 *Translation, supra* note 49, at 1185-1188.
- 58 レッシグは、「翻訳」という概念は、従来の憲法学や憲法判例においても、「原意主義」という概念を提起したブレストの論文（Brest, *supra* note 45, at 218-221）や、Barnette判決におけるジャクソンによる法廷意見（West Virginia State Bd. of Educ. v. Barnette, 319 U.S. 624, 639-40 (1943)）などの中に使用例を見出すことができると指摘している（*Translation, supra* note 49, at 1171-1173 n.32）。
- 59 *Id.* at 1189-1192.
- 60 *Id.* at 1192-1211.
- 61 松尾陽「原意主義の民主政論的展開（二）—民主的憲法論の一つの形—」法学論叢167巻3号108頁（2010年）。
- 62 *Translation, supra* note 49, at 1213.
- 63 *Id.* at 1213-1214。もっとも、かかる「保守主義の原理」（principle of conservatism）は、翻訳という概念に内在的なものではなく、法実践のあり方に由来するものであるとされる（*id.*）。
- 64 *Id.* at 1180-1181, 1213-1214.
- 65 レッシグは翻訳という方法論を用いて、本節で検討していく憲法上の権利に関する解釈問題はもとより、執行権（Lawrence Lessig & Cass Sunstein, *The President and the Administration*, 94 COLUM. L. REV. 1 (1994)）や連邦主義（Lawrence Lessig, *Translating Federalism: United States v. Lopez*, 1995 SUP. Ct. REV. 125 (1996)）等の統治機構に関する解釈問題にも取り組んでいる。
- 66 Weeks v. United States, 232 U.S. 383 (1914)。

- 67 Wolf v. Colorado, 338 U.S. 25 (1949).
- 68 Elkins v. United States, 364 U.S. 206 (1960).
- 69 *Translation*, *supra* note 49, at 1215-1217.
- 70 米国の判例における違法収集証拠排除準則の形成と展開については、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』（弘文堂、1985年）2章参照。
- 71 Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643 (1961).
- 72 *Translation*, *supra* note 49, at 1215-1232.
- 73 Olmstead v. United States, 277 U.S. 438, 464-466 (1928).
- 74 *Id.*, at 471-479 (Brandeis, J., dissenting).
- 75 Olmstead判決におけるブランドイスの反対意見の立場は、Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967)において判例に採用されることになる。Olmstead判決の反対意見を含めブランドイスのプライバシー権に関する議論について検討したものと、宮下紘「ルイス・ブランドイスのプライバシー権」駿河台法学26巻1号71頁以下（2012年）参照。
- 76 *Translation*, *supra* note 49, at 1237-1240.
- 77 Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896).
- 78 Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).
- 79 Plessy 判決からBrown判決への転換の過程を、裁判の場における事実認定と背後にある社会科学の変化に着目して論じたものとして、毛利透「人種分離撤廃の現実と法理論—憲法訴訟における事実解釈の研究—」(一)106巻7・8号1頁以下（1993年）、(二)107巻7・8号1頁以下（1994年）参照。
- 80 *Translation*, *supra* note 49, at 1242-1247.
- 81 レッシグの憲法理論において、謙虚という制約は、翻訳という手法自体から必然的に導かれるものではなく、現在の米国において翻訳者としての裁判所が置かれている制度的な状況により求められる外在的な制約として理解することのできる余地があるように思われる（*id.* at 1206-1211, 1252）。
- 82 *Id.* at 1252-1255
- 83 事実と価値の二分論を批判的に検討したものと、see HILARY PUTNAM, THE COLLAPSE OF THE FACT/VALUE DICHOTOMY AND OTHER ESSAYS Ch.1-3 (2002) [ヒラリー・パトナム（藤田晋吾・中村正利訳）『事実/価値二分法の崩壊』1-3章（法政大学出版局、2011年）]。
- 84 *Translation*, *supra* note 49, at 1255.
- 85 *Id.* at 1251-1262.
- 86 *Fidelity in Constitutional Theory*, 65 FORDHAM L. REV. 1247 (1997). このシンポジウムの内容について詳細に検討したものと、大河内・前掲注(1)150-174頁参照。
- 87 Ronald Dworkin, *The Arduous Virtue Of Fidelity: Originalism, Scalia, Tribe, And Nerve*, 65 FORDHAM L. REV. 1249 (1997).
- 88 Lawrence Lessig, *Fidelity and Constraint*, 65 FORDHAM L. REV. 1365 (1997) [hereinafter *Constraint*].
- 89 Bruce Ackerman, *Generation Of Betrayal?*, 65 FORDHAM L. REV. 1519 (1997).
- 90 Jack N. Rakove, *Fidelity Through History (Or To It)*, 65 FORDHAM L. REV. 1587 (1997).
- 91 Jack Balkin, *Agreements With Hell And Other Objects Of Our Faith*, 65 FORDHAM L. REV. 1703 (1997).
- 92 大河内・前掲注(1)170頁参照。
- 93 *Fidelity As Translation: Colloquy*, 65 FORDHAM L. REV. 1507, 15014-1515 (1997).
- 94 Dworkin, *supra* note 87, at 1249.
- 95 Sanford Levinson, *Translation: Who Needs it?*, 65 FORDHAM L. REV. 1457 (1997).
- 96 *Supra* note 93, at 1507-1508 (1997).
- 97 Michael J. Klarman, *Fidelity, Indeterminacy, And The Problem Of Constitutional Evil*, 65 FORDHAM L. REV. 1739, 1752-1756 (1997). クラマンによる翻訳に対する批判として、see also, Michael Klarman, *Anfidelity*, 70 S. CAL. L. REV. 381, 395-415 (1997). 「翻訳の不確定性」(indeterminacy of translation)は言語哲学においても論じられてきた問題である（W.V.O. QUINE, WORD AND OBJECT Ch.2 (1960) [W.V.O. クワイン（大出晃・宮舘恵訳）『ことばと対象』2章（勁草書房、1984年）]）が、言語の翻

訳における不確定性と憲法の翻訳における不確定性との関係については、意味の同一性という観念も含めて、さらなる検討を必要としよう。

⁹⁸ *Constraint*, *supra* note 88.

⁹⁹ *Id.* at 1365-1367.

¹⁰⁰ *Id.* at 1386-88, 1393-95.

¹⁰¹ *Id.* at 1395.

¹⁰² *Id.* at 1396. セクシュアル・ハラスメントの概念の提起とそれによる法的論争の発展の意義について運動の当事者であるマックキナン自身が検討したものと、*see* CATHARINE A. MACKINNON, *SEXUAL HARASSMENT OF WORKING WOMEN* Ch.3, 4 (1979). 「セクシュアル・ハラスメント」や「ボルノグラフィ」をめぐるマックキナンの議論を題材に、新たな概念が我々の世界経験のあり方を変え、従来見えなかった問題を顕在化すると同時に、論争を巻き起こす可能性について論じたものとして、小宮友根「『被害』の経験と『自由』の概念のレリヴァンス」酒井泰斗他編『概念分析の社会学』（ナカニシヤ出版、2009年）参照。

¹⁰³ *Lesbian/Gay Freedom Day Comm. v. INS*, 541 F. Supp. 569 (N.D. Cal. 1982), *aff'd*, 714 F.2d 1470 (9th Cir. 1983).

¹⁰⁴ *Constraint*, *supra* note 88, at 1397-99.

¹⁰⁵ *Id.* at 1399-1400. 法が依拠してきた言説において論争が生じた際に、権力分立に関する問題の場合と個人の権利に関する問題の場合で司法が異なる姿勢をとることになるというレッシグの見解に確たる根拠があるのかという点については、規範的にも、また、実証的にも、疑問の余地があろう（*see* Steven Calabresi, *The Tradition of The Written Constitution: A Comment on Professor Lessig's Theory of Translation*, 65 *FORDHAM L. REV.* 1435, 1442-1445 (1997)）。

¹⁰⁶ *Swift v. Tyson*, 41 U.S. 1 (1842).

¹⁰⁷ *Erie R.R. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938).

¹⁰⁸ *Constraint*, *supra* note 88, at 1400-10.

¹⁰⁹ *Id.* at 1412-30.

¹¹⁰ Lawrence Lessig, *Understanding Changed Readings: Fidelity and Theory*, 47 *STAN. L. REV.* 395, 443-472 (1995).

¹¹¹ *Translation*, *supra* note 49, at 1173.

¹¹² *West Virginia State Bd. of Educ. v. Barnette*, 319 U.S. 624, 639-40 (1943).

¹¹³ *Brest*, *supra* note 45, at 234-237.

¹¹⁴ *Translation*, *supra* note 49, at 1265-1268.

¹¹⁵ *Constraint*, *supra* note 88, at 1376.

¹¹⁶ レッシグによれば、翻訳という方法は、オコナー、ケネディ、スーラら現在の最高裁の中間派の裁判官の憲法解釈方法論を説明することにも成功している。例えば、ケネディのパブリック・フォーラム論は、コミュニケーション環境の変化を踏まえた伝統的なパブリック・フォーラム論の翻訳として理解することができるという（*Translation*, *supra* note 49, at 1264-1265）。

¹¹⁷ 阪口正二郎は、原意主義に対する批判を、(1)原意の確定という問題、(2)原意主義と先例拘束性法理との関係、(3)死者による支配の3点に整理して検討している（阪口・前掲注(1)48-71頁）。このうち(2)は、原意主義の観点から認めたい判例の先例としての拘束力と原意への忠節をいかに両立させるのかという問題であるが、レッシグの理論は、Brown判決のように一般に原意主義から正当化困難と考えられている判例も翻訳として正当化することが多いため、原意主義に比べ、先例拘束性法理との矛盾に直面する機会が少ないように思われる。

¹¹⁸ 法における不確定性は、レッシグが影響を受けたアンガーら批判的法学研究が主題化した問題でもあった。アンガーは法の不確定性を、単に暴露するにとどまらず、それを逆手に取り、既存の法理の拡張と逸脱を促すことにより変革へと繋げていくというヴィジョンを示していた（*CRITICAL*, *supra* note 12 at 1-14, 15-22, 88-90; 三本・前掲注(2)も参照）。レッシグの翻訳理論についても、原意の不確定性を逆手に取り変革へと活用した、アンガー流の法理逸脱主義（*deviationst doctrine*）の実践として理解することは不可能ではないだろう。

¹¹⁹ 内的視点と外的視点の相違については、*see* H. L. A. HART, *THE CONCEPT OF LAW* 86-88 (1961) [H. L. A. ハート（矢崎光圀訳）『法概念』98-100頁（みすず書房、1976年）]。

¹²⁰ レッシグは93年の論文において、2段階の忠節は、今日の裁判官が採用する道徳理論に依拠して憲法を解釈することを求めるド

ウオーキンのインテグリティ論とは異なり、裁判官が今日における政治的・道徳的前提の変化に依拠して憲法を翻訳することを認めないという見解を示していた (*Translation, supra* note 49, at 1258-1260)。一方、97年の論文では、憲法の翻訳において道徳 (morality) が考慮される可能性を認めた上で、道徳に依拠した翻訳は、道徳的言説に関する論争状況などによって制約される可能性があるとして、ドゥオーキンのように道徳のみに焦点を当てるアプローチを批判し、裁判官が受ける制約にも目を向ける必要性を指摘している (*Constraint, supra* note 88, at 1431)。このように97年の論文では、93年の論文に比べ、ドゥオーキンの道徳的解釈のアプローチへの歩み寄りがみられるように思われる。もっとも、法解釈共同体の内的視点を徹底しようとするドゥオーキンに対して、レッシングは裁判官が憲法を翻訳する際に受ける制約を外的な視点から説明することを重視しており、両者の間の理論的な視点の相違はなお大きいと言わなければならない。

¹²¹ スカリアは、ドゥオーキンらのように基本的価値に依拠して憲法解釈を行う非原意主義の憲法理論は、我々の社会にとって基本的な政治的価値と裁判官が個人的に重要だと考える政治的価値を区別することが困難であるがゆえに、裁判官による主観的な憲法解釈を招くことになると批判している (*Scalia, supra* note 56, at 854, 863)。

¹²² 原意主義や翻訳理論が、不確定性を抱え、裁判官による主観的な司法解釈という問題を有しているとしても、裁判官の裁量を拘束する上で、他の憲法解釈方法論との関係で比較優位の立場にあるとして擁護する途は残されているように思われる (阪口・前掲注(1)56頁参照)。また、死者による支配という問題も、原意主義や翻訳理論のみにつきまとう問題ではなく、広く立憲主義にあてはまる問題といえる可能性がある。阪口正二郎が指摘しているように、成文憲法を制定するということは、ある世代が将来世代の行動を拘束することを意味するはずであるし、近代立憲主義は人権という多数者によっても侵害し得ない価値を憲法を通じて保障する考え方であるはずだからである (前掲68-69頁)。

*本論文は、日本学術振興会科学研究費助成事業 (学術研究基金助成金) (基盤研究 (C)) 「情報社会における規制の重層化に関する比較制度研究」の研究成果の一部である。



成原 慧 (なりはら・さとし)

[生年月] 1982年12月6日生まれ

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院情報学府博士課程単位取得退学

[専攻領域] 情報法

[主たる著書・論文]

「多元化・重層化する表現規制とその規律—表現の自由・アーキテクチャ・パブリックフォーラム」

憲法理論研究会編『憲法理論叢書 21 変動する社会と憲法』(敬文堂、2013年)

「代理人を介した表現規制とその変容」マス・コミュニケーション研究 80号 249頁以下 (2012年)

「情報社会における法とアーキテクチャの関係についての試論的考察—アーキテクチャを介した間接

規制に関する問題と規律の検討を中心に—」情報学環紀要情報学研究 No.81・55頁以下 (2011年)

[所属] 東京大学大学院情報学環助教

[所属学会] 日本マス・コミュニケーション学会、日本社会情報学会、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、情報ネットワーク法学会、情報通信学会、日本法哲学会

The Constitution and its Context: The Constitutional Theory of Lawrence Lessig

Satoshi Narihara*

Abstract

Lawrence Lessig is a distinguished scholar of constitutional law in the United States. Furthermore, he is well known as the pioneer in the foundation of cyberlaw, who presented the key concepts of “architecture” and “code” in this field. He has reconsidered the meaning of the Constitution from the standpoint of emerging contexts, especially in cyberspace.

I explore the relationship between the Constitution and its context in Lessig’ s constitutional theory, considering his earlier works. This article is the first half of my monograph on his constitutional theory. First of all, I explain background, purpose, and composition of my monograph. In ch.2, I explore the prototype of his constitutional theory, considering his first article published in 1989, “*Plastics: Unger and Ackerman on Transformation*” . In ch.3, I discuss the relationship between constitutional interpretation and its context, examining his fidelity theory that “translates” the original meaning of the Constitution into current contexts.

Assistant Professor, Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Constitution, Context, Lawrence Lessig, Roberto Unger, Bruce Ackerman, Originalism, Translation

MOOC実証実験の結果と分析

— 東京大学の2013年の取り組みから —

The results and analyses of UTokyo's MOOC in 2013

荒 優・藤本 徹・一色 裕里・山内 祐平*

Yu Ara・Toru Fujimoto・Yuri Isshiki・Yuhei Yamauchi

1. はじめに

近年、大規模公開オンライン講座(MOOC: Massive Open Online Course)が世界中で注目を集めている。MOOCは大学の授業を始めとする教育コンテンツを提供するプラットフォームであり、以下のような特徴がある。

- (1) プラットフォームへの登録とその利用は基本無料であり、インターネット環境さえ持っていれば誰でも参加できる開かれた学習環境である。
- (2) 対面の授業と同様に、時間とともに授業内容が進行していく。
- (3) 講義映像の受講だけでなく、掲示板やSNSなどを活用した質問・回答のやりとりなどの、講師と受講者間、また、受講者同士のコミュニケーションも学習活動の一部である。

これまでも、教育のオープン化の流れから、オープンコースウェア(OpenCourseware: OCW)と呼ばれる、大学の講義映像や学習コンテンツを無償で公開するサービスは存在し

ていた。OCWは前述したMOOCの特徴の(1)を満たす無償提供のサービスであり、2003年にマサチューセッツ工科大学(MIT)がOCWサイトを正式公開したのをきっかけに、世界各地の大学に広まった。MITはOCWの評価レポート(MIT,2004)において、学習コンテンツへのアクセスを広げ、利用者が高い満足度を示していることを報告している。しかし一方で、OCWには(2)や(3)に見られるような、学習の進行を促す仕組みはなく、学習の進行は学習者自身に任されている。また、自分以外の学習者を知覚する手段は基本的に存在せず、学習上生じた疑問点を解消する手段は提供されないことが多い。そのため、OCWは万人向けの学習環境とは言い難く、学習支援や指導を受けられないことなどが利用を妨げる要因となりうることが示されている(Arendt & Shelton, 2009)。

また、大学が提供する正規科目としてのオンラインコースは、遠隔教育に対する要望の高まりを受けて発展してきた。近年では、オンラインコースの受講だけで学位を取得できる大学も

* 東京大学大学院情報学環

キーワード: MOOCs、遠隔教育、オンライン学習

数多く存在する。これらは前述の(2)と(3)を満たし、かつ、地理的な制約を超えて全世界の学習者に高等教育を受ける機会を与えるサービスである。しかし、大学に学生として登録し、受講料や学費を支払う必要があり、経済的な理由からオンライン教育を受けられない学生が、特に開発途上国に多く存在する。また米国では、大学教育の学費の高騰 (Snyder & Dillow, 2013) が社会問題化しており、米国のような先進国においても経済的な理由による教育格差が拡大している。

このような背景のもと、MOOCはOCWの「世界中に大学の知を無償で届ける」というオープンエデュケーションの理念と、オンラインコースの授業運営のノウハウを合わせ持ったサービスとして登場した。2012年2月にUdacity (ユーダシティ) がMOOCを提供するプロバイダとして正式サービスを開始して以降、Coursera (コーセラ) が2012年4月に、edX (エデックス) が2012年5月にサービスを開始した。プロバイダによって組織の形態 (営利/非営利) やコースの提供者 (講師個人/大学) などに違いはあるが、どのプロバイダも大学教育を世界中に無償で届けることをミッションとして示している。これらのMOOCプラットフォームは順調に登録者数を伸ばしており、2014年1月末の時点でCourseraは640万人の登録者を獲得、608のコースを開設し、108の大学が加盟するまでに成長した。また2013年9月には英国オープンユニバーシティを母体とするFutureLearn (フューチャー・ラーン) が、主に英国内の大学の参加を募ってサービスを開始し、2014年4月には日本版MOOCである

JMOOC (ジェイムーク) が、主に日本国内の学習者向けにサービスを開始予定である。このように、MOOCは全世界的に急速に浸透しつつあるが、一方で、MOOCの教育効果を疑問視する報告も出始めた。

多くのMOOCに対する批判は、その修了率 (= 修了証取得者/全登録者) の低さを指摘するものである。一つの例が、San José State University (SJSU) がUdacityと共同で2013年春学期に提供した、正規の単位を取得できる有料コースである。このコースにおいて、MOOC履修生の修了率が通学生のそれを大幅に下回った (Colleges Research and Planning Group for California Community, 2013) ことから、MOOCの教育効果が問われる事態となり、SJSUは秋期のコース開講を中止した。そのほか、修了率に関する報告では、Duke大の2012年秋のバイオエレクトロニクスのコースでは2.5% (Duke University, 2013)、MITが実施した電気回路のコースでは4.6% (MIT, 2013)、トロント大が2013年に実施した6つのコースを総合すると (3%から16%までのばらつきあり) 8% (University of Toronto, 2013) など、10%に届かない結果がいくつかの大学から報告され、MOOCの教育効果について懐疑的な声が聞かれるようになった。

このように、現時点でMOOCの効果についての成否は定まっておらず、今後の見通しも流動的であると考えられる。そのような状況下でありながら、MOOCの利用者は右肩上がりに増え続けており、MOOCを提供する大学も増加の一途を辿っている。主要MOOCプロバイ

ダが英語圏であることから、国内の大学にはあまり危機感を感じられないが、2013年10月からCourseraが一部のコースにおいて日本語の字幕提供を開始する（Coursera, 2013）など、英語が苦手な日本人でも海外の有名大学の講義を受けられる環境は整いつつある。藤本（2013）が指摘するように、名門大学のグローバル展開と真正面からぶつかるべきなの

か、など、MOOCを考慮に入れた上で、各大学が今後の展開を検討する時期が来ていると言えよう。そこで本稿では、MOOCを視野に入れて今後の展開を検討するための視座を与えること、また、今後のMOOC研究のための分析のレンズを与えることを目的として、2013年に東京大学が実施した2本のMOOCの結果を分析し、報告する。

2. 東京大学2コースの実施結果と分析

2.1 コース概要

東京大学は2013年2月にCourseraにパートナー大学として加盟し、2013年度はFrom the Big Bang to Dark Energy（以下、「Big Bangコース」とする）と、Conditions of War and Peace（以下、「War and Peaceコース」とする）の2コースを実証実験として実施した。両コースの概要を表1に示す。

両コースともに、対面の授業と同様に週ごとに新たな学習内容を追加する形式で、全体で4週間のコースとした。受講者は1本約10分にまとめられた講義ビデオクリップを各週に10本閲覧し、課題に回答する。講義ビデオはスライドの前で講師が解説を加える形式を基本とし（図1参照）、CGアニメーションや動画などを加えて構成した。

Big Bangコースの課題は多肢選択問題と計算問題で構成し、講義を理解すれば完答できる基礎問題と、より難易度の高い応用問題の2種類を用意した。ただし、応用問題の結果は最終成績には含めず、高いレベルの問題に挑戦したい受講者向けの任意回答課題とした。War and

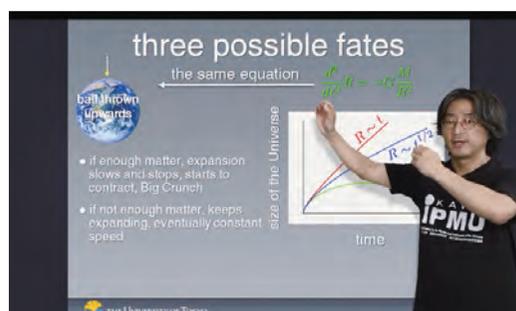


図1 Big Bangコースの講義ビデオのスクリーンショット

Peaceコースは講義内容の理解度を測る多肢選択問題と、中間・期末の2回のエッセイ執筆を課した。エッセイ以外の課題は自動採点され、即座に受講生に結果がフィードバックされる。エッセイの評価については、受講者同士が相互に採点をおこなうピアアセスメント方式を採用し、提示された採点基準に沿って、一人の受講生が最低3人の他の受講生の提出物を採点することとした。

それぞれの受講生の最終評価は表1に示した計算式にしたがって算出され、60%以上の成績修了者に対しては、各講師のサインが記入され

たCourseraの修了証が授与された。Big Bang
コースについてのみ、90%以上の成績を修めた

優秀受講者に対し、Distinction（成績優秀者）
修了証を発行した。

表 1 東京大学2013年度実施コース概要

コース名	From the Big Bang to Dark Energy	Conditions of War and Peace
内容	宇宙の成り立ちから終わりまで、素粒子理論などの最新の研究成果を踏まえて学習する宇宙物理学のコース	戦争を国際政治学の観点から振り返り、戦争と平和の条件について受講者自身が考える国際政治学のコース。
講師	村山 斉（カブリ数物連携宇宙研究機構（IPMU）機構長）	藤原 帰一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
TA	1名（IPMU 客員研究員の UC Berkeley 大学院生）	2名（東京大学政策ビジョン研究センターの特任研究員と技術補佐員）
開講期間	2013年9月3日から2013年10月8日まで	2013年10月15日から2013年11月18日まで（但し、12月2日までレポートの相互採点課題あり）
コース構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義ビデオ：各週約10分の講義ビデオ8～10本 4週間。 ・ 課題：各週20問程度の多肢選択式クイズや演習問題を基本編と応用編に分けて出題 × 4週間。 ・ 最終試験：14問の試験を出題。 ・ 掲示板：内容についての質問や様々なディスカッションをおこなう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義ビデオ：各週約10分の講義ビデオ10本 × 4週間。 ・ 課題：各週10問程度の多肢選択式クイズ × 4週間。 ・ エッセイ課題：中間に300word、期末に500wordのエッセイ課題を出題。採点（最低3人分の他の学習者の提出物）も課題の一部。 ・ 掲示板：内容についての質問や様々なディスカッションをおこなう。
想定学習時間	5-6時間/週	5-7時間/週
対象レベル	東京大学の大学2年生相当	東京大学の大学2年生相当
成績評価	<p>最終成績 = 各週の課題の正答率(15%換算) × 4週 + 最終試験(40%換算)</p> <p>最終成績 60%以上で修了証発行。90%以上で Distinction 付きの修了証（別添 6）を発行。</p>	<p>最終成績 = 各週の課題の正答率(15%換算) × 4週 + 中間エッセイ(15%換算) + 期末エッセイ(25%換算)</p> <p>最終成績 60%以上で修了証発行。</p>

また、開講時と閉講時に受講者質問票を用意し、回答への協力を呼びかけた。質問票は SurveyMonkey (<https://jp.surveymonkey.com/>) を使用してインターネット上に設置し

た。なお、質問票への回答は任意であること、また、閉講時質問票の回答者のほとんどはコースを完遂した、高いモチベーションを持った受講者に偏っている可能性が高いことに注意が必

要である。受講者質問票の項目は多岐にわたり、全てを載せるのは煩雑であるので、本稿では必要な箇所のみを適宜掲載する。なお、受講

者質問票の回答数は、Big Bangコース開講時8399件、閉講時3558件、War and Peaceコース開講時4360件、閉講時987件である。

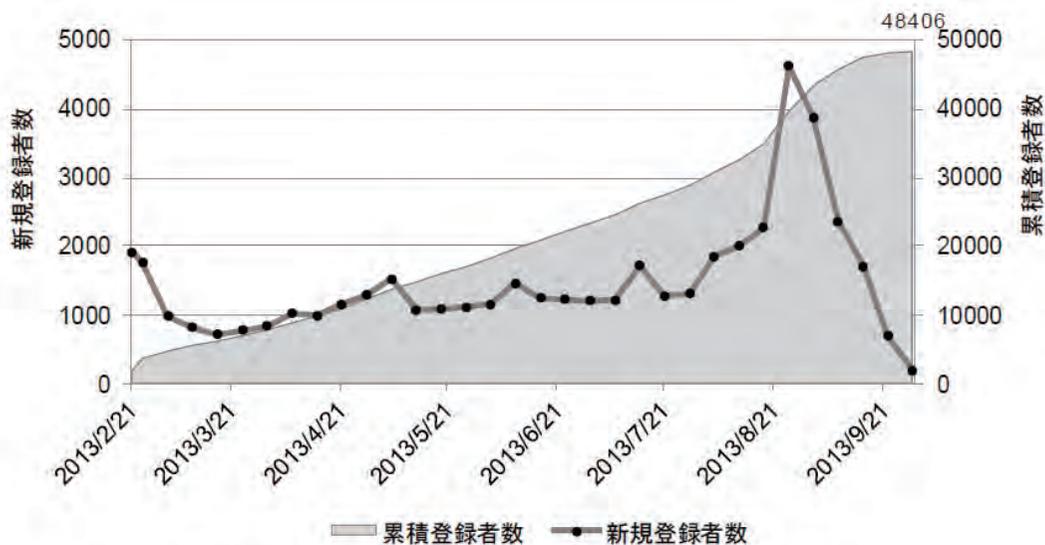


図2 Big Bang コース週別の新規・累計登録者数の推移

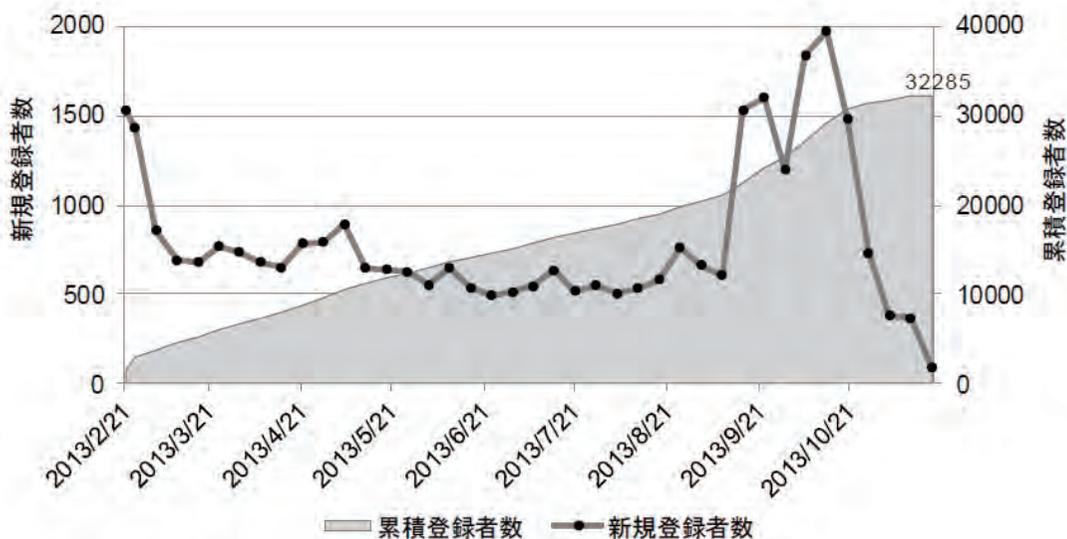


図3 War and Peaceコース週別の新規・累計登録者数の推移

2.2 登録者数の推移

それぞれのコースについて、新規・累積登録者数の推移を図2、図3に示す。両コースともに、Coursera上で2013年2月22日にコースの告知をし、同日から登録を受け付けた。登録開始当初は、東京大学のCoursera加盟が報道されたこともあり、多くの登録者を得た。その後はほぼ一定人数の新規登録者を得て、開講日に向けて人数が増加している。Big Bangコースについては、Courseraのコースリストで開講直前コースのリストに表示されたことが登録者の増加につながった。受講者質問票（開講時）の結果においても、本コースを知り得た経路（複数回答可）として最も多かったのがCourseraのコースリストであり、全体の66.5%を占めたことが分かっている。質問票への回答では、次に多かったのがCourseraの開講直前のコースに絞って案内するリストで50.3%を占めた。以下、口コミ（4.8%）、CourseraのFacebookページ（2.2%）、新聞記事（1.65%）と続いた。War and Peaceコースについても同様で、コース開講を知った手段はCourseraのコースリストが最も多く62.9%、また、開講直前コースのリストが47.3%を占めた。以下、口コミ（4.93%）、新聞記事（3.1%）、CourseraのFacebookページ（2.2%）となった。口コミの中にSNSによる情報伝搬も含まれていると考えられるものの、CourseraのblogやSNS媒体（Facebook, Twitter, Google+）、さらに、東京大学のウェブサイト上でのニュースやSNS媒体（Facebook, Twitter）を用いた広報もおこなったが、登録者の獲得にはあまり寄与せず、ほとんどの登録者はCourseraウェブサイ

ト上で本コースを知ったようである。

また、遅れて参加する受講生も考慮し、両コースともに開講後も引き続き新規登録者を受け付けるようにコースを設定したところ、登録締め切り直前まで数百人単位での新規登録があった。4週間という短いコースであり、週の想定学習時間は6時間程度（講義ビデオの視聴と課題を含む）であることを考慮すると、集中して取り組みれば短期間でも学習を完了できることから、中途参加者でも修了証も獲得できるようにコースを設計した。ただし、課題の成績が最終成績に反映され、修了証取得の可否を左右することから、中途参加者を受け付けている間は課題の解答や詳細な解法を提示できないというジレンマが発生する。両コースとも、受講者は課題回答時に即時に正誤のフィードバックを得られ、誤答であった場合には解法のヒントを得たが、解答および解法は提示しなかった。課題挑戦時から詳細な解法の提示までに間が空くと学習効果や意欲が薄れてしまうことが考えられるため、特に長期のコースでは、受講者の利便性と学習効果のバランスについてよく検討

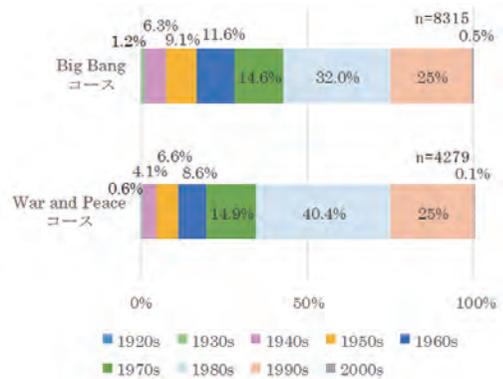


図4 受講者の生年別分布

して新規登録締め切り期日を設定すべきであろう。ロンドン大学（2013）の報告によると、ロンドン大学は2013年に6週間のコースを4本実施し、いずれも開講後第3週目以降は登録者

数が大きく低下した。東京大学の結果においても同様の傾向が見られるため、短期のコースにおいては3週目付近が新規登録を打ち切るかどうかの一つの目安となると考えられる。

2.3 受講者のデモグラフィ

Courseraのプラットフォームでは、受講者の国籍や年齢などの属性データを保持していない。そこで、ここでは受講者質問票（開講時）のデータを用いて受講者の特徴を示す。それぞれのコースの男女比は、Big Bangコースが約2:1（男性：女性）、War and Peaceコースが1.14:1（同）となった。年齢構成は図4に示したとおりで、両コースともに最も多い年代が1980年代生まれ、次に1990年代生まれ、1970年代生まれと続いた。主な受講者層は20才から50才台であったが、定年退職後の生涯学習層も1割以上を占め、幅広い年齢層が受講した。また、表2に示した受講者の居住国（出身国や国籍ではない）の上位20ヶ国のリストからは、アメリカやイギリス、カナダといった、いわゆる英語圏の国以外からも多数の受講生を得ていることがわかる。特に、インドやブラジル、メキシコ等の新興国から多くの受講生が参加しているが、いわゆる開発途上国からのアクセスは多くない。受講生の最終学歴（図5）からは、何らかのカレッジを卒業している層が85%から90%近くを占め、ほとんどの登録者は既に高等教育の恩恵を受けたことがあることが判明した。修士以上の学位を持つ受講生も4割近くを占めており、高学歴層に偏っていると言えるだろう。これらの属性データをまとめると、今回の2コースの主な受講者像は、新興

表2 受講者数上位20ヶ国

順位	Big Bang コース		War and Peace コース	
	国	割合	国	割合
1	United States	26.6%	United States	17.2%
2	India	8.8%	Japan	7.0%
3	United Kingdom	4.9%	Brazil	5.6%
4	Spain	4.4%	United Kingdom	4.7%
5	Brazil	3.5%	Spain	3.9%
6	Canada	3.5%	India	3.4%
7	Japan	2.8%	Mexico	3.1%
8	Russian Federation	2.7%	Netherlands	2.9%
9	Australia	2.3%	Canada	2.9%
10	Germany	2.3%	Greece	2.5%
11	Greece	2.1%	Germany	2.3%
12	Mexico	2.0%	Philippines	1.9%
13	Netherlands	1.5%	Russian Federation	1.8%
14	Poland	1.4%	Australia	1.7%
15	Colombia	1.4%	Colombia	1.6%
16	Italy	1.4%	Romania	1.5%
17	France	1.3%	Italy	1.5%
18	Portugal	1.2%	China	1.4%
19	Ukraine	1.0%	France	1.4%
20	Romania	1.0%	Portugal	1.3%

国や先進国に居住する20代から50代の高等教育経験者であった。このような受講者像の高学歴層への偏りは、他のMOOCにおいても報告されている（Christensen et al., 2013）。MOOCプロバイダの多くは、教育格差の解消を理念として掲げており、高等教育が行き届いていない地域・学習者層へオンラインコースを届けることを一つの目的としているものの、現時点ではまだ達成できていない。

図6は受講者自身が、自分の肩書きを選択して表現したものである。Big Bangコースで

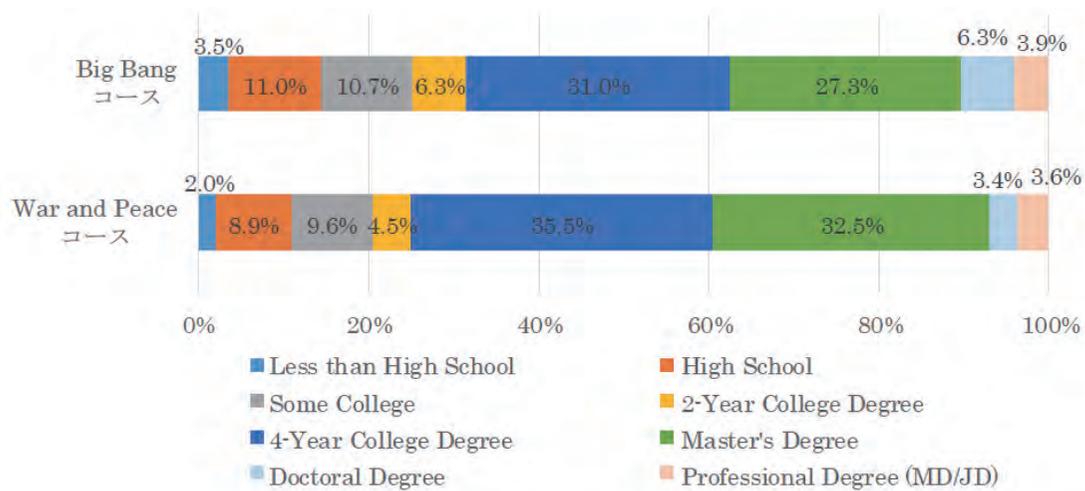


図5 受講者の最終学歴

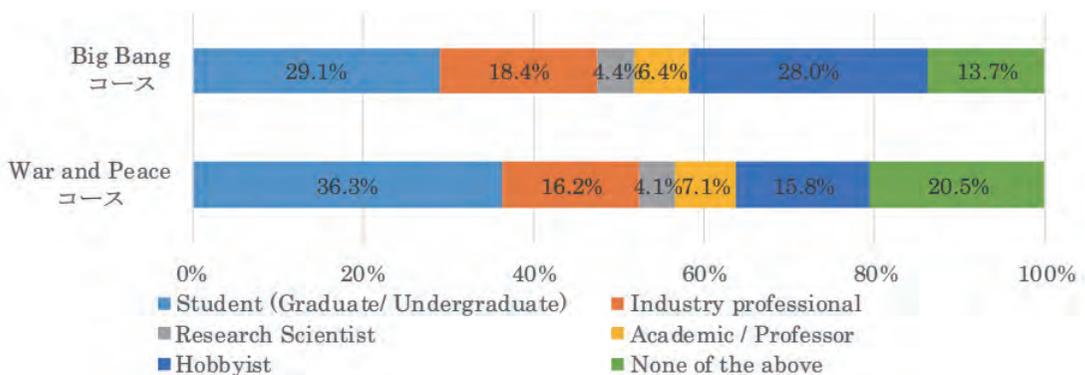


図6 受講者が自己申告した肩書き

は、学生、分野の専門家、趣味としての学習者がほぼ同率であった。一方War and Peaceでは、学生の割合が高く、趣味としての学習者の

割合が低い結果となった。両コースともに、MOOCが開かれているがゆえに、多様な学習者が集まったことがうかがえる。

2.4 アクティブ受講者数の推移

次に、各コース開講中のアクティブな受講者数の推移について検討する。MOOCでは、基本的に講義ビデオの受講から学習が始まるため、講義ビデオの視聴者数がアクティブな受講者数の目安になると考えられる。そこで、

図7、図8に各コースの章ごとの講義ビデオ視聴者数の推移をまとめ、Students Retention Rate（受講者残留率）について分析する。

Big Bangコースについては、累計登録者数は48406人であったが、最初の講義ビデオを視

聴したのはそのうちの42.3%にあたる20487人であった。章が進むにつれ、ほぼ一定の割合でアクティブ受講者数は減少していき、最終章を視聴したのは8232人となった。また、War and Peaceコースにおいては、累計登録者数は32285人であり、最初の講義ビデオを視聴したのは29.0%の9360人であった。Big Bangコースと比べ、コース導入段階での離脱者が多かった。コース進捗とともに離脱者が減少する結

果は他大学のコース（Duke大のBioelectricityのコース、MITの電気回路のコースなど）にも共通する傾向である。Kollerら（2013）はCoursera上で実施されたほとんどのコースにおいて、同様の傾向が確認できることを報告しており、この残留率曲線は低残留率群と高残留率群の2群で構成される2要因の混合指数分布でよく説明できることを指摘している。すなわち、開講直後に低残留率群がふるい落とされ、

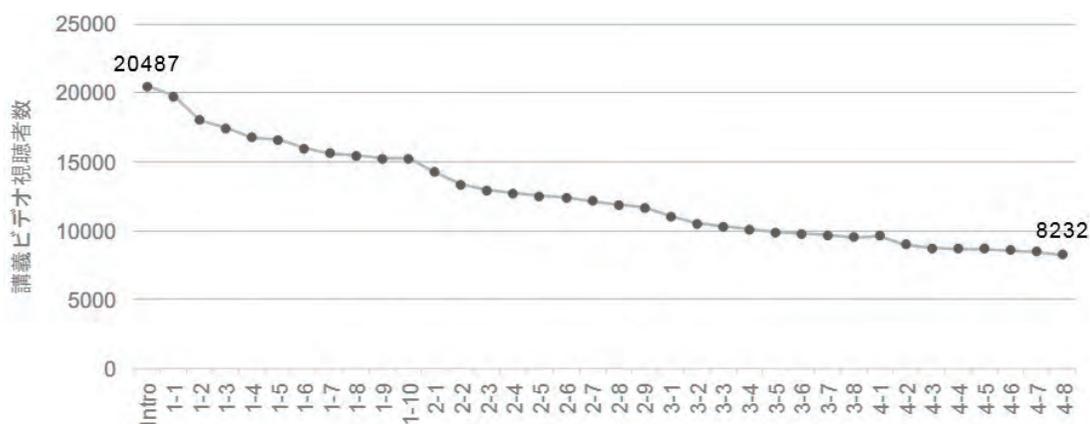


図7 Big Bangコース章別の講義ビデオ視聴者数の推移

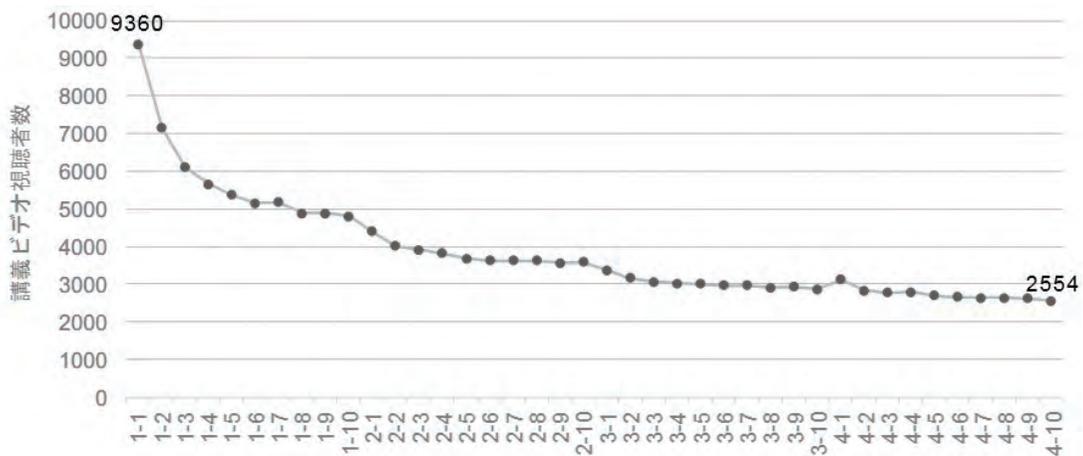


図8 War and Peaceコース章別の講義ビデオ視聴者数の推移

コース中盤以降は受講者のほとんどを高残留率群のみが占めるというモデルである。低残留率群に含まれる受講者は強い学習動機を持っていない受講者を表しており、様子見で受講した学習者や、該当分野の初学者が含まれると考えられる。1章で述べたとおり、MOOCは誰でも無料で受講できることから、そのような「気軽な」受講者も一定の割合で存在し、そのような受講者は諦めも早く、コースの初期段階で早々に離脱すると考えられる。その結果として、中盤以降はある程度動機づけられた学習者のみが残ることとなり、離脱率が低下する。

さらにKollerらは、低残留率群と高残留率群の比率やそれぞれの群の残留率はコースの性質によって大きく異なることを指摘している。Big Bangコースについては、残留率曲線の形状が全体的になだらかであり、開講直後の離脱率が中盤以降と比べてもそれほど大きくない。これはコース開始当初から高残留率群が占める割合が高い、つまりは、学習を続ける動機が強い受講者の割合が高かったためと考えられる。両コースの分野に対する既有知識を聞いた質問項目(図9)からは、War and Peaceコースと比べて、Big Bangコースのほうが全くの初

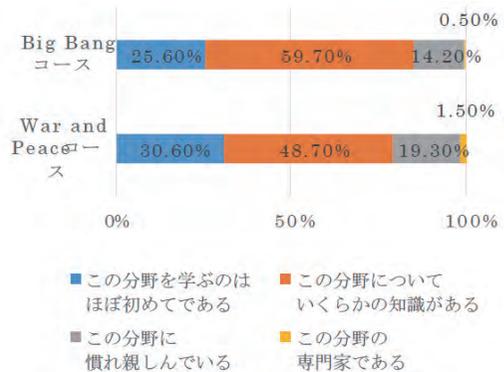


図9 受講者質問票(開講時)における各コースの分野の習熟度の調査

学者の割合は低くなっており、宇宙物理学という分野、もしくはコースの専門性が高いと捉えられ、「気軽な」受講者が敬遠した可能性が理由の一つとして考えられる。この現象は、受講者とコースのレベルや内容のマッチングが良好であったと考えられる反面、対象分野の初学者の取り込みがうまくいかなかったとも捉えることができる。今回のBig Bangコースについては、初学者を取り込むことは実施目的に含めていなかったが、開講直後の離脱率はコース実施の目的や分析の観点によって肯定的にも否定的にも捉えられることに注意する必要があるだろう。

2.5 最終結果

表3に最終結果をまとめた。2コースあわせて8万人を超える登録者を得て、約5400人の受講者に修了証を発行した。表中、「総アクティブ受講者数」は、一度でもコース内で学習活動(講義ビデオの視聴、掲示板の閲覧/書き込み)をおこなった受講者を、また、掲示板参加者は掲示板に一度でも書き込みをした受講者を

指す。

登録者が各段階で指数分布的に減少していき、最終的な修了者が選別されるように進むMOOCの参加者数減少の過程は、漏斗のモデル(図10)として知られており、今回の東京大学のコースも、若干の形の違いはあるが、漏斗状の参加者数推移カーブを形成した。

最後に、各コースの最終成績の得点分布を図11、図12に示す。最終成績には、途中で学習をやめた受講者の成績も含む。Big Bangコースのヒストグラムでは、両端が高い値を示しており、好成績層とそうでない層に二分されたことが伺える。特に微分・積分の知識を必要とする大学2年生レベルの計算問題が数問含まれていたにもかかわらず、満点の成績を得た学生が600人近くに上ったことは想定以上の結果であった。また、War and Peaceコースについては、Open-endedな解答を求められ、執筆に時間と手間がかかるエッセイの配点が全得点の4割を占めることから、全体的に得点が低くなるのが危惧された。しかし、最終課題の提出



図10 The Funnel of Participation (Clow, Doug (2013) より抜粋)

表3 最終結果

コース名	Big Bang コース	War and Peace コース
総登録者数 (a)	144 の国と 地域 48406 人	158 の国と 地域 32285 人
総アクティブ 受講者数 (b)	28962 人	14831 人
最終講義ビデオ 視聴者数 (c)	8232 人	2554 人
掲示板参加者数	4468 人	3314 人
最終課題 提出者数 (d)	4355 人	1527 人
修了証獲得者数 (e)	3754 人	1629 人
Distinction 修了証 獲得者数	1918 人	(設定なし)
総登録者に対する 修了者の割合 (f)=(e)/(a)	7.8%	5.0%
総アクティブ 受講者に対する 修了者の割合 (g)=(e)/(b)	13.0%	11.0%
最終講義ビデオ 視聴者数に対する 修了者の割合 (h)=(e)/(c)	45.6%	63.8%
最終課題 提出者数に対する 修了者の割合 (i)=(e)/(d)	86.2%	93.7%

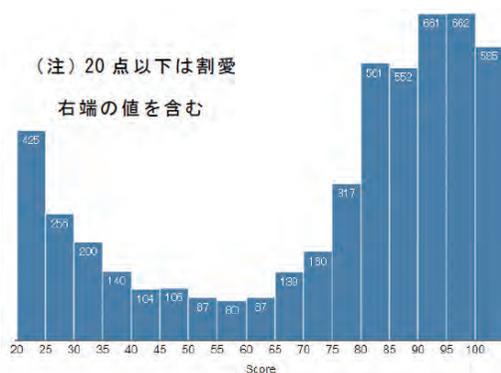


図11 Big Bangコース
最終成績ヒストグラム

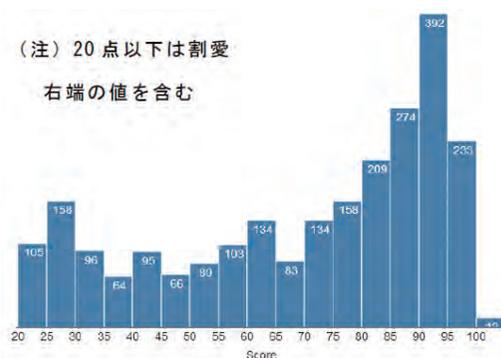


図12 War and Peaceコース
最終成績ヒストグラム

率は最終講義ビデオ視聴者の6割に達しており、これはBig Bangコースのそれよりも高い値となった。修了証獲得基準の60点付近ではなく、90-95点が最頻値となったことから、エッセイ課題にも多くの受講者が取り組み、高得点を得たことが示唆される。MOOC受講者

の得点については、Deboerら（2013）が受講者のデモグラフィックデータを重回帰モデルの説明変数に含めると、受講者の得点をより良く説明することを指摘しており、今後は受講者のバックグラウンドも考慮に入れた分析が必要となるだろう。

3. 総合分析／考察

本章では、2章の結果を踏まえ、今後のMOOCの開発と運営、およびMOOC研究に

資することを目的として、コースデザインとMOOCの評価についての考察を加える。

3.1 多様性を考慮したコースデザインの必要性

1章で述べたとおり、MOOCへの参加は無料で、かつ自由であることから、学習者が多様であることを想像するのは難しくない。しかし、実際に受け入れた受講者を分析してみると、多様性の幅の広さは想定以上であった。受講者は年齢、国籍、言語、職業、該当分野のレディネスなど、対面環境ではありえないほどに、重層的に多様であった。そのため、多様な学習者の受容を前提に、効果的な学習環境を提供するコースを設計しなければならない。

最初に注意すべきなのは、コースが対象とする受講者像、特に求める事前の習熟度について、対面のコースよりもより明確に伝える必要があるという点である。通常、大学が対面で提供するコースの受講者は入学試験などを経て入学した大学の学生であり、一定レベルの学問を修めていることを前提にコースが設計される。しかしMOOCにおいては、受講者の事前の習熟度にもとづいて受講を制限することはできず、仕組み上は誰でも受講が可能である。今

回、Big Bangコースにおいて、受講生に求める数学レベルの要件（微分積分の計算ができること）をコースの告知に際して明記していたにもかかわらず、この要件を満たさない学習者が受講してしまい、課題のレベルの高さについて掲示板で不満の声を上げた。履修の最低要件を満たさず、学習についていけない学習者が受講することは、受講者自身にとっても運営側にとっても不幸な事態を招きかねない。そのため、コースの告知や案内において、履修要件の周知を徹底すべきであろう。

しかし一方で、MOOCには事前の習熟度が非常に高い受講者も存在する。今回の両コースでは、学習をガイドし、学習支援を能動的におこなう受講者が多数存在することが確認された。表4は各コースの掲示板投稿数上位10名の投稿数を示したものである。両コースともに、1位の投稿者は260件を超える投稿をしており、一日あたり9件の投稿をおこなった計算になる。教え合いが掲示板での主要なやりとり

となったBig Bangコースにおいては、上位10名の投稿が全投稿数の9.9%を占めた。このような受講者が自主的にチューターの役割を担い、様々な角度からアドバイスを与えるなど、学習者は掲示板を通じて必要な情報を教え合い、能動的に学習を進めていくことが確認された。

また、War and Peaceコースのように、多様な意見のやりとりが学習効果を高めるような分野においては、MOOCはこれまでに存在しなかった、広く多彩なコミュニケーションを通じて学習を深めることができる貴重なプラットフォームである。人種や宗教、年齢など、様々な異なる考えの持ち主と意見交換をすることは軋轢を生む可能性もあり、実際に論争が生じることもあった。しかし一方で、それも貴重な学習経験である。運営側としてはいわゆる炎上が起こることを開講当初は危惧していたが、実際にはモデレータの介入を要する場面は数件にとどまった。モデレータは議論が侮辱や攻撃的やりとりに変化した場合には、掲示板をコントロールする手段を持っているが、今回の2コースではそのような手段を行使する必要はほとん

3.2 MOOCの評価について

一般的にMOOCの学習効果を測る指標として利用されているのが、いわゆる修了率（総登録者に対する修了者の割合、表3における(f)の値）である。現在、MOOCの学習効果を疑問視する意見のほとんどは、MOOCの修了率が大学の一般的な対面の授業の修了率と比較して、大きく低いことを根拠としている。最近ではUdacityの創設者であるSebastian

表4 掲示板投稿数
上位10名の投稿数

順位	投稿数	
	Big Bang コース	War and Peace コース
1	266	264
2	258	254
3	122	143
4	93	109
5	73	77
6	66	69
7	64	66
8	64	63
9	59	60
10	57	54
全投稿数	11359	18023
全投稿数 に占める 上位10名 の割合	9.9%	6.4%

どなく、掲示板への参加を奨励することができた。

このように、MOOCはこれまでの学習環境には存在しなかった、受講者の多様性という新たな要素を生み出した。今後、コース設計者は多様性から生じる負の側面を最小限に抑え、多様性が生きるようなコースデザインを心がける必要があるだろう。

Thrunが、修了率の低さを理由にMOOCsを質の悪いプロジェクトと評したことが報道された（Financial Times, 2013）。しかし一方で、CourseraやedXなどのプロバイダは、修了率をMOOCの評価基準にすることは適切ではないと指摘している（Koller et al., 2013; Ho et al., 2013）。そこで、今回の2コースを振り返り、MOOCの修了率を一般的な大学のコー

スの修了率と比較することが妥当なのかを検討する。

まず、計算式の分母である登録者数について考える。登録者数の多寡は主に以下のような要素に左右される。

- 1) コース運営者の広報力
- 2) 登録受付期間の長さ
- 3) コースのテーマの一般性の高さ

大学によって広報力は大きく異なる。HarvardやMITといった米国の有名大学はかなり強力な広報力を備えていることが多い。アウトリーチできる範囲が広いほど登録者数は増加するが、同時に登録者層の幅も広がってしまう。そのため、コースの受講対象から外れる学習者も多く集めてしまい、結果として修了率が下がることが想定される。また、登録受付期間が長いほど、より多くの登録者を得られるが、逆に開講後に戻ってくる確率が下がってしまう。さらに、一般性が高い（と考えられがちな）テーマであれば、「気軽な」登録者を呼びこむ可能性が高くなり、修了率を下げてしまう。しかし、登録者数を増加させ、修了率を下げる上記の3要素のいずれも、コースの教育効果とは何の関係もない。

また、開講後の登録者の離脱を防ぐのは、従来の遠隔教育の知見からも難しいことが推察される。社会人などが受講するeラーニングコースと同様に、MOOCの受講生は学習時間を確保するのが困難な場合が多い。閉講時質問票において、修了証非取得者に対して修了証取得を妨げた要因について5件法で聞いたところ（図13）、「十分な学習時間がとれなかった」がBig Bangコースにおいて3.48ポイント、War

and Peaceコースにおいて3.20ポイントと、最も高い得点を示したことも、学習時間の確保が難しいことを裏付けている。大学の対面授業の受講者は授業への出席時間を確保しており、MOOCにおける学習時間確保の難しさを考慮せずに比較するのは、公平ではないだろう。

MOOCが無料であることも、一般的な大学が提供しているオンラインコースよりも継続の動機づけが低い学習者を増加させる要因の一つとしてあげられる。金銭的負担を負わないために学習開始の動機づけがされやすい一方で、授業料という投資を回収しようとする動機づけが働かず、有料のコースと比べて離脱しやすいことは、心理学などの知見からも明らかである。

修了証の価値についても考慮に入れる必要があるだろう。MOOCで正式な大学の単位を取得できるコースは限られており、本人認証付きの修了証を取得できるコースがあるものの、それら修了証の価値がどれだけあるのか、まだ定

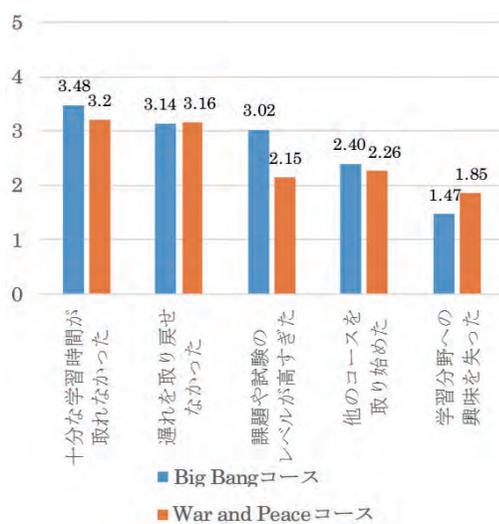


図13 修了証取得を妨げた要因

まっていない状態である。大学のコースにおいては、単位を取得するという明確な目的があるのに比べて、MOOCの修了証は動機づけの要素としては相当に弱い。

また、修了を目指していない学習者が存在することも明らかになった。閉講時質問票において、開講時に修了証の取得を目指していたかを修了証非取得者に対して尋ねたところ、Big Bangコースでは51.4%、War and Peaceコースでは48.2%が、受講当初から修了証の取得を目指していなかったと回答した。その理由として、質問票の自由記述には、「知識を深めるために受講したので修了証に興味が無い」、「Courseraの修了証の価値が分からない」、「既に博士を取得しているなど、既に高学歴なので修了証は不要」などの記述があり、様々な

4. 今後の展望

MOOCが教育の手段として脚光を浴び始めてから、まだ2年足らずである。これまで述べたとおり、MOOCそのものの評価については賛否両論があり、また、MOOCプロバイダが理念として掲げている高等教育の教育格差の解消も、現状では未達成である。しかし、現在ではMOOCを単体で使うだけでなく、反転学習の事前学習教材として用いたり、SPOC (Small Private Online Course) と呼ばれる閉じた環境で用いて対面学習の支援に用いたり (Fox, 2013) など、他の教育環境とブレンドして用いるブレンデッド・ラーニングへの活用も盛んに模索されている。高等教育を提供する一つの新たな手段として、世界中の多くの教

理由で修了を初めから考えていない受講者がいることが判明した。この結果は、2.3で示した受講者の自己申告の肩書において、趣味としての学習者が少なからず存在したことも一致する。

これらの理由から、総登録者に対する修了者の割合で、一般的な大学の対面コースとMOOCを比較して教育効果を論じるのは適当ではない。MOOCの教育効果を測る場合には、コースの実施目的や対象とする受講者像などを考慮したうえで、学習効果（受講者が学習目標を達成したか）と離脱要因（コンテンツやプラットフォームを要因とする離脱者がどれだけいたのか）を分けて評価することが必要であろう。

育者に受け入れられつつあり、未来の教育の方向性を形作る大きな流れの一つであることは疑いがないところである。本稿では扱わなかったが、MOOCの費用対効果をどう考えるか、また、対面の学習環境と比べて、質的な学習を評価する手段が少ないなど、まだまだ解決すべき課題は多い。しかし、MOOCの実践結果が多く報告されるにつれ、MOOCの教育効果に関する研究もより早く進むようになり、諸課題も解決されることが見込まれる。この世界規模の大きな流れに遅れを取らないよう、日本の大学もMOOCを視野に入れた未来を考える時に来ているのではないだろうか。

参考文献

- Arendt, A. M., & Shelton, B. E. (2009). Incentives and Disincentives for the Use of OpenCourseWare. *The International Review of Research in Open and Distance Learning*, 10(5).
- Barney, G. (2013). Massive Open Online Course (MOOC) Report 2013 (p. 40). Retrieved from http://www.londoninternational.ac.uk/sites/default/files/documents/mooc_report-2013.pdf 確認日：2014年1月31日
- Belanger, Y., & Thornton, J. (2013). Bioelectricity: A Quantitative Approach (p. 21). Retrieved from <http://dukespace.lib.duke.edu/dspace/handle/10161/6216> 確認日：2014年1月31日
- Carson, S. E. (2004). MIT OpenCourseWare Program Evaluation Findings Report (p. 86).
- Christensen, G., Steinmetz, A., Alcorn, B., Bennett, A., Woods, D., & Emanuel, E. J. (2013). The MOOC Phenomenon: Who Takes Massive Open Online Courses and Why?
- Clow, D. (2013). MOOCs and the funnel of participation. In *Proceedings of the Third International Conference on Learning Analytics and Knowledge - LAK '13* (p. 185). New York, New York, USA: ACM Press. doi:10.1145/2460296.2460332
- Coursera (2013) Coursera Blog : Coursera Partnering with Top Global Organizations Supporting Translation Around the World <http://blog.coursera.org/post/50452652317/coursera-partnering-with-top-global-organizations> 確認日：2014年1月31日
- DeBoer, J., Stump, G. S., Pritchard, D. E., Seaton, D., & Breslow, L. (2013). Bringing student backgrounds online: MOOC user demographics, site usage, and online learning. In *The 6th International Conference on Educational Data Mining, EDM2013* (pp. 312-313).
- Financial Times (2013) Moocs are no magic bullet for educating Americans, *Financial Times*, November 25, 2013 <http://www.ft.com/cms/s/0/141591a0-5399-11e3-9250-00144feabdc0.html> 確認日：2014年1月31日
- Fox, A. (2013). From MOOCs to SPOCs. *Communications of the ACM*, 56(12), 38-40. doi: 10.1145/2535918
- 藤本徹. (2013). 世界的な大規模公開オンライン講座 (MOOC) の動向と東京大学の取り組み (新しい学びの扉). *大学教育と情報*, (1), 12-16.
- Gooding, I., Klaas, B., Yager, J. D., & Kanchanaraksa, S. (2013). Massive Open Online Courses in Public Health. *Frontiers in Public Health*, 1(November), 59. doi:10.3389/fpubh.2013.00059
- Harrison, L. (2013). Open UToronto MOOC Initiative Open UToronto MOOC Initiative: Report on First Year of Activity. Retrieved from <http://www.ocw.utoronto.ca/open-utoronto-mooc-initiative/> 確認日：2014年1月31日
- Ho, A. D., Reich, J., Nesterko, S. O., Seaton, D. T., Mullaney, T., Waldo, J., & Chuang, I. (2013). HarvardX and MITx: The First Year of Open Online Courses, Fall 2012-Summer 2013 (p. 33).
- Koller, D., Ng, A., Do, C., & Chen, Z. (2013). Retention and Intention in Massive Open Online Courses: In Depth. *Educause Review Online*. Retrieved from <http://www.educause.edu/ero/article/retention-and-intention-massive-open-online-courses-depth-0> 確認日：2014年1月31日
- Lori, B., Pritchard, D. E., DeBoer, J., Stump, G. S., Ho, A. D., & Seaton, D. T. (2013). Studying Learning in the Worldwide Classroom Research into edX's First MOOC. *Research & Practice in Assessment*, 8(March 2012), 13-25.
- Snyder, T. D., & Dillow, S. A. (2013). *Digest of Education Statistics*, National Center for Education Statistics, 2013.



荒 優 (あら・ゆう)

[所属] 東京大学 大学院情報学環, 特任助教
専門は遠隔教育. ICT を活用した遠隔教育環境の改善研究に従事.



藤本 徹 (ふじもと・とおる)

[所属] 東京大学 大学院総合教育センター, 助教
専門は教授システム学. 特にゲームの教育利用や社会的応用の研究, シリアスゲーム開発者教育に従事している.



一色 裕里 (いっしき・ゆり)

[所属] 東京大学 大学院情報学環, 特任研究員
専門は遠隔教育, eラーニング, eラーニングプラットフォームの運営経験を活かした MOOCs の実践研究に従事している.



山内 祐平 (やまうち・ゆうへい)

[所属] 東京大学 大学院情報学環, 准教授
専門は学習環境デザイン. 情報技術を用いた学習環境のデザインについて、開発研究とフィールドワークを連携させた研究を展開している.

The results and analyses of UTokyo's MOOC in 2013

Yu Ara, Toru Fujimoto, Yuri Isshiki, Yuhei Yamauchi

Abstract

Recently Massive Open Online Course (MOOC) has been receiving remarkable attention from not only educators but parties involved in higher education around the world. Users of MOOC have been soaring since major MOOC providers began offering services in 2012. Keeping up with this big stream, the University of Tokyo (UTokyo) participated in Coursera, the largest MOOC provider, in 2013, and provided two MOOCs: “From the Big Bang to Dark Energy” from the astrophysics field, and “Conditions of War and Peace” from the international politics field. In total, 80,000 users registered to the two courses, and 5,400 learners obtained Statements of Accomplishment SoAs.

While MOOC is gaining popularity on a global scale, not enough studies on MOOC are published to assess its effectiveness. There are affirmative views on MOOC's broad outreach that will close the global educational gap in higher education, but on the other hand, there also are dissenting views on MOOC's educational effectiveness due to its low completion rate. Further researches are expected to resolve this discrepancy and to determine MOOC's value. To contribute to the progress of MOOC research, this paper provides the results of UTokyo's two courses and analytical lenses for future studies.

Key Words : Massive Open Online Course, MOOCs, Distance Education

Media landscape of Poland - from a distance

Iwona Merklejn Agnieszka Węglińska

Introduction

This short essay is intended for a foreign reader who has no deep knowledge of Polish history, culture or politics, but is interested in the Polish media system, as well as in recent trends in the Polish media, and seeks a broader understanding than a Wikipedia page can offer. It is meant for scholars and students of mass media who need a basic introduction to the largest media market in Eastern Europe – Poland.

Located between Germany and several former Eastern bloc nations, Poland has been a member state of the European Union since 2004. It is a nation of about 38.5 million people sharing one language, Polish, and a relatively homogenous culture (about 87% of the population is Catholic; religious minorities include Russian Orthodox, Protestant, Buddhist and Islamic communities).¹ Estimates vary, but according to the Polish Ministry of Foreign Affairs, one should add to the home population at least 18 million Poles living abroad.² The Polish diaspora

has historically been very significant in the formation of the nation's language and culture, and with the rise of the “new” online media, it can be expected to play an even greater role.

As this is a general overview, we refer to only a few major publications in English (listed in the bibliography) that can guide a motivated reader towards more in-depth research.³ These authors tend to focus on the “old” media – printed press and broadcasting. In recent years, the “new” online and social media have been growing very fast in Poland, so we intend to cover their brief history, too. But even a quick look at the Polish Internet reveals that recent media trends need to be explained against the background of the postwar history of Poland. The contemporary Polish media system functions within a framework shaped by the process of transformation from authoritarian communism to liberal democracy, and it is impossible to understand without some

* International Research Fellow Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

キーワード : Poland, media system, transformation, online media, ACTA

knowledge of that transformation.

Therefore the text consists of three parts: the postwar communist authoritarian system (1944-1989), the transformation from authoritarian communism to liberal democracy (1989-2004) and recent trends

People' s Republic of Poland: an authoritarian communist media system (1944-1989)

At the end of World War Two, the Soviet Army defeated the Nazi Germany troops and forced them to retreat from Poland, but imposed a new kind of occupation on the "liberated" territory. The Polish communist state, called People's Republic of Poland, was founded on July 22, 1944 under Soviet auspices.⁴ PKWN (Polish Committee of National Liberation, a communist organization which in cooperation with the Soviet Army took over the rule of Poland) published a manifesto in which it promised democratic freedoms including the freedom of press and information, but with one restriction, namely: "these freedoms cannot serve the enemies of democracy" (quoted in: Goban-Klas 1994: 51). As one Polish media scholar has observed, "Who were those enemies? Who had the right to designate them? These questions were left unanswered, although in practice the job was done by the security apparatus." (Goban-Klas 1994: 51). The leading role of the Polish United Workers' Party (founded in 1948) was

including the rise of the "new" online media (2004-2013). As is often the case in media studies, we are drawing on the sources and data provided by several disciplines: history, political science, sociology and economy.

enshrined in the constitution proclaimed in 1952, and Soviet military bases would remain in the Polish territory (especially in the Western part) until the early 1990s. Throughout the communist era, Poland was a member of the Warsaw Pact (a Soviet-led military alliance) and the Council of Mutual Economic Assistance (an international organization promoting economic exchange and cooperation between the nations of the Eastern bloc). An authoritarian media system was consolidated by the 1950s, and with some changes, remained in place until the 1980s.

Soon after taking over the power, the communist authorities introduced a system of censorship. In 1947, the Main Office of Control of the Press, Publications, and Public Performances (Główny Urząd Kontroli Prasy, Publikacji i Widowisk, GUKPPiW) was founded. The office was to prevent "(a) subversive activities against the Polish state, (b) disclosure of state secrets, (c) infringement

of the international relations of the Polish state, (d) violation of law and decency, and (e) misleading public opinion by spreading untrue news" (quoted in: Goban-Klas 1994: 61-62). In the following years, the degree of censorship was steeply increasing, reaching the point where "even wedding invitations, business cards, and rubber stamps did not escape the office's control" (Goban-Klas 1994: 63). Information was controlled both by persuasion and by coercion. Strictness of censorship fluctuated later on, but it is more or less correct to say that it peaked in the Stalinist era of the 1950s, and then gradually relaxed until the declaration of martial law of 1981 (about which more later) when it was once again taken more seriously. The censorship system lasted until the late 1980s and the populace was kept under control by hiding vital information. In 1986, for instance, the majority of Polish people were herded outdoors on May 1 to attend compulsory May Day celebrations, unaware of the Chernobyl disaster that had happened on April 26 and produced a radioactive cloud reaching Polish territory. The mainstream media revealed the reality of the disaster only after the news had been released by Western European media and leaked to the Polish public. In general, however, political control of information in Poland was looser than within the Soviet Union, and some limited interaction with the West was allowed.

The most powerful medium in communist Poland was broadcasting. National public radio had existed in Poland since 1925 and was revived after the war, and television broadcasts started in 1953. The fact that television was introduced just a year after the new constitution illustrates the high priority given by the authorities to this useful propaganda tool. Under the communist rule, both radio and television were owned and controlled by the state. National television (Telewizja Polska) consisted of two channels: Channel One carried news and commentary on the current events (international political events were always interpreted with a pro-USSR bias), and some entertainment, and Channel Two was supposed to promote culture (under the rubric of "culture", more freedom of expression was allowed; the same applied to the printed press, especially magazines). Broadcasting was under the power of the Party-affiliated Radio and Television Committee that regulated all programming. In private conversations, one often heard the remark that "television lies," but still, most people watched it for news and entertainment. As for entertainment, programming included sports, nascent film production, films and serial shows from the other countries of Eastern bloc, and a limited number of Western films (mostly old). Television theatre and cabaret, as well as nascent film industry, produced some works

of high artistic value in spite of censorship. National radio had three channels: One for news, Two for culture (classical music etc.), and Three for youth music (launched in 1962 and quite popular with the young until the 1980s).

All newspapers were controlled by the state, more specifically by communist party organs or local governments (also heavily influenced by local communist party cells). The Party considered these also an important propaganda tool. The press readership was low and the general public did not hold printed media in high esteem. According to a common joke, in the People's Republic of Poland there could be a shortage of toilet paper, but never of newspapers. As all media funding was controlled by the state and centrally distributed, advertising hardly existed. It was out of place anyway in an economic system where most goods, even daily necessities, were scarce. Throughout most of the communist era, most citizens stood in lines to purchase homogenous products in stores run either by the state or by local cooperatives. However, unlike some other communist countries, Poland avoided famine; some branches of industry were well developed and employment was universal. The communist era had its glimpses of prosperity, but by the 1980s the centrally planned, state-controlled model of economic development resulted in a situation where

the government was in massive debt, and the average monthly pay (in Polish zlotys) was the equivalent of about 20 dollars.

We use this last piece of information to illustrate how much (or rather, how little) Polish media audiences in the communist era knew about the outside world. Formally, it was possible to go abroad if one applied for a passport and went through the official screening procedures. However, the average person, even if he or she got a passport, could not afford to travel beyond the Iron Curtain. Limited academic exchange was allowed, and some historians claim that in the long run, the American policy of funding scholarships for young communist party elites enhanced political change. But for an average citizen, information about the outside world was scarce and often outdated. Members of the intelligentsia (a relatively large group of college-educated, but economically weak people that emerged in communist societies due to free higher education and to some extent, carried on traditions of the pre-communist intellectual elites) learned about the world from old books, films and accounts of those who had travelled abroad. Alternative sources of information (other than official state propaganda channels) included elder family members (communist Poland, although industrialized, kept some characteristics of a rural society such as strong family ties),

underground press and books (basically forbidden, but controls were lax), and books and press smuggled into the country from the West. In more educated families, children learned two versions of history: one at school and the other at home (school lessons in modern history were permeated not only with the Marxist worldview but with a pro-Soviet political bias, too).

One interesting leak in the state-controlled information system was foreign language education. The first foreign language every schoolchild had to learn was Russian. However, later into the communist era, German and English were allowed in some schools as a second foreign language. If the students were motivated, they could learn quite a lot about societies that spoke those languages. Student exchanges with East Germany were promoted. In the case of English there was no communist English-speaking society to refer to, and some knowledge of the English-speaking countries, capitalist as they were, eventually got through. Also, Western radio channels in Polish—the BBC (from 1939), the Voice of America (from 1942) and the Free Europe (from 1952)—operated until the 1990s and provided alternative news channels. Communist authorities installed jamming stations in an effort to prevent listening, so using those channels took some perseverance; but most of the time, the content got

through the noise. In general, people were very interested in every bit of information from abroad, whether it came from illegal sources, books, letters, or stories passed on by relatives and friends. We could describe Poland of the 1980s, as we remember it, as “an information-hungry society”, keeping in mind that (a) we lived in an educationally privileged intelligentsia environment, and (b) for the Polish people of that era, the “outside” world, the West, was a dream and a better world we secretly aspired to. Consequently, we were more interested in it than a Western European person of the same generation probably was in our world.

The picture would be incomplete without one more alternative source of information, possibly the strongest competition to the state – the Catholic Church. In the twentieth century, Poland was about 90% Catholic; the Church as an institution enjoyed high authority in the nation and social respect. Obviously, the official materialist worldview of communism, hostile to all religion, was irreconcilable with the strong position of the clergy. However, the Party leaders did not want a violent clash with the Catholic majority so their policy of erasing religion more often took the shape of persuasion than coercion. This resulted in hard-won compromises, but without getting into details we can safely say that in Poland institutional religion survived, in spite of

official state-promoted atheism. Unlike in other communist countries, the churches flourished and people attended them on a regular basis. Some “cultural activities” sponsored by the Church (such as students’ clubs, Catholic intelligentsia clubs, small dramatic societies) became an outlet for independent political movements, and played important roles in the formation of the anti-communist opposition. There are several possible explanations for the surprising fact that the Catholic Church not only survived but also thrived in communist Poland, and discussing them is beyond the scope of this essay. Some historians point to diplomatic talents of charismatic Church leaders such as Cardinal Stefan Wyszyński (1901-1981) who sought compromises with the communist authorities, but defended his high moral

The transformation (1989-2004)

1989 is usually perceived as a symbolic date when the communist party of Poland ended its rule. However, the process of transformation from authoritarian communism to liberal democracy began earlier, in 1980, when the “Solidarność” (Solidarity) labor movement coordinated massive strikes in main industrial cities. The strikes forced the communist authorities to negotiate with workers angered by a combination of economic crisis and lack of

ground (he was imprisoned between 1953 and 1956). Another prominent representative of the Polish clergy of that generation, Karol Wojtyła, became the most mediagenic Pope of the century, John Paul II (1920-2005, in office 1978-2005). His pilgrimages from the Vatican to Poland turned into huge media events difficult for the communist authorities to control, and became a factor in the country’s peaceful political transformation. It is ironic that since that transformation, the clergy has lost some of its moral authority, but again, explaining the reasons is not within the scope of this text. The Catholic Church remains a major institution in Poland to this day, more than in other European countries, and one important reason is its history under the communist rule.

freedom. On August 31, 1980, an agreement was reached between the Polish United Workers’ Party and shipyard workers in Gdansk: non-communist “Solidarność” labor unions became legal. Some of the communist leaders decided, however, that this peaceful movement could be squashed by military force, and on December 13, 1981, they declared martial law. This period lasted until 1983. It resulted in the delegitimation of “Solidarność” and imprisonment of its

leaders, harsher censorship, and restrictions on public gatherings. Lech Walesa, the leader of the movement, was granted a Nobel Peace Prize in 1983 (because he was not allowed to leave the country, his wife accepted it on his behalf).⁵

By 1985, perestrojka and glasnost in the Soviet Union changed the political climate in all of Eastern Europe and raised new hopes for reform. Democratization of the political system in Poland was achieved through a series of negotiations between the communist party and opposition leaders known as the “Round Table talks” (February 6 - April 5, 1989). The point was reached where reform-oriented members of the ruling party and the moderate wing of the opposition could meet each other halfway. The moderate wing of the opposition in that context meant leaders with left-wing credentials (in many cases, ex-communists themselves). Radically anti-communist (right-wing) activists of “Solidarność” were kept away from the strategic decision-making process, and would raise issues with the conditions of the compromise later. Freedom of speech, understood as the possibility for the various political forces to gain access to all media, was guaranteed during the Round Table talks (one important keyword back then was “pluralism”, meaning that the information monopoly of the Party would be broken). On May 8, 1989 “Gazeta Wyborcza”

(The Election Newspaper), the first legal opposition newspaper, was published with a circulation of 150, 000 copies.

The name of the newspaper was related to its first task: campaigning in advance of the first semi-free election in postwar Poland. The election was held on June 4 (coincidentally, the day of the Tiananmen Square massacre in Beijing). 99% of opposition politicians who had been allowed to run were elected to parliament. On October 28, Joanna Szczepkowska, a popular actress, spontaneously announced on television: “People, communism in Poland is over!” In 1990, the Polish United Workers’ Party was dissolved and in 1991, truly free elections were held. Several new political parties emerged from the opposition movement as well as from the old communist elites. In 2004, Poland joined the European Union and this event was widely celebrated as a happy end to the democratization process started in 1989.

The combination of internal and external factors (the final breakdown of the centrally planned economy model glasnost in the Soviet Union; a growing sense of crisis among the communist elites) led to a peaceful transformation. A new constitution was enacted in 1997, guaranteeing freedom of speech (it pronounced the totalitarian methods and practices of Nazism, fascism and communism illegal; Chapter 1, Article

13). However, political compromise also left some controversies in its wake. Attempts to purge former communist officials were clumsy and incomplete. As a result, many former Party activists have remained in positions of power, especially in the media, business, and academia.

The transformation of the Polish media system after the 1989 breakthrough was closely correlated with the transformation of the whole country. Within several months a competitive press market sprang up, and when the Broadcasting Act (1992) came into force, the process of establishing and forming a dual media system based on the coexistence of public and commercial media was initiated (Pokorna-Ignatowicz 2010:40).

Ryszard Filas identifies five stages in the first decade of Polish media freedom. His classification helps to systematize key events in the transformation period. The stages are:

1. Impetuous enthusiasm demonstrated by new editors and broadcasters; compulsory conversion of communist era media (May 1989 – July 1991)
2. Ostensible stabilization and grass roots movements in the press and the radio (mid 1991- end of 1992)
3. An overt battle over the media market, particularly its electronic segment (the beginning of 1993 – August 1994)

4. Development of the market, sparked by the first licencing procedure and the expansion of German periodicals (September 1994 – December 1996)

5. New fragmentation of the media market and progressing specialization (1997-2000). (Filas 2010:30)

The national broadcaster, TVP, was declared public under the new broadcasting law (1992), and a new controlling body, the National Broadcasting Council (Krajowa Rada Radiofonii i Telewizji, KRRiT), was created. This new law, the Broadcasting Act (Ustawa o Radiofonii i Telewizji), and its subsequent amendments provided the framework for the post-1989 media system. It followed the promulgation of the new Polish constitution, which defines the National Broadcasting Council as one of the principal state bodies. The council advises policymakers on electronic media, specifies the mechanisms and principles of their functioning, reviews projects, supervises broadcasters, and regulates terms and conditions of licence fees. Members of the body ought to be completely apolitical, are not allowed to belong to any political party or trade union, and may not hold any public office that does not harmonize with the authority of the Council. Until December 2005 the National

Broadcasting Council consisted of nine designated members (four of them were appointed by the Sejm, the lower house of parliament; two by the Senate, the upper house of parliament; and three by the president). The term of office was six years. A chairman of the council was appointed by the president until 1995, when an amendment gave this power to the council members. This amendment, approved by the Polish parliament, was triggered by the attempts of President Lech Walesa to manipulate the contents of broadcasts.

The Broadcasting Act defines public radio and television as constituting an important component of the dual public/private media system. Legislators who designed the Polish public media system followed the example of the contemporary French model, and therefore public broadcasters were incorporated, although the State Treasury retained possession of 100% of their shares.

As Katarzyna Pokorna – Ignatowicz has it: “National television became a lasting element of western liberal democracies in the second half of the twentieth century as an implementation of the media’s social responsibility theory.” (Pokorna-Ignatowicz 2010:40⁶) This theory evokes the ideal of media as a mediator between the government and society. Realization of this model requires joint action from society, broadcasters, and the state. Broadcasters

are supposed to execute the principles of the social responsibility model. Mass media should defend their independence both against politicians and big business entities, which can also try to influence broadcasters. The most complicated issue is the role of the state. It ought to honor freedom of mass media and not interfere with them. On the other hand, the state is expected to create a favorable environment for functioning of the social responsibility model (Węglińska 2007: 19).

Polish lawmakers decided that Polish public media would be financed through licence fees, advertising and other commercial activities. Such a model requires transparency and is described in relevant sources as a mixed model. Public radio and television were supposed to commit to the “remit” (mission). Unfortunately, the “remit” was not precisely defined which opened doors for potential abuse of the concept.

While legislators struggled to establish an appropriate model for the broadcasting system, new, non-communist newspapers were founded. The first one, “Gazeta Wyborcza,” founded in 1989, remains a leading opinion daily to this day. Its editor-in-chief, Adam Michnik, a charismatic opposition leader, is highly respected by both the Polish intelligentsia and European intellectual elites. Michnik proved himself a very effective businessman, too, and his

newspaper would later become a center of the Agora multimedia conglomerate. New commercial and religious broadcasting networks were founded (to be treated in the next section).

The press market was radically transformed after 1989. The first post-communist government, under Tadeusz Mazowiecki, completely altered the system of press distribution. Censorship was renounced in 1990 and a licence system of press publishing introduced. The legal liquidation

of the Labor Publishing Cooperative “Prasa – Książka – Ruch,” the national editors’ cooperative, in 1990 replaced it with Ruch Ltd, a sole-shareholder company of the State Treasury under the Ministry of Industry. Initially press enterprises were purchased by journalist cooperatives, private individuals and banks. Later on, they were taken over by international media groups such as Hersant, Orkla, Axel Springer, Bauer, Burda, Pasauer Neue Presse, etc. (Krajewski 2009:41).

Recent trends: the beginning of the new millennium (2004-2013)

Soon after the transformation described above, Poland, the largest media market in Eastern and Central Europe, began to attract foreign investment. Polish print media have become a part of British, German, French and Norwegian media groups, and are subject to EU regulations. Currently, the press is almost completely privatized and foreign ownership is high, especially in the local press, general interest magazines and women’s magazines. There are more than 300 newspapers, most of them local or regional, –a dozen national. The best-selling Polish daily is “Fakt,” a tabloid controlled by Axel Springer, a German media group (sales: 346, 916).⁷ The leading opinion dailies - “Gazeta Wyborcza” (center-left orientation; the second biggest selling daily; sales: 210,

164) and “Rzeczpospolita” (“The Republic” (center-right orientation; sales: 64, 149)— belong to Polish media groups Agora and Gremi Media, respectively (until recently, “Rzeczpospolita” was owned partly by the Polish government and partly by the British firm Mecom). The third biggest-selling daily is the “Super Express” tabloid (sales: 159, 206). The main business daily is “Dziennik – Gazeta Prawna” (Daily – Law Newspaper; sales: 51, 071). However, fewer than 30% of Poles read any kind of newspaper.⁸

Since the transformation, television has remained the main source of news for most Poles, and the national public broadcaster TVP (Telewizja Polska) still has the largest share of the TV audience. It also operates regional services and a satellite network, TV

Polonia, targeted at expats. Ever since the transformation, TVP has been in constant crisis because of political partisanship and an ineffective system of subscription fees (only about 30% of households are liable to pay fees and total subscription fees cover only about 15% of the TVP budget; the remainder is covered by advertising and other sources; KRRiT 2011, 2013⁹). In 2010, the broadcasting law of 1992 was revised and management was streamlined, but TVP came under stronger control by the ruling party (two government officials instead of one in the governing bodies of both its radio and television operations). One of the fundamental features of the Polish media system is a high politicization level of public media. According to Katarzyna Pokorna – Ignatowicz, problems with the independence of public media in Poland are not caused by “defective law or introduction of an untested system but by political conditions, which resulted from the very beginning in more or less secret attempts to influence and control public television.” (Pokorna –Ignatowicz 2010:42). Each chairman of TVP until now has had distinct and recognizable political affiliations.

The National Broadcasting Council (KRRiT) is still heavily influenced by the government and its apolitical nature is a claim rather than reality. All the revisions of the Broadcasting Act so far have had a political

context. Presently KRRiT consists of five members: two designated by the Sejm, one by the Senate, and two by the president.

In 2011 and 2012, the broadcasting law was revised again to comply with EU regulations. New legal provisions such as limitations of product placement, protection of children, and regulation of video-on-demand services were introduced. At the beginning of the new decade, about 70% of TVP funding came from commercials (Dobek-Ostrowska 2012) and about 43.7% of programming was entertainment (mainly American films; KRRiT 2010). In 2011, TVP had a 37.2% share of the TV advertising market, more than major commercial stations Polsat (26.5%) and TVN (28.1%) (KRRiT 2011).

The leading commercial networks, Polsat and TVN, share the market with TVP. Their programming content is mostly entertainment using formats imported from Western Europe and the US. TVN has also become known for its TVN 24 news channel modeled on CNN (available on cable TV only). Polsat has a digital pay-TV platform and since 1999, it has also been present in the Baltic states. A digital pay-TV platform, Cyfra Plus, was launched in 1998 by France's Canal Plus. Broadcasting media belong mostly to Polish capital groups (foreign ownership is limited by law to 33%, although these limits do not apply to investment originating within the EU¹⁰). The digitalization of terrestrial TV

broadcasting was completed by July 31, 2013. In future, digital terrestrial TV is expected to offer up to 30 channels, but there is an ongoing public debate about how they should be distributed.

In 2012, the National Broadcasting Council was accused of discrimination against the Catholic “Telewizja Trwam” broadcasting network. The network was denied access to the digital multiplex on the grounds of insufficient financial documentation. Telewizja Trwam, launched in 2003, is a part of a media group built around the Radio Maryja (“Holy Mary”) Radio, a Catholic broadcasting station founded in 1991 which is conservative, controversial, and very vocal politically. The group, led by an energetic priest-businessman, Fr. Tadeusz Rydzyk, also publishes a daily newspaper, “Nasz Dziennik” (circulation: 100, 000 according to the publisher). By June 2013, about 2.5 million people had signed a petition supporting the right of Telewizja Trwam to be included in the digital multiplex. The Helsinki Foundation of Human Rights appealed to the National Broadcasting Council for more transparency in the process. In July 2013, the Council revised the decision and Telewizja Trwam was granted access. However controversial, the “Radio Maryja” group has won itself a considerable audience by a combination of clearly targeted conservative content, modern technology, and effective

organization practices.

Public Polish Radio (Polskie Radio, 4 channels) reaches just over half of the population. It relies more heavily on subscription fees than does TVP (70%; KRRiT 2012). It has produced a lot of high quality content, but struggles financially. There are more than 200 radio stations throughout the country. The most popular ones (RMF FM, Radio Zet, Radio Eska) are commercial.

The commercial Internet was introduced into Poland in 1993. Broadband penetration is still below the European average. Poland had about 25 million Internet users in 2012, accounting for 65% of the population, while the EU average was 73%¹¹, but this indicator has been growing very fast. In 2011 Poland experienced the world’s highest growth of year-on-year Internet subscriptions (5%), to reach 21.8 m. fixed wired broadband subscriptions.¹² Most Poles own at least one mobile phone. The number of smartphone users is growing. Approximately 25% of Polish people use smartphones. However, the Internet is still accessed mostly through personal computers (about 80%).¹³

Three of the most popular Internet portals over the years have been: Onet, Wirtualna Polska and Interia. The owner of Onet.pl is ITI Group, a huge media group that also owns TVN – one of the major commercial broadcasters.

The most popular sites in terms of real

users as of July 2013 were: Google.pl – 18 m., Allegro.pl (an auction site) – 16 m., Facebook – 14.9 m., onet.pl (Polish news and entertainment portal) – 13.4 m., YouTube – 13.8 m. and wp. pl (Polish news and entertainment portal) – 13 m.¹⁴

Social media are very popular with Polish Internet users. Nasza-klasa.pl, a Polish equivalent of Facebook, was launched in 2006 and has about 8.5 m. active users (July 2013). Facebook has 14.9 m. users in Poland. Twitter, with 1.5 m. users (2012), is still niche, but popular among youth, celebrities, and politicians trying to boost their image. One of the sites on the rise is <http://demotywatory.pl>, with access growing by a million monthly – a Polish version of the American site www.despair.com, mocking the “motivation industry”. The site displays funny pictures with subtitles created by users, mostly parodies of motivation posters hanging in corporate offices. It entertains users with black humor, irony, and sometimes political satire. It is a commercial, online advertising-based site, targeted at young men. The administrator sets restrictions on brutal language and pornography, but is tolerant of chauvinistic content. Like in many other social media, the business model is based on user-generated content and “sharing”, as well as competition between users, who play the game according to a set of rules imposed by the administrator.

Despite some structural weaknesses related to the country’s post-communist heritage and economic crisis in the EU, online and social media have been growing fast in Poland. One driver of that growth is the relative youthfulness of the population – the last baby boom in the country happened in the early 1980s, hence there is a large generation of “digital natives” in their late 20s and early 30s. Most of this generation is also well educated, with one or more college degrees. For those of them who emigrated after the opening of the EU job markets, social media are a way of keeping in touch with the home country. A big part of this generation took to the streets and mounted online campaigns in 2011 and 2012 to protest against ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement), which in the Polish context was perceived as an equivalent of the American SOPA legislation. The agreement, signed in January 2012 by the Polish ambassador in Tokyo, was criticized for violations of privacy and the secretive law-making process, and interpreted as a joint attack by government and business on “cyber-freedom”. Polish government websites were hacked, proving vulnerable in case of a cyber-attack. Demonstrations brought thousands of (mostly young) people onto the streets, and resulted in no less than 500, 000 voices of protest online (mainly on Facebook).¹⁵ As a result, this unpopular legislation was reconsidered

and renounced by the Polish government, and rejected by the EU Parliament in July 2012.

The picture of the Polish media in recent years would be incomplete without a mention of a “disaster marathon” media event that traumatized the nation on April 10, 2010, when 96 high-profile passengers, including the president, died in a plane crash in Smolensk, Russia. The disaster was very symbolic because of the historical background (the Polish delegation were on their way to Katyn, site of the massacre of Polish officers by the Soviet Army in 1940). The government entrusted the investigation of the accident to Russia; the families of many victims felt it was negligent and have kept seeking justice ever since. The late president, Lech Kaczyński, and the current prime minister, Donald Tusk, came from opposing parties (the president, formally non-partisan, was connected to the center-right “Law and Justice” and the prime minister to the more liberal “Citizens’ Platform” which has had the majority in Parliament since 2007), and had long been in conflict over issues concerning national security, energy policy and policy towards Russia, among others. The opposition party, led by the brother of the late president, immediately started making political capital out of the national mourning while the government made it clear that a friendly relationship

with Russia was their priority. At the time of this writing, the investigation has been prolonged and the question whether the disaster happened due to an accident, an assassination, or some massive security incompetence has yet to be answered. What can be said for certain is that the tragedy shook many people as it revealed basic dysfunctions in the state, which was unable to locate responsibility for the security of its highest officials. One outcome was a polarization of political debates in the mass media.

The controversies over the presidential plane crash resulted in several significant shifts in media environments. A few journalists who raised the possibility of assassination, and had been critical of the government before, resigned or were dismissed from their “old” media posts (the most conspicuous reshuffling of personnel took place in the “Rzeczpospolita” daily in 2012) and focused on “new” media activities such as video blogging. The opposition has gone online and started publishing new magazines. Some political debates no longer possible in the mainstream press or television have shifted to “new” media. The Polish political blogosphere had always been more prone to right-wing tendencies than the “old” media, and as a result of recent events, online opposition has consolidated and shifted towards the far right. Radical right wing

sites such as: www.niezalezna.pl, <http://vod.gazetapolska.pl>¹⁶ have become an outlet for harsh criticism of government policies. These opposition online media are not produced by amateur activists, but by professional, experienced journalists. Video bloggers have been exploiting the memories, imaginary and vocabulary of the “Solidarność” movement of the 1980s, positioning themselves as “lonely wolves” of the “underground” and “independent” media fighting against the “regime”. The National Broadcasting Council has expressed concerns about “abuses of freedom of speech on the Internet” (KRRiT 2013).

Confrontational language aside, two preliminary conclusions can be drawn from a quick overview of the latest developments in the Polish media system. Firstly, the Polish government, skillful in PR strategies

using “old” media, has been lagging behind in the “new” online environments (this was dramatically exposed in the ACTA issue). Secondly, there seems to be a commercial potential in the new online dynamics of the anti-government opposition and its shift towards the political right; paid online “independent” television channel Telewizja Republika announced it would be available on cable from October 30, 2013.¹⁷ Anti-government “new,” but often politically conservative, media seem to be winning some economically viable audiences in Poland. It remains to be seen whether their journalists will effectively defend their professional independence and contribute to the public debate, or become exponents of extreme nationalism and its cynical manipulation by market forces.

Notes

- ¹ Central Statistical Office (Główny Urząd Statystyczny), 2013, http://www.stat.gov.pl/cps/rde/xbcr/gus/P_population_in_poland_size_and_structure_30-06-2013.pdf, last access: 15.01.2014.
- ² Ministry of Foreign Affairs (Ministerstwo Spraw Zagranicznych), 2013, <http://www.ms.gov.pl/resource/b8b3993a-2df7-408b-a4c4-20b7ef465d34:JCR>, last access: 15.01.2014.
- ³ For a comparative media system analysis tracking back to the early modern beginnings of Polish press, see Dobek-Ostrowska 2012; for a comprehensive history of the postwar communist media system, see Goban-Klas 1994; for an extensive research of Polish journalism in the communist era and beyond, see Curry 1984, 1990, 2007.
- ⁴ Applebaum’s *Iron Curtain*, although not an academic book, provides a sweeping historical narrative of how the communist system was consolidated in the early postwar years in Poland and other Eastern European countries, and deserves attention as a highly acclaimed Western journalist’s interpretation of the formation of the communist propaganda system in Poland.
- ⁵ At the point of this writing, Walesa remains an influential and controversial figure in Poland. While many consider him a national hero, several accusations of cooperation with the security apparatus and pro-Soviet bias during his presidential term (1990-1995) in post-communist Poland have been raised.
- ⁶ All citations from the Polish sources translated by the authors.
- ⁷ Newspapers’ sales according to: ZDKP-ABC Poland (Związek Kontroli Dystrybucji Prasy), <http://www.zkdp.pl/>, last access:

12.06.2013 (total sales including e-editions, data as of April 2013) unless stated otherwise.

- ⁸ "Poland country profile", http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/country_profiles, last access: 31.10.2013.
- ⁹ KRRiT (National Broadcasting Council) annual reports available at: <http://www.krrit.gov.pl/krrit/sprawozdania/>, last access: 30.10.2013.
- ¹⁰ European Journalism Centre, 2013, http://www.ejc.net/media_landscape/article/poland, last access: 12.06.2013.
- ¹¹ Internet World Stats 2012, <http://www.internetworldstats.com/stats.htm>, last access: 15.10.2013.
- ¹² OECD Factbook 2013, http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2013_factbook-2013-enjsessionid=22spu80vqv10i.x-oecd-live-02, last access: 12.06.2013.
- ¹³ Lemańska M., 2012. "Polacy pewni siebie w sieci", "Rzeczpospolita", 26.10.2012, www.rp.pl, last access: 12.06.2013.
- ¹⁴ "Megapanel z lipca: mocno w górę NK, Demotywatory i Facebook, tracą Chomikuj i Wikipedia" (Megapanel in July: NK, Demotywatory and Facebook straight up, Chomikuj and Wikipedia losing), www.wirtualnemedial.pl, last access: 15.10.2013. Most of the statistics on the Polish Internet cited in this section come from this website.
- ¹⁵ "Reakcja na cenzurę w sieci. Nie dla ACTA – demonstracje w kraju" (Reaction against online censorship. No to ACTA – demonstrations across the country), TVP INFO, 24.01.2012, <http://tvp.info/informacje/polska/nie-dla-acta-demonstracje-w-kraju/6291909>, last access: 15.01.2014.
- ¹⁶ Last access: 31.10.2013.
- ¹⁷ <http://telewizjarepublika.pl/>, last access: 31.10.2013.

Bibliography

In English:

- Applebaum, A. (2012). *Iron Curtain. The Crushing of Eastern Europe 1944-1956*. Allen Lane (Penguin Books).
- Curry, J. L. (1984). *The Black Book of Polish Censorship*. Random House and Vintage Press.
- Curry, J. L. (1990). *Poland's Journalists: Professionalism and Politics*. Cambridge University Press.
- Curry, J. L. (2007). *Central and East European Politics. From Communism to Democracy*. Roman & Littlefield.
- Dobek-Ostrowska, B. (2012). "Italianization (or Mediterreanization) of the Polish Media System?" In: *Comparing Media Systems Beyond the Western World*, ed. Hallin, Daniel C., Paolo Mancini. Cambridge University Press.
- Goban-Klas, T. (1994). *The Orchestration of the Media: The Politics of Mass Communications in Communist Poland and the Aftermath*. Westview Press.

In Polish:

- Filas, R. (2010). "Dwadzieścia lat przemian polskich mediów (1989-2009) w ujęciu periodycznym". *Zeszyty Prasoznawcze*, nr 3-4 (203-204)2010 ("Twenty years of Polish media (1989-2009) in periodical context", *Press Studies*, no. 3-4 (203-204).
- Krajewski, A. (2009). "Prasa", w: Bonikowska, M. (red.), *Media a wyzwania XXI wieku*. ("The Press". In: *Media against Challenges of XXI Century*). Trio.
- Pokorna-Ignatowicz, K (2010). "Polska telewizja publiczna jako "tup polityczny", *Studia Medioznawcze*, nr 2 (41) 2010 ("Polish public television as a political trophy", *Studies on media*, No.2 (41) 2010).
- Sonczyk, W.(2010). "Kolportaż prasy w Polsce do roku 1989", *Studia Medioznawcze*, nr 3 (42) 2010 ("Press distribution in Poland until 1989", *Studies on media*, No. 3(42) 2010).
- Węglińska, A. (2007). *Brytyjski model mediów publicznych (The public service broadcasting model in Great Britain)*. Wyższa Szkoła Studiów Międzynarodowych w Łodzi (Lodz International Studies Academy).

Statistics – Internet sources:

- Central Statistical Office (Główny Urząd Statystyczny), 2013, http://www.stat.gov.pl/cps/rde/xbcr/gus/P_population_in_poland_size_and_structure_30-06-2013.pdf, last access: 15.01.2014.
- European Journalism Centre, 2013, http://www.ejc.net/media_landscape/article/poland, last access: 12.06.2013.
- Internet World Stats 2012, <http://www.internetworldstats.com/stats.htm>, last access: 15.10.2013.
- KRRiT (National Broadcasting Council), annual reports 2010-2013, <http://www.krrit.gov.pl/krrit/sprawozdania/>, last access: 30.10.2013.
- Lemańska M., "Polacy pewni siebie w sieci" (Poles confident online), "Rzeczpospolita", 26.10.2012, www.rp.pl 2012, last access: 12.06.2013.
- "Megapanel z lipca: mocno w górę NK, Demotywatory i Facebook, tracą Chomikuj i Wikipedia" (Megapanel in July: NK, Demotywatory and Facebook straight up, Chomikuj and Wikipedia losing), www.wirtualnemedi.pl, last access: 15.10.2013.
- OECD Factbook 2013, http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2013_factbook-2013-enjsessionid=22spu80vqv10i.x-oecd-live-02, last access: 12.06.2013.
- "Poland country profile", http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/country_profiles, last access: 31.10.2013.
- Polish Ministry of Foreign Affairs (Ministerstwo Spraw Zagranicznych), 2013, <http://www.msz.gov.pl/resource/b8b3993a-2df7-408b-a4c4-20b7ef465d34:JCR>, last access: 15.01.2014.
- "Reakcja na cenzurę w sieci. Nie dla ACTA – demonstracje w kraju" (Reaction against online censorship. No to ACTA – demonstrations across the country), TVP INFO, 24.01.2012, <http://tvp.info/informacje/polska/nie-dla-acta-demonstracje-w-kraju/6291909>, last access: 15.01.2014.
- ZKDP-ABC Poland (Związek Kontroli Dystrybucji Prasy), <http://www.zkdp.pl/>, last access: 12.06.2013.

MERKLEJN, Iwona Regina (メルクレイン イヴォナ レギナ)

[生年月] 1972.06.07

[出身大学または最終学歴] ポーランド ワルシャワ大学東洋学部日本学科 人文科学博士号取得 (2004)

[専攻領域] メディア史、メディアとスポーツ、日本・ポーランド関係史

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

1. "Remembering the Oriental Witches: Sports, Gender and the Shōwa Nostalgia in the NHK Narratives of the Tokyo Olympics", "Social Science Japan Journal", vol. 16, no. 2, summer 2013
2. 「日本におけるフランシスコ会ポーランド人修道士：長崎における布教ミッションの始まり 1930年ー 1945年」、エヴァ・パウシルトコフスカ、稲葉千晴(編著)『日本におけるポーランド人墓碑の探索』、ポーランド文化・民族遺産省文化遺産局、ワルシャワ 2010
3. "The Japanese Media System at the Turn of the Century - Continuity and Change", [in:] Arkadiusz Jabłoński, Stanisław Meyer, Morita Koji (ed.), *Civilisation of Evolution. Civilisation of Revolution. Metamorphoses in Japan, 1900-2000*, Manggha, Cracow 2009

[所属] 東京大学大学院情報学環 国際研究員

[所属学会] 日本スポーツとジェンダー学会、Polish Communication Association

WEGLIŃSKA, Agnieszka (ヴェングリニスカ アグニエシカ)

[生年月] 1973.02.02

[出身大学または最終学歴] ポーランド ヴロツワフ大学社会科学部 人文科学(政治学専攻) 博士号取得 (2005)

[専攻領域] 政治コミュニケーション研究、テレビ研究、公共放送

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

1. Węglińska Agnieszka, "The Borderlines of the Freedom of Speech? - Media Ethics In the Conflicts of Religious Nature", [in:] P. Mickiewicz (ed.), *From Total War to War Against Terrorism*, Wrocław 2006
2. Węglińska Agnieszka, *Brytyjski model mediów publicznych (The Public Service Broadcasting Model in Great Britain)*, Łódź 2007
3. "Skrzydlewski Wojciech, Węglińska Agnieszka, Zięty Anna (ed.), *Telewizja internetowa a granice mediów postelewizyjnych (Television, Internet and the Borderlines of Post-television Media)*, Polkowice 2013

[所属] ポーランド ドルニシロンスク大学社会科学ジャーナリズム学部ジャーナリズムコミュニケーション研究 所助教授

[所属学会] Polish Communication Association, Polish Association of Political Science

Media landscape of Poland - from a distance

Iwona Merklejn, Agnieszka Węglińska

Abstract

This short essay is meant for scholars and students of mass media who need a basic introduction to the largest media market in Eastern Europe – Poland.

The contemporary Polish media system functions within a framework shaped by the process of transformation from authoritarian communism to liberal democracy, and it is impossible to understand without some knowledge of that transformation.

Therefore the text consists of three parts: the postwar communist authoritarian system (1944-1989), the transformation from authoritarian communism to liberal democracy (1989-2004) and recent trends including the rise of the “new” online media (2004-2013).

日本政府における政府CIO職の創出過程

Creation Processes of the Government CIO Job in the Japanese Government

本田 正美*・須藤 修*

Masami Honda・Osamu Sudoh

1. はじめに

2012年8月にリコー元副社長の遠藤紘一氏が非常勤の「政府情報化統括責任者（政府CIO）」に任命された。それまで、日本政府の各府省にあってはCIO（Chief Information Officer）及びCIO補佐官が任命されていたが、日本政府全体の情報化を統括する役職は存在していなかった。そのような中で、社会保障・税に関する番号制度の導入など、政府全体の情報システムの見直しを前にして、政府CIOが任命されたのである。

2012年の任命当初は、政府CIOの職務について法的な裏付けがなかった。そこで、2013年に至って、「内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）」が国会に提出されて成立を見た。この法律により、日本政府における政府CIOの職務などについて法的な規定がなされることになったのである。そして、この法律の成立を受けて、改めて遠藤氏が内閣官房初代内閣情報通信政策監（政府CIO）に任命された。

日本政府では、各府省でCIOを任命するのに際して、その職務を明確にするために、経済産業省に設置された研究会がアメリカのクリン

ガー・コーエン・コア・コンピタンスを参考に、日本版コア・コンピタンスを既に作成していた。その後、政府が発表する累次の情報政策に関する戦略などで政府CIOの必要性が説かれていたが、実際に任命には至らなかった中で、2012年の遠藤氏の政府CIO任命と2013年の政府CIO法の成立であった。

本研究では、日本政府における政府CIOの任命と政府CIO法の成立を受けて、日本政府における政府CIO職の創出過程を概観する。その作業により、新たに政府の中に置かれた政府CIOという役職の役割を明らかにするとともに、今後の課題について議論することが、本研究の目的である。

以下、本研究の構成を示すと、まず第二章では、先行研究を参照にしながら、CIOという役職に関する定義を確認する。第三章では、アメリカ連邦政府がCIOに求められる知識などについてまとめたクリンガー・コーエン・コア・コンピタンス及びにそれを参照して日本でまとめられた日本版コア・コンピタンスについて概観する。第四章では、日本政府において政府CIO

* 東京大学大学院情報学環

キーワード：政府CIO、電子政府、情報社会、電子化、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンス

の任命へ向けた動きが加速した2009年以降について、政府が打ち出した各種戦略などを確認することで、政府CIOがどのような役職として定位されるようになったのかを明らかにする。続いて第五章では、政府CIOが日本政府で任命されたことを受けて、その立場を法定化するために国会に提出された政府CIO法案につき、そ

の審議過程を振り返る。そして、第六章では、実際に成立した政府CIO法の内容を見ていく。以上の記述を受けて、第七章では、日本政府における政府CIOに求められている役割などについて、改めて議論する。最後に第八章で、本研究の意義と今後の研究の課題について述べる。

2. CIOの「出現」と政府における任命

2.1 CIOの「出現」

情報社会の進展を背景として、企業や行政などの組織において、情報システムの管理などに関する最高責任者となるCIOの任命が広がっている（工藤[2007]）。このCIOという役職の命名者は、1980年代にボストン銀行の副頭取であったSynnottだとされている（小尾[2007]）。

Synnottによる定義を確認すると、CIOとは、「企業における情報に関する方針や基準を定め、全ての情報資源の管理を統括する最高責任者」（Synnott・Gruber[1981：66]）である。

社会情勢の変化の影響を受けるCIOという役

職については、その職務として求められる事柄も変化してきた。そこで、1980年代以降の変化を勘案して、小尾はCIOを「組織において、情報管理・情報システムの管理・統括を含む戦略の立案と執行を主な任務とする役員であり変革の指導者」（小尾[2007：6]）と位置付けている。この定義では、Synnottによるものに「変革」の文言が追加されており、CIOの「I」に「Innovation」も含意されている。CIOが単なる情報システムの専門家ではなく、組織全体の変革をも主導する存在と見做されているのである。

2.2. 行政組織における任命

主に企業において任命の広がるCIOであるが、行政においても任命が広がっている（沢本ら[2007]）。日本では、とりわけ自治体においてCIOの任命が広がっており、例えば地域における情報化において重要な役割を果たしている（本田[2009]）。その一方で、自治体において任命されたCIOは「充て職」化が進み、副市長

などが名目上はCIOに就くだけで、実質的に機能しない例も見られる（長浜[2007]）。

日本政府にあっては、2002年に、内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（通称：IT戦略本部）の下に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議が設置されたことを契機として、各府省においてCIOが任命

された。各府省では、主に官房長がCIOに任命され、さらに、CIOの実務を専門的見地から補佐するCIO補佐官が外部から採用され、複数名が任命されている。

各府省において任命されていたCIOであるが、日本政府全体を統括する政府CIOは任命されていなかった。そこで、2012年8月に、リコー元副社長の遠藤紘一氏が非常勤の「政府情報化統括 責任者（政府CIO）」に任命されることとなった。政府CIOの必要性については、それまでも指摘されてきたところであったが、その動きが加速した背景には、当時の民主党政権が推し進めていた税と社会保障の一体改革に関連して、税・社会保障番号の導入が検討されたことがあげられる。この種の新たな番号制度

を構築する上では、政府全体の情報システムを統括する政府CIOの存在が不可欠とされたのである。

政府CIOの必要性が認識されながら、長く任命が実現しなかったという点で日本と共通しているのがアメリカ連邦政府である。アメリカ連邦政府では、オバマ大統領の誕生によって、連邦政府CIOが任命されたのである。そのアメリカでは、1996年に、法律に基づき、CIOに求められる知識などがクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスとして整理がされていた。次章では、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンス及びそれを参考にして日本でも整理された日本版コア・コンピタンスについて概観する。

3. アメリカを始原とするCIOのコア・コンピタンス

3.1 クリンガー・コーエン・コア・コンピタンス

1996年に、アメリカ連邦政府においてITマネジメント改革法（The Information Technology Management Reform Act of 1996. 通称：クリンガー・コーエン法）が制定されたことを契機として、CIOが果すべき役割に関する定義付けが行われた。その定義付けは、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスとしてまとめられている。

クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは1999年に発表され、その後、2004年と2006年、さらに以降も改定が重ねられており、2013年改定版が最新のものとなっている。この一連の改定作業を通じて、行政組織におけるCIOに求められる役割の明確化が図られている

のである。

岩崎[2008]は、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスについて整理している。各項目の邦訳について、岩崎に従うと、2006年度版クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは以下の12個の項目から成る。

- 「政府と組織」
- 「リーダーシップと管理能力」
- 「プロセス・変革の管理」
- 「情報資源戦略・計画」
- 「IT業績評価モデル」
- 「プロジェクト・マネジメント」
- 「資本計画と投資評価」

「調達」
「電子政府」
「情報セキュリティ」
「EA」
「技術経営と評価」

それぞれの項目の中には、多数の中・小項目が列挙されている。2006年度版以降も改定が加えられているが、その基本構造に大きな変更は加えられていない。政府CIOは、政府組織とITに通暁した上で、政府による戦略を主導的に策定して、電子政府の構築に当たることが求められている。

以上のように、CIOの役割についてクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスという形で規定したアメリカ連邦政府では、各府省においてはCIOが任命された。そもそも、Yildiz[2007]によれば、電子政府(E-government)という言葉が政府による文書等で最初に用いられたのは、1993年にアメリカのクリントン政権期に「National Performance Review (NPR)」が発表した報告書においてである。電子政府政策の一環として1996年のITマネジメント改革法が制定され、クリントン政権・ブッシュ政権と政府にお

3.2. 日本版コア・コンピタンス

日本でも行政におけるCIOの育成を目指して、アメリカのクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスを参考にするかたちで、日本版コア・コンピタンスが作成された。それが経済産業省の下で、平成15年度情報経済基盤整備「情報システムの政府調達の高度化に関する調

ける電子化が推進されてきた。しかし、連邦政府全体を統括する連邦政府CIOはその必要性が指摘されながら、その任命は長く実現しなかった。その状況を打破したのがオバマ大統領である。オバマ大統領は、新たな電子政府政策の方向性として「オープンガバメントの推進」を掲げた。そして、その政策の推進のために、ワシントンDC市政府のCTO (Chief Technology Officer) として活躍していたVivek Kundraを連邦政府CIOに任命したのである¹。

連邦政府CIOに任命されたKundraは、オープンガバメントを具現化する取り組みとして、公開する政府データを集約したWebサイト「Data.gov」や連邦政府のIT投資の状況を明らかにするWebサイト「ITダッシュボード」を開設した。また、民間企業が提供するクラウドサービスの活用を推進し、官民の連携体制を構築していった。クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは政府内部の業務改革に関わる内容が多かったのであるが、Kundraは政府内部の取り組みにとらわれず、政府と国民の関係に関する変革を主導する立場としての政府CIOのあり方を示したのである。これは、先に指摘したCIOの「I」に「Innovation」も含意させる動向とも平仄が合うものとなっている。

査研究」の一環として発表された「CIO育成のためのコアコンピタンスと学習項目について調査研究」である²。これにより日本版コア・コンピタンスが提示されている。

その内容を見ると、CIOのコア・コンピタンスとして、以下の13項目があげられている。

そして、それぞれの項目について学習項目の案も掲げられている。

- 「政府、自治体の仕組み」
- 「組織の管理と人材育成」
- 「業務の管理と変更管理」
- 「情報資源戦略および計画」
- 「パフォーマンス管理」
- 「プロジェクト/プログラム管理」
- 「投資評価」
- 「調達」
- 「電子政府/e ビジネス/電子商取引に関する動向」
- 「エンタプライズ・アーキテクチャ」
- 「情報セキュリティと情報保全」
- 「アクセシビリティとユーザビリティ」
- 「社会環境と技術」

これら項目を先のアメリカのクリンガー・コーエン・コア・コピタンスと照合すると、「アクセシビリティとユーザビリティ」といった点が日本版では追加されるなど、いくつかの相違がある。この点、日本版では独自の改変が行われていると言える。ただし、CIOに求められるコア・コンピタンスの基本的な部分は日米で共通しており、またその内容が多岐にわたる

ことも日米で共通している。政府CIOは、情報システムだけではなく、広範な分野に通じている必要があるのである。そして、「エンタプライズ・アーキテクチャ」がコア・コンピタンスの項目として上げられるように、政府CIOは政府の全体最適化を主導することが求められていることも確認される。

日米で行政におけるCIOの任命の必要性が認識され、そのコア・コンピタンスに関する検討も加えられていた。しかし、両国で政府全体を統括する政府CIOの任命は実現しない状況が続いた。その状況を打破したのが、アメリカではオバマ大統領の誕生であり、日本では民主党政権の誕生であった。アメリカでは、オバマ大統領の主要な政策の一つであるオープンガバメントの推進において、連邦政府CIOが中核的な働きをすることは先に論じたとおりであるが、日本の民主党政権下では、結果として政権の存亡を賭けた重要政策となった税と社会保障の一体改革を推進する中で、政府CIOの任命が実現することとなったのである。

次章では、民主党政権下で策定された情報通信に関する戦略や電子行政に関する方針の中で政府CIOの必要性が強く説かれるようになっていった過程を追うこととする。

4. 政府による戦略などに見る政府CIOの任命へ向けた動き

4.1 新たな情報通信技術戦略

日本政府において政府CIOの任命へ向けて新たな方向付けがなされたのは、2009年7月に自公連立政権下で決定された「i-Japan戦略

2015」においてである。この戦略では、「電子政府と行政改革を担う政府CIOを任命し、予算の調整や配分等の必要な権限と組織を早期

に整備すること」とされていた³。

実際に政府CIO任命の動きが加速したのは、2009年8月の総選挙で政権交代を果たした民主党を中心とした政権下においてであった。具体的には、2010年5月に発表された「新たな情報通信技術戦略」の中で、政府CIOの任命が主要な取り組みとして位置付けられた。この戦略は、以下の四つの部分から構成されている。

- I. 基本認識
- II. 3つの柱と目標
- III. 分野別戦略
- IV. 今後の検討事項

政府CIOの任命に関する記述が見られるのは、「Ⅲ. 分野別戦略」においてである。そこには、「1. 国民本位の電子行政の実現」があり、これは以下の二項目によって構成されている。

- (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化
- (2) オープンガバメント等の確立

4.2 電子行政推進に関する基本方針

2011年8月には、「電子行政推進に関する基本方針」が発表された。その構成は、以下のとおりである。

- 第1 電子行政推進の意義
- 第2 電子行政推進に係る基本的な事項
- 第3 目指すべき電子行政の姿
- 第4 重要施策の推進

(1)においては、「電子行政推進の実質的な権能を有する司令塔として政府CIOを設置し、行政刷新と連携して行政の効率化を推進する」と述べられている。この文言から、政府CIOが日本の電子政府政策の最高責任者としての権能を付与されることが分かる。裏を返せば、日本政府における電子行政の実現については、これまで最高責任者が不在であったとも言える。

そして、(2)を見ると、日本政府にあっても、オープンガバメントが電子政府政策の中心に据えられていることが分かる。アメリカ連邦政府にあっては、政府CIOの任命とオープンガバメントの推進が軌を一にしていたことを指摘したが、日本政府も同様の方針を採用しているのである。

新たな情報通信技術戦略においては、政府CIOを任命することにより、オープンガバメントの推進などを中心とする電子政府政策を強力に推進していくという政府の方針が明らかにされたのである。

- 第5 新たな電子行政の推進体制（政府CIO制度）
- 第6 基本方針のフォローアップ

「第2 電子行政推進に係る基本的な事項」の「8.電子行政推進のための体制」には、「我が国の電子行政に関する戦略の企画・立案・推進は、IT戦略本部とその下に置かれた各府省情

報化統括責任者（CIO）連絡会議等が担ってきたが、政府として、府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった」という文言が見出せる。ここで、政府全体を統率・調整する存在の必要性が示唆されたのである。

「第4 重要施策の推進」の中の「1. 政府におけるITガバナンスの確立・強化」では、IT投資管理の確立・強化のために政府CIOによって投資の承認を行う体制作りの必要が指摘されている。そして、「5. オープンガバメント」では、「今後整備される政府CIO体制の下、オープンガバメント関連施策を府省横断的に強力に推進する」と謳われている。「新たな情報通信技術戦略」を受けて、政府CIOがオープンガバメントの推進の関与することが再度確認されているのである。

「第5 新たな電子行政の推進体制（政府CIO制度）」では、政府CIOに関する詳細が示されている。その内容を見ると、この項目は以下の四つから構成されている。

1. 政府CIO制度の必要性
2. 政府CIO制度の役割等
3. 政府CIO体制の整備
4. 導入プロセス

「1. 政府CIO制度の必要性」では、以下のような表明がなされている。

従来の反省の上に立ち、本基本方針に基づいて電子行政の取組を迅速かつ強力に推進して

いくため、政府の電子行政推進に係る実質的な権能を有する司令塔として、政府CIO制度を導入する。

ここでは、電子政府政策全般を統率する司令塔としての政府CIOの必要性が確認されている。そして、その役割については、続く項の「2. 政府CIO制度の役割等」で詳細が示されている。この項は、以下の七つの項目から構成されている。

- (1) 電子行政に関する戦略等
- (2) 政府の情報化推進施策等の管理
- (3) 国・地方公共団体の連携
- (4) 国・民間の連携
- (5) 情報通信技術人材の確保・育成
- (6) 広報等
- (7) 諸外国との連携

(1)に見られるように政府全体に関わる戦略の策定から(2)に見られるようなIT投資の管理や業務プロセスの改革まで、政府CIOには、中央政府内部における情報化の最高責任者としての役割を果たすことが求められている。さらに、(3)や(4)に見られるように、中央政府と外部の主体との連携においても政府CIOは中心的な役割を果たすことが求められている。政府内部の業務改革などを推進する際に民間企業が提供するサービスを活用するという方針は、その時点で最高の技術とサービスを官民間問わずに採用するというオバマ政権の方針とも共通するものである。この方針が民間企業で成果を上げていた遠藤氏を後に初代の政府CIO

に任命した遠因であるとも考えられる。

(6)では、「電子行政に関する戦略や取組、IT投資等について、国民や関係機関等に対し、その意義や必要性等を説明」することが求められていることが確認されている。この文言から明らかなように、政府CIOは自らの活動に対するアカウントビリティが問われる存在として定位されているのである。

実際の政府CIO制度の整備にあたっての留意点が述べられているのが「第5 新たな電子行政の推進体制（政府CIO制度）」の「3. 政府CIO体制の整備」である。その「(1) 政府CIOの体制」には、以下のように記されている。

十分な権限と責任の下、電子行政推進の統率力・調整力を確保する観点から、閣僚級やそれに準ずる者等を政府CIOとする。その際、政府CIO制度として、IT投資やそれに伴う業務プロセス改革等に関する実務的な総合調整機能、施策の継続性の確保を図る。

併せて、実効性を担保するため、政府CIOの活動を支える直属のスタッフから構成される政府CIO室を整備する方向で検討する。業務プロセス改革、情報システム、行政実務、行政学、経営学等の専門的知識を有する者などを中心に、官民から幅広く登用することを検討する。

ここでは、政府CIOが閣僚級やそれに準じる

者として遇されることが謳われている。さらに、上記に引用した文章に続いて、以下のように記されている。

政府CIOが有することが期待される能力・技能は、経営的観点、業務プロセス改革に関する知見、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解等が考えられるが、政府CIO制度全体としてバランス良く確保する。

政府CIO個人には、「経営的観点、業務プロセス改革に関する知見、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解」と広範な「能力・技能」が求められている。この広範さは、先に紹介した日本版コア・コンピタンスにも通じるところである。

「3. 政府CIO体制の整備」の「(2) 各府省との関係」では、各府省のCIOが府省内のIT投資を統括する体制を維持しつつ、「政府CIO制度において、技術的知見やノウハウの提供、各府省のCIO補佐官等の一元管理等を行うことにより、各府省におけるガバナンスの強化の支援を行う」とされている。先行して各府省で任命されていたCIOと新たに任命されることになる政府CIOの関係がここで明らかにされている。

ここまで見てきたように、「電子行政推進に関する基本方針」において、日本の政府CIOに関する大枠が示されていたことになる。

4.3 政府CIO制度の推進体制について

2012年8月10日に、リコージャパン顧問を務めていた遠藤紘一氏が日本政府における政府CIOに任命されることになった。

遠藤氏が政府CIOに任命された直後の8月17日に、IT戦略本部決定・行政改革実行本部決定「政府CIO制度の推進体制について」が出された。この決定文書では、三つの点が確認されている。

確認事項の一点目は、内閣官房に政府CIOが置かれるということである。そして、その任務として、電子行政の合理化や効率化などを迅速かつ強力に推進することがあげられている。

二点目は、政府CIOに求められる役割の大枠についてである。それは以下の通り記されている。

政府CIOは、IT政策を担当する国務大臣及び行政改革担当大臣を助け、電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）のう

ち、政府CIO制度の役割として掲げられた事項に基づいた職務（制度・業務プロセス改革の推進及び当該改革の推進に資するIT投資、政府全体のIT投資の管理、電子行政に関する戦略等の企画・立案・推進等）に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととする。

そして、三点目は、IT戦略本部と行政改革実行本部が政府CIOの職務執行に最大限協力するということである。この段階では、政府CIOはその職務について法的な裏付けのない非常勤の役職であり、それをサポートする体制も十分ではなかったことから、IT戦略本部などが職務執行に協力することとされたのである。

「政府CIO制度の推進体制について」にあっては、政府CIOの任務などについて詳細な取り決めなどはなされず、あくまでも政府CIOが任命されたことを受けて、その事実を保証するだけの内容に留まっていた。

4.4 政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方

2012年11月30日には、「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」がIT戦略本部と行革本部の連名により決定された。ここでは、2013年の通常国会に政府CIOの権限などを定めた法案の提出を行うことが謳われた。この「考え方」では、以下のように政府CIOが位置付けられている。

政府CIOは、政府全体のIT戦略の企画・立案・推進及びIT投資管理を行う権限を有し、各

省のIT関係予算の審査・調整等を行う権限、IT投資に係る業務改善等（業務要件・システム要件双方を勘案した上での、府省横断的な業務改善等）に関する勧告権限を有するものとする。

ここでは、先の「政府CIO制度の推進体制について」での記述に、「勧告権限を有するものとする」という一文が加えられており、より強力な権限を有する政府CIO職を創出することが

目指されていたことが確認される。そして、上記の引用分に続き、政府CIOは、直接的・間接的に国費が投入される独立行政法人などの業務改善やシステム調達に関する権限も有し、組織横断的な共通システムの構築や標準ルールの作成を行うことも、その任務として規定されている。政府CIOが中央省庁全般だけではなく、より広範囲に国費が投入される独立行政法人にまで目を光らせる存在として位置付けられようとしていたのである。

「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」と同時に、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について」も出された。この「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について」において、政府CIOが既に2002年から設置されていた各府省情報化統括責任者

（CIO）連絡会議の議長に就くことが確認されている。新たに設置される政府CIOと既に設置されていた各府省CIOとの調整がここで図られているのである⁴。

「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」発表の後、民主党が政権の座から陥落し、自民党を中心とした政権が再度誕生することになった。しかし、政府CIOの権限などを定める法律作りは引き続き行われることとなった。そして、実際に2013年の通常国会に提出された政府CIOに関する法案は成立し、日本政府における政府CIOは法的にもその存在が保証されることとなった。そこで、次章では、政府CIO法案をめぐる審議について確認することで、日本政府における政府CIO職がどのように定位されることとなったのかを明らかにする。

5. 政府CIO法案に関する国会での審議

5.1 2013年3月27日会議

2013年の通常国会の衆議院内閣委員会において、税と社会保障番号に関する法案と合わせて、「内閣法等の一部を改正する法律（政府CIO法）」案は審議された。これには、税と社会保障に関する番号制度（マイナンバー）の導入に合わせて、政府CIO任命の必要性が認識され、実際に政府CIOが任命されていたという背景がある。

合わせて提出された法案との関係で、委員会では質問に立った各委員も番号制度に関する質問を主に行っており、政府CIO法案への言及は必ずしも多くない。その中で、2013年3月27日に最初に政府CIO法案について質問したのは自民

党の高木宏壽委員である。その質問内容は以下のとおりである⁴。

マイナンバー制度導入に当たって、政府CIOの役割というものをどう想定されているのか、またどのようにこのCIOを活用していこうと考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

これに対して、IT担当大臣でもある山本一太大臣は、社会保障・税番号制度に関するシステム整備では府省連携が必要であるとの認識を示した上で、以下のように答弁している。

CIO法案が通ってCIOに法的な権限が付与されると、CIOは各省に対する高度な調整機能を持つということになりますので、司令塔機能を持つという観点で、地方自治体に係る総務省等々と連携をしっかりと図りながら、社会保障・税番号制度に関するシステム整備をちゃんと円滑にやっていく、これに尽きるのかなと思っています。

この高木委員と山本大臣のやりとりから確認されるように、政府CIO法案が提出されるに至った背景には、新たに番号制度を導入するにあたって各府省の情報連携を図る司令塔の役割を担う人物が必要とされていたということがあげられる。

各府省の連携を主導するためには、政府CIOには強力な権限が付与される必要がある。その点を指摘したのが、自民党の木原誠二委員である。木原委員が強力な権限を有する政府CIOの必要性を問うと、山本大臣は、省庁の縦割りの文化によって府省間の連携が不十分であったことを認め、次のように答えている。

ITがどんどん高度化してきて、そのITの利

5.2 2013年4月3日会議

この日の審議では、主に民主党を中心とした野党議員が質問に立った。

まず民主党の岡田克也委員が、2012年に出された「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」において、政府CIOに勧告権限を持たせることや独立行政法人の業務改善にも権

活用の重要性もどんどん増している、その中で、専門性を踏まえて各省と高度な交渉をやる、調整をやる、そういう能力とか専門性というものがやはり不十分であった、ここをきちっと反省しなければいけないと思っております。

この答弁からも明らかなように、専門性を持った人物を政府CIOに据える必要性が日本政府にあっても認識されていたのである。

さらに木原委員は、調達やIT関連予算に関する課題を指摘し、それらを克服するためには、政府CIO法第二条（この条文については、次章で論じる）に列挙された事項に政府CIOが取り組むべきではないかと質問している。これに対して、山本大臣も木原委員と問題意識を共有する旨を答弁している。

また、木原委員は、政府CIOがオープンガバメントに関与することについても問い質し、山本大臣は政府を上げたオープンガバメントの推進のあり方について答弁している。

以上に見られるように、この2013年3月27日の委員会審議では、政府CIOの位置付けや任務などの基本的な事項が確認されていたのである。

限が及ぶことを謳っていたものの、提出された政府CIO法案ではそれらの権限が与えられていない点を問い質している。前章でも確認したように、民主党政権下では、政府CIOに強力な権限を付与することを目指していたところ、自公政権下で出された政府CIO法案においては、そ

のような権限が与えられることにはならない点を岡田委員は問題視したのである。

岡田委員の質問に対して、山本大臣は、政府CIOに高い位置付けを与えたものの、大臣と同格ではないため、各府省に勧告する権限を与えることが出来なかったこと、しかしながら、政府CIOが直接内閣総理大臣に意見具申することも可能であって、独立行政法人にも各主務大臣を介して意見を具申することが可能であることを答弁している。

国会に提出された法案は、民主党政権下の一連の決定などと比較すると、政府CIOに付与される権限などが弱められている。この点、特に勧告権に関わる問題であり、民主党の後藤祐一委員も、その点について質問している。後藤委員の質問の中に、以下の一文が見出される。

内閣府の事務として、特命担当大臣にして、特命担当大臣にすれば勧告権は自動的に付与ですから、そうすれば簡単にできたんです。

政府CIOは内閣官房の下に置かれるとされたのであるが、その結果、政府CIOに勧告権を与えることが出来なくなってしまった。民主党政権下では、政府CIOは閣僚級に準じる存在とされることが想定されていた。そこで、上記のような後藤委員の発言がなされることになるのである。そして、後藤委員は、政府CIOにより強力な権限を付与するために、政府CIOも本部長

として参画することになるIT総合戦略本部に関わる規定（政府CIO法第二条）の文言の修正を迫った。結果として後藤委員の提案が採用されて、後に修正案が出され、政府CIO法第二条によるIT基本法第二十六条の改正について、IT基本法第二十六条の主語が「本部は」から「本部長は」に書き換えられ、政府CIOが意見具申する対象となる本部長の権限が強化されることとなった。この修正により、間接的に政府CIOの権限が強化されたのである。

その他、みんなの党の大熊利昭委員より、政府CIO法第二条における「府省横断的な計画の作成」とは何を指すのか質問がなされている。それに対して、山本大臣は以下のように答えている。

府省横断的な計画とは、IT総合戦略本部で扱う重要なIT政策のうち、複数の府省にまたがる施策について、重複の排除とか、情報システムの相互運用性を確保するための計画だというふうに捉えております。

山本大臣の答弁に従えば、IT総合戦略本部の決定を経ることによって、政府CIOは府省横断的な計画の策定に当たることになる。

この2013年4月3日の一連の質疑では、政府CIOに実効的権限を如何に付与するのか、そして、どこまで政府CIOの権限が及ぶのかが議論されたのである。

5.3 2013年4月5日会議・4月11日会議・4月24日会議

2013年4月5日の内閣委員会には、堀部政男（一橋大学名誉教授）、須藤修（東京大学大学

院情報学環学環長）、清水勉（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長）、清原慶子（三

鷹市長)の各氏が参考人として呼ばれて意見聴取がなされた。彼らは、税と社会保障に関わる番号制度の導入に関して、参考意見を述べるために委員会に呼ばれた。そのため、政府CIOに関する質問がなされることは少なかったが、民主党の岸本周平委員が須藤参考人に対して、政府CIOを支える補佐官の必要性について尋ねている。その質問に対して須藤参考人は民間からの補佐官の登用や官民をあげた人材育成の重要性を指摘している⁵。この日の質疑では、上記のやりとり以外は番号制度に関するものであり、政府CIOに関する議論はなされていない。

続く4月11日の審議では、日本維新の会の中丸啓委員が政府CIOの任期について質問した。それに対して、山本大臣は、法律には任期が明記されないものの、政府CIOは十分な任期が確保された立場である旨を答弁している。この日の審議では、その他にみんなの党の大熊利昭委員が、新たな番号制度の構築と関係して、政府CIOの権限が地方自治体や地方公共団体情報システム機構に及ぶのか否かを問い質している。これに対して、向井治紀内閣官房内閣審議官は、自治体などに政府CIOの権限が直接及ばず、総務大臣を介した情報提供などに留まることを明らかにした⁶。政府CIOの権限は中央政府内に限定され、政府CIOはあくまでも「中央政府のCIO」に留まるのである。

4月24日の審議でも、日本維新の会の山之内

5.4 2013年4月26日会議

2013年4月26日の内閣委員会は総括の審議であり、安倍晋三内閣総理大臣が出席して、質疑が行われた。

毅委員が政府CIOと自治体の関係について質問し、向井審議官が以下のように答えている。

今回のCIO法案におきましては、自治体の協力の求めがあった場合は、自治体に協力するよう努めるというふうな規定がございます。これは、マイナンバーのシステムの構築につきましても、当然、努めるとありますが、やはり積極的に自治体の求めがあった場合には応えていく、そういうものだというふうに考えております。

向井審議官の答弁にあるように、自治体側の申し出があれば、政府CIOが協力などを行える。しかし、申し出がなければ、政府CIOが自治体などの活動に関与することが出来ず、日本全体の公共機関の情報システムの最適化にまで政府CIOが踏み込むことは困難であるというのが現状である。

山之内委員は、引き続き政府CIOとして任にあたることが予定されていた遠藤氏の適任性についても問い質しており、それに対して、山本大臣が遠藤氏のリコーでの実績などを紹介している。

2013年4月5日会議・4月11日会議・4月24日会議の審議では、新たに法定される政府CIOという役職に内在する限界が明らかにされたと言える。

民主党の後藤委員から、政府CIOと勧告権について質問がなされ、それに対して安倍総理は以下のように答えている。

例えば、各省庁のIT投資の発注の仕様がまちまちで、省庁間の調整が困難であるため、政府全体のIT投資が不効率となっているような場合に、本部長である総理と政府CIOが密接に連携を図ることにより、本部長の勧告権を背景に府省間の調整を図っていきたいと思います。

政府CIOも構成員となるIT総合戦略本部の本部長は内閣総理大臣であり、安倍総理の答弁にあるように、本部長の勧告権を背景として、政府CIOが府省間の調整を図る道は閉ざされていない。しかし、IT総合戦略本部には、全ての国務大臣が副本部長や本部員として所属しており、その中であって、閣僚ではない政府CIOがどこまで本部長の勧告権を背景とすることが出来るのかは明らかではない。

安倍総理は、日本維新の会の松田学委員による行政改革に関する質問を受けて、次のように答えている。

電子政府化については、まさに政府CIOを司

令塔といたしまして、クラウド技術を活用して政府情報システムの統合、集約化を図ることが大切でございまして、今、例として旅費等の精算の例を挙げていただきましたが、そうしたことを行っていくことによって経費を大幅に下げるなど、効率的かつ先進的な電子行政を進めていきたいと考えています。

安倍総理による答弁にもあるように、政府CIOは日本政府における電子政府政策の司令塔としての役割を期待されているのである。

この日の審議でも番号制度に関する質疑が時間の大半を占めたが、内閣総理大臣の勧告権を背景として、電子政府政策において主導的な役割を果たす存在として政府CIOが位置付けられていることが質疑を通して明らかにされている。

2013年4月26日の内閣委員会において政府CIO法案は採決が行われ、賛成多数で可決されている。その後、参議院でも可決され、法案は成立に至った。

次章では、実際に成立した政府CIO法案の内容を確認する。

6. 政府CIO法案に関する国会での審議

6.1 概要

2013年5月24日に政府CIO法は成立した。

政府CIO法は三条と附則から成り、内閣法や高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

(IT基本法)などの改正を行う条文によって構成されている。

6.2 第一条

政府CIO法第一条は、内閣法の改正に関する条文である。この改正により、内閣官房の中に「内閣情報通信政策監一人を置く」ことが法定された。この内閣情報通信政策監が政府CIOである。

この第一条により、内閣法に第十六条が新たに加えられた。その内閣法第十六条2では、以下のように規定されている。

内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の

利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

政府CIOは、内閣官房副長官に次ぐ位置付けとされた。これは各府省の政務官クラスであり、事務次官より上位という位置付けである。各府省で任命されていたCIOには官房長などがその任に当たっていた。それと比較すると、政府CIOが政府組織の中でも高位の役職として位置付けられていることになる。

6.3 第二条

政府CIO法第二条は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の改正に関わる条文である。

この第二条でIT基本法を改正することにより、政府CIOはIT総合戦略本部に国务大臣と同等の本部員として参加する道が開かれた。そして、IT基本法第二十六条2が追加された。その条文では、IT総合戦略本部の本部長（内閣総理大臣）が本部員に行わせることの出来る事柄として、以下の四点が列挙されている。

- 一 府省横断的な計画の作成
- 二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成
- 三 施策の実施に関する指針の作成
- 四 施策の評価

電子行政に推進にあたっては、省庁の縦割りが弊害として指摘されてきた（上村ら

[2012]）。その弊害を克服するために、府省横断的な計画の作成や関係行政機関の経費の見積りの方針の作成をIT総合戦略本部が行うこととし、それを本部員に担わせることになったのである。その本部員には政府CIOも含まれることから、政府CIOが日本政府全体の情報システム刷新などにおいて府省横断的な計画を作成することも可能となった。「政府CIO制度の推進体制について」においては、IT戦略本部が政府CIOの職務執行に最大限協力することとされていたが、政府CIO法の制定によって、政府CIOがIT総合戦略本部の活動を主導する道も切り開かれたのである。

政府CIOは、IT総合戦略本部の本部長から委任を受けた事務の実施につき、本部長に対して意見・報告を行うこととされた。IT基本法第二十八条4に基づき、本部長は必要に応じて関係行政機関の長に対して勧告を行うことが可能であることから、政府CIOの意向が関係行政機

関に影響を及ぼす方途が確保されているのである。ただし、この点については前章5.4で言及したように、IT総合戦略本部には全ての国務

6.4 第三条

政府CIO法第三条は、国家公務員法などに「内閣情報通信政策監」の職名を加えるための

6.5 附則

附則は、施行期日と今後の検討事項から成る。

検討事項では、まず本文で、以下のように謳われている。

政府は、第一条の規定による改正後の内閣法第十六条第一項の規定により内閣官房に内閣情報通信政策監が置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、強化された内閣官房の総合調整機能を十全に発揮して、次に掲げる方策について総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

そして、以下の四項目が示されている。

- 一 行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表するための方策
- 二 前号の情報を民間事業者が加工し、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて国民に提供するための方策（当該情報の提供を受ける者が

大臣が本部員として所属していることから、実態として政府CIOの意向が各府省の意向を越えて及び得るのか否かは明らかではない。

条文である。

本人であることを確認するための措置を簡素化するための方策を含む。）

- 三 行政機関による情報システムの共用を推進するための方策
- 四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを効率的に整備するための方策

この一・二で言及されているのは、いわゆるオープンガバメント・オープンデータの推進に関わる方策である。本稿でも、先に確認したとおり、日本政府における政府CIOの任命にあっても、オープンガバメント・オープンデータの推進という政策目標の存在が背景にあった。そこで、政府CIOに関する法律においても、それらの方策を政府として検討することが確認されているのである。さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号（税・社会保障に関する番号）が導入されることから、上記の三・四で指摘されるような方策も検討されるのである。

7. 日本政府における政府CIO職

ここまで、政府CIO法に結実することになった日本政府における政府CIO職の創出過程について概観してきた。

日本政府の政府CIO職において、CIO個人に求められる知識や能力は、既に日本版コア・コンピタンスで示されたように、広範囲に及ぶ。そして、その役職自体は、間接的な勧告権を根拠として、府省横断的な計画の策定やIT投資などを統率することにあるとまとめられる。この点については政府CIO法からも明らかである。ただし、国会でも審議でも明らかにされたように、政府CIOの権限は独立行政法人や自治体に直接的には及ばない。この点を鑑みれば、日本政府CIOはあくまでも中央政府内に閉じたCIOであって、日本の公的機関全般の情報システムの全体最適化に着手する権能を有さない限定的な存在であると結論付けられる。

電子行政に関わる施策全般に関わることが想定されている日本政府の政府CIOであるが、当面は、税・社会保障に関する番号制度の構築という自治体を含めた日本の公的機関をあげた大事業にあって、その計画から調達にまで関与することが求められている。そして、本稿5.3でも確認したように、日本政府の政府CIOについて明確な任期はない。そこで、政権交代があっても、番号制度の構築を向けた取り組みも継承されたため、遠藤氏が引き続き政府CIOを務めている。政府CIO職の設置に至った背景を考えれば、番号制度の構築が一つの区切りになるものと考えられる。それゆえ、番号制度が構築された暁には、政府CIO職の必要性が失われ、遠

藤氏に続く政府CIOが任命されないおそれもある⁸。今後は、政府CIOが日本政府の中で、実効的にその役割を果たし続けていけるのかどうか課題となるであろう。

なお、CIOの定義に関して論じた際に確認したように、CIOは単なる情報システムの専門家に留まることなく、組織全体の変革をも主導する存在である。ICTを用いた行政刷新とCIOについて論じた須藤[2007]においても、「いずれCIOの職責としてもっとも重視されるものとして戦略的な組織変革マネジメント、関係づけマネジメント (Relationship Management) が求められることになるだろう」(須藤[2007: 71])と既に指摘した。日本政府において任命された政府CIOについても、アメリカ連邦政府のCIOと同様に、オープンガバメントやオープンデータの取り組みにも関与することが想定されている。番号制度構築と合わせて、それら行政における組織全体の変革にもつながる取り組みに積極的に関わっていくことが求められていると言えるだろう。とりわけ、オープンデータについては、日本では自治体における取り組みが先行している⁹。本研究でも確認したように、政府CIOの権限は直接自治体などには及ばない。それは、中央政府の取り組みを自治体にも波及させる上では障害になり得るものと考えられるが、逆に自治体の取り組みを中央政府において採用する際にも、例えば政府CIOと自治体において任命されているCIOとの間で意思疎通が図られないという障害になり得る。現在求められているのは、中央政府や自治体での部分的

な最適化ではなく、公的機関をあげた全体最適化であり、公的部門全般における組織変革である。そのような観点からは、今般成立した政府

CIO法の規定には不十分な点もあり、政府CIOに求められる職責は改めて再考が迫られるものとなると考えられる。

8. おわりに

本研究は、政府CIO法案が2013年の通常国会で成立したという背景の下で、日本政府における政府CIO職の創出過程について論じた。本研究でも言及したところであるが、これまでも公的部門のCIOの役割について理論的に論じた先行研究がある。そのような中で、本研究は、政府CIOが法的にもその存在を規定される存在になって間もない日本を取り上げて、事例分析を行ったことにより、学術的に新たな貢献を果たすことが出来たものと考えられる。

日本政府にあっては、新たな番号制度として

社会保障・税番号の導入が決定されている。そして、その導入にあたって、情報システム開発などにおいて政府CIOが主導的な役割を果たすことが期待されている。これは裏を返せば、番号制度構築の成否が政府CIOの評価を決め、今後の政府CIO職のあり方にも影響を与える可能性があるということである。そこで、今後は番号制度導入の推移を見ながら、日本政府において政府CIOが果たす機能について明らかにしていく作業が残されている。これが本研究に残された研究上の課題であると結論付けられる。

註

- ¹ Kundraは、従来から連邦政府の情報システムに関する責任者の役職であったOMBの電子政府担当室の室長も兼務した。
- ² 報告書は、以下のURLより入手した。最終アクセス2014年1月30日。その他のURLについても同様。http://warp.ndl.go.jp/infondljp/pid/286890/www.meti.go.jp/policy/it_policy/ea/data/report/r5/r5.pdf/
- ³ 各種戦略など日本政府が発表した文章については、以下のIT総合戦略本部のWebサイトより入手した。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html
- ⁴ 衆議院の会議録については、以下の衆議院会議録Webサイトを参照した。http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.html
- ⁵ 岸本委員は4月24日の審議でもCIO補佐官の重要性を指摘し、山本大臣より人材の確保を図る旨の答弁を得ている。
- ⁶ 続く4月24日の審議でも、大熊委員は政府CIOと特定個人情報保護委員会との関係など同様の質問を行っている。
- ⁷ 民主党の玉木雄一郎委員も行政改革への政府CIOの積極的な関与の必要性を説く質問を行っている。
- ⁸ IT担当大臣が、必ずしも連続として置かれてこなかった日本政府の歴史を振り返ると、政府CIOについても、任命され続けるか否か、予断を許さない。
- ⁹ オープンデータについて先駆的な取り組みを行っている鯖江市について論じたものとして、西田・小野塚[2013]を参照した。

参考文献

- 岩崎尚子[2008]『CIOの新しい役割』、かんき出版
- 上村進・高橋邦明・土肥亮一[2012]『e-ガバメント論:従来型電子政府・電子自治体はなぜ進まないのか』、三恵社
- 小尾敏夫[2007]「CIO学の目指すもの」須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編]『CIO学』、東京大学出版会、pp.1-20

- 工藤裕子[2007]「CIO誕生の経緯と背景」須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編]前掲書、pp.21-34
- 沢本史永・上田啓史・古坂正人・武田みゆき[2007]「CIOのバリエーション」須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編]前掲書、pp.177-198
- 須藤修[2007]「ICTを用いた行政刷新とCIO」須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編]前掲書、pp.55-74
- 長浜正道[2007]「全国各地で始まった自治体CIO体制」須藤修 [監] 『市民が主役の自治リノベーション』ぎょうせい、pp.78-99
- 西田亮介・小野塚亮[2013]「なぜ鯖江市は公共データの公開に積極的なのか—協働推進と創造的な行政経営、地域産業構造の変化の視点から」『情報社会学会誌』、Vol.8 No.1、pp.51-62
- 本田正美[2009]「ローカルガバナンスにおける自治体CIOの役割」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』、第76号、pp.99-119
- Synnott William R. and Gruber William H. [1981] *Information resource management : opportunities and strategies for the 1980s*, Wiley
- Yildiz, M. [2007] “E-Government Research: Reviewing the Literature, Limitations, and Ways Forward” , *Government Information Quarterly* 24, pp.646-665

本稿は、2013年11月の情報処理学会第62回電子化知的財産・社会基盤研究発表会で発表された本田正美「日本政府CIOのコア・コンピタンス」に加筆・修正を行ったものである。



本田 正美 (ほんだ・まさみ)

【出身大学または最終学歴】東京大学大学院学際情報学府博士課程単位取得退学

【専攻領域】行政学、社会情報学

【主たる著書・論文】

『市民が主役の自治リノベーション』（共著）ぎょうせい、2007年

「自治体 Webサイトの再構築と自治体 CIOの役割」『国際 CIO学会ジャーナル』第 5号、2011年

「電子政府政策の発現に関する国際比較—米英豪加日の比較」『東京大学大学院情報学環紀要』第 85号、2013年

【所属】東京大学大学院情報学環交流研究員

【所属学会】社会情報学会、情報システム学会、国際 CIO 学会、経営情報学会、情報処理学会など



須藤 修 (すどう・おさむ)

【専攻領域】情報経済論・社会情報学

【主たる著書・論文】

Osamu Sudo ed., Digital Economy and Social Design, Springer Verlag, 2005

須藤修・小尾敏夫・工藤裕子・後藤玲子共編著『CIO学』、東京大学出版会、2007年

須藤修・後藤玲子「電子政府のパラダイム進化とクラウドコンピューティング」『電子情報通信学会誌』第 94 卷第 5号、2011年

【所属】東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長、経済学博士

【所属学会】情報処理学会、社会情報学会、情報文化学会、国際 CIO 学会、進化経済学会など

Creation Processes of the Government CIO Job in the Japanese Government

Honda Masami, Osamu Sudoh

Abstract

Koichi Endo of the Ricoh former vice-president was appointed in August, 2012 by "government computerization unification person in charge" (government CIO) of the part-time service. CIO was appointed at each ministry, but the post which summarized computerization of the whole Japanese Government did not exist until then. There was not the legal proof about the duties at first. In 2013, "Government CIO bill" was submitted and was approved. Duties of the government CIO in the Japanese Government were prescribed by this law. In the Japanese Government, to make the duties clear on appointing CIO at each ministry, meeting for the study set up by Ministry of Economy, Trade and Industry has already made core competence for Japan in reference to Klinger Cohen core competence of America. The need of the government CIO was preached in the strategies about the information policy that the government announced, but did not really reach the appointment afterwards. Under such a background, it reached appointment of the government CIO and the enactment of the government CIO act. The aim of this article is to analyze the creation processes of the government CIO job in the Japanese government.

This article is organized into eight sections including the introductions. It confirms the definition about the post called the CIO while making a precedent study reference in Chapter 2. In Chapter 3, it surveys the Klinger Cohen core competence that an American federal government settled about knowledge demanded for CIO and Japan version core competence gathered up with reference to the Klinger Cohen core competence. In Chapter 4, it clarifies what kind of post government CIO came to be placed by confirming various strategies that Japanese Government proposed after 2009. In Chapter 5, it looks back toward the deliberation process about the government CIO bill submitted to the Diet successively following the fact that government CIO was appointed in Japanese Government. Then, in Chapter 6, it considers contents of passed government CIO bill. Based on the above-mentioned description, in Chapter

Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : Government CIO, E-government, Information Society, Digitization, Klinger Cohen core competence

7, it argues about roles demanded for government CIO in the Japanese Government. Finally, in Chapter 8, it shows the significance of this study and the challenge of the future study.



查讀研究論文

REFEREED PAPERS

Formation of the *Sasanggye* Group and its Roles in Rebuilding South Korea, 1953-1959

Ah-reum Kim

Introduction

This study investigates print media's role in 1950s' Korean society, focusing on the rise of the intellectual group that formed around the general magazine *Sasanggye* (思想界•The Realm of Thought, 1953-1970). Following the Korean War, publishing capital was intertwined with the process of rebuilding the modern nation, and magazines flourished in the 1950s playing a critical role in disseminating discourses on reconstruction of the nation.

Sasanggye existed as a media space where critical academic discussions, production and circulation of knowledge took place at the height of national reconstruction following the war. The intellectual group that formed around *Sasanggye* functioned as an actual actor that related those cultural products to social, historical structures. Similarly, Chinese cultural intellectual groups during the Cultural Revolution in the 1980s searched for alternative intellectual frameworks to

Maoism. In this process, print media, such as books and journals, functioned as the critical locus to network Chinese cultural intellectuals who initiated independent cultural public spaces in an attempt to exercise cultural pluralism (Gu 1999, 427).

Media studies has so far tended to concentrate merely on cultural semiotic approaches; consequently, it has considered the media as an ideological apparatus or a capitalistic reproduction system (Kellner, 1995). Indeed, media studies has a tendency to be confined to explication of texts and continues to largely ignore the internal and external social contexts within which mass media messages were produced in the past. However, as Bourdieu points out, media itself is the site of actions and reactions performed by the agents who react to relations of forces and to structures of social fields. Agents produce meanings within specific institutions, material and symbolic states and inner

struggles (Bourdieu 2005, 30-33). In this context, it is necessary to take intellectuals, who are actually involved in social communication and cultural reproduction, into consideration in understanding the complexities of media texts; this approach yields the potential to explore extensive social process beyond the media (Garnham 1995, 361). In particular, magazine editors cast a long shadow over the ideological direction and social network of their publications; thus, in order to understand the cultural production of magazines it is necessary to focus on the producers of magazines. For instance, J. Jacobson, the former editor of *New Politics*, consistently pursued his ideological conviction of the Third Camp tradition of socialism through the magazine.

Furthermore, having noted that intellectuals, particularly scholars, often speak out on political and social issues in modern Asia, analytical studies of intellectual history can shed light on the transformation of Asian society (Keddie 1959, 71-72). Korean society of the 1950s was in a transitional period when the intellectual paradigm was shifting from Imperial Japanese to American

influence. Therefore, considering intellectual continuity and discontinuity with the colonial period is an indispensable prerequisite to understanding the relationship between the media and cultural production in postwar Korea.

In this vein, this study was undertaken through textual analysis of *Sasanggye* for the period of the 1950s. Articles, prefaces, and research essays published in the magazine were thoroughly reviewed, while literary works and advertisements were excluded. In an effort to understand the characteristics of the intellectuals from the magazine, memoirs, autographs and articles written by them were closely scrutinized.

This article illuminates the reorganization of both Korean intellectual territory and the media landscape in order to understand the social context in which *Sasanggye* emerged. Second, the rise of the *Sasanggye* group centered around the magazine and its characteristics will be examined. Lastly, discourses on liberal democracy in the process of rebuilding the modern nation following the war are investigated as a result of the melding of both these forces.

1. Reorganization of Intellectual Society Following the Korean War

It is an undeniable truth that Korean intellectuals were greatly affected by anticommunism following the outbreak of the Korean War, but there are limitations in delineating Korean intellectual society in the 1950s by merely focusing on ideological aspects. Cho (2001) argues that Korean intellectual society during that period should not be judged only in terms of left and right. That is to say, the mass exodus of intellectuals in the early part of the 1950s, including Marxist, traditional federalist, liberal bourgeois, and moderate theorists, was the result of a mixture of social conditions and concerns about persecution at the hands of the new government rather than being solely an ideological matter (149).

In particular, the educational backgrounds of leading intellectuals explain the intellectual territory of the times. Kim Ki-seok et al. (1952) testified in the magazine titled *Sasang* (The Thoughts•思想), the forerunner of *Sasanggye*, that intellectuals who graduated from private schools tended to choose the Democratic Camp having a pro-American inclination, while those who went to public schools having a pro-Japanese inclination had no choice other than going to the north along with their acquaintances. Intellectuals who remained in the South took the initiative in solidifying their new position and the mission

of the nation within this context. Therefore, understanding the intricacies of the intellectual society of the early 1950s and the social position of its members is not only limited to ideological matters but also related to their educational backgrounds as well as their everyday lives as ordinary people.

The reorganization of intellectual society was also supported by social conditions such as rising levels of education, the emergence of intellectual groups and reorganization of the media landscape. In reality, since independence, from 1948 to 1960, the Korean government allocated 10.5 percent of the national budget to foster higher education, made elementary education compulsory, and built additional educational facilities (Oh 1998, 296). The increase of higher education was especially conspicuous. Between 1945 and 1960, the number of universities increased 3.3 times, from 19 to 63. Accordingly, the number of students also increased by more than 12 times (Yoo 2006, 463). Further, the annual growth rate of college students was 14.5 percent from 1952 to 1960, which was two times higher than the rate in subsequent years from 1960 to 1970 (Park 2004, 258). As a result, in the case of Seoul, the literacy rate reached 99.27 percent by January 1958. This figure is notable because, when the Korean government recaptured Seoul, the number of

illiterate people was about 72,000, but, in two years, it decreased sharply to 14,000 (Oh 1998, 297). Consequently, these expanded educational opportunities and public

enthusiasm constructed the basis for growth of the reading public, and this rise of highbrow readers led to a flourishing of print media.

2. Magazine Dominance of the Media Landscape of Korea in the 1950s

After Korea was liberated from Japanese colonial rule, several political forces emerged and exploited newspapers to promote their political ideas. As newspapers increased their circulation following the establishment of the South Korean government, they became spokesmen either for the ruling party or for the opposition parties. Newspapers were partisan for several reasons; first, they had a network of certain political forces¹; second, they attempted to attract readers by focusing on their political colors, and lastly, they were cash-strapped (Park 2007, 190-91). The Syngman Rhee administration constantly infringed freedom of speech and tenaciously tried to legislate controls on the press during its time in office. Eventually, the administration voted for a new regulation governing publications in 1955; this regulation set a limit on who could be a publisher or editor and on importing foreign publications. This regulation was rooted in USAMGIK Ordinance 88, which was about obtaining permissions to issue newspapers. It was actually applied to prevent Kyung-Hyang Shinmoon from expressing an unfavorable

opinion of the Rhee administration. Therefore, although newspapers had a high circulation rate, the restrictions on them made it difficult for them to meet the demand for intellectual content; that is, newspapers of the 1950s were suffering from the double effects of government regulations and partisan positions.

On the other hand, the penetration rate of television was still low; when the first broadcasting station, HLKZ-TV, was established in 1956, there were only about 300 television sets throughout the nation, thus limiting the number of television viewers. The television station's management was also instable. It was constantly in deficit and suffered from a fire of unknown cause in 1959 (Kim 2006, 444). Under these circumstances, television sets existed only as foreign-made goods beyond the reach of the general public (Lim 2007, 440). In the case of radio, although it had a higher penetration rate than television, Rhee's administration exploited its programs to inform people about the government's policies while the bureau of public information set up guidelines

for the news media (Baek 2007, 343-47). Accordingly, contents were mainly focused on entertainment. Acceding to listeners' demands, there was a boom in producing radio dramas and visual shows with audience participation (Baek 2007, 348-51).

Within this particular media landscape of the 1950s, intellectuals who remained in the South felt a thirst for creating their own intellectual arena where they were allowed to discuss the social issues confronting them. Unlike politicized television and radio, magazines were able to deal with a relatively broad range of topics including academic, current events, literary and entertainment materials. For that reason, various types of magazines were issued, including general magazines, student-oriented magazines, popular magazines, women's magazines and literary magazines. The increase of magazines in the 1950s was a unique social phenomenon when compared to the situation of the 1960s in Korea; the circulation of

magazines in the 1960s was superior in number but many of them were regarded as vulgar and accused of corruption in employing reporters (Kim 2006, 425).

Among magazines emerging in the 1950s, *Sasanggye* came to the forefront of the intellectual field. It led to the coining of the term '*Sasanggye* Generation', which refers to most intellectuals of the time who read the magazine in their youth. Since other publications were limited because of the poor condition of publishing businesses, *Sasanggye* functioned as a readily available textbook. The wide circulation of *Sasanggye* also proves its influence beyond a few intellectuals; as a matter of fact, this magazine had a circulation of 40,000 in May, 1959 and it surged to record highs above 97,000 in April, 1960 (Yoo 1995, 275). This number is considered conspicuous when, as of 1955, the circulation of Dong-Ah Ilbo was 170,000, while Kyung-Hyang Shinmoon had a circulation of 100,000 (Kang 1999, 267).

3. Emergence of the *Sasanggye* Group and its Characteristics

Korean intellectuals who longed to rebuild their new nation began to flock to *Sasanggye* and Jang Jun-ha was at the center of this gathering. Intellectuals centered around this magazine formed the *Sasanggye* group, which can be seen as a loose form of intellectual community. If an intellectual is a person who

communicates with others educated on public values, ethics, interests, science, a sense of aesthetics and ideology, usually through books and journals (Kadushin 1982, 225), networks of social circles centered on publications, such as magazines, can be considered as a form of loose intellectual

community, with magazines representing the consensus of intellectuals (Kadushin, Hover & Tichy, 1971).

The *Sasanggye* group was mainly composed of college professors. They subsequently laid the groundwork for Korean academia by being involved with higher education and since most contributing writers for *Sasanggye* occupied critical positions in academia, the magazine initiated a practical way to produce and circulate academic knowledge. In this process, *Sasanggye* was used as an academic sphere where the intellectuals published their research findings, and these results were republished in textbooks circulated by the publishers of the magazine. For example, the field of history had lost qualified historians through their defection to the North, resignation, and being missing or killed during the war, similar to other academic fields. Against this background, the remaining historians established an academic association called the Historical Society (Yeok-sa hake) and published a historical journal. Along with this journal, the association used *Sasanggye* as a main conduit for diffusing historical knowledge (Lee 2010, 344-46). Similarly, in the academic area of philosophy of law, where there were only two official textbooks written by Koreans, Hwang San-deock and Lee Sung-nyeong, who were also leading authors in the magazine, *Sasanggye* was used to diffuse relevant

knowledge.

Meanwhile, it is noteworthy that 44 percent of the editorial members of *Sasanggye* graduated from Japanese national universities. This proportion increases further if the Imperial University of Kyunsung (Keijo Imperial University), which was established by the Japanese Empire in 1924, and is the predecessor of Seoul National University, is included.²

The major feature of Japanese imperial universities led by Tokyo Imperial University is to have a strong academic tradition of nation schools. Following the national intention to foster outstanding individuals to govern the modern nation by accepting advanced Western culture, national universities did much to build and maintain the Emperor system (Jeong 2009, 62-63). As a matter of fact, Mori Arinori, Japanese Cultural Minister in 1886, searched for the right model for Tokyo Imperial University referring to universities of Western Empires. As a result, he took German universities as the model because he thought they had an efficient management system and yielded a high level of academic ability that functioned for the sake of 'the nation' (Ikuro 2009, 91-103). As the influence of German academic traditions increased, Japanese academia actively translated the general theory of the state, including public administration, constitutional studies, public law, and political

diplomacy. Academics at Tokyo Imperial University reached the pinnacle of German-style academic traditions with the establishment of the Academy of General Theory of the State (Han 1991, 107-08). However, this hardly means that Japanese academia accepted German scholarship without question; Germany had begun to question their academic traditions as its civil society had reached a mature state. Japanese society had not reached the same historical stage as Germany, thus excluding liberalistic perspectives of its academic traditions (Han 1991,109-10). Accordingly, Japanese national universities were prone to introduce institutional aspects focusing on national sovereignty.

4. The Process of Nation-building through the Appropriation of Liberal Democracy

The first issue of *Sasanggye* was published with economic aid from the Minister of Education, Baek Nak-jun, and from the publisher of the Korean edition of Reader's Digest, Lee Chun-woo. In addition, from May 1953, USIS provided printing paper for six months.³ With this support, the first issue was published in the pursuit of clarifying national thought and defining the principles of democracy. Jang Jun-ha, the chief editor of the magazine made clear this intention in the editor's comments.

This suggests the possibility of theorizing about a connection between *Sasanggye* intellectuals' academic experiences during the colonial period and the intellectual paradigm they produced after the war. In fact, Korean politics in the 1950s, which had little room for the left wing to speak out, had not yet diverged from historical studies and remained under the influence of the institutional, legalistic approach of Japanese politics (Kim et al. 2003, 376; Son 2003, 203). Accordingly, the intellectuals of *Sasanggye* claimed the necessity of accepting liberal democracy, though they excluded the practice of it. This will be elaborated in detail in the following section.

Sasanggye aims to discover ethical thoughts by tracing the history of our nation and revealing the principles of democracy so that we can disclose all thoughts in the world and form the basis of our life (*Sasanggye*, May 1955).

As mentioned in these comments, Jang (1955) advocated "the principles of democracy", which seems natural given that intellectuals of the 1950s were only permitted to promote ideas in keeping with official ideology to reconstruct the new modern

state. Also, Jang, who inclined towards the opinion that establishment of a sole government in South Korea is necessary for the reunification of North and South, actually believed in liberalism as a way to rebuild the modern nation (Moon 2005, 201-02).

Liberal democracy officially became a ruling ideology of the modern nation-building project with the establishment of the South Korean government in 1948; it was

4.1 Colonial Continuity and Appropriation of Liberal Democracy

As stated above, the *Sasanggye* group was under the shadow of the institutional, legalistic approach of Japanese politics. Intellectuals from *Sasanggye* posited a limited role for intellectuals to practice this idea; they placed emphasis on institutional values of liberal democracy and less concentration on popular sovereignty. This point of view could simply be considered as a form of elitism. However, it needs to be explained in relation to intellectuals' academic continuity with Japanese colonialism along with the transitional characteristics of intellectual society at the time. That is, by taking the Japanese academic tradition into consideration, it is possible to verify the way in which intellectuals of the magazine appropriated the undeniable knowledge of the times, American liberal democracy.

Shin Sang-cho, one of the chief writers of *Sasanggye*, also a journalist and a professor,

appropriated in a historical condition where the national division, dichotomous ideological confrontations, and colonial experiences were interwoven (Moon 2005, 201). The key here is to examine how and from what perspective the *Sasanggye* group understood liberal democracy and what kinds of rhetoric they exploited to accept and apply it to postwar Korean society in this context.

provides a representative example. He claimed that democracy in Korea was not something earned but was rather transplanted from America without considering the distinct and traditional characteristics of Korean society. According to him, this was the reason why there was always a gap between social reality and idealism, which led to political corruption. He emphasized the role of informed citizenship and journalism; for the purpose of establishing democratic government in Korea, he stressed the role of the people as revolutionaries as well as the press as "the one supposed to beat off Bolshevism and to found a democratic government" (Shin 1953). He seemed to believe in the force of public opinion, as indicated by his statement that "the public, although they looked absurd from the elites' point of view, because of their popularity, they could have authority and

power, and therefore they have played a positive role in social change" (Shin 1983, 30). As the administration of Syngman Rhee committed illegal acts such as the political upheaval in Busan in 1952 and passing the selected amendment bill to the Constitution in order to secure Rhee's reelection, Shin emphasized popular sovereignty as a way of guaranteeing political movement and organization (Shin 1953). Furthermore, under the military regime, Shin asserted that although representative democracy is inefficient, it is better to have a government *by* the people rather than having a military regime falsely serving for the people (Shin 1962).

However, this is not to say that Shin's expectation for the people was high. His concept of popular sovereignty was conditional, as seen in the following:

Although public opinion is worth respecting, it is unlikely that the populace can produce constructive discourses. The populace needs constant

enlightenment, manipulation, propaganda and leadership, without which it is possible that democracy would be degraded into mobocracy (Shin 1983, 35).

Shin thought that popular sovereignty was something to be exerted but believed that it was premature. According to him, since the populace that is supposed to be the subject of political action is ill cultivated and lacking in political awareness, the leadership of the state needs to educate and control them for their spiritual regeneration. This logic is not only founded in Shin's argument but also founded in other contributing writers' articles. Shin Do-sung (1954) claimed that it somehow makes sense that Korean society hardly developed a sound democracy because Korean people lacked material conditions as well as the spirit of democracy; therefore, the function of political parties should go beyond representation and concentrate on enlightening the public who cannot yet be active political agents.

4.2 Ideological Confrontations and Appropriation of Liberal Democracy

Following the Korean War, South Korea became a close US ally and its domestic and foreign policy became inextricably linked with that of the US, which made the intellectual society also appear to be dominated by the US. Moreover, most Marxist scholars defected to the North, and

due to the black and white ideological confrontations, it was only natural for the intellectuals left in the South to adopt American values. After the truce between the North and the South, American liberal democracy took the ideological place of 'one people (*Il-Min*)', which underlined national

unity in order to fight against communism (Fujii 2008, 136-42). Anticommunism became the most powerful ideological justification establishing a foothold in reconstructing the nation. In fact, with the establishment of the Syngman Rhee Administration, extreme right-wing politicians wielded authority, enacting the National Security Law. Consequently, Korean intellectuals internalized the idea of anticommunism by not only recollecting horrific memories of the war but also abiding by the law.

In line with this governmental policy, the intellectuals of *Sasanggye* exploited the concept of anticommunism in order to justify the acceptance of American liberal democracy. The closed regime and the infringement on personal liberty were the main reasons why *Sasanggye* criticized the Communist Camp. It defined communism as an ideology that barely admits the freedom of the individual and as an inflexible ideology, which led to one party dictatorship. In contrast, according to the magazine, American liberal democracy in principle guarantees the political, economic and social freedom of individuals and takes a flexible attitude to resolve contradictions. In this way, anticommunism was used as a rhetorical device to justify the concept of liberal democracy by defining communism as a regime that barely tolerates individuals' liberty, that plots dictatorship, and that

resists modification of the regime.

Intellectuals from various academic fields reproduced this rhetoric repeatedly through *Sasanggye*. For example, Kim Je-jun, who was the leading luminary in the Presbyterian Church in South Korea, argued for 'ecclesiastical anticommunism', asserting that the Liberal Camp guaranteed the freedom of thought and therefore individual subjectivity, while the Communist Camp disregarded both; furthermore, since there was no freedom of thought, the Communist Camp even barely allowed criticism of communism itself, which meant no potential for the development of the idea (Kim 1953, 118).

Historians of *Sasanggye* reflected on the French and English revolution, extracting the values of liberty and equality from Western experiences, which were deemed the fundamental factors of liberal democracy. Min (1959) claimed that those two values should be achieved and be maintained firmly because the right-wing extremists, such as dictators and totalitarians, advocated 'pseudo' constitutionalism.

Kim Sang-hyeop, a political scientist, asserted that the reason why communism became popular in Asia was because of the Communist Camp's treachery; insisting on regaining the Asian colonies from the Western Empires seemed to be for the sake of the sovereignty of Asian countries but it was actually for starting a worldwide

socialist revolution. That is, by appealing to the sentiment of national liberation, the Communist Camp won Asian countries to its side. *Sasanggye* also refuted the Communist Camp's concept of the enfranchisement of subjects by equating proletarian rule with dictatorship by a popular party. The alliance between the Chinese Communists and the

Conclusion

This research has investigated the historical advent of the intellectual group oriented around *Sasanggye* and its cultural production throughout the 1950s. The *Sasanggye* group and its cultural production should be understood in relation to the transitional nature of that time, when intellectual society and the media landscape were being reorganized. That is, rather than considering the 1950s as a preliminary period to the developmental state, this research has concentrated on the dynamics of the 1950s, explaining the intellectual vitality emerging at the height of national reconstruction. Publishing capital enabled that vitality, of which *Sasanggye* was the center. Material and social conditions, such as the flourishing of magazines, the rise of education level, and the increase of the reading public, supported this phenomenon.

Unlike the broadcasting system and newspapers, which were suffering from the

East German Communists was dismissed as nothing but a political tactic to solidify the power of communist parties (Kim 1958).

In this manner, *Sasanggye* re-contextualized the notion of liberal democracy to justify the incorporation of Korea into the Free World in keeping with the agenda of anticommunism and liberal democracy.

double effects of strict government regulations and partisan positionality, magazines of the 1950s were relatively less affected by these pressures, creating a discursive space situated between an academic and journalistic field. A broad range of topics including philosophy, politics, literature and social issues were discussed with regard to reconstructing the nation and especially discourses on liberal democracy were actively discussed. In this way, *Sasanggye* generated a practical route to disseminate knowledge and discourses beyond academia.

The fact that the 1950s was a transitional period when the intellectual paradigm was shifting from Japanese imperialism to Americanization implies that historical continuity with the pre-war period has to be considered to explain discourses produced by *Sasanggye*. *Sasanggye* intellectuals, who could frankly discuss ideas of governance, were

still only permitted to advocate ideas in keeping with the official ideology of the times, and expected to provide their intellectual, ideological sources, wrote a narrative of appropriating liberal democracy. They contributed to a dominant paradigm of appropriating American liberal democracy, focusing on institutional and legalistic aspects under the shadow of the Japanese academic traditions.

This historical trajectory of the ties between intellectuals and the nation-building project by means of the media can be interpreted as a reflection of a general tendency among Asian intellectuals. As Chen points out, there has been a tradition of

intellectual practitioners placing themselves beyond universities in Asia; accordingly, a close relation between the social, political and intellectual formed in the process of the democratization movement, guaranteeing the originality of Asian intellectual/academic works (Chen 2009, 179). Noticeably, along with the historical, political and journalistic changes in postwar South Korea, the intellectual territory was actually divided into several domains and the magazine media was at the center of this phenomenon. Therefore, further study is necessary to describe this plurality and clarify the intellectual/historical/media paradigm in modern Asia.

Notes

¹ For example, Dong-Ah Ilbo, which had a close relationship with the ruling party, named Han-min party, became the opposition newspaper because of political conflicts with Syngman Rhee. Kyung-Hyang Shinmoon, which was published by Catholics, also became an opposition newspaper since Myeon Jang, who was a devout Catholic struggling against the left wing but switching to the opposition party after the Korean War, had a political disagreement with Syngman Rhee (Song 1990, 91; Park 2007, 189).

² Academic backgrounds of editorial members of *Sasanggye* in the 1950s are as follow:

Name of School	List of Editorial Members
The University of Tokyo	Kang Bong-sik, Kim Sang-hyeop, Kim Sung-ham (Dropout), Shin Sang-cho (Dropout), Lee Man-gab
Kyoto University	Jang Kyung-hak, Lee Jong-jin, Sung Chang-hwan
Tokyo Imperial University (Keijo Imperial University)	Han Kyo-seok, Hyun Seung-jong, Hwang San-duk
Seoul National University	Hag Woo-geun, Jung Byung-wook, Yeo Seok-ki
Waseda University	Lee Dong-uk, An Byung-wook
Yeon Hee College (The predecessor of Yeonsei University)	Um Yo-sub, Hong Yi-sub

³ Regarding USIS's support for publishing *Sasanggye*, Hoe (2004) points out that USIS focused on this magazine in order to expand the influence of American culture and to foster pro-American elites in postwar Korea (103). The USIS Korea was indeed a US institution pursuing propaganda for US cultural policies. Yet as Hoe (2003) shrewdly indicates, the US' attempt was not simply to inculcate Korea with a respect for the superiority of American civilization. Rather, the activities of USIS Korea were designed to

promote self-motivation among the Korean people. Providing paper to print the magazine for six months should be understood in this vein; that is, *Sasanggye* was a channel for American guidance to flow throughout the nation, based upon its own interpretation of the guidance. Therefore, considering *Sasanggye* as a mere reflection of the interests of Cold War propaganda is not a sufficient approach to understand the intricacies of discourses produced in its pages.

References

- Baek, Mi-sook (2007). "Radioui Sahoemunhwasa" (Sociocultural History of Radio).
Hangugui Midieo Sahoemunhwasa (The Sociocultural History of Media of Korea). Seoul: Korea Press Foundation.
- Bourdieu, Pierre (2005). "The Political Field, the Social Science Field, and the Journalistic Field".
Bourdieu and the Journalistic Field, edited by Rodney Benson and Erik Neveu: 29-47. Cambridge: Polity.
- C. Kadushin, Hover, Julie & Tichy, Monique (1971). "How and Where to Find Intellectual Elite in the United States". *Public Opinion Quarterly*, 35(1): 1-18.
- Chen Kuan-Hsing (2009). "Editorial Introduction". *Inter-Asia Cultural Studies*, 10(2): 179-80.
- Cho, Young-gun (2001). "1945-1960nyeon Minjog Jiseongron Jaeron" (Review on National Intellectuals in 1945-1960). *Hangugui Jiseong 100 Nyeon* (100 Years of Korean Intellectuals). Seoul: Mineumsa.
- Fujii Takeshi (2008). "Je1gonghwagugui Jibaideolrogi: Bangongjuuiwa Geu Byeonyongdeul" (The Ruling Ideologies of the First Republic: Anti-Communism and its Variants). *Yeogsabipyong*, 83: 117-51.
- Garnham, Nicholas (1995). "The media and narratives of intellectual". *Media, Culture & Society*, 17: 359-84.
- Gu, Edward X. (1999). "Cultural Intellectuals and the Politics of the Cultural Public Space in Communist China (1979-1989): A Case Study of Three Intellectual Groups". *Journal of Asian Studies*, May (2): 389-431.
- Han, Young-hye (1991). "Ilbon Sahoegwahagui Heureumeul Jipneunda" (The Flow of Japanese Social Science). *Gyeongjewa Sahoe*, 13: 102-34.
- Hoe, Eun (2003). "1950 Nyeondae Juhan Migongbowon (USIS) ui Yeoghalgwa Munhwajeonpa Jihyang" (The Role in Cultural Diffusion Played by the United States Information Service, Korea). *Hangugsahagbo*, 15 : 227-59.
- (2004). *Migugui Daehan Munhwa Hwaldonggwa Hangugsahoeui Baneung: 1950 Nyeondae Migugjeongbuui Munhwa Hwaldonggwa Jisiginui Daemiinsigeul Jungsimeuro* (America's Cultural Activity toward Korea and its Response). Ph.D. Thesis. Korea University.
- Ikuo Amao (2009). *Daigakuno Tanzyo: Teikokudaigakunozidai* (The Emergence of University: The Time of the Imperial Universities). Tokyo: Tyukokusinsyo.
- Jeong, Jun-young (2009). *Gyeongseongjegugdaehaggwa Sigminji Hegemoni* (Keio Imperial University and Colonial Hegemony). Ph.D. Thesis. Seoul National University.
- Kadushin, Charles (1982). "Intellectuals and Cultural Power". *Media Culture Society*, 4(3): 255-62.
- Kang, In-chul (1999). "Hangugjeonjaenggwa Sahoewisig Mich Munhwai Byeonhwa" (The Korean War and the Change of Social Consciences and Culture). *Hangugjeonjaenggwa Sahoe Gujoui Byeonhwa* (The Korean War and the Change of Social structure). Seoul: Backsanseodang.
- Keddie Nikki R. (1959). "Western Rule Versus Western Values: Suggestions for Comparative Study of Asian Intellectual History". *Diogenes*, 7(26): 71-96.
- Kellner, Douglas (1995). *Media Culture: Cultural Studies, Identity and Politics between the Modern and Postmodern*. USA: Routledge.
- Kim, Ha-ryong et al. (2003). "1950-1960nyeondae Hangugjeongchihag" (Korean Politics in the 1950s-1960s). *Hangujeonchihakosipneongsa* (The History of Korean Politics). Seoul: The Association of Korean Politics.
- Kim, Je-jun (May 1953). "Gongsanjuuiron" (Communism). *Sasanggye*: 145-55.
- Kim, Ki-seok et al. (Oct. 1952). "Sasangundongui Hoegowa Jeonmang" (Retrospect and Prospect of Ideolo-

- gical Movements). *Sasang*, 2.
- Kim, Min-hwan (2006). *Hangugeonronsa* (The History of Korean Press). Seoul: Nanam.
- Kim, Sang-hyub (Jul. 1958). "Gongsandangui Yeonribjeonsul" (Union Tactics of the Communist Party). *Sasanggye*: 92-106.
- Lee, Kyung-han (2010). "1950-60 Nyeondae Chobanui Jabjiwa Jisigintchsahoeundong Gwangyenman" (Social Discourse for Historical Academia and Historical Research From the 1950s to the 1960s). *Dongbanghagji*, 152: 339-83.
- Lim, Jong-soo (2007). "Telrebiejeonui Sahoemunhwasa" (Sociocultural History of Television). *Hangugui Midieo Sahoemunhwasa* (The Sociocultural History of Media of Korea). Seoul: Korea Press Foundation.
- Min, Seok-hong (Mar. 1959). "Yureobui Jayureul Wihan Hyeogmyeong" (The European Revolution for Liberty). *Sasanggye*: 54-62.
- Moon, Ji-young (2005). "Hangugui Geundaegugga Hyeongseonggwa Jayujuui: Minjuhawai Giwongwa Jeonmange Daehan Jaegochal" (Modern State Building and Liberalism in Korea: A Reconsideration of the Origin and Prospect of Democratization). *Hangugjeongchihaghoebo*, 39(1): 185-398.
- Oh, Yu-seok (1998). "Seoului Gwaingdosihwagwajeong" (The Process of Over Urbanization of Seoul). *1950nyeondae Nambughanui Seontaeggwa Guljeol* (The Choice and Distortion of North and South Korea). Seoul: Yeogsabipyongsas.
- Park, Myung-rim (2004). "Jongjeongwa '1953 Nyeon Cheje'" (The End of the War and 'the System of 1953'). *1950 Nyeondae Hangugsau Jajomyeong* (Review of Korean History in the 1950s). Seoul: Samin.
- Park, Yong-kyu (2007). "Sinmunui Sahoemunhwasa" (Sociocultural History of Newspapers). *Hangugui Midieo Sahoemunhwasa* (The Sociocultural History of Media in Korea). Seoul: Korea Press Foundation.
- Shin, Sang-cho (Jan. 1962). "Minjeongbugwiwa Chongseon" (Civil Rule and General Elections). *Sasanggye*: 67-77.
- _____ (Nov. 1953). "Bupaui Pogro" (Revelations of Corruption). *Sasanggye*: 109-25.
- _____ (1983). *Sasanggye Yeorongwa Jeongchi* (Thought, Public and Politics). Seoul: Sacho.
- Shin, Do-sung (Jan. 1954). "Minjujeongchiwa Gwanyongui Jeongsin" (Democracy and Tolerance). *Sasanggye*: 155-202.
- Son, Ho-chul (2003). "Hangugeongchi Yeongu 50 Nyeon" (Study on 50 Years of Korean Politics). *Hangujeonchihakosipneongsa*. (The History of Korean Politics). Seoul: The Association of Korean Politics.
- Song, Gun-ho (1990). *Hangughyeonraeonronsa* (The History of Korean Press). Seoul: Saminsa.
- Yoo, Byung-ik (2006). "Geosijegeuro Bon 1950 Nyeonaeui Yeogsa" (History of the 1950s in Macro Perspectives). *Haebangjeonhusau Jaeinsig* (New understanding of History of Before and After Liberation Period). Seoul: Chaegsesang.
- Yoo, Kyung-hwan (1995). "Sasanggye 15 Nyeon Sosa, 1953-68 Nyeon" (15 Years History of *Sasanggye*, 1953-68). *Minjoghon, Minjuhon, Jayuhon: Jangjunhau Saengaewa Sasang* (Nationality, Democracy, Liberty: Life and Thoughts of Jun-ha Jang). Seoul: Nanam.



金 娥凜 (キム・アルム)

[生年月] 1984年10月20日生まれ
 [出身大学又は最終学歴] ソウル大学大学院言論情報学科修士課程終了
 [専攻領域] メディア文化研究
 [所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程
 [所属学会] AEJMC, メディア史研究会

Formation of the *Sasanggye* Group and its Roles in Rebuilding South Korea, 1953-1959

Ah-reum Kim*

Abstract

This study investigates the historical advent of the intellectual group oriented around the general magazine *Sasanggye* (思想界•The Realm of Thought) and its cultural production throughout the 1950s. The rise of the *Sasanggye* group and its discursive activities should be understood in the context of the reorganization of both intellectual society and the media landscape. Within the particular media landscape of the 1950s, the *Sasanggye* group created an intellectual field distributing a discursive channel at the height of national reconstruction following the Korean War; that is, the *Sasanggye* group contributed to a dominant paradigm of appropriating American liberal democracy. By examining *Sasanggye* intellectuals' academic experiences during the colonial period, this study attempts to verify the way in which they appropriated American liberal democracy given the dichotomous ideological territory. As a result, the academic continuity with Japanese colonialism and the main ideological tide of anticommunism were intertwined, leading to emphasis being placed on institutional values of American politics and less concentration on popular sovereignty. In this manner, exploring historical trajectories of the *Sasanggye* group deepens the understanding of the close ties between the media and formation of the intellectual paradigm in postwar Korean society.

Graduate School of the University of Tokyo Interdisciplinary Information Studies

Key Words : *Sasanggye*, Korean intellectuals, American liberal democracy, the 1950s, Nation-building.

男性アイドルの関係性に「友情」を求める女性たち

—台湾におけるジャニーズ・ファンを事例として—

Johnny's Idol Groups as Icon of Friendship: A case study on Johnny's female fans in Taiwan

陳 怡禎*

IChen Chen

1. はじめに

本稿は、台湾における二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファンをインタビューした結果に基づき、女性ジャニーズ・ファンが、「ジャニーズ」という趣味をきっかけにして構築する関係性について分析する。特に、女性ファン達が日常的にジャニーズ・アイドルを消費する際

に、どのように「男性」アイドルを媒介としてファン・コミュニティへと結束し、その中でいかなる「友情像」をイメージし、それに重ね合わされるかたちで彼女たち自らの価値観を見出しているかを検討する。

2. 先行研究

Fabienne Darling-wolf (2003) はSMAP、特に木村拓哉が女性に歓迎された理由について分析した際に、木村が魅力的と映った一つの理由として挙げられるのが、グループとしての男性同士の友情であるという。Darling-wolfの観察によると、バラエティ番組で一緒になって挑戦したり、お互いに悪気のない悪戯をしたりするSMAPメンバーの行為は、メディアを通じて、堅く結ばれたグループというイメージを伝えることになる。この時SMAPの仲の良さの原因は、「彼らは青少年時代からの仲間であ

るため」と説明される。こうした「仲間」メッセージは、SMAPの事例に限らず、グループとしてファンに提示されることが多い他のジャニーズ・アイドルについても、常に読み取られる可能性があると言えるだろう。このような仲間メッセージを、ファンとしての女性たちはどのように読み取っているのか、さらにいうと、なぜ女性ファン達は、アイドル個人ではなく、グループの「関係性」に注目し、そこから仲間メッセージを受け取っているのかという点は、本研究にとって重要な焦点となる。この点を明

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：ジャニーズ・ファン、ジャニーズ・アイドル、女性友情、台湾

らかにするため、以下では、女性ファンが経験する様々な「関係性」を検討しながら、本稿の位置づけを明らかにする。また、本稿が台湾に

おける二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファンを研究対象にした理由も説明する。

2.1 女性ファンが経験する「関係性」に関する先行研究

まず、ジャニーズ・ファンによる関係性消費については、辻（2007、2012）の研究がある。辻は、日本のジャニーズ・ファンの文化において「関係性の快楽」が大きな割合を占めていると指摘している。九〇年代のジャニーズ・ファンに対する辻（2007）の調査において、ファン達が「自分（＝ファン）とアイドルの関係」に重点を置いていることが分かった。ファン同士との関係性については、彼女達にとって必要なのは、自分とアイドルとの関係を邪魔せず、ただ満足感のみを仲良く共有できる仲間だけなのである。このような同担¹回避現象が未だにも一部のファンの中に存在することを否認できないが、その一方、辻は、現在にはジャニーズ・ファン文化にある変容が見られたと指摘している。すなわち「2.5次元の疑似恋愛関係の「当事者」から、アイドル同士の関係性の「観察者」に遷り変わったということであり、いわばディープな「当事者」として深く関わるのではなく、むしろ一定の距離を保った「観察者」としてゆるやかにかわりつつ、同士にファン同士でも『空気を讀んだ』コミュニケーションを円滑に保持しつつけるような現象²が見られる」（2012:28）のである。また、辻が指摘した、ジャニーズ・ファンが「観察者」として、アイドル同士の関係性を楽しむ点について、吉澤（2012）とNagaike（2012）も論じている。Nagaikeは、ジャニーズ・アイドルが女

性ファンに歓迎される理由について、「グループ」性は不可欠だと指摘している。なぜならば、ファン達がアイドル同士の様々な関係性を想像して語ることを欲望しているためである。つまり、女性ファンはジャニーズ・アイドルを消費する際に、ファン同士の関係性が円滑に保たれることを大事にしながら、アイドル同士の関係性にも焦点を当て、快楽を獲得するといえよう。

また、対象は異なるが、「宝塚」のファン文化研究も参照したい。「宝塚」と本研究でとりわけ注目したい「ジャニーズ・アイドル」のファン文化で共通するのは、担い手の殆どを女性が占めている点や、日本発の現象で世界中に広まっている点である。実際、宝塚ファン・コミュニティとジャニーズ・ファン・コミュニティは、様々な点で対応している。

宮本（2011）は宝塚のファンクラブに注目し、ファンの集団性を論じている。吉本は、集団内部にも、ファン歴、チケット購入、業務参加といった「貢献度」がファンの序列を決定することを指摘している。こうした階層性について、龐（2010）の台湾におけるジャニーズ・ファンの中に存在するヒエラルキーに対する考察にも見ることができる。一方、ファン・コミュニティの間にも序列がある。宮本によれば、宝塚の生徒たちはトップスターを頂点とするピラミッドの構造のなかにおり、また学年・

成績順という序列に従っている。そして、その生徒についているファンクラブも、生徒の序列に従って動いている。すなわち、女性が主体である宝塚ファン達が、スター同士の関係性を鏡のようにファン同士の関係性に投射しているともいえるだろう。宮本が指摘しているスター同士の関係性とファン同士の関係性との対応関係は、前述の辻（2012）の現在のジャニーズ・ファンに対する研究にも見られる。辻は、嵐というジャニーズ・アイドル・グループを例として、ジャニーズ・アイドル同士の「仲の良さ」が、ファン仲間の円滑なコミュニケーションとちょうど写し鏡のように対応していると指摘している。

これまでで取り上げたジャニーズ・ファンや宝塚ファンが経験する「関係性」の先行研究は、ファン達は、「アイドル（スター）同士の関係性」や「ファン同士の関係性」に注目することが明らかにした。しかしながら、なぜ女性ファン同士は、アイドル（スター）同士や自らファン同士に、同性同士の関係性に重点を置くのか。この点を解明するため、上記の点に続いて、女性同士のホモソーシャル関係性に関する先行研究を検討する。

従来、女性同士の関係性についての論述は、男性の存在が必然的に前提となっている（Berry & Traeder 1995=1997;今田 2007）。すなわち、女性同士のホモソーシャル関係性は、男性との異性愛関係の影響を全く排除できるわけではない。またその一方で、男同士の絆、友情という男性のホモソーシャルな関係性は社会秩序の中で居場所が与えられているのに対し、女同士の間には存在するホモソーシャルな

関係性は不可視化されているという指摘もある（東 2009;高井 2009）。このような女同士の関係性は男性との異性愛関係性にも、男性のホモソーシャルな関係性にも劣るものとして位置づけられる社会環境の下に、女性は様々なかたちで、同性同士のホモソーシャルリティを欲求すると考えられる。例えば、東（2007）は、宝塚ファンを考察し、宝塚ファンが自分（＝ファン）とスターの関係性、劇団員同士の関係性や自らファン同士の関係性という、実際に殆ど女性で構成される三種の関係性に、女性同士の絆を見出していると分析している。さらに、東は、ファン達が宝塚のスター達を通し、「オン」としての舞台上で上演される異性愛や男同士の絆と、「オフ」としての舞台裏で存在する劇団員同士の絆が相互に投影されるという。加えて、「オン」と「オフ」の関係性が重ね合わされることによって、ファン達は舞台上に上演される物語をより楽しめると、指摘している。だが、このような女性同士の絆というのは、実際、宝塚ファンが女性劇団員同士に演じられる異性愛や男同士の友情といった物語を通じて見いだしているものである。すなわち、女性ファン達は屈折的に、女性同士の絆を舞台上に演じられた異性愛や男同士の友情に重ねて捉えていると考えられる。

しかしながら、本稿でとりわけ注目する女性ジャニーズ・ファンは、東が分析する宝塚ファンのように、舞台上の異性愛物語を通じて女性のホモソーシャルな関係性を見いだすのとはやや異なると思われる。すなわち、ジャニーズ・ファンが欲求するホモソーシャルな関係性は、異性愛モデルに依拠して想像するのではなく、

社会的にも是認されている男性同士の友情をモデルにすることで、男性のホモソーシャルな関係性に自らの理想を投射していると言えよう。

2.2 研究対象に関して

本稿が、台湾における二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファンを研究対象にする理由は以下の通りである。

台湾はジャニーズ事務所に、南アジアや中国市場に入る「踏み板」と見なされており（李2006）、ジャニーズ事務所の海外戦略方針のなかに重要な位置を占め、最初の海外拠点の一つとなっている。また、今回の調査対象となる台湾のジャニーズ・ファンは、その殆どが、学生時代にはじめてジャニーズ情報に接触しているが、時期的に言えば、それはジャニーズブームが始まったばかりの九〇年代半ば頃となる。次章でも論じるが、当時、日本の番組とアイドル誌など様々な情報が大量的に流通していたため、台湾のジャニーズ・ファンにとっては、日本との物理的距離や時間差という点が問題とならず、殆ど同様のアイドル情報を手に入れられたのである。このような条件も、台湾におけるジャニーズ・ファン達によるジャニーズ文化の消費のありように対し、大きな影響を与えていると考えられる。すなわち、長期に渡るファン歴を持つ台湾のジャニーズ・ファンは、単に傍観者として海外のアイドルを愛好したというばかりではなく、むしろ、殆ど時差がない、大量な情報によって、アイドル同士の関係性やその「擬似的」な成長にインサイダーとして「近い位置」から参入している感覚を持っていると考えられるのである。その一方で、彼女達が情報

以下、本稿では、女性ファンは男性アイドル同士の関係性にどのような「友情」のかたちを読み取っているかに、注目していきたい。

の入手や交換を強く意識しているため、普段から様々なファン活動を通じて、強固なファン・コミュニティを構築しているという指摘がある（龐2010）。その理由は、実際、彼女達は台湾という遠隔地にいるというものであった。こうした点を考えてみると、台湾のジャニーズ・ファンに最も顕著な特徴は、日本のジャニーズ・ファン感覚や海外ジャニーズ・ファン感覚を二重に持つことであるといえよう。

前節で取り上げた女性ファンが経験する「関係性」に関する先行研究は、主に日本人を対象にしている。しかしながら、日本のファン感覚や海外のファン感覚を二重に持つ台湾のジャニーズ・ファンにもある程度適用可能ではないかと考えられる。言い換えれば、本稿は、台湾におけるジャニーズ・ファンもアイドル同士の関係性に注目し、積極的に意味を読み取っているのではないかと考えている。その一方で、「いま、ここにいないジャニーズ・アイドル（龐2010）」をめぐる台湾のジャニーズ・ファンが、海外のファン感覚を持っているからこそ、普段から様々なファン・コミュニティを結成し、積極的にファン・コミュニケーションを行うため、日本のジャニーズ・ファン・コミュニティよりも、強い凝集性を持っていることも考えられる。

以上の点から、本稿はよって、このような日本とアジアのジャニーズ文化消費の架け橋とな

る台湾における二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファンを分析することを通じ、台湾女性ファンの状況だけではなく、より広い視野で、

日本を含めて、アジアという地域共通のジャニーズ・ファン・カルチャーの一端を掴むことが期待できるだろう。

表1 インフォーマントのプロフィール

番号	グループ	年齢	職業	ファン歴
1	A	三〇代前半	中学校教師	九〇年代後半
2	A	三〇代前半	中学校教師	九〇年代後半
3	A	二〇代後半	IT会社事務職	九〇年代後半
4	A	二〇代後半	銀行事務職	九〇年代後半
5	B	二〇代後半	大学院生	二〇〇〇年代前半
6	B	三〇代前半	サービス業	二〇〇〇年代前半
7	C	二〇代後半	中学校教師	九〇年代後半
8	C	二〇代後半	事務職	九〇年代後半
9	D	三〇代前半	雑誌社編集	二〇〇〇年代前半
10	D	三〇代前半	事務職	九〇年代後半
11	D	三〇代後半	事務職	二〇〇〇年代前半
12	E	二〇代後半	銀行カスタマー・サービス職	二〇〇〇年代後半
13	E	二〇代前半	事務職	二〇〇〇年代後半

3. 背景

本稿は、まず台湾におけるジャニーズブームの背景を紹介し、文化資本としてのジャニーズ・アイドルがどのような形で台湾社会に浸透してきたか概観する。その上で、二〇一〇年の五月から八月にかけて、台湾在住の二〇代～三〇代女性のジャニーズ・ファンから成る五つのグループ（総計十三名³）を対象に実施したインタビューの内容を検討する。

まず、問題の設計やインタビュー対象の選定手続きについて、説明しておく。筆者が最初接触したのは、「PTT⁴」という台湾最大のインターネット掲示板で「嵐」板の元管理人だった。その後、二〇一〇年五月に、この元管理人を含め、普段よく付き合っている四人のジャニーズ・ファンの紹介を受け、彼女達の普段の

ファン会に参加させてもらい、グループAとしてグループインタビューを行った。その後、この四人から一人ずつ、ほかの知り合いのジャニーズ・ファンを紹介してもらい、二〇一〇年八月にグループB、C、D、Eにインタビューを行った。

インタビューの内容は主に(1)文化消費面(2)ファン同士との付き合い方(3)ジャニーズ・アイドルへの見方(4)ファン以外の人間関係といった四つの主題に分類する。このような四つの主題を通して、インフォーマント達の生活背景や、ライフコースによってジャニーズ文化消費の変化を明らかにしながら、彼女達が自ら構築しているファン同士の関係性や、ジャニーズ・アイドルに投影された価値観、アイドル同士の関係

性に対する欲求を考察した。その上で、本稿はとりわけ「ファンに求められるジャニーズ・アイドル同士の関係性」に注目し、女性はそのよ

うに男性アイドル同士の関係性を「友情」として捉え、その成立を実感することで快楽を享受するかを主に検討したい。

3.1 台湾におけるジャニーズブーム

まず、台湾におけるジャニーズブームの経緯を明確にしておこう。台湾におけるジャニーズブームの興隆は、九〇年代半ば以降のことであるが、「アイドル消費文化」は、既に八〇年代から九〇年代にかけて台湾社会に浸透していた。特に九〇年代初頭の、日本のジャニーズ・アイドル「少年隊」を真似した台湾人男性アイドル・グループ「小虎隊⁵」の登場は、直後のジャニーズブームに大きく貢献したと見られている⁶。

九〇年代初頭の「日本式台湾人アイドル」の流行を経て、九〇年代の末頃から、ジャニーズ事務所は正式に台湾に進出した。すでにアンダーグラウンドで人気を集めるようになってから数年後のジャニーズ・アイドルの上陸によって、台湾での日本人アイドルブームはいっそう高まった。更に、二〇〇〇年には、KinKi Kidsが、ジャニーズ事務所の台湾進出以来、所属アイドルとして初の台湾コンサートを開催し、同時にアイドル・グッズを販売したことから、日本の芸能人としては前例のないほど人気を集めるようになった以降、ジャニーズ・アイドル・グループが、ほぼ年一回から二回の高い頻度で来台している。

一方、二〇〇〇年以降になると、台湾のファ

ンは、コンサートや関連グッズばかりでなく、テレビ番組や雑誌記事などその他の様々な情報を手に入れることもできるようになった。このように、日本との時間差はあるものの、ジャニーズの情報を入手しやすい環境が用意されたことが、台湾でジャニーズ・ファンを増加させる重要な要因となったと考えられる。更にジャニーズ事務所初の海外公式ファンクラブの開設は、台湾のジャニーズ・ファンにとって、ほかの国と比べても優位な立場に立っていると感じられる効果もあったと考えられる。上記のように様々な情報流通の変化によって、台湾におけるジャニーズ・アイドルの人気をさらに高まり、衰えしらずとなった。そしてこの頃から、台湾のジャニーズ・ファンが自分自身は海外にいながら、常にジャニーズ・アイドルの情報を手に入れたいと強く意識するようになったと考えられる。

ここまで、ジャニーズブームが、どのようなかたちで台湾社会に浸透してきたかを概観した。こうした経緯を踏まえた上で、次節では、今回、本稿が実施したグループインタビューの対象者、台湾の二〇代～三〇代の女性ファンを取り巻く社会背景について、予め確認しておこう。

3.2 台湾女性の現況

二〇〇〇年以降の台湾社会は、都市化の進展につれて社会環境が多文化化し、それに伴い女性を取り巻く社会環境もより開放的なものとなっている。台湾行政院主計処の統計によれば、二五歳から三四歳の女性の未婚率は一九七六年の十四%から、九十年の三割を経て、二〇一二年には四七%にまで大幅に上昇してきた。一方、教育機会に関しても、台湾行政院主計処二〇一二年の調査によれば、二〇歳～三四歳の年齢層で、大学以上の高等教育の学歴を持っている者の比率も、女性が五七%に対して、男性が五四%で、前者が後者を上回っている⁷。また就業状況を見ても、二〇一二年の調査によれば、二五歳から三四歳女性の就業率は七割に近い。以上の調査からみれば、台湾女性が現在享受している教育や就業の機会は、男性とほぼ平等的な状況であり、アジア諸国に比べても相対的に優位な方に入ると言えよう⁸。言い換えれば、現在の台湾女性は、従来の台湾伝統社会で期待された「家庭のために生きる」、「賢妻良母」の女性イメージとはすでに異なっており、教育水準の上昇とともに、社会という場で様々な文化実践を行い、経済的・社会関係や文化資

本などの諸資本を保持しながら、自分のライフスタイルを構築していく存在になってきていると考えられる。こうした女性たちの文化実践を扱った先行研究に、河津(2009)が行った『Sex And The City』のホワイトカラー女性視聴者に対するエスノグラフィがある。河津は、都市における有職の（主にホワイトカラー）という、社会空間のなか、経済力や雇用状態は比較的恵まれている女性を分析の対象としている。彼女達は、『Sex And The City』という海外ドラマへの視聴をきっかけに、語学勉強、海外旅行などの文化実践に力を投入し、「自律した私」を構築していく。彼の話を引用すれば、「未婚で有職の彼女たちの過ごしている時間は特有の濃密さを内包しているように見えるし、その濃密さは他の境遇の者からは想像しにくい部分でもある」とされる(2009:16)。このような日本の事例を参照しつつ、台湾における二〇代～三〇代未婚で有職の女性ファンが、どのように「ジャニーズ」について濃密的に語り、そのなかからどのような価値観を見出すかを考察することが、本稿の主たる課題となる。

4. 求められるジャニーズ・アイドルの友情像

本章は、女性ファンにとって、ジャニーズ・アイドルという文化的表象にどのような価値観を見出しているかを検討する。特に本稿は、「友情」というコードに注目し、女性ジャー

ズ・ファンたちは、どのようにジャニーズ・アイドル同士の関係性に「友情」というイメージを読み取っているか、その友情のイメージはどのような型になるのか、を明らかにする。

4.1 アイドル同士の友情関係

先行研究のDarling-wolfのSMAPに対する分析で、SMAPというグループの仲の良さの原因は「彼らが青少年時代からの仲間であるため」、と説明される。こうした指摘は、SMAPに限らず、ジャニーズ・アイドル同士の「関係性」が、公私の別を曖昧化しながら、純粋なものとしてファンに受け取られる原因の一つを言い当てていると考えられる。すなわち、ファン達にとっては、事務所によって結成されたグループといった、本来は芸能活動上の公的な「オン」の関係の枠組みが、かなり曖昧なかたちで私的な「オフ」の関係性とも、当然のように重ね合わされて理解されている。さらに、このような関係性が長期に渡る観察・愛好の対象となると、それは、実態にも関わらず、純粋な「友情」に似た関係として解釈されやすくなるのである。実際、インタビューの中からも、こうした事務所制度の下に築かれた友愛関係はジャニーズ・アイドルの特有な魅力の一つだ

と指摘されている。

事務所全体として仲がいいと思う。先輩・後輩関係もある。プライベートでも一緒に出かける仲だと信じている。こういう先輩後輩の制度がいい、台湾の男性アイドル・グループは仲がいいと思えない。(番号⑬、グループE、二〇代前半、山下智久担当)

しかしながら、ここでさらに問わなければならないのは、このイメージされた友愛関係の中に、ファン達がどのような価値観を読み取っているかという点である。以下、本稿はインタビューの結果に基づき、「歴史的蓄積性」や「グループの不変性」という二つの特徴に注目することで、ジャニーズ・ファンがジャニーズ・アイドル同士の関係性に欲求している長年かつ不変の理想的な関係性＝友愛関係を明らかにする。

4.2 歴史的蓄積性：関係性の網の目としてのジャニーズ事務所

ジャニーズ事務所のアイドルには、CDデビューする前に、まだ正式なファンクラブを持たず、具体的にどのグループに所属することもない、長期間の研修が課される。こうした研修生の時期には、彼らはジャニーズJr.と総称され、主としてCDデビューした先輩グループのバックダンサーを務める。しかし、正式に所属グループを持たないとはいえ、実際、ジャニーズJr.のメンバーは、非公式ながらも、特定のユニットとしてファンの前に登場する場合が殆どである。

台湾においては、NHKや日本番組の専門チャンネルで日本ドラマやバラエティ番組が数多く放映されるようになっているため、台湾のファンの間でも、正式にCDデビューしたアイドルばかりでなく、ジャニーズJr.の存在も認識され、人気を集めることになった。さらに言えば、日本でのジャニーズJr.に対する注目は九〇年代に始まっているが、台湾のジャニーズブームもちょうどこの時期からであった。また、今回インタビューを依頼したインフォーマント達は、大半は九〇年代後半からのジャニー

ズ・ファンである。そのため、実際、「ジャニーズJr.」システムのような長期間に渡る研修制度によって生み出される、歴史的蓄積の感覚が、台湾の二〇代～三〇代女性ファン達がジャニーズ・アイドルの関係性を消費する上で、重要な働きをしていることが推測される。

彼らは小さい頃からずっと一緒にいるから、競争意識があるかもしれないが、一緒にそんなに長い時間を過ごしているから、絆があると思う。ケンカしても、競争しても仲間は変わらない。(番号⑩、グループE、二〇代後半、KAT-TUN担当)

上記の発言から伺われるように、ジャニーズ・アイドル同士が長年に一緒にいることが、ジャニーズ・ファンによって「競争」、「ケンカ」などのネガティブな性格が濾過され、単純化され、「仲良し」と等価なものとして、そこから「仲間」メッセージが読み取られていると言えよう。また、ここでとりわけ注目しなければならない点は、「ジャニーズJr.」という制度の下に、デビュー前の男の子達が、同じユニットとして先輩達のバックダンサーを務

4.3 グループの不変性：かけがえのない関係性への重視

前述のように、「ジャニーズJr.」という制度は、台湾における二〇代～三〇代の女性ジャニーズ・ファンがアイドル同士の関係性を消費する際に重要な働きをしている。この制度から生じる歴史的蓄積の感覚によって、ファン達にとっては、アイドル同士の緊密な関係性が切り離されることは受け入れ難いこととなっている

めたり、時期ごとにユニットを結成したり、或は正式なユニットを結成しなくても常に一緒にマスメディアの前に登場したりしていることである。そのため、女性ファン達がジャニーズ・アイドルの関係性を消費する際に、重要な働きをしている歴史的蓄積の感覚は、実際、「長年に一緒にいる」特定なグループのアイドルメンバー同士の関係性に限定されるのではなく、ジャニーズ事務所全体の繋がりに向けられているのである。グループインタビューの際にも、彼女達は自ら担当するグループだけではなく、他のグループとの交流も話題としているような発言を筆者は度々耳にした。このように、ファン達は事務所全体の関係性のネットワークを想像し、自らの想像力に沿ってアイドル同士の相関図を描こうとしていることで、彼女達がジャニーズ・アイドルに投射している理想な関係性の構図の一端が浮き彫りになると考えられる。すなわち、ここで明らかになったのは、ファン達は、自ら担当するアイドルを中心に、「仲の良い関係」の網の目として事務所内のほかのアイドル同士との関係性をイメージしている点である。

のである。実際、インタビューにおいても、インフォーマントは個々のアイドルに惹かれるというより、グループ像に強い関心をもっていることが発言から伺える。

嵐が好きなんだ。仲がいい面をちゃんと伝わってくるから。仲がいい面があるから更に

好きになれる。[メンバーが脱退した経験を持つ：引用者註] KAT-TUNみたいになるのは悲しいと思うな、グループとして、メンバーは一人も欠かせないだろう。(番号⑤、グループB、二〇代後半、嵐、生田斗真担当)

上記の発言でも、アイドル同士の仲の良さを非常に重視しているが、そうした純粋な関係性の単位として、「メンバーは一人も欠かせない」と形容されるほど、グループが重視されている。とりわけ、その仲の良さの度合いがファンとして自分自身の応援意欲に影響するとまで謂われている点が注目される。このような純粋な関係性の単位として「グループ」や「ユニット」がジャニーズ・ファンにとって持っている重要性が、最も顕著に現れるのは、グループからの特定メンバーの脱退などが起きるときである。例えば、元NEWSのメンバーだった山下智久が、二〇一二年にグループから脱退し、ソロで活動することが公表された際、NEWSのファンから批判を受けて、シングルの売り上げまで落ちていた⁹。しかしながら、ここで

も、既に述べた「公」「私」の別が曖昧化した純粋な「関係性」のイメージが、ファンたちの解釈に影響していることがわかる。すなわち、「メンバー」や「ユニットの仲間」という公的な関係性が、分裂や脱退によりたとえ切断されたとしても、なおプライベートな仲の良さは切断されないと解釈する余地が生んでいるのである。例えば、元KAT-TUNメンバーの赤西仁が二〇一〇年にグループから脱退した際に、マスコミにグループメンバーの仲の悪さが原因の一つだと推測されたが、ファンである一人のインフォーマントはインタビューで、「六人」という赤西が脱退した前のグループ人数を繰り返して強調し、「赤西くんが脱退したときに、其々歩きたい道があるから、絶対仲が悪い訳がないっていつてくれて、それは信じたい。この『六人』の仲が悪い訳がないと思う」と述べている¹⁰。この発言から伺えるように、彼女達がグループの一体性に強くこだわることで、台湾のファン達は、ジャニーズ・アイドルを通じて、時が経っても変わらぬような純粋な「仲良しの構図」への欲求を示しているとも考えられる。

5. おわりに

本稿では、台湾における二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファンを研究対象として取り上げて分析し、台湾の女性ジャニーズ・ファンの間では、男性アイドル同士を媒介としてそこに仲良しの関係性が見いだされ、愛好されることを明らかにした。そこで、本稿の結びに当たって、前章までの検討を受けて、女性ファンにイ

メージされるジャニーズ・アイドル同士の関係性をもう一度整理し、男性アイドル同士の二重の友情構造を提示したい。

ファンに求められるジャニーズ・アイドル同士の二重の友情構造について、まず、「広い」関係性に注目する。ジャニーズ・ファンが、アイドルに対して想定する広い関係性とは、自

分が愛好するアイドルを中心に捉えたときの事務所規模での関係性である。そして、そこでファンによって望まれている「仲の良さ」には、ある種の機能性、目的が込められている。前述したが、「ジャニーズJr.」という長年の研修制度があったからこそ、ジャニーズ・アイドルは所属しているグループのメンバー達のみならず、先輩や同期、後輩とマスコミの前と一緒に登場する機会は非常に多い。また、グループインタビューにおいて、ファン達が「世話になる」、「仲が良いから共演してほしい」といった表現を用いていることもよく伺えるように、ファン達は、このような繋がりから様々なアイドル同士の相関図を想像し、アイドル同士の「仲の良さ」について語り合い、ファンとしての快楽を享受する。その上で、「公的」仕事の場面や「私的」プライベートの場面に求められるアイドル同士の「仲の良さ」には、実際、「共演」、「世話」などのかたちで、また担当するアイドルの仕事面に回帰してほしいという欲望も含まれていると言えよう。

次に、「深く狭い」関係性を見てみよう。この深く狭い関係性とは、特定のユニットやグループに所属することで生じた歴史的蓄積の感覚によって、アイドル同士の緊密な関係性である。そこでファンに欲求されている「仲の良さ」は、精神面の友愛と位置づけられている。前章でも検討してきたが、ファン達はグループの一体性を非常に重視し、グループメンバーの時に経っても変わらない関係性を求めている。さらに注目すべきなのは、このような特定なグループメンバーの間の変わらぬ関係性に、ファン達は単純に文面上の「仲よし」その意味を欲

求している点である。言い換えれば、グループインタビューにおいて筆者が度々耳にした「仲間」、「かけがえのない」などの言葉が示すように、彼女らは、ジャニーズ・アイドル、中でも特に自分が担当しているアイドルやその所属グループに、ほかのアイドル・グループとは異なる¹¹友情の素晴らしさを感じ取っており、それを確認することで理想的な友情像を構築しているともいえよう。

以上で確認してきたように、ジャニーズ・ファンがアイドル同士の関係性から「仲の良さ」を読み取る時、その視線は二つの方向に向けられている。一方では、担当するアイドルの「関係性の広がり」に注目し、時には事務所全体に広がるネットワークから、アイドルに有利な理想的関係性の構図を探索しようとする。他方では、自分の担当するアイドル・グループの内部の関係性にのみ、特別な仲の良さを読み取ろうとする。両者は一見正反対の方向性にも見えるが、現実には、両者が複雑に入り交じるかたちで、ファン達がアイドル同士の「仲の良さ=友情」を繰り返して発見し、確認していると考えられる。

このようにイメージされている友情のかたちは、ファンたちにとって、どのような意味を持っているのだろうか。本研究では、アイドル同士の関係性に「友情」というものを確認し、語ることによって、ファン達が、アイドルを媒介に「友情」に高い価値を与えていることを提示したい。

前述でも触れたが、今回調査したファン達にとって、一〇代前半からジャニーズJr.として露出しジャニーズ・アイドルは、ほぼ台湾社

会において初めてのアイドルだったが、彼女達も、その殆どが学生時代からファンになっていた。結果として、彼女達とアイドルたちのライフステージがほぼ重なり合うことになる。そのため、例えば、嵐を担当するグループAのインフォーマントが、「[嵐の櫻井：引用者註]翔くんが大学で勉強しながら仕事を頑張っている姿をみて、私もやる気がでる」と自らの心境を明らかにしたように、彼女達にとって、こういった長期間にわたる対応関係があるからこそ、強いリアリティを持って感じられるといえるだろう。また、グループEのインフォーマントは担当するKAT-TUNの亀梨和也とはほぼ同じ年である。彼女は、「亀梨くんから仕事へ対する姿勢を見習いたい」と述べたように、自分自身の「学生生活」、「職場生活」などの各ライフステージを、メディアを通じて目にするアイドルのライフステージと重ね合わせて、「指針」となるものを読み取り、自らのライフステージに適用しようとしている。すなわち、彼女達にとってジャニーズ・アイドルは、「他者」としてではなく、鏡として自らの理想を投

射しているものである。そこに、彼女達は、男性アイドル同士の関係性を取り上げ、長い期間をかけることで「理想」や「価値観」を投影していき、理想的な友情の構図を描くのも理解できない話ではないと考えられる。

なお、今回の研究で取り上げた台湾の二〇代～三〇代女性ジャニーズ・ファン達は、ジャニーズ・アイドルを媒介として理想的な友情関係の構図を投影するのに留まらず、アイドル同士に二重の友情関係の構造を読み取り、同型の友情構造を自らファン・コミュニティに再現・実演しようとしている可能性も秘めているのではないかと考えられる。この点について、今後は、社会空間の中に、経済的にも教養の面でも、比較的恵まれる未婚で有職の彼女達が構築しているファン・コミュニティ内部のファン・コミュニケーションに焦点を当て、彼女達はどのように濃密的に「ジャニーズ」という文化実践に自分のライフスタイルを重ね合わせて構築しているかを繊細的に考察していきたいと考えている。

註

- 1) ジャニーズ・ファンは最も応援するアイドルを「担当」と呼ぶ。「同担」というのは、同じアイドルを応援していることを意味する。
- 2) 辻の分析からは、ファン達は、「同担」を排除しようとするというより、ファン仲間内部の関係性を円滑に保つために、「禁止担」をあえて指定している。
- 3) この五つのグループ、十三名のジャニーズ・ファンのデーターについて、グループ①は嵐、グループ②はジャニーズJr.の生田斗真や嵐、グループ③と④は関ジャニ∞、グループ⑤はKAT-TUNや山下智久を「担当」している。このように「同担」の少人数の集結も台湾におけるジャニーズ・ファンの特徴となっている。
- 4) 毎日十万人以上が同時にオンラインで様々な話題について討論している。台湾で最も影響力を持つ掲示板といわれる。
- 5) 彼らは、外見のデザインからダンスの振り付けなど、「少年隊」をモデルにし、曲までカバーしていたが、空前の人気を博し、台湾のアイドルの先駆者的な存在となった。
- 6) 「小虎隊」のようないわば日本式の台湾人アイドルの流行も、視聴者の日本文化への憧れを刺激したと考えられる(李 2006)。
- 7) 未婚率の上昇と女性に提供される教育機会の拡大に関連していると示唆されている。なぜならば、台湾の婚姻関係には伝統的

に、「内婚」や「男高女低」といった傾向がみられるからである。近年になって、女性の教育率が男性に上回るようになったため、期待される「男高女低」という婚姻関係が厳しい状況になったとされる(楊,李,陳 2006)。

- 8) 大学などの高等教育機関への女性の学位獲得率について、二〇〇六年頃に、台湾は五一%に対して、日本と韓国は四九%である(台湾教育部,2008)。また就業率に関して、年齢層を問わず、アジア諸国を比較してみれば、二〇〇九年の調査によれば、台湾女性の総体的就業率は五〇%で、日本と韓国の四九%より優れている(張 2012)。
- 9) 山下自身は、脱退以降のソロコンサートで自身の心境を下記のように語った:「やめたことで、NEWSのファンの中で、お前のことを怒って、ショックを受けて、嫌いになってしまった人もいると思う」。
- 10) 番号②、グループE、二〇代後半、KAT-TUN担当のインフォーマントの発言より。
- 11) 例えば前述に引用した「風のメンバーの仲がいい、KAT-TUNのようになったら悲しい」という表現のように、ファン達が自ら担当しているアイドル・グループの仲の良さは事務所内では最も良い方を示すために、他のグループと比較してしまう。

参考文献

- Carmen Renee Berry & Tamara Traeder(1995=1997)『女160人、女友達を語る』高田恵子訳 飛鳥新社
- Fabienne,Darling-wolf(2003) "Male Bonding and Female Pleasure:Refining Masculinity in Japanese Popular Cultural Texts" *POPULAR COMMUNICATION*,1(2)73-88
- Kazumi,Nagaike(2012) "Johnny' s Idols as Icons: Female Desires to Fantasize and Consume Male Idols Images" In Patrick W. Galbraith and Jason G. Karlin (eds.) *Idols and Celebrity in Japanese Media Culture* (Palgrave Macmillan), pp97-112
- 東園子(2007)「女同士が見せる夢——ファンは『宝塚』をどう見ているか」玉川博章等編『それぞれのファン研究 I am a fan』風塵社 pp203-241
- 東園子(2009)「女性のホモソーシャルな欲望の行方——二次創作「やおい」についての考察」大野道邦,小川伸彦編,『文化の社会学』文理閣.
- 岩渕功一(2001)『トランスナショナル・ジャパン—アジアをつなぐポピュラー文化』岩波書店
- 河津孝宏(2009)『彼女たちのSex And The City 海外ドラマ視聴のエスノグラフィ』せりか書房
- 高井昌吏(2009)「『任侠映画』と『あしたのジョー』——「男らしさ」のメディア学」高井昌吏,谷本奈穂編『メディア文化を社会学する—歴史・ジェンダー・ナショナリティ—』世界思想社
- 辻泉(2007)「関係性の楽園/地獄——ジャニーズ系アイドルをめぐるファンたちのコミュニケーション」玉川博章等編『それぞれのファン研究 I am a fan』風塵社 pp243-289
- 辻泉(2012)「『観察者化』するファン—流動化社会への適応形態として: ネットが創る新しい社会」『アド・スグディーズ』40:28-33, http://www.yhmf.jp/pdf/activity/adstudies/vol_40_01_05.pdf accessed on August,12
- 龐惠潔(2010)「ファン・コミュニティにおけるヒエラルキーの考察—台湾におけるジャニーズ・ファンを例に—」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』78:165-177
- 松本美香(2007)『ジャニヲタ 女のケモノ道』双葉社
- 李衣雲(2006)『台湾における「日本」イメージの変化、1945-2003—「哈日」現象の展開について』二〇〇六年度東京大学大学院人文社会系研究科博士論文
- 吉本直美(2011)『宝塚ファンの社会学 スターは劇場の外で作られる』青弓社
- 吉澤夏子(2012)『「個人的なもの」と想像力』勁草書房
- 張晉芬(2012)「性別與勞動」黃淑玲,游美惠編『《第二版》性別向度與台灣社會』巨流圖書公司
- 楊靜利,李大正,陳寬敏(2006)「台灣傳統婚配空間的變化與婚姻行為之變遷」『人口學刊』33:1-32



陳 怡禎 (ちん・いてい)

[生年月] 1983年12月生まれ
[出身大学又は最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了
[専攻領域] ファン研究・ジェンダー研究
[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程
[所属学会] 日本社会学会、関東社会学会

Johnny's Idol Groups as Icon of Friendship: A case study on Johnny's female fans in Taiwan

IChen Chen*

Abstract

This paper reviews the "Johnny's boom" in Taiwan and tend to explore that how female Johnny's fans get satisfied with friendship within Johnny's idols. Johnny's fans regard pure relationship between idols as important due to a system called Johnny's Jr. To this system, one group or unit will be created when its members were teenagers. In this study, an ideal relationship called friendship imaged by those Johnny's fans: Boys in Johnny's idol groups have to keep good relationship with each other since they are best friends rather than co-workers. And the "Kizuna"(Bonding) within Johnny's idol boys will be strong and unchangeable. Moreover, this paper shows a possible idea about that friendship within Johnny's idols might become the icon to offer female fans the blueprint for constructing pure and sincere friendship between their fan communities.

Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : Johnny's fans, Johnny's idols, friendship, female, Taiwan

黎明期日本映画における静止画面の指標性

— 『路上の靈魂』(1921)と純映画劇運動を中心に—

Indexical Image Expressions in the Japanese Movie Dawn
- "Souls on the Road" (1921) and The Pure Film Movement

難波 阿丹*
Anni Namba

0. 本稿の目的

本稿は、1910年代に開始された純映画劇運動を受け、松竹映画研究所にて製作された映画『路上の靈魂』（1921）を手がかりとして、日本映画の初期段階における映画表現の可能性を探究する試みである。『路上の靈魂』（1921）は、小山内薫が指揮した松竹キネマ研究所の作品であり、ヴァイオリニストになるべく家出をした息子浩一郎が、夢破れて故郷にもどるものの、父の許しを得られず、納屋で餓死するにいたる物語をえがいている。

欧米の日本映画研究の文脈では、資本主義的なハリウッドの古典的映画論を相対化する意図において、ノエル・バーチ、およびデヴィッド・ボードウェルらが、初期映画と日本映画の類似性をうち出した経緯があげられる。とくに1980年代以降の欧米の初期映画研究では、映画の「ナラティブディスコース（narrative discourse）」（ジュネット）に還元されない要素が注目され、「アトラクションの映画（注意喚起的映画）」（ガニング）の概念が設定さ

れたが、日本の黎明期における映画は、古典的ハリウッド映画のもつ再現性への志向とは異質な系譜を有している。

本稿は以上のような展望のもと、「活動写真」から「映画」への移行期に制作された『路上の靈魂』（1921）を題材として、アメリカ映画の表現技巧にならって同作に導入された静止画面について考察する。もともと、映画とは、スチールイメージ（写真）を連続的に投影することによって画面を膠着化し、動きの錯覚をうみだす技術である。この20世紀に確立した技術を、演劇、ラジオドラマを始めとする他の芸術的実践と往還しながら、革新的な映画表現を模索した小山内薫の試みとつきあわせるとき、一連の動きのイメージに対してあえて静止画面を導入する試みとは、いかなる再現性／現前性への欲求に応じて営まれているのだろうか。

小山内薫が、松竹キネマ研究所にて演出に携わった『路上の靈魂』は、シュミット＝ボン

* 東京大学大学院 情報学環・学際情報学（石田英敬研究室）博士課程

キーワード：純映画劇運動、スチールイメージ（写真）、タブロー、インデックス、アイコン

『街の子』およびマキシム＝ゴーリキー『夜の宿』を原案とし、牛原虚彦によって脚本が制作され、村田実が監督を担当した。同作の特徴として、D. W. グリフィス監督作である『イントレランス』（1916）に影響を受け、クロスカッティング技術を駆使した「ナラティブディスコース（narrative discourse）」の進行があげられる。一方で、そのナラティブの進行を異化し転換点を与える静止画面が散見される。

従来の初期映画研究ではこのような映画表現に、主に演劇的な「タブロー（tableau）」（以下タブロー）形式¹での画面表象としてメロドラマ効果への貢献という評価を与えて来た。しかし、同作にはタイトルに掲げられるような路上に失われた靈魂を活写するというメロドラマの感情描写のみには還元されない、写真

1. 写真イメージの問題系

本章では、映画のナラティブを構成する単位として写真イメージのもつ問題系を提示する。第一に、静止画面の地位について論じ（第一章

1.1 静止画面の地位

ベン・ブルースターやリー・ジェイコブズらは、ショット概念の歴史性を指摘し、映画の画面におけるイメージの形象化に注意を促している²。彼らは、制作者や観客の映画受容の実態として、ショットではなく、「場面（scene）」が映画の基本的単位と考えられて来た経緯を指摘し、演劇との隣接性から、映画における俳優のパフォーマンスや編集の技法の発達を論じる。そのうえで、両者を架橋する主

イメージの存在論的な機能性の導入が見受けられる。したがって、旧態依然とした従来の日本映画に対し、さまざまな技術的可能性が模索された1910年代における純映画劇運動の一例として、これらの映画表現が果たした意義について更に考察を進める必要がある。

以下、日本映画の黎明期における静止画面を分析するにあたり、静止画面として導入された写真イメージのもつ問題系を明らかにし（第一章）、純映画劇運動と映画のナラティブの水準を検証することで1921年の映画『路上の靈魂』の評価について論じ、（第二章）。そのうえで、同作における静止画面をとりあげ（第三章）、視覚的無意識と映画表現の運動性について考察を試みる（第四章）。

第一節）、主にその指標性に着眼しつつ、考察を試みていきたい（第一章第二節）。

要な概念がタブローである。

タブローとは、19世紀の絵画や舞台美術の実践における、運動の形象化を基礎とした理念であり、映画を単純なショット＝断面として切り取るのではなく、ナラティブの時空間的展開や、見る者の知覚に作動するイコノグラフィック（図像学的）な意味作用をふくんだ画面表現を表している。たとえば、美術研究者であるマイケル・フリードは、『没入と舞台性』と

題する著作でタブロー論を提示し、18世紀半ばのフランスにおける美術経験を通じて、観る者と絵画のイメージとの間に変容が生じる事態を観察し、観る者の情動がタブローに作動する意味作用の様相に応じて、いかに規定されるかを分析した³。タブローとは、観る者とイメージ、画面、あるいはスクリーンとの間の存在論的關係性を焦点化する概念であり、画面構成が観る者に対してもつ表象機構をあらわにする点で、映画および写真の機械技術的要素である「ショット (shot)」や「フォトグラム (photogram)」とは異質の概念であるといえるだろう。

1910年から20年代にかけてアメリカ映画の表現技巧を導入しつつ、新派や旧劇の超克として実践された純映画劇運動においても場面の句読法として、タブロー形式の画面が映画の表現技巧として導入されている。同運動の主唱者と

1.2 静止画面の性質

本節では、前節で述べた、映画における場面の指標となる静止画面がもつ性質を考察する。語り物や歌舞伎などの古典的芸能の場面編成を、20世紀に確立したメディアである映画のスクリーンへと転換するとき、以前とは異なるイメージの連鎖を生じることは想像に難くない。よって本節では、19世紀の美術、舞台芸術の形態論を継承した多義的な視覚表象であるタブロー形式の静止画面に、近代的な顕現現象である写真の特性を読みこむことを目標とする。そのさい映画と写真の相関について、叙述性と時間性の観点から考察を試みた議論の流れを概観し、それら二つの特性に還元されない

して活動した婦山教正は、その初の理論書となる『活動写真劇の制作と撮影法』で、声色の廃止、字幕の利用、撮影技術の刷新など、アメリカの映像言語の積極的な導入をうながすとともに、映画が物語の形式をとる最小単位を場面であると論じている⁴。また、トーマス栗原が監督した『アマチュア倶楽部』（1920）のシナリオにおいても、映画の基本的単位は「場」に設定されていた。

このような場面、あるいは場という用語の類出が明らかにすることは、当時興隆していた女形や弁士という旧来の古典芸能の伝統との隔絶を主張する映画ジャーナリズムの言表と反して、映画の製作現場では語り物や歌舞伎等の演劇的な様式との連続性が維持されていた事態である。そして場面および場の生成に静止画面が重要な機能を果たしていると考えられる。

写真というメディアそれ自体がもつ指標（インデックス）としての性質を検討する。

映画のナラティブと連関する写真の存在論的な問題系については、クリスチャン・メッツ、アンドレ・バザン、ロラン・バルト等、映画研究の文脈でも幅広く論じてられてきた。メッツは、映画を写真と区別する指標として、映画における叙述性と時間性の刻印を指摘した。映画を言語活動として定位するメッツの主張は、写真はそれ自体では「物語る (narrate)」ことはないが、連続して配置されると動きのメカニズムを生成し、叙述性が立ち上げられるという提起に集約される⁵。メッツにおいて、映画

の叙述性と時間性こそ、写真から映画＝言語活動に移行する現象を指示するのである。また、アンドレ・バザンも「写真映像の存在論」において、映画と写真の類同性を指摘し、両者は機械的に現実をとらえる客観性を担保するいっぽう、時間性の有無により区別されることを述べる⁶。更に、ロラン・バルトは、『第三の意味』(1970)、『明るい部屋』(1980)において、写真映像の本質を他のイメージと区別する議論を展開している⁷。三者の議論は、映画と写真とを架橋する要素として、主に叙述性と時間性の有無を論じているが、タブローを黎明期における日本映画の技巧として発展させるならば、画面構成をになうスチールイメージ(写真)を用いた映画表現へと収束する⁸。

スチールイメージ(写真)は、それ自体が映画を成立させる要件でありながら、映画と観客の意識作用との関係性のうちに起動する「瞬間的写真(instantaneous photography)」⁹として、ナラティブの進行に折り込まれ、視聴者の視覚の抑制として機能する場面も現れる¹⁰。例えば、アヴァンギャルド映画における膠着化

した画面や、フリーズ・フレームとして、あるいは、スナップショットやスチール画像、映画の終結(closure)の効果としても機能している¹¹。

スチールイメージ(写真)が、以上のように映画のナラティブの進行に連想と予測を与える重要な契機として機能するのは、パースの記号学的概念を用いるならば写真が対象と類似する複製としてのアイコンであると同時に、対象の痕跡を捉えるインデックスとしての性質をはらんでいるからにほかならない。映画におけるスチールイメージ(写真)とはオリジナルを欠いた複製でありシュミラクルとしての特性を有している一方で、対象の物理的痕跡を残した科学的記録、すなわち指標としての特徴をも体現していると言うことができる。このようなスチールイメージ(写真)が持つ再現性/現前性の相反する力動が、日本映画の場面、あるいは場の構成において表れるとき、それは日本映画のナラティブに対していかなる作用をもたらすのだろうか¹²。

2. 純映画劇運動と映画表現の生成

本章では、『路上の靈魂』のナラティブに組み込まれた静止画面の分析を試みるにあたり、純映画劇運動における映画表現の改良と、小山内薫の『路上の靈魂』に提供される西洋的なものと日本的なもの、という二項対立的な評価基

準について論じていく。具体的には、純映画劇運動で試みられたアメリカ映画の表現技巧の導入と挫折から、そのナラティブの水準に注目し(第二章第一節)、同運動における『路上の靈魂』の評価について考察する(第二章二節)。

2.1. 純映画劇運動におけるナラティブの水準

日本映画史の文脈では、1910年代における映画変革運動を純映画劇運動と呼称する。同運動は、帰山教正ら勃興する映画ジャーナリストを主導者として、アメリカ映画の様式と技巧を導入し、弁士など映画外の要素ではなく映画を純粹に視覚的イメージのみにおいて紡ぎ上げることを志向した。1910年代当時の日本映画は、日活向島の新派映画に代表されるように、人形浄瑠璃や歌舞伎等語り物の伝統を引き継いだ、鳴物声色、弁士の付属によって成立していた¹³。これに対して、純映画劇運動は、字幕の使用、女優の採用、弁士等の外的要素による解説の廃止という映画の形式的整頓をおこなう。更に、カットバック、インサートショット、アイリスショット等のアメリカ映画の表現様式を意識的に導入し、日本映画表現の刷新を図った。その成果は、帰山教正の『生の輝き』（1919）、および谷崎潤一郎の『アマチュア倶楽部』（1921）に看取されるというのが定説である。

しかし、同運動は映画史上で前衛的な意義を

2.2. 『路上の靈魂』の評価

純映画劇運動の高まりと共に製作された他作品の例にもれず『路上の靈魂』（1921）も、日本映画史上では失敗作としての評価を受けている。佐藤忠男は同作を「ぎこちない習作」と評価し¹⁶、飯島正も『日本映画史 上巻』において、「同作は形式はともかくとして映画ばなれ・日本ばなれを感じを与え、筆者をひどく落胆させた」と記述している¹⁷。山本喜久男は、『日本映画における外国映画の影響——比較映

認められつつも、映画作品自体の評価は高まらずに終息した。『生の輝き』や『深山の乙女』

（1919）といった作品は、当時主要な映画雑誌として台頭していた『キネマ旬報』や日本映画史を語る文脈において、第一に物語の筋、第二にアメリカ映画の形式的な焼き直しによるバタ臭さといった点で、酷評を受けている¹⁴。作品の同時代的評価と連動するかのようには、同運動を支える母体としての映画芸術協会、松竹キネマ研究所、大正活映も方針転換、解散などで失速を見せていく。

この時期に試みられた方針転換とは、活動写真の本質を明らかにし、様式と技巧に関してはアメリカ映画を参考としつつも、物語内容は日本独自の表現芸術へと回帰することである。1920年代前半、『キネマ旬報』では、日本の芝居芸術を安易に否定する同運動の形骸化したアメリカニズムの移入への疑いから、日本在来の生活に映画の主題内容を求めるべきとの提言が数多く出されている¹⁵。

画史研究』において、「アメリカ映画の影響下の現存する最古の日本映画」として、同作の資料としての価値を提示したうえで、下記のように述べる。

私はこの作品に日本映画のひとつの原点、日本映画にひとつの重要な特性の発祥を認めたのである。それは日本の伝統的な紀行、道行の形成が映画形式のなかに生きていることの確認で

あった¹⁸。

山本は、同作を「『イントレランス』の影響下で、平行話を展開しながら、紀行、道行の伝統を継承した“旅の映画”」として評価する。山本の『路上の靈魂』の価値付けの基礎にあるのは、西洋的なものと日本的なものが対立のうちにあるのではなく、それらの「相対的な併置」を通じて、日本映画が一作品として収束されるという認識である。このような積極的評価について、『路上の靈魂』は「二つの外国の

戯曲を踏まえ、主題と形式は『イントレランス』から取り、パンやクリスマス・パーティーなどを描く外国臭の強い」作品として、山本の分析を退ける論調も存在する¹⁹。

『路上の靈魂』はおおむね作品としての評価は低いが、その評価の基準として西洋と日本を映画形式や表現内容から比較する視座を提供するものであった。本稿は日本映画史上の同作の評価基準をふまえ、アメリカ映画の表現技巧の形式的導入とされてきた静止画面がもつ機能性について考察を試みたい。

3. 『路上の靈魂』における静止画面の指標性

本章では、純映画劇運動と、『路上の靈魂』における静止画面がもつ役割を明らかにしたい。同作は、グリフィス監督作『イントレランス』（1916）のナラティブの構成に影響を受けた作品として論じられている。本章では、同作をグリフィスの「物語映画（narrative

film）」と比較し、タブロー形式で導入される静止画面の映画表現のメロドラマ効果について検討し（第三章第一節）、『路上の靈魂』に表出する静止画面の特異性をあぶり出すことを目的とする（第三章第二節）。

3.1. アメリカ映画における静止画面のメロドラマ効果

本節では、『路上の靈魂』におけるタブロー単位での映画表現を考察する前に、同作が輸入を試みたアメリカ映画、特にグリフィスの映画作品における写真イメージを導入した映画表現について検討する。グリフィスが監督として活動した1910年前後の初期映画から物語映画への移行期においては、クローズアップによる人物の顔面の提示が映画をメロドラマとして造形するうえで中心的な役割を果たした。タブローとして差し挟まれた人物の顔面の表象が、観客の登場人物の心理への接続を可能にする。

1910年代の純映画劇運動において製作された映画作品ももれなく、アメリカ式の表現技巧として役者の顔面を拡大して示す静止画面を採用している²⁰。

アメリカの初期および古典映画において、役者は、悲嘆、絶望、あるいは勇気を示す身体の型を学習し、それらの型を静態的なポーズとして提示することによって、感情の慣習的な性質を強調した。とくに、活人画の伝統を継承した画面編成では、各人物のポーズが一定時間持続するタブローとして造形されることで、感情を

視覚的に要約する機能を果たした。

ピーター・ブルックスは著書『メロドラマ的想像力』で、グリフィスが監督した『嵐の孤児』（1921）の家庭メロドラマに表出される女性のヒステリー的身体について述べている。メロドラマに典型的な行き詰まり、あるいは感情的危機の瞬間に、抑圧されたものの認識をあらわにする手段として、台詞として言語化しえない硬直した身体が、タブロー単位の映画表現として提出されるという主張である²¹。

このようなタブロー単位での映画表現は、グリフィス以前の初期映画にも使用が認められている²²。それらは、更に、映画のナラティブ上

3.2. 『路上の靈魂』におけるタブロー単位での映画表現

アメリカ映画の表現技巧を導入した『路上の靈魂』においても静止画面は、顔の形象化をもたらしクローズアップ、あるいは、多重露光を用いた場面において頻出する。それらは紀行、道行を示す俯瞰ショットと組み合わせられることで、映画のナラティブを紡ぎあげていく²⁴。アメリカ映画の役者たちは、強力にコード化され、その記号としての機能が観客にじゅうぶん了解される身体の修辞法を使用した。純映画劇運動の一つの帰結としての『路上の靈魂』では、日本の伝統芸能の振る舞いを抑圧する意図により、身体の型と情動表現が明確には対応せず、ナラティブを駆動する表現として活かされなかった。例えば、同作に見られる老父と息子の「寛容」と「不寛容」という対立する情動的

に展開された一連のイメージを管理する機能を持ち、映画における動きの表現が、スチールイメージ（写真）のように一時膠着化すると同時に、役者の身ぶりが固定することで中断と干渉が与えられ、一連の出来事の解決ならびに場面の重要性を提示する役割を担った。純映画劇運動と同様、アメリカ映画史の文脈においても1908年以降の映画館（motion picture theater）の爆発的拡大など興行上の必要から、活弁士などの外的要件によらず映画のナラティブを管理する必要が生じ、物語上の重要度が高い場面で静止画面を導入し感情の視覚的要約を示す実験が試みられたのである²³。

態度は、洗練されたパントマイムに動機づけられているとは言いがたい。

『路上の靈魂』においては「靈魂」を奪われた人物の顔面や死体としての身体表象が、静止画面によって示されている。それらは、今ここにある特定の対象を指示するという指標的機能を有している。アイリスの技巧を用い、静止画面に切り取られているのは、眠りという身体活動の休止におかれた子どもたちの顔面であったり、家庭や音楽活動から放逐され魂を奪われた抜け殻の身体であったりする。すなわち同作では、グリフィス映画におけるように、静止画面が登場人物の造形に寄与するのではなく人物の物理的痕跡を保持した遺影として導入されているのである。



図1 眠る子ども



図2 貧窮に倒れる妻



図3 天に召された少女



図4 命を奪われた音楽家

『路上の靈魂』においてこのようなイメージが出現するのは、例外的状況の切迫さとその状況の克服が、超越神に対して投企されるメロドラマ的場面においてではない。その例として、同作が『イントレランス』の構成を受けて導入した平行編集 (parallel editing) の技法において、音楽家一家と放浪者の道行が対比されるが、別荘においてクリスマス・パーティーを楽しむ放浪者に対して、山荘から放逐された音楽家一家それぞれの人物たちの顔面が、クローズアップで示されている。それらは、一様に目を閉じ、特性を奪われて路上に放擲された人間の抜け殻である (図1、2、3、4参照)。

これら人物の動きが抑制された画面には、ほ

かにもいくつかの共通点がある。第一に、スチールイメージ (写真) の特徴になぞらえるかのごとく、身体や精神の活動から切り離された複製としての幽霊的なイメージが露呈して、音楽家一家個々人の靈魂 = アイデンティティを奪っているという点、第二に、人物の痕跡を遺影のように投射し、写真のもつインデックスとしての性質を顕在化している点である。これらの静止画面はいずれもアメリカ映画のヒステリーの身体表象に見られるような切迫した状況への解決法として導入されたものではなく、幽霊や靈魂を画面上に留めるという欲望に貫かれており、映画のナラティブの情動的導線としての機能は薄いと考えられる。紹介した四つの画

面は、人物がそこにかつてあったあるいは今ここにあるという存在の確証をめぐる指標的機能を凝縮して示す画面であり、過去の瞬間の再現

3.2. 身体の痕跡

『路上の靈魂』には、アメリカ映画より移入した表現技巧として多重露光を用いた映画表現も出現する。それらは靈魂を奪われた身体の痕跡を写しとり、ナラティヴを異化する映画表現を編み上げていく。

例えば、納屋のわらの中に横たえられた妻と娘に外套をかけ、自分もまた疲弊した元音楽家である浩一郎の前に、過去の自分の幻影が現れる(図5)。「お前の、そのみすばらしい姿はなんだ」と現在の浩一郎を責め立てる、学生服姿の彼自身の幻影は、「お前の芸術はどうしたのだ。弾けるのならこれ弾いてみる」と言い残し、浩一郎にヴァイオリンを投げつける。浩



図5 若かりし頃の浩一郎

以上述べた映画表現は、人物の関係性を寓意的に示すエンブレムとしての機能も、登場人物の感情を縮約するメロドラマ的効果も担っておらず、更には、実質的に物語を駆動する導線としての役割も果たしていない。『路上の靈

でありかつ現在時のダイクシス(直示)であるというインデックスがはらむ二つの時間性に貫かれている。

一郎がヴァイオリンを手にとって弾くと、幻影は「馬鹿!」と言い捨てて消えていく。浩一郎自身の幻影は、多重露光によって撮影されており、靈魂が物質としての身体と切り離され、明滅し、動きのあるイメージの中にとらえられているのである。

また、同作には、サンタクロースの亡霊が出現する。別荘の令嬢の部屋を舞台に、ベッドに眠りについた令嬢の幸福な寝顔が映される。そこへ、サンタクロースが現れ、枕元にプレゼントを置き、消え去っていく(図6)。サンタクロースもまた、多重露光によって画面に投射された幽霊としてのイメージである。



図6 サンタクロースの亡霊

魂』において投射されるのは、単純な物と化した身体や、それらに放擲された心象風景のような幽霊的イメージである。そして、ナラティヴに連結されるタブロー単位での映画表現は、アメリカ映画の技法の形式的導入に留まっている

がゆえに、よりいっそう、そのインデックスとしての性質を顕在化させるのである。

以上に述べたように、『路上の靈魂』における静止画面は、スチールイメージ（写真）の特性をあらわにする。写真に近似する指標としてのこれらのイメージの配置に具体性を与えるために、本稿は最後に、ドゥルーズの情動についての議論との接続を試みる。

ドゥルーズにおいてイメージが喚起する情動とは、感情イメージの「現実的連結」と「潜在的接続」において論じられる²⁵。写真的表象として断片化されたイメージは、観客に「感情（emotion）」として認知されることなく、意識による活動を経ずに知覚される情動の次元で、生理的、神経的作用を喚起する。それは、「現実的連結」を伴って起動し、「潜在的接続」においては前個体的な特異性に保存され

4. 視覚的無意識と映画表現の運動性

従来アメリカの初期映画研究では、主にタブローとして造形される静止画面に主にメロドラマ的効果への貢献という評価を与えてきた。しかし、日本映画の黎明期に製作された『路上の靈魂』には、そのような感情の視覚的要約のみには還元されない、路上に靈魂を失われた身体を指示するという写真イメージの存在論的な指標性の導入が見受けられる。『路上の靈魂』では、スチールイメージ（写真）のインデックスとしての機能を露呈した映画表現が、観客の視覚的無意識を統制し「前個体的情動」（ドゥルーズ）を喚起するうえで重要な役割を果たしている。

る²⁶。感情イメージは、単体では時空座標における固定点をもたない。つまり、人称化されることなく断片的に体験されるが、「現実的連結」として現働化されることによって、観客に感情として経験されるのである。これら映画の時空間へ投げ出された静止画面は、観客の意識、無意識的な活動によって映画物語の有機的な連鎖へと送り返され、彼／彼女に触覚的な経験を与えたと考えられる²⁷。

以上に例示した黎明期の日本映画における静止画面群は、感情としてコード化されることなく、情動の次元の「潜在的接続」に留まっているとすることができるだろう。そのおりに画面の物質性自体が提示され、写真のもつ指標的機能が露見する。観客の視覚的無意識に、断続的な写真の投射としての映画技術それ自体を刻印するのである。

映画のナラティブを異化する静止画面は、映画の物語性のみならず収束されない注意喚起的な要素として映画言説にその付置を模索している。スチールイメージ（写真）の物質性それ自体を顕在化する場面は、スタン・ブラッケージ等の実験映画にとどまらずデジタルフィルムの静止画面挿入にも用いられており、昨今の映画表現にも刻印されている事実は指摘しておく必要があるだろう。

とくに、2000年以降の映画と写真における議論は、デジタル時代のメディア特性に応じた、インデックスの機能性を基軸に展開されている。ドーンはマイケル・ス

ノー『So Is This』(1982)やフリッツ・ラング『M』(1931)が、インデックスのもつ「trace(痕跡)」と「deixis(直示)」という二つの機能を活性化させていると論じ²⁸、この議論と関連して、ガニングは映画の「motion(動き)」と連動するインデックス的なリアリズムを考察してい

る²⁹。

1910年代における純映画劇運動は失敗に終わったと考えられているが、以上のようなインデックスに関する議論の射程を検討するうえでも、黎明期日本映画における静止画面に注目する意義は大きいと考えられる。

註

- 1 ブルースターおよびジェイコブズは、19世末の演劇用語から初期映画に適用される「タブロー (tableau)」概念を分節する。彼らは用語の混同を避けるために、より広範な場面で適用される、強い絵画的、叙述的映画イメージを「絵画 (picture)」と言及し、これに対して「タブロー (tableau)」とは、狭義で、舞台上および映画において動きを膠着させることにより「人工的、絵画的効果」(Pougin)を達成したものと定義される。Brewster, Ben and Jacobs, Lea. *Theatre to Cinema*, Oxford University Press, 1997, pp.38.
- 2 Ibid, pp.48-78.
- 3 Fried, Michael. *Absorption and Theatricality: Painting and Beholder in the Age of Diderot*, University of Chicago Press, 1988.
- 4 婦山教正(1917)『活動写真劇の制作と撮影法』正光社.
- 5 クリスチャン・メッツは「映画——言語か言語活動か」において、映画の叙述性に言及するさいに、写真との相違を次のように論じている。「写真が物語を語るのは、写真が映画を真似る場合だけである。(中略) 写真は物語ることにおよそ適していないために、物語ろうとすればそれは映画となってしまう。」クリスチャン・メッツ『映画における意味作用に関する試論: 映画記号学の基本問題』浅沼圭司監訳、水声社、2005年、84-85頁。(= Metz, Christian., *Film Language: A Semiotics of the Cinema*, trans. Taylor, Michael., New York: Oxford University Press, 1974.)
- 6 バザンは写真の客観性に関して以下のように語っている。「映画は、写真の客観性を時間の中で完成させたもののように思われる」アンドレ・バザン『映画とは何かII 映像言語の問題』小海永二訳、美術出版社、1970年、23頁。(= Bazin André., *Qu'est-ce que le cinéma?*, Éditions du Cerf, 1958-1962.)
- 7 バルトは、写真での被写体の固定化が、映画において絶えず否定される現象を説明する。ロラン・バルト『明るい部屋—写真についての覚書』花輪光訳、みすず書房、1985年、96頁。(= Barthes, Roland. *La Chambre Claire: Note sur la photographie*, Édition de l'Étoile, Gallimard, Le Seuil, 1980.)
- 8 ドゥルーズは、映画の運動イメージを分類するさいに、スチールイメージ(写真)の機能について論じている。スチールイメージ(写真)を個別の対象として取り出すのではなく、連続するイメージと複合的に解釈する必要があり、ナラティブイメージの連鎖によって重層的に編成される、映画記号の基本的単位として抽出した。ドゥルーズ『シネマ1 運動イメージ』財津理、斎藤範訳、法政大学出版局、2008年。(= Deleuze, Gilles., *Cinéma 1: L'Image-Mouvement*, Les Édition de Minuit, Paris, 1983.)
- 9 Gunning, Tom. "Now You See It, Now You Don't: The Temporality of the Cinema of Attractions" Richard Abel, ed., *Silent Film*, New Brunswick: Rutgers University Press, 1996, pp.71-84.
- 10 「スチールイメージ(写真)とは、装置における視覚の抑制として活動に折り込まれた細胞状の集合体である。そしてその後、視聴者の鏡のような無意識の凝結と置き換えによってであるかのように視野に(視野へ)戻る。」Stewart, Garrett. *Between Film and Screen: Modernism's Photo Synthesis*, Chicago, IL: University of Chicago Press, 1999, pp.5.
- 11 ギャレット・スチュワートは、スチールイメージ(写真)が物語映画から生起する例として、フォトパンを用いた『ブレードランナー』(1982)と古典的ハリウッド映画の代表作である『素晴らしき哉、人生!』(1946)を比較している。また、フリーズフレームは、フリッツ・ラングの映画『激怒』(1936)に特徴化すると論じている。Ibid, pp.9.
- 12 リオータルは、より詳細に、不動性が強調された「生きたタブロー (tableau vivant)」と叙情的要約をもたらす静止映画表現

とを区別している。スチールイメージ(写真)による映画表現には、縮約された感情のメッセージを伝達するタブロー単位での画面のみならず、写真の機能に近似し観客を不意に襲うことによって情動を喚起する微細なイメージが頻出するからである。本稿では、一定時間持続する静止画面と映像の一コマとして瞬時に消費されてしまうイメージとをあえて区別せず映画に組み込まれた静止画面のもつ指標(インデックス)性に着眼する。Lyotard, Jean François. "Acinema", Rosen, Philip, ed. *Narrative, Apparatus, Ideology: A Film Theory Reader*, Columbia University Press, 1986.

- 13 純映画劇運動の証言の検証については、下記の文献に詳しい。山本喜久男『日本映画における外国映画の影響——比較映画史研究』早稲田大学出版会, 1983年。
- 14 『キネマ旬報』1919年9月21日, 2頁、飯島正『日本映画史 上巻』1955年, 23頁。
- 15 『キネマ旬報』1922年11月21日。
- 16 佐藤忠男『日本映画の誕生』岩波書店, 1985年, 251頁。
- 17 飯島は以下のようにも述べている。「カット・バック的な話術も、時と場所を一致させた舞台劇のアイデアに似たものであり、結局こういうことは小山内薫の指導下で、やはり演劇人である村田実が監督した作品である以上しかたがなかった」飯島正『日本映画史 上巻』1955年, 36-39頁。
- 18 山本喜久男『日本映画における外国映画の影響——比較映画史研究』早稲田大学出版会, 1983年, 105頁。
- 19 藤井康生「小山内薫と『路上の霊魂』」『近代演劇研究』3号, 2011年10月, PP.4-14.
- 20 小山内薫映画群のドラマ構成に関しては、下記の文献が詳細な報告を行っている。Joyce E. Jesinowski, *Thinking in Pictures: Dramatic Structure in D.W. Griffith's Films*, University of California Press, 1987.
- 21 Peter Brooks, *The Melodramatic Imagination: Balzac, Henry James, Melodrama and the Mode of Excess*, New Haven: Yale University Press, 1976, pp. xi. (=ブルックス『メロドラマの想像力』四方田犬彦・木村慧子訳、産業図書、2002年。)
- 22 Elsaesser, Thomas, ed. *Early Cinema, Space, Frame Narrative*, British Film Institute, 1990.
- 23 Gunning, Tom. *Weaving a Narrative——Style and Economic Background in Griffith's Biograph film*, Elsaesser, Thomas, (1990) *Early Cinema, Space, Frame Narrative*, British Film Institute.
- 24 ドゥルーズは、グリフィスの作品における人物の顔面のクロースアップの機能について、次のように論じる。「クロースアップは有名であり、そこでは、すべてが、女性の顔の純粹で優しい輪郭のために有機的に組織されている(特にアイリスの技法)」あるいは、「なるほど、それら様々な顔が直接に継起するということはないが、しかしグリフィスにとって重要な二項構造(私的—公的、個人—集团的)にしたがって、それらの顔のクロースアップがロングショットと交替してゆくのは確かである」ドゥルーズ『シネマ1 運動イメージ』財津理、斎藤範訳、法政大学出版局, 2008年, pp.158.(=Deleuze, Gilles., *Cinéma 1 : L'Image-Mouvement*, Les Édition de Minuit, Paris, 1983.)
- 25 ドゥルーズは『裁かるるジャンヌ』("La Passion de Jeanne d'Arc", 1928)における、断片化されたジャンヌの顔のクロースアップショットを例に挙げて感情イメージを議論する。
- 26 「情動は非人称的なものであり、個体化された事物状態から区別されるものである」Ibid, pp.140-175.
- 27 触覚的な経験に関しては、映画のショック効果をダダイズムとの関連において論じた以下の議論を参照。ベンヤミン「複製技術時代の芸術作品」高木久雄・高原宏平訳『ベンヤミン著作集2 複製技術時代の芸術』晶文社、1970年。(=Walter Benjamin, *Das Kunstwerk im Zeitalter seiner technischen Reproduzierbarkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1963.)
- 28 Done, Mary Ann., *The Indexical Reality and the Concept of Medium Specificity*, *Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Brown University, 2007, pp.137-141.
- 29 Gunning, Tom., *Moving Away from the Index: Cinema and the Impression of Reality*, *Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Brown University, 2007.

参考文献

- Brewster, Ben and Jacobs Lea. *Theatre to Cinema*, Oxford University Press, 1997.
- Done, Mary Ann., *Indexicality: Trace and Sign: Introduction*, *Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Brown University, 2007.
- Elsaesser, Thomas., *Early Cinema, Space, Frame Narrative*, British Film Institute, 1990.

- 牛原虚彦「路上の靈魂」シナリオ作家協会編『日本シナリオ大系』シナリオ文庫, 1973年, PP.19-42.
- 藤井康生「小山内薫と『路上の靈魂』」『近代演劇研究』3号, 2011年10月, PP.4-14
- Gunning, Tom, D.W. *Griffith and the Origins of American Narrative Film: The Early Years at Biograph*, Urbana and Chicago, University of Illinois Press, 1991.
- 人見嘉久彦「"動く"小山内薫-映画『路上の靈魂』を見て」『FB: 映画研究誌』FB編集同人編, 1996年, PP.15-18.
- 今村太平『日本芸術と映画』菅書店, 1941年.
- 北野圭介「<タブロー>と<仮面>の間——日本映画を再理論化するために」『思想』997号, 2007年5月, PP.43-63.
- 熊谷知子「『新劇場』と『至誠殿』——小山内薫の宗教信仰における一考察——」『文学研究論集』37号, 明治大学大学院文学研究科編, 2012年, PP.151-165.
- 黒澤清, 吉見俊哉, 四方田犬彦, 李鳳宇編『日本映画は生きている 第二巻映画史を読み直す』岩波書店, 2010年.
- レフ・マノヴィッチ『ニューメディアの言語』堀潤之訳, 2013年. (=Manovich, Lev. *The Language of New Media*, MIT Press, 2001.)
- 溝淵園子「小山内薫の自由劇場——「模倣」と「創作」の間で——」『近代文学試論』50号, 2012年12月, PP.205-213.
- 中沢弥「小山内薫とメディア」『湘南国際短期大学紀要』11号, 湘南国際女子短期大学編, 2003年, PP.108-197.
- Perce, Charles Sanders. *Collected Papers of Charles Sanders Perce. Vol.2. Elements of Logic*. Ed. Charles Hartshorne and Paul Weiss. Cambridge, MA: HARVARD UP, 1952.
- Rodwick, D.N., *The Virtual Life of Film*, 2007.
- 佐藤忠男『日本映画の誕生』岩波書店, 1985年.
- 佐藤忠男『無声映画の完成』岩波書店, 1986年.
- 松竹株式会社『キネマの世紀: 映画の百年、松竹の百年 「路上の靈魂」から「釣りバカ日誌」まで』松竹映像本部映像渉外室, 1995年.
- 田中純一郎『日本映画発達史1』中央公論社, 1957年.
- 山本喜久男「解釈と実感の物語性-「路上の靈魂」と「イントレランス」の比較」『比較文学年誌』11号, 早稲田大学比較文学研究室「比較文学年誌」編集委員会編, 1975年, PP.68-83.
- Williams, Linda. *Playing the race card: melodramas of Black and white from Uncle Tom to O.J. Simpson*, Princeton University Press, 2001.



難波 阿丹 (なんば・あんに)

[出身大学又は最終学歴] 東京大学教養学部卒、東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

[専攻領域] 文学・物語理論、映画史・映画理論、メディア研究

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

『映画の Narrative Discourse の機能に関する考察—映画研究における Lignes de temps の活用』『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』第 81 号、2011 年 11 月。

『シンポジウム報告『映画、建築、記憶』—諏訪敦彦氏、五十嵐太郎氏を招いて、東日本大震災以降の表象可能性を考える—』『東京大学大学院情報学環紀要 調査研究編』第 29 号 (共著論文) 2013 年 3 月。

『映画言説におけるフォトグラムの機能—D.W.グリフィス作品における「フォトグラム」の映像実践—』『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』第 85 号、2013 年 10 月。

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程、帝京大学医学部・医療技術学部講師

[所属学会] 表象文化論学会、日本映像学会、日本マスコミュニケーション学会、Society for Cinema and Media Studies

Indexical Image Expressions in the Japanese Movie Dawn ——"Souls on the Road" (1921) and The Pure Film Movement

Anni Namba*

Abstract

This article attempts to examine the still image expressions in the Japanese movie dawn. It assumes that the function of the still images is considered as its nature of "indexicality". This paper deals with Japanese early film, especially "Souls on the Road" (1921), which was directed by Kaoru Osanai, who had involved in "The Pure Film Movement". The film adopts the still images like "tableau", which had been introduced as one of the "classical hollywood films" grammar in order to control their emotional affects to the audiences.

In this viewpoint, this paper proposes the new way of thinking the relationship between still images and filmic discourse related with their indexical expressions. Furthermore, it focuses on the technical effects that accesses the physical trace of the "Souls".

"Souls on the Road" and The Pure Film Movement are considered to be appropriate for this scheme because of the indexical organizations introduced by the method different from the expressions of American films, when Japanese motion pictures changed over to "narrative films" in the 1920s.

*Doctoral Course Student, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : The Pure Film Movement, Still Images, Tableau, Index, Icon

ライブオーディエンスのTwitter利用の特徴とその様相

—お笑いライブ参加とTwitter利用の相互作用について—

Usage of Twitter on a Live Japanese Comedy Performance:
Interaction between the live performance experience and Twitter use

高橋 みちな*

Michina TAKAHASHI

1. 研究背景と目的

Twitterの利用者数は近年増加の一途を辿っており、2012年12月の時点で月間アクティブユーザー数が2億人を超えたと報告されている¹⁾。Twitter利用者に関しては、利用者間のネットワーク分析ならびに利用者による投稿の内容分析についての研究が多くなされている。前者については、利用者間情報伝播に関する研究 (Cha, Haddadi, Benevenuto, and Gummadi., 2010)、利用者のフォロー/フォロワー関係によるネットワークの研究 (小出・斉藤・風間・鳥海, 2013)がある。後者については、内容分類を提案する研究 (Dann, 2010; Honeycutt, and Herring, 2009; Java, Song, Finin, and Tseng, 2007; Jansen, Zhang, Sobel, and Chowdury, 2009)、日本では東日本大震災の際の投稿データからキーワードを抽出しその投稿傾向を数量的に分析する研究 (梅島・宮部・荒牧・灘本, 2011; 須田・小嶋・伊藤・石亀・鳥海, 2013)がなされている。しかしながら、Twitter利用の在り方(具体的

には利用方法・利用行動ならびに時間的推移によるそれらの変化、あるいは利用者同士のコミュニケーションの様相)を具体的なツイートのレベルまで検討した研究は管見の限りほとんど存在しない。

Twitter利用の在り方に大きく影響を与える要因として、Twitterのアーキテクチャが挙げられる。140字という制約、リプライ(返信)・リツイート(再投稿)・ハッシュタグ²⁾などの機能、PC・携帯電話・スマートフォンなど複数の手段により利用可能といった点がコミュニケーションの即時性・共時性・偶発性・選択的な同期性の面でその利用の在り方に影響を与えている(濱野, 2008: 203-204)。しかしアーキテクチャはその利用の在り方を完全に決めるものではない。利用者は様々な機能用途に応じて利用するため、予め利用の在り方は決められないのである。やや大袈裟かもしれないが、利用者が創造的に利用法を生み出しているといえるかもしれない。本論文では、お笑

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード: Twitter、ライブ、オーディエンス、コミュニティ、テレビ

いライブ参加時のTwitter利用に関して実際のデータを分析することにより、現実の出来事とTwitter利用との相互作用を示すことを目的とする。

従来、「ライブ」というと音楽の生演奏が想定され、ポピュラー音楽研究の分野で自明のものとして語られてきた（宮入・佐藤 2011：19）。しかし近年、ライブと銘打った様々なイベントが行われるようになっている。本論文

では研究の第一歩として、筆者が長年関与してきたお笑いライブを対象とする。なお、お笑いライブは1980年代後半頃から寄席とは異なる演芸場や劇場で行われるようになったライブである。これは都市部で誕生した比較的新しいものであり、今回の検討は、ある種のオーディエンス・コミュニティの初期段階の記録としての意義も考えられる。

2. お笑いライブ参加におけるTwitter利用とは

2.1 対象メッセージデータについて

対象とするデータは、お笑いライブ「第二回 鬼ヶ島単独ライブ『地獄への通学路』」に関する投稿である。今回は、オーディエンス5名（A・B・C・D・E）ならびにDのフォロワー（X）の計6名の投稿を対象とした。なお、A・B・C・D・Eの5名はTwitter上でフォローをし合っており、互いの投稿を各自のタイムライン上で閲覧することができる関係にあった。XはDをフォローしている者であった。

当該ライブは、プロダクション人力舎所属のお笑い芸人「鬼ヶ島」（野田祐介・大川原篤史・和田貴志）による単独ライブ公演であり、2011年12月17日から18日にかけて東京都杉並区にある劇場「座・高円寺2」にて全3公演（17日19時開演・18日14時開演・18時開演）が開催された。公演ではコントが6作品演じられ、それぞれの幕間にはVTRによるコントが流された。公演時間は約2時間であり、途中

休憩はなかった。なお、B・C・Dは18日14時の公演を、Aは18日18時の公演を、Eは17日19時と18日18時の公演の2回をそれぞれ鑑賞した。Xはいずれの公演も鑑賞していない。

対象となったメッセージ数は計34であり、うち8メッセージが他者へのリプライ、3メッセージが他者の投稿のリツイートであった。なお調査時点（2011年12月）では、Twitterを利用してお笑いライブに参加するオーディエンスは限られており、キーワード検索による投稿の抽出も数が限られてしまった。そのため今回は、当該ライブについての投稿を行っており、筆者がTwitterを通じてメッセージ内容を研究に利用するための許諾をとることができた計6名による投稿を対象とした。これは投稿の著作権と投稿者のプライバシーも考慮した判断である。

2.2 お笑いライブに際するTwitterメッセージの分類

お笑いライブに限らず、ライブ体験に際し投稿されたTwitterのメッセージ分類は管見の限り存在しない。そこで、筆者のこれまでのお笑いオーディエンスに対する観察、およびライブに際するTwitter投稿の経験にもとづき、お笑

いライブの際に投稿されるTwitterメッセージの分類を作成した（表1は分類とそれに含まれるメッセージの例を示す）。これにより、メッセージは時間軸（投稿のタイミング）と投稿者のライブ体験に関わる軸で分類される。

表1 お笑いライブに際し投稿されるTwitterメッセージの分類

	投稿タイミング	分類	メッセージ内容
(1)	開演前	参加報告	向かっていること・会場にいること・期待感等 (例:「今から向かいます」「楽しみ!」)
(2)		レポート	会場の様子・当日券や物販の販売状況等の情報 (例:「すごい人」「グッズ売り切れた」)
(3)	終演後	終了報告	ライブが終わったこと・ライブ後の行動報告 (例:「終わってご飯食べながらライブ話中」)
(4)		感想	おもしろかった・つまらなかった等の感情 (例:「面白かった」「今日のネタはイマイチ」)
(5)		レポート	披露されたネタ・ライブの構成・出演者の発言や 服装・使用BGM、客席の反応等の情報 (例:「スーツだった」「企画は大喜利だった」)
(6)		意見	芸人への思い・ネタの解釈等の批評・考察 (例:「あのネタはオチを変えた方がいい」)

具体的には、時間軸（投稿のタイミング）を「開演前」・「終演後」の2種類に、ライブ体験に関わる軸を「報告」・「レポート」・「感想」・「意見」の4種類に分類した。ただし、「感想」・「意見」はライブの内容に関係するものとしたため、「開演前」には存在しえない。このため、全体の分類は、6種類となった。分類にあたり、複数の要素を持っている投

稿については、メッセージの主要な部分にもとづいて分類した。

表2には、今回対象とする2.1節のお笑いライブ参加時の投稿数をまとめた。演目や出演者など公演に関する内容についての主観的なメッセージである「(6)意見」の割合が最も高いことがわかる。

表2 対象ライブに際し投稿されたTwitterメッセージの分類ごとの数と割合

	投稿タイミング	分類	投稿数	割合
(1)	開演前	参加報告	4	11.8%
(2)		開演前レポート	1	2.9%
(3)	終演後	終了報告	3	8.8%
(4)		感想	5	14.7%
(5)		終了後レポート	3	8.8%
(6)		意見	18	52.9%

なお、現行のお笑いライブは開演中に携帯電話・スマートフォンなどを使用できないものがほとんどである。本論文で対象としたお笑いラ

イブも禁止されていたため、上記の分類には開演中のメッセージに関するものは含まれていない。

3. お笑いライブに際するTwitter利用の実際

本章では、2.2節で分類したお笑いライブに際し投稿されたメッセージの内容を分類ごとに具体的に検討し、お笑いライブ参加とTwitter利用の相互作用の様相を示す。なお、わかりやすさを考慮し、調査対象者が鑑賞した公演の開

催日・開演時間を問わずライブ参加時に発生する出来事の順に対応するよう投稿を例示する。3.1節・3.2節が開演前、3.3節から3.6節までが終演後の投稿である。

3.1 (1) 参加報告

まず「(1) 参加報告」に該当するメッセージを例示する。以下は、18日昼公演を見に大阪から東京に向かう旨を記したDの投稿である。

D1 「と、いうわけで今から東京行きます！」 posted at 2011.12.17 23:08:18

この投稿に対し、GのフォロワーであるXから反応（リプライ）があった。

X2 「@D え！いな☆なんかの観覧ですか？」 posted at 2011.12.17 23:10:00

D3 「@X鬼ヶ島の単独ですー」 posted at 2011.12.17 23:30:30

些細な会話であるが、これがDの今回のライブ体験のはじまりである。D1の語尾についた

「！」マークから、ライブが楽しみであるという感情の高揚や期待感がうかがえる。

また、Eは17日の公演に向かう際、自分と相互フォローの関係にあり、当日昼に別のお笑いライブに参加したPに対して次のリプライを送っている。

E4 「@P おつです！楽しかったようで何よりっす！こっちは鬼ヶ島会場に向かってますよー」 posted at 2011.12.17 17:40:17

E4は、Pが鑑賞したライブの楽しさを共有し、E自身はこれから「鬼ヶ島」のライブに参加することを伝えている。他者のライブ体験を受けて、自身がこれから鑑賞するライブへの期待感を膨らませていることが伝わる交流である。

3.2 (2) 開演前レポート

続いてライブ前に投稿された「(2) レポート」のメッセージを示す。以下は、18日の昼公演にやってきたBの投稿である。

B5 「わたしの前で鬼ヶ島ボールペン売り切れ…！」 2011.12.18 13:51:08

3.3 (3) 終了報告

次に、ライブ後の「(3) 終了報告」としてのメッセージを例示する。

A6 「若武者→鬼ヶ島単独の素敵なハシゴが終わった。今年ももう終わりだなあ。」 2011.12.18 20:38:16

E7 「鬼ヶ島単独三公演目（見るのは二回目）行ってきました！この流れで新宿駅の鬼ヶ島表紙an（筆者注：無料配布されているアルバイト情報誌）の山を見ると、まるでまだコントが続いているかのような…」 2011.12.18 20:47:54

AとEは18日の夜公演を鑑賞した。A6では、公演前に別のライブに行っていたために、その「ハシゴ」が終わったことを中心に、ライブ終了を報告している。E7では、ライブの終了報告がなされるとともに、ライブ後の自らの行動

3.4 (4) 感想

続いて「(4) 感想」として投稿されたメッセージを例示する。

E9 「おにがしま単独終了ーおにがし

これは、会場限定で販売されるライブグッズを購入しようとしたが、目前で売り切れたことの悔しさを含めたグッズ販売状況の報告である。

によるライブの余韻が記されている。

C8 「鬼ヶ島単独→GO!GO!ライブ終了。今日お付き合いくださったみなさまほんとうにありがとうございました。楽しかったです。」 2011.12.18 22:54:08

Cは18日の昼公演を鑑賞し、その後別のライブに参加し、それらの終了を投稿した。C8は、その際共に行動した仲間へ感謝の意を示す投稿である。不特定多数の人間が目にするTwitterに仲間内の交流を記述するこの投稿は、相手を明示しなくとも分かるだろうという推測のもとにある曖昧さとゆるやかさのあるコミュニケーションを示す。Twitterによるオーディエンス同士の繋がりや在り方の一端が見て取れよう。

ますきだー」 2011.12.17 21:41:32

E10 「鬼ヶ島サイコーー!!両方の意味でー!!!」 2011.12.17 22:06:28

D11 「鬼ヶ島単独昼公演終了ー！」

あー、、、笑い疲れた…」2011.12.18
16:53:10

B12「鬼ヶ島単独楽しかったー！ザマンザの後の最初のライブが鬼ヶ島でよかったー！」2011.12.18 17:55:49

D13「大阪に帰ってきて電車の中です。今回は日帰りだったけど、なかなか濃密な時間を過ごせてよかったなあ、と。鬼ヶ島単独は当然面白かったし、Go!Go!Liveも楽しかったなあ」2011.12.19 06:56:48

3.5 (5) 終演後レポート

「(5) 終演後レポート」としては、次のような投稿が見られた。

E14「エンドトークの「やっと終わった」「やっと終わったとか言うな！」て言い争いからの三人での罵り合い、昔東京03（筆者注：お笑い芸人）もやってたよねwいいなあ！」2011.12.18 21:05:30

B15「鬼ヶ島単独千秋楽終わったのでちょっとだけ。ライブ中に全員で玉入れしたんだぜ…！座席に「玉」が置いてあった時の怖面白さ…！細かい所までこってて素晴らしかった。ネタは120%鬼ヶ島でもっと見たいわ。昼の部カメラ入ってたのでDVD化するんじゃないかな？ってちょっと期待しちゃう。」2011.12.18 22:31:35

ライブ後、Eは出演者に対する自らの思いを（E9・E10）、Dは笑い疲れたことを（D11）、Bは楽しい気持ちを投稿した（B12）。また、Bの投稿からは前日にテレビ放送された漫才コンテスト『THE MANZAI 2011』（フジテレビ）（メッセージ中「ザマンザ」）から立て続けに好みのお笑いを見られた満足感が伝えられている。なお、大阪から東京にライブを見に来ていたDは、大阪に戻ってからも「面白かった」と投稿している（D13）。

A16「鬼ヶ島単独、爆笑問題から花が来ていたのが嬉しかった。タイタンライブに出たからかな？この関係性、大事に大事に育てていきます様に。関根さん親子やレッカペのプロデューサーさんから来てたのもとても素晴らしい。」2011.12.18 22:50:57

E14は、ライブのエンディングトークの内容に触れている。BはTwitterで千秋楽が終了したことを確認し、ライブの内容に言及するB15を投稿した。A16は会場に届いていた花についての報告とそれに対する思いを述べている。これらはいずれも語り手の考えや判断が含まれるが、プログラムやライブ会場に関する客観的なレポートである。

3.6 (6) 意見

最後に「(6) 意見」すなわちライブで見た芸人やネタに対する批評・考察として投稿されたメッセージを例示する。

E17 「やっぱり鬼ヶ島にはドグラマグラが似合うなー、別に本人たちは意識してなさそうなのがあまた良いじゃありませんか」
2011.12.18 20:58:35

E18 「ラジオとかテレビとか、ここ数ヶ月いろんな媒体で鬼ヶ島見れたけど、ライブのパワーはやっぱり次元が違いますね〜。ライブの鬼ヶ島最強すぎます！」 2011.12.18 21:14:41

C19 「鬼ヶ島すごかったなあ。ふたりでネタ作っててひとりにはネタ考えなくて、それであのブレなさって。私は世にも奇妙な物語と笑わせえるすまんが心底恐ろしかった子供なので、あの世界はほんとうに恐ろしい。理屈も通じない、救いも約束されない世界。純粹な恐怖は、そのまま笑いだった。」
2011.12.18 23:02:29

C20 「「運動会」が怖かったなー。あれ、そのまんま丸尾末広に漫画にしてもらいたいよ。」 2011.12.18 23:04:58

E21 「運動会の大川原さん、鬼ヶ島女生徒役史上最高のキュートさだったわあ…」
2011.12.18 23:45:08

E22 「単独ライブ中に（しかもあんなオチの直後に）お客さん参加のアトラクション入るって、もうなんすかね、どういう脳の作りしてたらそんなことが思いつくんすかねえっつって」 2011.12.18 23:47:33

Eは「鬼ヶ島」が持つ世界観に関する意見（E17）、最近の「鬼ヶ島」の活動と今回のライブを比較した意見（E18）、出演者に対する思い（E21）、ライブの内容・構成に対する賛辞（E22）を述べている。Cはライブの世界観を中心に思いを述べている（C19・C20）。C19・C20はライブ全体やネタの世界観に関連する他の作品を対比的に示しており、ネタに対する考察の要素を持つ。Cのこれらの投稿に対し、Eは次のように反応した。

E23 「@C あの眼帯の野田さん（筆者注：「運動会」における野田祐介）のファンになっちゃいましたよ！他の野田さんと別人すぎます！」 2011.12.18 23:18:45

C24 「@E 個人的に、あれで足元が下駄だったら本気で丸尾末広の漫画の登場人物でした！あとは江戸川乱歩とか。眼帯の説明もなんもないのに、あれだけで異常性がびしびし伝わってくるのがすごかったです……。」 2011.12.18 23:25:39

E23は、C20の投稿に対するリプライである。C20の投稿をきっかけに2人の間ではライブの世界観が共有されていることが確認された。ここでCとEは、短時間に複数の投稿連続で行ったり（E17-18・C19-20・E21-22）、リプライを重ねたりしている（C20-E23-C24）。これは、Twitterを介して両者の間にライブの余韻が継続しているために、更新間隔の短い投稿・リプライがなされているものと考えられる。

また、Eは自分がフォローしている他者（Q・R・S）の投稿をリツイートし、自らの感想を投稿している。

E25 「グランジ惚れます！ RT @Q: 昨日の鬼ヶ島単独を、グランジ（筆者注：お笑い芸人）が観に来ていた。ご自身たちが認定されている大会（筆者注：『THE MANZAI 2011』）を見ずして鬼ライブに来る心意気。」 2011.12.18 21:00:34

E26 「RT @R: 第二回鬼ヶ島単独ライブ「地獄への通学路」行きました。とにかく個々のネタの密度が濃い。コンセプチュアルで美しい舞台。面白かったです。」 2011.12.18 21:39:32

E27 「今日はもう、ものすごいいろんな方向に狂ってらっしゃいましたねー！人って34歳であんなにジャンプできるんですね、痺れましたよ RT @S: 狂った役をやるおおかわらさんちょうツボだなあ。笑いがとまらない！」 2011.12.18 21:48:45

EはQやSの投稿に自分の意見を加え（E25・E27）、Rの投稿を再投稿する（E26）リツイートをしている。このように、Eを介してQ・R・Sの投稿が拡散される。リツイートによってもライブ体験が共有され、オーディエンス同士の繋がりが広がるのである。

そして、Dは主に芸人に対する考察を中心とした感想を相次いで投稿している。

D28 「鬼ヶ島の単独は本当にただただ鬼ヶ島で、あんなにブレずに怖さと可愛さが同居

したネタを作り続けることができるってのはすごいなあ、と思いました。」 2011.12.19 07:47:05

D29 「鬼ヶ島のネタの怖さって子供の頃に漠然と感じるような物語の中の恐怖心を刺激するよなあ、と思うのです。呪いのネタとか留年のネタとか直接的なやつはそんなに怖くないんだけど、ずっと立たされるネタとかはバックボーンが怖すぎるんだよ！」 2011.12.19 07:48:42

D30 「呪いのビデオでの野田さんの「見たね？」ってセリフは僕は割りとは本気であーいうの怖いです。Youtubeにアップして、何も知らない人が見たら、本当に何かしらの頭のおかしい映像だと思われそうな。」 2011.12.19 07:56:16

D31 「呪いのネタ、本編の方は、とにかく大川原さんがかわいかったなあ、と。あれこそ、絵本の世界じゃん！」 2011.12.19 07:58:52

これらの投稿を見たEは、ネタの怖さに関する投稿（D29）に反応し、Dと議論する。

E32 「@D ですよね…！！>子供の頃の恐怖 立たされるネタは設定があんなにムチャクチャなのに、野田さんの感情の動き方とかが変に現実味あるのが怖いですよ。本当に9年間人生をムダにされた真相があんな発覚の仕方したら、そりゃ叫ぶしかないわみたいな…」 2011.12.19 08:00:26

D33 「@E もうとにかく大川原さんの感情が見えないところもとにかく怖いです。け

ど、教師の理不尽さ、って本当にあーいうところがあったりするんですよね・・・怖い・・・」2011.12.19 08:02:28

E34 「@Dですねえ！子供の視点から見た大人への恐怖みたいのを感じますよ、大川原先生。最後野田さんが救われなさすぎてもう、鬼ヶ島おそろしすぎます！」2011.12.19 08:10:53

E32はD29の意見に同意する旨の投稿であ

る。これを受け、両者はさらに議論を重ねている（D33・E34）。なお、大阪から上京していたDのこれらの投稿は帰阪してから連続でなされている。これは即時的な共有ではないが、D（と投稿に反応したE）の主観的な時間軸では、ライブの余韻が翌朝も継続しているのかもしれない。もしそうならば、Twitterの繋がりにおいてはこうした時間のズレも容認されるゆるやかさがあると考えられる。

4. お笑いライブ参加時とテレビ視聴時とのTwitter利用にみる 現実の出来事とTwitter利用との関わり

3章で具体的な投稿を検討してきたように、お笑いライブ参加時のTwitter利用は共時性を重視した現実の出来事との相互作用を特徴としている。Twitterと現実の出来事との関係で言えば、顕著な出来事がある場合、それについての情報がTwitterに集積される。災害時のTwitter利用はその一例である。しかしライブ体験の場合、前章の投稿例にあるように、リアルタイムにライブを楽しみ、体験を共有する行為、すなわち時間の流れの共有が重視される傾向にある。

こうしたライブ参加時と関連するTwitter利用として、テレビ視聴時のTwitter利用がある。生放送・音楽番組・バラエティ番組といっ

たテレビ文化はライブと近接的であり、お笑いライブはテレビバラエティに出演する芸人が登場する点でとりわけ近接性が高い。

テレビ視聴時のTwitter利用の事例研究にWohn & Na (2011) がある。同研究と本論文の事例は、ライブとテレビという対象の異なり、日米間のTwitter利用傾向の異なり、対象とするTwitter利用者の異なり、対象データの規模・収集方法の異なりといった条件の差があり、そのまま比較することは困難である。今回は予備的検討として、3章のお笑いライブ参加時とテレビ視聴時のTwitter利用それぞれの特徴をみることにより、現実の出来事とTwitter利用との関係を考察する。

4.1 テレビ視聴時のTwitter利用についての事例研究

テレビ視聴時のTwitter利用の事例研究であるWohn & Na (2011) は、主に（1）テレビ視聴中に投稿されるメッセージのタイプ、

（2）テレビ視聴中の他の利用者とのインタラクション（リプライ）量、（3）テレビ視聴体験を共有する記号（ハッシュタグ・URL

など)の使用量をリサーチクエスチョン(以下RQ)としている。分析に使用されたデータは、いずれも米国の全国放送の番組である平日昼間の政治番組ならびにアイドルオーディション・バラエティ番組に際して投稿されたメッセージである。メッセージは放送時間付近(放送前・放送

中・放送後)に収集され、プライバシー設定が「公開」で、予め設定したキーワードを含み、英文で書かれたものが対象となった。政治番組は1,307メッセージ、バラエティ番組は1,012メッセージが分析対象とされた。

表3 テレビ視聴時のTwitterメッセージ分類とその割合(Wohn & Na, 2011)

	分類	メッセージタイプ	政治番組	バラエティ番組
(a)	注意	自分に関する客観的なメッセージ	15.53%	22.1%
(b)	情報	プログラムに関する客観的なメッセージ	22.8%	28.7%
(c)	感情	自分に関する主観的なメッセージ	23.3%	17.2%
(d)	意見	プログラムに関する主観的なメッセージ	38.3%	31.9%

RQ(1)については、主観的/客観的、自分自身に関する事/プログラムに関する事の2つの軸によって、メッセージ内容は(a)注意・(b)情報・(c)感情・(d)意見の4種類に分類され、その割合はそれぞれ表3のようになっている。割合が高いのは、政治番組・バラエティ番組ともに「(d)意見」である。RQ(2)については、放送中に利用者同士のインタラクションが確認された投稿は全体の4%以下であり、研究対象とされたテレビ視聴者同士

はインタラクティブではないことが明らかとなった。RQ(3)についてはハッシュタグの使用が多く、ピーク時には政治番組の35%、バラエティ番組の40%の投稿に使用されていた。これらの結果からWohn & Na(2011)は、利用者は「(d)意見」を最も多く投稿し、番組視聴中に直接的なやり取りこそしていないものの、ハッシュタグなどを使用してメッセージをシェアすることで擬似的な視聴集団を形成し、テレビ視聴を共同体験ととしている。

4.2 出来事に対する投稿の継続性

テレビ視聴時のTwitter利用の特徴として、番組の前後のTwitter利用が少ないことが挙げられる。Wohn & Na(2011)によると、特にバラエティ番組の場合、放送が終了すると投稿数が激減するという。これは、政治番組と比較してバラエティ番組が放送後に議論が継続するような内容ではないためであるとされている。他方、お笑いライブに際するTwitter利用の場合、3章でみ

たようにライブ開演前から投稿がなされ、終演後はテレビ視聴よりもある程度長時間、投稿が続けられる。この傾向は、本論文で対象としたライブではそもそも開演中に投稿ができないことに影響されていると考えられる。

ただし、この点が傾向に影響する唯一の要因であるか否かは議論の余地がある。たとえば、オーディエンスの性質の違いも要因の1つであ

り得る。テレビ視聴中の投稿は、チャンネルを合わせれば誰もが視聴できるという点で不特定多数の視聴者が行うものであり、それは番組中の一時的な視聴者集団による投稿である。他方、お笑いライブに際しての投稿は、ライブという限定的な体験をした者によって投稿され、関心を持つ者同士で共有されるものである。なお今回対象としたデータでは、6名中5名が相

4.3 出来事に対する投稿内容

Wohn & Na (2011) においては、番組内容によって投稿されるメッセージタイプの割合が異なることが示唆されている。表3のとおり、政治番組・娯楽番組とも「(d) 意見」の割合が最も高いが、政治番組の方がその割合が高くなっている。これは娯楽番組と比較して、政治番組は議論が発生しやすい内容であるためであると考えられる。

番組中のリアルタイムなTwitter利用が可能であるテレビ視聴とは異なり、お笑いライブは公演中のリアルタイムな投稿は困難であるが(2.2節参照)、お笑いライブについても同様

互フォローの関係にあり、同じライブを見た者同士リプライを送ることに抵抗が薄かったために、議論が継続した可能性も考えられる。このように、現実の出来事が生じた際のTwitter利用は、利用者の関係性によっても対象となる出来事に関する投稿の継続性が左右されることが考えられる。

に、ライブのプログラムによって投稿されるメッセージタイプの割合が異なる可能性がある。さらに言えば、番組内容だけでなく視聴者(ライブの場合は参加者)の知識やプログラムへの参加度合いによって投稿内容が異なり、割合が変わってくる可能性もある。本論文で対象としたお笑いライブ参加時のデータにおいてライブ後に意見交換が行われているのは、その影響かもしれない。つまり、現実の出来事についてTwitterに投稿される内容は、投稿者のその出来事に対するコミットメントの程度によっても変化する可能性があり得る。

5. 結論と今後の課題

5.1 結論

本論文では、お笑いライブに関して現実の出来事とTwitter利用との相互作用について検討した。対象としたライブ参加時の投稿は、時間の流れの共有を重視する点に特徴があり、本来は個別の体験であるライブを共同体験化する傾向がみられた。また、自分がライブへ参加する旨や、同じライブに参加した者へのお礼を不

特定多数に向けて投稿するTwitter利用の在り方もみられた。これは、リプライ機能による対象を明示した返信とは異なり、文脈を共有する仲間の存在を前提とするものである。コミュニティの外部から見れば誰に宛てたメッセージか分からないものでも、その中にいるメンバーが閲覧すれば分かる。これはライブという限定的

な体験への参与、さらにはTwitterの140字という字数制限や複数の利用手段をもつアーキテクチャが可能にしたTwitterの創造的な使用といえるかもしれない。

お笑いライブのように外部に生起する現実の出来事の場合、Twitterの利用がその出来事を介した利用者の共同性の感覚を生む。ただし、その出来事について投稿する人々の関係性や、出来事へのコミットメントの程度によって投稿行動の継続性や投稿内容に差が生まれる可能性がある。この可能性の検討については今後の課題としたい。

また今回対象としたライブでは、会場の様子

5.2 今後の課題

本論文では、予備的検討としてテレビ視聴時のTwitter利用に関する研究を参照しながら、外部に出来事が生じた場合のTwitter利用の特徴についても検討した。しかし、対象はお笑いライブ・政治番組・バラエティ番組であり、知見を一般化するにはデータの種類や量、調査対象とするオーディエンスなど多くの要因を考慮に入れた考察が必要となる。たとえば、日米間でTwitterの利用およびそれに対する認識が同様であることを前提とすることはできない。2010年12月のピュー・リサーチセンターの報告によると、米国と比較して日本のソーシャルメディアの利用率は低いとされている³⁾。他方、ニールセン・オンラインによる2010年3月の月間インターネット利用動向調査においては、Twitterへの訪問者数の割合（リーチ率）で日本が米国を抜いて世界第1位となったことが報告されている⁴⁾。このインターネット利

やライブレポート、ライブを見た後の思いといった言語化された体験が即時に投稿され、それを目にした他者とのインタラクションや他者の投稿のリツイートがみられた。これは、本来一回性の個別体験であったはずのお笑いライブが共有され、蓄積されていく過程と捉えることができる。つまり、お笑いライブに際するTwitter利用は、オーディエンスの単純な体験共有やそれに伴う繋がり（コミュニティ形成）への希求を満たすだけでなく、オーディエンスにとってより豊かな体験を提供する可能性があると考えられる。

用動向の違いはライブ参加・テレビ視聴に際するTwitter利用の在り方に影響している可能性がある。

本論文は事例研究として、現実の出来事とTwitter利用との相互作用について創造的ともいえるかもしれない側面をみてきた。Twitterが「いま」・「ここ」に関する情報を共有できるツールであると考え、音楽など他のライブにも今回の知見は一般化できる可能性がある。しかし、今回のような利用法がお笑いライブに特化したものか、ライブ一般にも見られるかについては更なる検討を要する。

今後は、お笑い以外のライブ・Twitter以外のツールについても研究対象を拡げることにより、インターネット・コミュニケーションに参与する人々によるソーシャルメディアの創造的使用について考察を深めたいと考えている。

註

- 1) 2012年12月18日（日本時間同19日）付のTwitter社公式アカウントによる投稿
<https://twitter.com/twitter/status/281051652235087872>（2013.10.27 参照）による。
- 2) Twitterにおいて特定の話題に関する投稿を示す記号。投稿の際に「#文字列」と入力すると同じ「#文字列」が含まれる投稿をグループ化して表示することができる。この「#文字列」をハッシュタグと呼ぶ。
- 3) Global Publics Embrace Social Networking: Computer and Cell Phone Usage Up Around the World — Pew Research Center, December 15, 2010.
<http://pewresearch.org/pubs/1830/social-networking-computer-cell-phone-usage-around-the-world>（2013.10.27参照）による。
- 4) 「『mixi』の訪問者数が1,000万人を突破、Twitterも急成長を維持〜ニールセン・オンライン、2010年3月の月間インターネット利用動向調査結果を発表〜」—— ニールセン・ネットレイティングス, 2010年04月27日。
http://www.netratings.co.jp/news_release//2010/04/Newsrelease20100427.html（2013.10.27参照）による。

参考文献

- Cha, M., Haddadi, H., Benevenuto, F., and Gummadi, P.K. (2010) : *Measuring User Influence in Twitter: The Million Follower Fallacy*, Proceedings of the Fourth International AAAI Conference on Weblogs and Social Media, pp.10-17. <http://snap.stanford.edu/class/cs224w-readings/cha10influence.pdf>（2013.10.27 参照）.
- Dann, S. (2010) : *Twitter Content Classification*, First Monday, 15 (12-6) . <http://journals.uicui/ojs/index.php/fm/article/view/2745/2681>（2013.8.14参照）.
- 濱野智史 (2008) : 『アーキテクチャの生態系 —情報環境はいかに設計されてきたか』NTT出版.
- Honeycutt, C. and Herring, S. (2009) : *Beyond microblogging: Conversation and collaboration via Twitter*, Proceedings of the Forty-Second Hawaii International Conference on System Sciences (HICSS-42) , pp. 1-10.
- Jansen, B., Zhang, M., Sobel, K., and Chowdury, A. (2009) : *Twitter power: Tweets as electronic word of mouth*, Journal of the American Society for Information Science and Technology, 60 (11) , pp. 2169-2188.
- Java, A., Song, X., Finin, T., and Tseng, B. (2007) : *Why we Twitter: Understanding microblogging usage and communities*, Proceedings of the Ninth WEBKDD and First SNA-KDD Workshop on Web Mining and Social Network Analysis, pp. 56-65.
- 小出明弘・斉藤和巳・風間一洋・鳥海不二夫 (2013) 「ネットワーク分析によるTwitterユーザのフォロー形成に関する一考察」情報処理学会論文誌. 数理モデル化と応用, 6 (2) , 164-173.
- 宮入恭平・佐藤生実 (2011) : 『ライブシーンよ、どこへ行く ライブカルチャーとポピュラー音楽』青弓社.
- 須田剛裕・小嶋和徳・伊藤慶明・石亀昌明・鳥海不二夫 (2013) : 「震災時におけるツイッターのトレンドワードと拡散情報を利用したデマ推定の一考察」, 情報処理学会全国大会講演論文集2013 (1) , pp.99-101.
- 梅島彩奈・宮部真衣・荒牧英治・灘本明代 (2011) : 「災害時と平常時Twitterにおけるデマとデマ訂正ツイートの特徴分析」電子情報通信学会技術研究報告, データ工学 111 (361) , pp.59-64.
- Wohn, D.Y. and Na, E.K. (2011) : *Tweeting about TV: Sharing television viewing experiences via social media message streams*, First Monday, 16(3-7), <http://firstmonday.org/htbin/cgiwrap/bin/ojs/index.php/fm/article/view/3368/2779>（2013.8.14参照）.



高橋 みちな (たかはし・みちな)

1987年12月生まれ

[最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

[専攻領域] インターネット・コミュニケーション論

[著書・論文] 高橋みちな (2013) 「ライブという場の現代的様相とその機能に関する探索的研究—Twitterで繋がるお笑いオーディエンスの事例から—」コンテンツ文化史学会『コンテンツ文化史研究』vol.8,pp.34-54.

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士後期課程

[所属学会] 社会情報学会、コンテンツ文化史学会

Usage of Twitter on a Live Japanese Comedy Performance: Interaction between the live performance experience and Twitter use

Michina TAKAHASHI*

Abstract

This study examines the creative use of Twitter by audiences to connect tweets to the live performance experience. In the Internet age, to some extent, live experiences have been reappraised by entertainment fans. It seems that the distinctiveness of Twitter communication enhance the enjoyment of live performances. However, not much practical research has been conducted. In this study, the tweets posted on Twitter by live audiences are qualitatively analyzed. Analysis of these tweets indicates that audiences at live performances share their experiences on Twitter before as well as after the performance. Tweeting enhances the audiences' experience of the live performance and their feelings of connection to each other. This study demonstrates the tactful use of Twitter by live audiences on Japanese comedy. Therefore, generalizability of its effect to other types of live performances must be verified. To do this, we need to gather and examine tweets for several live performances and audiences.

*Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Twitter, Live Entertainment, Audience, Community, Watching TV .

オギュスタン・ベルク風土学の生成と構造

Formation and Structure of Augustin Berque's Mesology

犬塚 悠*

Yu Inutsuka

はじめに

環境問題は今日の人類が抱える複合的課題である。この課題を問うにあたり必要であると考えられるのが、人間存在と環境との根源的關係にさかのぼって「環境問題とは何か」を考察し、そこから具体的対処さらには次代の人間社会の姿を構想していくことである。

人間と環境との関係を扱う学問に地理学がある。中でもフランスの地理学はポール・ヴィダール・ドゥ・ラ・ブラーシュ（1845-1918、以下ヴィダルと記す）以降、近代ドイツ地理学における環境決定論的な分析を批判し、環境との相互作用における人間の主体性を重視する環境可能論の傾向を持っている。

本稿では、そのフランス地理学に属しながら日本というフィールドを通じて独自の理論を打ち立てたオギュスタン・ベルク（1942-）の「風土学」に着目する。ベルクはフランスの日本研究者として高く評価される一方、その風土学の概念的枠組みへの理解は相対的に低いままである。本稿では、ベルクの研究が一貫して人間と環境との関係を問う「地理学」の探求であったことに着目し、ベルクの方法論的思索の

変遷を追う。

ベルクは後に「風土学 *mésologie*」¹と呼ぶ自身の地理学が占める位置を、「自然科学（特に生態学）における実証主義な〔ママ〕アプローチと、社会が環境を解釈する方法を理解することに努める解釈学的なアプローチとの間の認識論的に中間的（*médiane*）位置」²としている。本稿ではこの風土学の形成にいたる重要な契機として、日本の哲学者である和辻哲郎（1889-1960）、アメリカの生態心理学者ジェームズ・J・ギブソン（1904-1979）、フランスの人類学者アンドレ・ルロワ＝ゲーラン（1911-1986）らの研究からベルクが受けた影響に着目する。

以下の章では、まず1970年代のフランス地理学の状況を確認した上で、ベルクが非西洋である日本というフィールドにおいて研究を始め、和辻、ギブソン、ルロワ＝ゲーランらにインスピレーションを受けつつ彼の理論枠組みを確立していった過程を明らかにする。その中でベルク地理学たる風土学の枠組みのうちに、今日の都市・地球環境問題に対する基礎的な考察

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：風土性、通態性、環境、風土、風景

が備わっていることに言及したい。

1. 初期のベルク：フランス地理学における方法論的展開と解釈学的手法

1.1 ベルクを取り巻く当時のフランス地理学の状況

ベルクの研究を位置づけるにあたって、彼が研究を始めた当時のフランス地理学の状況を知ることが有用だろう。ベルクが彼の研究を開始した1970年代、フランスの地理学は方法論の模索の時期にあった。アメリカではイーサー・トゥアン（1930-）らによって現象学的地理学が生まれたのは1970年代であるが、フランスでは早く1952年のエリック・ダルデル（1899-1967）にその萌芽が見られる³。ハイデガー、バシュラール、レヴィナスらから影響を受けたダルデルは、『人間と大地：地理的実在の本質』*L'homme et la terre. Nature de la réalité géographique*（1952）において、人間存在の本質としての「地理性*géographicité*」という概

念を提唱し、人間存在は土地から切り離して存在しえないこと、両者の相互作用によって物理的・現象的な現実が形成されることを主張した⁴。それまで自らを自然科学に位置付けていたフランス地理学は1960年代から転換を始め、1980年代には社会科学として人間の生きる現実世界を研究するようになり、1990年代に至ってこの転換を完成させている⁵。この現象学的地理学における重要なテーマのひとつが風景論であった。都市化・画一化という時代的現象に対応するものとして生まれた風景の問題に対しては、1980年代には哲学者からも多くの著作が出されている⁶。

1.2 解釈学の方法、地理学と主体の問題

ベルクはその研究のはじまりの時期に非西洋である日本を対象として、地理学に解釈学的手法を取り入れるという方法論的挑戦を図っていた。博士論文『北海道の大地：文化地理学の研究』*Les grandes terres de Hokkaidô. Étude de géographie culturelle*（後に一部を『稲と流水：北海道の開拓と文化的変容』*La rizière et la banquise. Colonisation et changement culturel à Hokkaidô*（1980、未邦訳）として出版）においてベルクは、流水と稲作が同時に見られるという西洋の常識からしてみれば不可解な北海道における農業のありようを、自然環

境と社会制度、人間精神の相互作用の結果として見た。ベルクはその研究の第一歩から、当時の地理学の実証主義批判的傾向にも沿って、人間が生きる空間の複合的な現実を捉えようとしていたのである。

また、アナル学派の中心的人物の一人フェルナン・ブローデル（1902-1985）が編纂を行ったシリーズにおいて、ベルクは『日本：空間の管理と社会変動』*Le Japon. Gestion de l'espace et changement social*（1976、未邦訳）を執筆した。この著作においては「物理的な面や土木の面、社会学的あるいは政治的な

面が色濃く、精神的な面は書かれていない」⁷と本人が後に述べるものの、従来の歴史学的手法を批判して学際的な研究を試みたアナル学派とベルクが接点をもっていたことは注目に値するだろう。

続く『空間の日本文化』*Vivre l'espace au Japon* (1982=1985)においてベルクは、空間を「精神的組織化organisation mentale」・「技術的組織化organisation technique」・「社会的組織化organisation sociale」という三つの組織化から構成されたものとする理論枠組みを掲げている。これは、アンリ・ルフェーブ

ル (1901-1991) の『空間の生産』*La production de l'espace* (1974)における「精神的空間espace mental」・「物理的空間espace physique」・「社会的空間espace social」に変更を加えて援用したものであった⁸。ベルクは中でも特に精神的組織化を中心に扱い、日本における主体性の表現が、いかに自然環境・社会制度と相関関係にあるかを問題とした。ヴィダール以降のフランス地理学の環境可能論の伝統と方法論的挑戦の企図が、ベルク独自の展開をはじめている。

2. 風土milieu、風土性の発見：和辻解釈による存在論的基盤の獲得

複合的空間の捉え方に革新が試みられたのは1986年の『風土の日本』においてである。本書でベルクは、人間存在の主体性は本質的に環境との相互作用において立ち現れるという視点から「風土学」を提唱した。この風土学は、和辻の『風土』(1935)に基づいている。特に

ベルクが着目するのは『風土』の序言における「人間存在の構造契機としての風土性」⁹にみられる「風土性」の定義である。ベルクはこの一文をおよそ四半世紀かけて内省し¹⁰、彼独自の「風土milieu」および「風土性médiance」の概念を生み出している。

2.1 和辻の『風土』

和辻は『風土』の冒頭において、「風土」と「自然環境」との混同を拒否している。後者は自然科学の対象となるものであり、また「常識的な立場」すなわち「すでに具体的な風土の現象から人間存在あるいは歴史の契機を洗い去り、それを単なる自然環境として観照する立場」から、人間と自然環境との関係について語る際に想定されているものである¹¹。

一方「具体的な風土の現象」とは何か。和辻が挙げる「風土の現象」の例は、「寒さ」であ

る¹²。「寒さ」とは、大気の性質でもなく、人間主体の性質でもない。主体が大気に関わることによって初めて生じる現象である。和辻はこれを、ハイデガーの「脱自Ex-ist」を踏まえて、「外に出ているex-sistere」と表現する¹³。その現象を通して初めて、人間主体は自身の存在の様態と環境の様態を知る。この同時的な発見を通じ、個人の活動も、ある社会がもつ生活様式自体も、その風土にかなったもの（この場合は、寒さを防ぐための形）をとるよ

うになる。よって「風土」は、個人かつ社会の「自己了解の仕方」なのである。

独自の風土学を構想した和辻の思想の背景にハイデガーら西洋の知が土台としてある一方で、和辻の独自の思想形成にはあくまでも日本語において思考したということが大きいと指摘される¹⁴。その影響は、語義の解釈学という方法論の範囲内に留まらず、言語構造というレベルにも見られる。例えば「寒さ」という「風土の現象」の事例において、日本語の「寒い」で表現されているのは、西欧語の構造においては表現されえない主格未分の状態である（“It is cold.” においては、「寒さ」は客体である大気の状態として表現される）¹⁵。言語間の差異は、はじめベルクにとっても壁として現れた。

2.2 フランス地理学への和辻「風土」・「風土性」の導入

和辻は、精神的組織化・技術的組織化・社会的組織化によって構成される複合的な空間を想定していたベルクに、人間存在の構造契機としての「風土性」の次元からそれを理解する方法を与えた。そして『風土』第一章における和辻風土学の理論は、翻訳過程を通じて、ベルク風土学として再解釈されたのである。まず、和辻の「風土学」はすでに英語訳において用いられていたclimatologyではなく、mésologieと訳された。ベルクがmésologieという用語を初めて使ったのは、1986年に出版された『風土の日本：自然と文化の通態』*Le sauvage et l'artifice. Les Japonais devant la nature*（1986=1992）の執筆の時であるという¹⁷。彼はその語を、『19世紀ラルース世界大辞典』*Grand Larousse du XIXe siècle*の中に見つけ

ベルクは、1969年に彼が初めて『風土』を読んだとき、彼にとってそれは読むに堪えないものであった、と後に告白している。「民族の心理を物理的な風土の特質から引き出す陳腐な決定論」としてしか見えなかった理由を、ベルクはそのとき手にした本が英語の翻訳版だったためであろうと述べている¹⁶。彼はその後、『風土』を日本語であらためて読み直す幾年もの思索を通じて、和辻が提示した「風土」・「風土性」に地理学的また存在論的な本質を見出していくことになる。日本語で思考する和辻の思想が、日本文化を通じて地理学的探求を行うベルクの研究の中で再解釈され、フランス地理学の文脈の中でも大きく展開されることとなったのである。

ている¹⁸。パリ人類学派の創設者の一人であったルイ＝アドルフ・ベルティヨン（1821-1883）が発明したものと記されていたmésologieは、「生体と生体の生きる環境との相互作用の研究」と定義され、物理的要因ばかりではなく、社会関係・教育・法律・風俗習慣などの文化的要因も考察対象とするものとされていた¹⁹。この総合的なとらえ方は、ベルクの「風土学」の射程と重なるものであった²⁰。次に、和辻の「風土」は従来の訳語であるclimateではなくmilieuと訳された。坂部恵や木岡伸夫が指摘するように、ここにベルクの根本的な姿勢が示されている²¹。climateは、人間主体からは区別された自然科学的・客観的な環境という意味に取られやすい。milieuは、ヴィグダルが物理的な環境environnementとは異なるものとして用いた

基本概念のひとつであり、物理的環境のみではなく文化的環境も含む環境を指すフランス地理学の用語である²²。最後に、和辻への評価の鍵となった「風土性」も翻訳がなされる必要があったが、ベルクはこれに対応するフランス語を見つめることができず、新しい語の創造が試みられた。それが、milieuにあたるラテン語の語源にambiance（環境、雰囲気）とmédiante（中音）の影響を加えて作られたmédianteである²³。風土の性質・意味として定義されるこの語の理論的探求と、それをを用いた個別具体的事象の分析が、ベルクのその後の仕事の中心を占めるものとなる。

ベルクは和辻の風土にヴィダルのmilieuをあてたが、一方で和辻自身は『風土』に添えた追記（1948）において、本文執筆当時の自分は「フランスの人文地理学における飛躍的な発展」に暗かったことを告白し、ヴィダルやリュシアン・フェーブ（1878-1956）の書名を挙げながら「もし当時自分がそれらの書に親しむことができたのであれば、風土学の歴史的考察はよほど違ったものになったろうと思われ

る」と述べている²⁴。以後に出版された『倫理学』（1937-49）においても、和辻はヴィダルの仕事を「人間存在の風土的構造を捉えるという仕事に最も近づいているといってよい」²⁵と評価している。一方その後のヴィダル派の流れの上で、ベルクが和辻の解釈学的現象学を再評価したことには次のような意味がある。ヴィダル派が取った手法は、同様の自然環境においても人間が異なった文化を生み出しうるということを検証するための、あくまでも実証科学的なものであった。ベルクは、ヴィダル派が着目したのは事実のみであり本質ではなかったと述べる²⁶。それに対し和辻が提示した「風土」は、「人間存在の構造契機としての風土性」という定義に表れるように実存に関わるものであったのだ。ベルクは、地理学が主要対象たる風土milieuを記述するための概念のコーパスを作り上げなかったことを批判しながらも、環境可能論の伝統をもつフランス地理学は元来風土milieuの研究に卓越していたものとみなして、そこに風土学を発展させる可能性を訴えた²⁷。

3. 通態性の誕生：ギブソン解釈による風土性の客体化

3.1 和辻『風土』の問題

ただし、ベルクが和辻の『風土』を受容するにあたり一つの問題があった。既に多く批判されてきたように、『風土』第2章から第4章にかけての個別事例研究（モンスーン・沙漠・牧場の3類型）には独断的・環境決定論的側面が見受けられる²⁸。ベルクも、『風土』の理論部の有効性に比べ、事例への適用において「他者

の主体性の代わりに自分の主観性を据えただけ」になってしまった和辻の錯誤を批判している²⁹。事実、和辻自身もその危険性を理解していた。「詩人的想像の産物」としてカントに批判されたヘルダーの風土学Klimatologieの例を挙げながら、彼はその懸念を語っている³⁰。それでも和辻は、「風土に関する限り、直観はは

なはだ大切」³¹であるとして直観という方法論に固執したのである。この和辻の方法論を、積極的に捉える意見もある³²。しかし地理学者のベルクにとって、風土milieuとは現象学的な解

釈学に関係すると同時に実証主義に適合する客観的「環境」の性格をもつべきものであり、風土性médianceの分析のためにはそれを客体化することが必要であった³³。

3.2 ギブソンのアフォーダンス概念による「通態性」への導き

和辻の提起した問題をどのように肯定的に取り上げることが出来るかというこの課題に取り組むにあたって参照されたのが、ギブソンのアフォーダンス概念であった。ギブソンの『生態学的視覚論：ヒトの知覚世界を探る』*The Ecological Approach to Visual Perception* (1979=1986)は、風土学的な見解をまだ漠然と予感するばかりであった頃のベルクに、最も大きなヒントを与えた書物であると後に語られている。この書のおかげでベルクは「『風土』を新しい眼で再読でき」³⁴、通態性の概念の発想に至ったのである³⁵。「アフォーダンス」とは、空気の特徴が陸生動物の呼吸や運動、見ること、振動やにおいを感知することを可能にしているように、「自然が提供するもの、またこれらの可能性ないし機会」³⁶のことである。視覚などのすべての感覚は「環境と自己の両者に関する情報を獲得する」³⁷とみなすギブソンの生態学的実在論は、和辻の風土の現象理解との相同を示しつつ実証的側面をもつために、ベルクにとって和辻の思想を積極的に取り入れるための方法論的基盤に対する保証を与えた。ギブソンを通じて風土milieuは「現象に過ぎないものでもなく、まともに物理的な実在性を備えている」³⁸ものとして考察の基盤を得ることができたのである。

ギブソンの「アフォーダンス」は『風土の日

本』以降のベルクの著作においてしばしば登場し、通態性という概念の生態学的基盤を支える役割をもっている³⁹。「通態性trajectivité」は、和辻の風土学にはない、ベルクによる造語である。1986年に風土学が提唱された際に、通態性は「『風土』(milieux)の生まれ出る実践の次元。二つ以上の指向系の動的組み合わせ。主観的／客観的、自然的／文化的、集団的／個別的…。メタファと因果関係の、投影と連鎖の、偶発性と規定の組み合わせ。或いは「空間構成的」(chorétique)なもの」と「場所的」(topique)なものとの組み合わせ、これは物質的な移動をも含み得る」⁴⁰と定義されている。また通態化trajectionは「風土性をうみだす、主観的なものと客観的なもの、物理的なものと現象的なもの、生態学的なもの」と象徴的なものとの風土＝歴史的な結合過程」⁴¹と定義されるようになる。

ベルクがこの語を考えついたのは、ジルベール・デュラン(1921-2012)の「人類学的行程trajet anthropologique」という表現からであった。それは、「想像のレベルで行われる、同化しようとする主観的欲動と片や宇宙的・社会的環境からの客観的通告との間の絶え間ない交換」として定義されていた⁴²。ベルクが再定義を必要としたのは、デュランが「想像のレベルで」と定義したように、生態学的・物理的側

面をほとんど考慮していなかったためである⁴³。それは和辻においても同様である。和辻の解釈学的存在論では、バルクが風土milieuにおいて想定するこの「物理的かつ現象的」な現実の説明する必要がない。しかし、「自然的所与としての風土の物理的側面と、「その中で」風土として認識・受容して表象する人間の主体的側面を、trajetという形態で捉える研究者の眼差し」⁴⁴を、バルクは選択したのである。通態性は、主観と客観、個人と集団、文化と自然、時間と空間との対立を無効にするものである。なぜなら何かを〈…として〉見る人間の現実には、主観・個人・文化・時間の主体性に対して開かれ、しかしまた客観・集団・自然・空間に規定されてもいるからだ。そして通態化のプロセスは、ジャン・ピアジェ（1896-1980）が指摘したような個人の成長過程における相互作用に留まらず、風土が形成されるに至る人間と自然の歴史的レベルに渡って行われるものである⁴⁵。

バルクはこの通態性の概念を用いて、当時のフランス地理学の主要な研究対象であった風景

を分析している⁴⁶。例えば、古人類学上の発見（ルーシーなど）によって、幾人かの著作家は東アフリカのサヴァンナを人類の原風景として描くようになった。その後次第に、人々はサヴァンナを以前と同じものとしては見なくなり、そこに自身のルーツを感じ取るようになってゆく。そのことが人々の行動を決定し、また環境自体も変えるようになる（観光施設の整備など）。それがまた、人々が見る風景を形成してゆくのである。風景は、物質的なものにも現象的なものにも還元できないものである⁴⁷。一方日本を対象とした分析では、社会がその空間を「景化paysagère」するメカニズムが極度に体系化されており、数多くの「名所」が「歌枕」となっていることが取り上げられる。時を経るにつれてしばしばそれらの場所はイメージを喚起する機能しかもたなくなるが、それらの場所はなくなることはなく、芭蕉のように尋ねることもできるのである⁴⁸。地理学の問題であった風景は「感覚でとらえうる風土性の現れ」⁴⁹として定義され、その後もバルクの重要な研究対象となる。

4. 風土ecoumene、風土性の再解釈：ルロワ＝グーラン解釈による人類学的拡大

4.1 都市・地球環境の問題、風土écoumène

自然環境破壊の問題は『風土の日本』においても扱われていたが、1990年代以降バルクの研究が進むにつれそれは風土学の課題と必然的な結びつきを強くしてゆく。そこには、環境問題が増大した1970年代以降地理学は自然と人間との関係の意味への問いを提起すべきであったにも関わらず、してこなかったことに対する

バルクの危機感がある⁵⁰。バルクはそれが四半世紀に渡って地理学の評価を芳しくないものにしており、その改善のために「風土性の視点le point de vue de la médiance」⁵¹の更なる精緻化を試みた。

また当時の状況として、1970年代から1990年代にかけて存在感を大きくしたエコロジー思

想がある。「自然の権利」を主張する『動物の解放』*Animal Liberation* (1975) のピーター・シンガー (1946-) や、『自然契約』*Le contrat naturel* (1990) のミシェル・セール (1930-) らの環境倫理は、人間と他の動物を基本的に同じものとして扱う。彼らの思想は、地理決定論を拒否し人間の主体性を重んじるベルクに人間と動物との違いについて意識的にさせた⁵²。

この課題に対し、まずécoumèneという概念の反省がなされた。écoumèneは、1986年の『風土の日本』においては従来地理学における定義と同じく「人間の居住域」⁵³として位置づけられていた。人間の居住域が地球規模に広がった今日地理学者にとって実質的な意味がなくなってしまったこの語に対し、ベルクはやがて地球の問題を人類の問題として扱うという積極的意義を与えるようになる。1993年の『都市の日本：所作から共同体へ』*Du geste à la cité. Formes urbaines et lien social au Japon* (1993=1996) の最終章で、écoumèneは「人類が住んでいる「かぎりでの」地球」すなわち「居住可能性から見た地球」として説明された。そして『地球と存在の哲学：環境倫理を越えて』*Être humains sur la Terre. Principes d'éthique de l'écoumène* (1996=1996)⁵⁴にお

いてそれは、「同時に地球であり人類」⁵⁵であるという意味で「風土」という訳語を得る。その後écoumèneは、主著『風土学序説：文化をふたたび自然に、自然をふたたび文化に』*Écoumène. Introduction à l'étude des milieux humains* (2000=2002) の原題にもなり、ベルク思想の象徴的概念となる。

ここで風土は、milieuに加えécoumèneという第二の訳語を得るようになったのである（邦訳では二つの風土を訳し分けるように工夫されている）。この概念の拡張については、他の動物とは区別される人間の性質としての「生態象徴性écosymbolicité」というもうひとつの新たな概念に着目したい。1996年にベルクは、人間を生態学的次元と象徴的次元の両者に同時に属するものとして特徴づけている⁵⁶。その視点からすれば、エコロジー思想が暗黙の内に前提としているのは生態学的な次元への一元的な還元であり、そこには食物連鎖や動物行動学的規定がある一方、人間の主体的意志とその責任、つまり倫理の根拠が存在しない⁵⁷。倫理は、風土écoumèneの次元にしか存在しないのである。風土écoumèneにおいては、全てが人間存在に関わっている。それゆえにこそ価値が浸透した各々の場所は、そこに関わる人々の人格尊重の側面から倫理的保護に値するのである⁵⁸。

4.2 ルロワ＝グーラン「外化」・「社会身体」による風土性の再解釈

風土écoumèneの風土性を再解釈する過程で、「実証科学に通じるヒント」⁵⁹が得られたのはルロワ＝グーランの人類学からであった。ルロワ＝グーランは『身ぶりと言葉』*Le geste et la parole* (1964-65=1973) において、動物

的進化の結果の直立位が人間の道具の使用と言語活動に本質的に結びついていることを論証した。人類はその結果、動物的な進化から解放された形で発展を遂げたとされる。「社会がしだいに種形成の流れにとってかわるまったく新し

い組織への道」⁶⁰を歩む人類史を示しながら、ルロワ＝ゲーランは、人間には動物的な身体とは別に「社会身体corps social」があると述べる⁶¹。この人間種が固有に持つ特徴を彼は、道具（後に機械）・言語活動による身体能力・記憶の「外化〔客観化、物質化、具体化〕extériorisation」⁶²と呼んだ。

この「外化」は、和辻の「外に出る」という語や、和辻が基盤としたハイデガーの「脱自存在Ausser-sich-sein」、そして「実存するexisterre」の語源「外にex」「立つsistere」の語がもたらすイメージの客体化へとベルクを導いた⁶³。ベルクは和辻らによるイメージを重視しながらも、「たんなるイメージよりも強固な土台の上で、現代的な風土性の理論を新たに確立することが必要なのである。その土台を与えたのが、ルロワ＝ゲーランの人類学であった」⁶⁴と述べている。ルロワ＝ゲーランが示した人間誕生のプロセスを、ベルクは生物圏から風土écoumèneが誕生するプロセスと同時に発生したものとする⁶⁵。ただしベルクは、技術的次元・象徴的次元という二つの次元で構成される「社会身体」の代わりに、風土の生態学的な次元を強調する意味で「風物身体corps médial」という語を置いた⁶⁶。これにより「人間存在の構造契機としての風土性」は、動物身体corps animalと風物身体を併せ持つ人間存在という理解から捉え直されることとなった⁶⁷。

4.3 風土学の現在とその意義、近年の発展：通態性の哲学的・生物学的探求

風土écoumèneの考察とはすなわち人類とその環境との相互関係を問うものであり、風土学は実存的な次元と生態学的次元・人類学的次元

また「社会身体」と「風物身体」の間には、象徴の作用に対する二人の解釈の違いがある。ルロワ＝ゲーランが示した技術と象徴は、両者とも人間の動物身体を「外化」するものであった。ベルクはこれに対し、技術は動物身体を「外化」するものであるが、象徴はむしろ「内化」作用をもたらすと指摘する⁶⁸。ここには和辻・ギブソンの影響の下、現実を通態的なものとして見るベルクの視点がある。ベルクはこの通態化trajectionのプロセスを、技術的な投射projectionと象徴的な内射introjectionという二重のプロセスとして表現する⁶⁹。例えば火星におけるロボットは、人間身体の外化としての技術である。一方、人は言語を用いてこの火星とロボットについて思い浮かべ、話すことができる。この言語の象徴機能によって、火星とロボットは口やニューロンという物質性をもって人の身体の内に入り、またその人の意識を構成する一部となっているのである⁷⁰。

このようにして拡大を遂げた風土学であるが、この段階に至っても「風土学たるべき地理学」というベルクの動機は変わっていない。風土はmilieuであるとともにécoumèneとして拡張されたが、主著となる『風土学序説』にて彼は「関心となる極は変動しているものの、地理学という学はそもそも、風土écoumèneを研究する学である」⁷¹と述べている。

を融合するもの、また新たな環境倫理を導出するものである。ベルクの業績は複数分野の知を並べただけの単なる陳列的横断研究ではなく、

翻訳と再解釈を通した一つの体系への統合である。

風土学的知見がもたらし得るものを、別の視点から捉え直してみたい。例えば、哲学者ベルナル・スティグレル（1952-）はルロワ＝グーランに対して「外化の逆説」⁷²という批判を行っている。人間は技術によって人間となるにもかかわらず技術は人間の内部からの外化からしか生まれえないという逆説、「内部と外部の対立」⁷³である。ルソーの「自然人」（文明化されていない人間存在）に見出したアポリアにルロワ＝グーラン自身もはまってしまった、とスティグレルは指摘するのだ。一方風土学においてこのアポリアは、まさに風土性・通態性に着目することによって解決されると考えられるだろう。風土の現象は「外に出た」人間の「自己了解の仕方」であった⁷⁴。「寒さ」はそれを認識する人間の自己了解と環境への働きかけを共に生み出す。スティグレルのいう「それら（内部と外部）を同時に発明する運動、あたかも人間とよばれるものの技術—論理の産婆術があるかのように、互いの内に互いを発明し合う運動」⁷⁵とは、投射と内射という二重のプロセスである通態化のことであるといえるのではないだろうか。

また、環境問題に対する新たな基礎論として風土学を位置づける意味もここから導かれるだろう。環境を空虚な物理的対象のように扱うことは、同時に人々の人格を脅かすことに他なら

ない。近代的な倫理のモデルに反し、一つの人格の所属する範囲は個人の身体に留まらないためである⁷⁶。そしてこの範囲は、近年のメディア技術の発達によって地球全体へと拡大されている。南極大陸のアデリー海岸に設置が計画される飛行場の排気ガスが、物質として日本に住む私たちの身体へと辿り付くことはほとんどないだろう。しかしテレビなどのメディア技術によってその海岸は私たちの意識のうちに存在するだけでなく、物理的にも私たちの現実に繰り返し存在することになるのである⁷⁷。ギブソン、ルロワ＝グーランの解釈を通じて提示された風土écoumèneにおける通態性は、グローバル化する現代社会において和辻の風土milieuがもつ意義の再考を絶えず促す。人間と社会・地球の現実を理解するための基礎的知識を与える風土学は、倫理、都市・社会デザインのラディカルな問い直しの基盤となるものであると考えられる。

今日、フランス地理学において一定の評価を得ているバルクの風土学は、今も更なる精緻化の段階にある⁷⁸。その挑戦は一方に、ユクスキュル、今西錦司、また近年のエピジェネティクス研究などを参照しながら、通態性を生物一般の世界から再解釈する方向にある。また一方、ハイデガー、メルロ＝ポンティ、西田幾多郎、山内得立などを参照しながら、通態性の構造の哲学的探求をさらに推し進めることも試みられている⁷⁹。

おわりに

ベルクの仕事は、1970年代のフランス地理学における方法論的探求の流れにおいて、日本というフィールドで解釈学的方法を応用することによって始まった。和辻の「風土性」はベルクが持っていた複合的空間理解に存在論的基盤を与え、またギブソンの「アフォーダンス」は生態学的基盤を与えることでベルク風土学生成の契機となった。1990年代のエコロジー思想の勃興に対抗するように、ベルクは人類の風土 *écoumène* の問題に取り組んだ。ルロワ＝グーランの人類学は、ベルクの生態象徴性に人類学的基盤を与え、更に技術性という視点を与えた。ベルクにおける象徴の内化作用の解釈は以上三者の知見を統合するものであり、風土性の次元の解明へと貢献すると共に今日の環境問題の本質を人間存在の基礎的理解から解明するものである。

本稿ではベルク風土学の生成を辿りながらその概念構造を明らかにすることを目的とし、風土学の概念を用いてベルクが行った具体的事象

の分析にはほとんど触れていない。また、風土学概念の形成過程における重要な契機として和辻、ギブソン、ルロワ＝グーランに着目したが、その哲学的概念形成の上では重要なハイデガーの存在論・技術論や西田哲学、山内のレンマの論理との対照、そして生物学・進化論の近年の発展との関連についてはまた紙面を改めて考察する必要がある。

カンギレム（1904-1995）が示したように、*milieu* という概念の歴史は18世紀以降と比較的短く、また近代地理学の歴史も同様である⁸⁰。

「風土」によって切り拓かれた領域は、近年生態学や心理学、認知科学、現象学、東洋思想研究をはじめとする各研究分野で徐々に光が当てられてきているが、未だ多分に学問的死角にあるといえよう。ベルク風土学は理論的探究であるとともに、この風土に生きるものにとっての実践的課題をも明らかにする。人間存在と環境の課題に対する私たちの責任を、それは根源的に問いかけているのである。

謝辞

本稿は、修士学位論文の一部抜粋に加筆変更を行ったものである。資料のご提供を頂いたフランス国立社会科学高等研究院オギュスタン・ベルク教授、金沢大学中島弘二教授、執筆にあたりご助言をいただいた東京大学石田英敬教授、佐倉統教授、金森修教授、各研究室・UTCP各位、査読者各位に深く御礼を申し上げます。

註

- 1) 「風土論」と訳されることもあるが、本稿では「風土学」と統一する。
- 2) オギュスタン・ベルク、江口久美訳「La mésologie et le Japon 風土学と日本」『L'Echange』1, 1-2頁, 2011a, 1頁
- 3) Staszak, Jean-François, « Dans quel monde vivons-nous? Géographie, phénoménologie et ethnométhodologie, » Jean-François Staszak (dir.), *Les discours du géographe*, Paris: L'Harmattan, pp.13-38, 2000, p.24
- 4) Dardel, Eric, *L'Homme et la terre. Nature de la réalité géographique*, Paris: PUF, 1952
- 5) Claval, Paul, « La géographie culturelle et l'espace, » Jean-François Staszak (dir.), *Les discours du géographe*, Paris: L'Harmattan, pp.119-145, 2000, p.112
- 6) Dagognet, François (dir.), *Mort du paysage? Philosophie et esthétique du paysage. Actes du colloque de Lyon*, Seyssel: Champ Vallon, 1982; Pitte, Jean-Robert, *Histoire du paysage français t.1, t.2*, Paris: Tallandier, 1983; Cauquelin, Anne, *L'invention du paysage*, Paris: PUF, 1989; Quillet, Bernard., *Le paysage retrouvé*, Paris: Fayard, 1991; 他
- 7) オギュスタン・ベルク「日本風土の教え：蝦夷論から進化論へ」2011年度国際交流基金賞 日本研究・知的交流部門 受賞記念講演会 (http://www.jpff.go.jp/j/about/award/11/dl/augustin_%20berque.pdf) , 2011b, 8頁 (参照2013/08/15)
- 8) Berque, Augustin, *Vivre l'espace au Japon*, Paris: PUF, 1982, p.23.本書は第一部が空間についての一般論、第二部が日本の空間の3つの組織化という視点から考察したものとなっているが、邦訳では第一部は省略されている。3つの組織化については、邦訳では「まえがき」において簡潔に述べられている (ただし「技術的」は「物理的」とされている) (オギュスタン・ベルク『空間の日本文化』宮原信訳、筑摩書房、1994、3頁)。
- 9) 和辻哲郎『風土』〔和辻哲郎全集第8巻〕岩波書店、1962b, 1頁
- 10) オギュスタン・ベルク「風土性の存在論的構造とその現代的意義」風土工学デザイン研究所監修『風土と地域づくり：風土を見つめる感性を育む』風土工学デザイン研究所、31-54頁、2003、33頁
- 11) 和辻、1962b、13-14頁
- 12) 同上、8-12頁
- 13) 同上、9頁
- 14) 和辻自身、日本語において哲学をすることに意識的であった (和辻哲郎『続日本精神史研究』〔和辻哲郎全集第4巻〕岩波書店、1962a)。
- 15) 日本語と印欧語における言語構造の違いについては、熊倉千之『日本語の深層：〈話者のイマ・ココ〉を生きることは』筑摩書房、2011に詳しい。ベルク自身も、和辻の評価に先立って1982年に同じく「寒さ」を例に言語構造間の違いについて指摘し、日本文化における「場所中心主義」を論じている (Berque, *op.cit.*, 1982, p.40 (ベルク、前掲書、1994、32頁))。
- 16) Berque, Augustin, *Médiance, de milieux en paysages*, Montpellier: Reclus, 1990, p.25 (オギュスタン・ベルク『風土としての地球』三宅京子訳、筑摩書房、1994、32頁)
- 17) ベルク、前掲書、2011a、1頁
- 18) Berque, Augustin, *Le sauvage et l'artifice. Les Japonais devant la nature*, Paris: Gallimard, 1986, p.134 (オギュスタン・ベルク『風土の日本：自然と文化の通感』篠田勝英訳、筑摩書房、1992、162頁)
- 19) ベルクはのちに、この単語が他の医者シャルル・ロバン (1821-1885) により、1848年6月7日の生物学協会の開会式の時点ですでに提案されていたことを発見する。「今日では、この単語が社会生態学の一種に関連していたとすることができます。その視点は実証主義的であり、社会と彼らの環境の解釈学的な存在論であった和辻のものとは大きな関係はありませんでした。」(ベルク、前掲著、2011a、1頁)
- 20) ベルクにとって、現在用いられていないこのmésologieという語は、エルンスト・ヘッケルが提唱した生態学écologieに局限化さ

- れた形で台頭された語であった。しかし、生態学の視点からはこぼれ落ちてしまう文化的要因も合わせることで初めて人間と環境との関係が理解されうるという考えがベルクにはあった (Berque, *op.cit.*, 1986, p.134 (ベルク, 前掲書, 1992, 162頁))。
- 21) 坂部恵『鏡の中の日本語』筑摩書房, 1989, 226頁; 木岡伸夫『風土の論理: 地理哲学への道』ミネルヴァ書房, 2011, 153頁
- 22) Baker, Alan R. H., *Geography and History: Bridging the Divide*. Cambridge: CUP, 2003, p.73
- 23) Berque, *op.cit.*, 1986, p.162 (ベルク, 前掲書, 1992, 205頁)
- 24) 和辻, 前掲書, 1962b, 240頁
- 25) 和辻哲郎『倫理学 下』[和辻哲郎全集第11巻] 岩波書店, 1962c, 147頁
- 26) Berque, Augustin, "Offspring of Watsuji's theory of milieu (Fūdo)," *GeoJournal*, 60, pp.389-396, 2004, p.390
- 27) Berque, *op.cit.*, 1986, p.162 (ベルク, 前掲書, 1992, 182-183頁)。後にベルクは、和辻の「風土性」とダルデルの「地理性」との比較研究の可能性を指摘している (オギュスタン・ベルク「《第84回 地理思想研究部会》風土性と持続可能性」『人文地理』58(4), 2006, 79頁)。
- 28) 例えば、和辻は地中海地方の樹木の形を見た際、「人工的という感じ」、「合理的であるという感じ」という自分が受けた印象を、そのままヨーロッパ人の在り方の分析に投影している (和辻, 前掲書, 1962b, 76-77頁)。
- 29) Berque, Augustin, *Écoumène. Introduction à l'étude des milieux humains*, Paris: Belin, 2000, p.126 (オギュスタン・ベルク『風土学序説: 文化をふたたび自然に、自然をふたたび文化に』中山元訳, 筑摩書房, 2002, 221頁)
- 30) 和辻, 前掲書, 1962b, 23頁
- 31) 同上, 124頁
- 32) 坂部恵『和辻哲郎』岩波書店, 1986, 118頁, 126頁
- 33) Berque, *op.cit.*, 1986, p.163 (ベルク, 前掲書, 1992, 205頁)
- 34) Berque, *op.cit.*, 1990, p.101 (ベルク, 前掲書, 1994, 116頁)
- 35) Berque, *op.cit.*, 2000, p.151 (ベルク, 前掲書, 2002, 266頁)
- 36) Gibson, James J., *The Ecological Approach to Visual Perception*, Hisdall, NJ: Lawrence Erlbaum, 1979, p.18 (ジェームズ・J・ギブソン『生態学的視覚論: ヒトの知覚世界を探る』古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳, サイエンス社, 1986, 20頁)
- 37) *Ibid*, p.183 (同上, 198頁)
- 38) Berque, *op.cit.*, 2000, p.151 (ベルク, 前掲書, 2002, 266頁)
- 39) Berque, *op.cit.*, 1986, (ベルク, 前掲書, 1992, 176, 197頁); Berque, *op.cit.*, 1990, p.101 (ベルク, 前掲書, 1994, 116頁); オギュスタン・ベルク, 篠田勝英訳『地球の存在の哲学: 環境倫理を超えて』筑摩書房, 1996, 176頁; Berque, *op.cit.*, 2000, p.151 (ベルク, 前掲書, 2002, 266頁) 等
- 40) Berque, *op.cit.*, 1986, p.166 (ベルク, 前掲書, 1992, 212頁)
- 41) *Ibid*, p.48 (同上, 58-59頁)
- 42) *Ibid*, p.41 (同上, 50頁)
- 43) *Ibid*, p.41 (同上, 51頁)
- 44) 関三雄「風土と景観のあいだあるいは和辻=ベルク理論のアポリア: 新たな景観論の可能性を求めて」『山陽論叢』17, 62-78頁, 2010, 77頁
- 45) *Ibid*, p.41 (同上, 51頁)
- 46) Berque, *op.cit.*, 1986, p.151 (ベルク, 前掲書, 1992, 188頁)
- 47) Berque, *op.cit.*, 1986, p.157 (ベルク, 前掲書, 1992, 197頁)
- 48) Berque, *op.cit.*, 1986, p.228 (ベルク, 前掲書, 1992, 292頁)
- 49) Berque, *op.cit.*, 1990, p.111 (ベルク, 前掲書, 1994, 127頁)
- 50) Berque, *op.cit.*, 1990, p.12-13 (ベルク, 前掲書, 1994, 19頁)
- 51) Berque, *op.cit.*, 1990, p.13 (ベルク, 前掲書, 1994, 19頁)
- 52) ベルクは、エコロジー思想は倫理の基盤にあるはずの人間の主体性に特別なステータスを認めることを拒否することで、倫理として成立しないものになっていると批判する (ベルク, 前掲書, 1996, 69頁)。
- 53) Berque, *op.cit.*, 1986, p.165 (ベルク, 前掲書, 1992, 209頁)

- 54) 筑摩書房への書き下ろし。同年バリ、ガリマール社から*Être humain sur la Terre*として出版される。
- 55) ベルク, 前掲書, 1996, 85頁
- 56) ベルク, 前掲書, 1996, 87頁
- 57) ベルク, 前掲書, 1996, 86頁
- 58) ベルク, 前掲書, 1996, 221頁。技術哲学者アンドリュウ・フィーンバークも着目した点である (Feenberg, Andrew, *Questioning Technology*, New York: Routledge, 1999, pp.164-165)。
- 59) ベルク, 前掲書, 2006, 80頁
- 60) Leroi-Gourhan, André, *Le geste et la parole.1. Technique et langage*, Paris: Albin Michel, 1964, p.166 (アンドレ・ルロワ=グーラン『身ぶりと言葉』, 荒木亨訳, 筑摩書房, 2012, 199頁)
- 61) 荒木訳では「社会的組織体」。Leroi-Gourhan, André, *Le geste et la parole.2. La mémoire et les rythmes*, Paris: Albin Michel, 1965, p.34 (同上, 375頁)
- 62) Leroi-Gourhan, *op.cit.*, 1964, p.197 (同上, 233頁)
- 63) ベルクによるルロワ=グーランへの言及は1999年頃から見られる (Berque, Augustin, « Géogrammes, pour une ontologie des faits géographiques, » *Espace géographique*, 28(4), pp.320-326, 1999, p. 324)。
- 64) Berque, *op.cit.*, 2000, p.126-127 (ベルク, 前掲書, 2002, 222頁)
- 65) *Ibid*, p.96 (同上, 170頁)
- 66) *Ibid*, p.98 (同上, 174頁) ここには、単純な構築主義の観点との差異化を図るベルクの動機があった。
- 67) *Ibid*, p.128 (同上, 224頁)
- 68) Berque, *op.cit.*, 2000, p.129 (ベルク, 前掲書, 2002, 226頁)。この内容は1999年8月に開かれた飛騨高山でのシンポジウムでも発表され、荒木亨はこのベルクの解釈を積極的に評価している (荒木亨「オギュスタン・ベルクと共に」『雑誌シグノ別冊』4, 1999, 87頁)。
- 69) *Ibid*, p.129 (同上, 226頁) この両者の違いについて、技術システム、象徴システムといった構造に着目したルロワ=グーランに対し、ベルクはその機能(人間存在との関係)に着目したと見ることもできるだろう。
- 70) Berque, *op.cit.*, 2000, p.129 (ベルク, 前掲書, 2002, 226頁)
- 71) Berque, *op.cit.*, 2000, p.107 (ベルク, 前掲書, 2002, 191頁)
- 72) 西訳では「外在化の逆説」。Stiegler, Bernard, *La technique et le temps.1. La faute d'Épiméthée*, Paris: Galilée, 1994, p.149 (ベルナル・スティグレール『技術と時間1: エピメテウスの過失』石田英敬監修, 西兼志訳, 法政大学出版局, 2009, 203頁)
- 73) *Ibid*, p.152 (同上, 208頁)
- 74) 和辻も「人間に対立する他方の項としての大地というごときものは、抽象的な曖昧な概念に過ぎぬのである。それと同様に土地や気候に対立する人、ルソーの考えたような孤立的利己的な自然人などというものも、全然非現実的な抽象物に過ぎない」とルソーの自然人の概念を批判している (和辻, 前掲書, 1962c, 153頁)。
- 75) Stiegler, *op.cit.*, p.152 (スティグレール, 前掲書, 208頁)。スティグレール自身はデリダの「差延」概念を用いてこのアポリアの解決を試みており、彼の哲学とベルク風土学との比較も有意義であると考えられる。
- 76) ベルク, 前掲書, 1996, 110頁
- 77) Berque, *op.cit.*, 2000, p.156 (ベルク, 前掲書, 2002, 274頁)
- 78) ポール・クラヴァル、ジョエル・ボンヌメゾン、ジャック・ベトゥモンらは、ベルクをフランス文化地理学の復興に関わったものとして評価している (Claval, *op.cit.*, p.127; Bonnemaison, Joel, *La géographie culturelle*, Paris: CTHS, 2000 (*Culture and Space: Conceiving a new cultural geography*, translated by Josée Pénot-Demetry, New York: I.B. Tauris, 2005); Daudel, Christian, *Jacques Bethemont. Géographe des fleuves*. Paris: L'Harmattan, 2010, p.139)。また、ダルデルの地理性概念、ベルクの風土性概念を用いた研究も試みられている (Dupont, Louis (dir.), *Géographicité et médiance. Vivre et habiter l'espace*, Paris: L'Harmattan, 2008)。
- 79) Berque, Augustin, *La Pensée Paysagère*, Paris: Archibooks + Sautereau éd., 2008 (オギュスタン・ベルク『風景という知: 近代のパラダイムを超えて』木岡伸夫訳, 世界思想社, 2011); オギュスタン・ベルク, 鞍田崇訳「風土とレンマの論理」立本成文編『人間科学としての地球環境学: 人とつながる自然・自然とつながる人』京都通信社, 2013, 89-118頁
- 80) Canguilhem, Georges, « Le vivant et son milieu, » *La connaissance de la vie*, Paris: Vrin, 1952, pp.165-197 (ジョルジュ・カンギレ

ム「生体とその環境」『生命の認識』杉山吉弘訳、法政大学出版局、2003、147-179項)

参考文献

- Baker, Alan R. H., *Geography and History: Bridging the Divide*, Cambridge: CUP, 2003
- Berque, Augustin, *Le Japon. Gestion de l'espace et changement social*, Paris: Flammarion, 1976
- Berque, Augustin, *La rizière et la banquise. Colonisation et changement culturel à Hokkaidô*, Paris: Publications orientalistes de France, 1980
- Berque, Augustin, *Vivre l'espace au Japon*, Paris: PUF, 1982 (オギュスタン・ベルク『空間の日本文化』宮原信訳、筑摩書房、1994[1985])
- Berque, Augustin, *Le sauvage et l'artifice. Les Japonais devant la nature*, Paris: Gallimard, 1986 (オギュスタン・ベルク『風土の日本：自然と文化の通感』篠田勝英訳、筑摩書房、1992[1988])
- Berque, Augustin, *Médiance, de milieux en paysages*, Montpellier: Reclus, 1990 (オギュスタン・ベルク『風土としての地球』三宅京子訳、筑摩書房、1994)
- Berque, Augustin, « Géogrammes, pour une ontologie des faits géographiques, » *Espace géographique*, 28(4), pp.320-326, 1999
- Berque, Augustin, *Écoumène. Introduction à l'étude des milieux humains*, Paris: Belin, 2000 (オギュスタン・ベルク『風土学序説：文化をふたたび自然に、自然をふたたび文化に』中山元訳、筑摩書房、2002)
- Berque, Augustin, "Offspring of Watsuji's theory of milieu (Fûdo)," *GeoJournal*, 60, pp.389-396, 2004
- Berque, Augustin, *La Pensée Paysagère*, Paris: Archibooks + Sautereau éd., 2008 (オギュスタン・ベルク『風景という知：近代のパラダイムを超えて』木岡伸夫訳、世界思想社、2011)
- Canguilhem, Georges, *La connaissance de la vie*, Paris: Vrin, 1952 (ジョルジュ・カンギレム『生命の認識』杉山吉弘訳、法政大学出版局、2003)
- Cauquelin, Anne. *L'invention du paysage*, Paris PUF, 1989
- Claval, Paul, « La géographie culturelle et l'espace, » Jean-François Staszak (dir.) *Les discours du géographe*, Paris: L'Harmattan, pp.119-145, 2000
- Dagognet, François (dir.), *Mort du paysage? Philosophie et esthétique du paysage. Actes du colloque de Lyon*, Seyssel: Champ Vallon, 1982
- Dardel, Eric, *L'homme et la terre. Nature de la réalité géographique*, Paris : PUF, 1952
- Dupont, Louis, (dir.), *Géographicit  et médiance. Vivre et habiter l'espace*, Paris: L'Harmattan, 2008
- Feenberg, Andrew, *Questioning Technology*, New York: Routledge, 1999
- Gibson, James J., *The Ecological Approach to Visual Perception*, Hisdall, NJ: Lawrence Erlbaum, 1979 (ジェームズ・J・ギブソン『生態学的視覚論：ヒトの知覚世界を探る』古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳、サイエンス社、1986)
- Leroi-Gourhan, Andr , *Le geste et la parole t.1. Technique et langage*, Paris: Albin Michel, 1964 (アンドレ・ルロワ＝グーラン『身ぶりと言葉』, 荒木亨訳、筑摩書房、2012[新潮社、1973])
- Leroi-Gourhan, Andr , *Le geste et la parole t.2. La m moires et les rythmes*, Paris: Albin Michel, 1965 (アンドレ・ルロワ＝グーラン『身ぶりと言葉』, 荒木亨訳、筑摩書房、2012[新潮社、1973])
- Pitte, Jean-Robert, *Histoire du paysage fran ais t.1, t.2*, Paris: Tallandier, 1983
- Staszak, Jean-Fran ois, « Dans quel monde vivons-nous? G ographie, ph nom nologie et ethnom thodologie, » Jean-Fran ois Staszak (dir.) *Les discours du g ographe*, Paris: L'Harmattan, pp.13-38, 2000
- Stiegler, Bernard, *La technique et le temps t.1. La faute d' pim th e*, Paris: Galil e, 1994 (バルナール・スティグレール『技術と時間 1：エピメテウスの過失』石田英敬監修、西兼志訳、法政大学出版局、2009)
- Quillet, Bernard, *Le paysage retrouv *, Paris: Fayard, 1991
- オギュスタン・ベルク、篠田勝英訳『地球と存在の哲学：環境倫理を越えて』筑摩書房、1996
- オギュスタン・ベルク『風土性の存在論的構造とその現代的意義』風土工学デザイン研究所監修『風土と地域づくり：風土を見つける感性を育む』風土工学デザイン研究所、31-54頁、2003

- オギュスタン・ベルク 「《第84回 地理思想研究部会》風土性と持続可能性」 『人文地理』 58(4), 79-81頁, 2006
- オギュスタン・ベルク, 江口久美訳 「La mésologie et le Japon 風土学と日本」 『L'Echange』 1, 1-2頁, 2011a
- オギュスタン・ベルク 「日本風土の教え：蝦夷論から進化論へ」 2011年度国際交流基金賞 日本研究・知的交流部門 受賞記念講演会
(http://www.jpff.go.jp/j/about/award/11/dl/augustin_%20berque.pdf), 2011b (参照2013/08/15)
- オギュスタン・ベルク, 鞍田崇訳 「風土とレンマの論理」 立本成文編 『人間科学としての地球環境学：人とつながる自然・自然とつながる人』 京都通信社, 89-118頁, 2013
- 荒木亨 「オギュスタン・ベルクと共に」 『雑誌シグノ別冊』 4, 1999
- 木岡伸夫 『風土の論理：地理哲学への道』 ミネルヴァ書房, 2011
- 熊倉千之 『日本語の深層：〈話者のイマ・ココ〉を生きることば』 筑摩書房, 2011
- 坂部恵 『和辻哲郎』 岩波書店, 1986
- 坂部恵 『鏡の中の日本語』 筑摩書房, 1989
- 関三雄 「風土と景観のあいだあるいは和辻＝ベルク理論のアポリア：新たな景観論の可能性を求めて」 『山陽論叢』 17, 62-78頁, 2010
- 和辻哲郎 『続日本精神史研究』 [和辻哲郎全集第4巻] 岩波書店, 1962a[1935]
- 和辻哲郎 『風土』 [和辻哲郎全集第8巻] 岩波書店, 1962b[1935]
- 和辻哲郎 『倫理学 下』 [和辻哲郎全集第11巻] 岩波書店, 1962c[1949]



犬塚 悠 (いぬつか・ゆう)

[生年月] 1987年6月生まれ
 [最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了
 [専攻領域] 風土学, 環境思想, メディア論
 [主たる著書・論文]
 ・修士学位論文「風土学の理論と実践：遺伝子組換え作物と社会の風景論」(2013年3月)
 ・「指揮者・大野和士氏インタビュー：内的必然性から響きあう音楽」(共著, 『東京大学大学院情報学環紀要：情報学研究調査研究編』 28, 2012年3月)
 [所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程
 [所属学会] International Association for Environmental Philosophy, 日本哲学会, 応用哲学会, 環境思想・教育研究会, 日本デジタル・ヒューマニティーズ学会

Formation and Structure of Augustin Berque's Mesology

Yu Inutsuka*

Abstract

While the works of the French geographer Augustin Berque on Japanese studies are widely well known, his theoretical framework called mesology (*mésologie*) has not been well examined. In order to reconstruct geography, Berque has created his mesology in search of methodologies in between positivistic approaches and hermeneutic approaches for the analysis of the relationships between human beings and their environment. To understand the structure and contribution of mesology, this research will examine the course of Berque's work.

In 1970s when Berque started his research career, French geography was under a transformation from natural science to social science; phenomenological geography has been established. Many scholars argued that "landscapes" cannot be reduced to a physical notion but also contains phenomenological components. In this context, Berque also sought new methodologies to overcome modern positivistic geography.

In 1986, influenced by the concept *fūdosei* of the Japanese philosopher Tetsurō Watsuji, Berque started to define his theory as mesology (translation of *fūdogaku*). Watsuji defined this concept as "the structural moment of human existence." Berque translated the Japanese term *fūdosei* into mediance (*médiance*) and developed a new corpus for the study of milieu (*fūdo*), the key concept in French geography tradition since Paul Vidal de la Blache.

As a geographer, however, Berque has criticized the subjectivity in Watsuji's actual analysis of the analogies between human communities and their environments. It fallen into a kind of geographical determinism which French geography does not accept. James J. Gibson's concept of *affordance* guided Berque in considering mediance not only in phenomena but also in physical reality by providing an ecological base. Guided by affordance, Berque has proposed the concept of trajectivity (*trajectivité*) to express the reality of human milieu between subject and object.

The next significant change happened when Berque reinterpreted ecumene (a geographical

Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Mediance, Trajectivity, Environment, Ecumene, Landscape

term to describe “inhabited area of the world”) as “the earth as *fūdo*” in 1996. To grasp the characteristics of humanity in contrast to other animals, Berque first used the term ecosymbolicity (*écosymbolicité*). This was elaborated by his interpretation of Andre Leroi-Gourhan’s anthropology to give the positivistic base for mediance. Leroi-Gourhan proposed the coupling of the animal body (*corps animal* which is individual) with a social body (*corps social* which is collective), constituted by technical and symbolic systems. Berque agreed with the externalization through technical systems but not through symbolic systems depicted by Luroi-Gurhan. Understanding Luroi-Gurhan’s arguments in Watsuji’s *fūdo* provides a new insight of environmental issues and media technologies.

The course of Berque’s works, starting from the hermeneutic approach in geography, has progressively articulated and expanded the knowledge of many disciplines. The framework he achieved, mesology, sheds a light on human milieux/ecumene which have been a blind spot for modern sciences. Mesological analysis of today’s globalizing world guides us to consider the condition of the earth as one’s own existential problem.

元号の歴史社会学・序説

— 「明治の精神」を事例として—

Historical Sociology of Gengo(the name of a Japanese era):An Introduction :
The case study of “Spirit of Meiji

鈴木 洋仁
Hirohito Suzuki

1. 問題と目的

「平成」という元号で括られる時間も、すでに四半世紀が過ぎようとしている。にもかかわらず、「平成の精神」や「平成デモクラシー」や「平成維新」を掲げることばは、明確な像を結ばない。少なくとも、時代を象徴することばにおいて、「平成」という元号が用いられる機会は少ない。他方で、日本語圏においては、元号を用いて時代を区分したり、その時代の「精神」を喧伝したりすることばは、いかにも普通に見える。「明治の精神」や「大正デモクラシー」、あるいは、「昭和維新」を持ち出しても構わない。簡単に言えば、元号を使うと、その時代が見えてくるかのような了解を広くあまねく共有している。

しかし、そのような認識は当初から、すなわち、元号が制度となってすぐに自家薬籠中のものとされていたのだろうか。たとえば、「江戸時代」と言われる期間を表現する際に、「慶應の精神」や「文治的なもの」といった言明が可能だったのだろうか。

このような疑問を提起するとき、元号と近代天皇制との密接な結びつきが、その解答であるように見えるかもしれない。元号を「明治」とあらためた際、ひとりの天皇の即位から崩御までの時間と、ひとつの元号を一致させる「一世一元」が定められたこと（所 1989）。そして、そのひとりひとりの天皇が、とりわけ、最初の明治天皇と昭和天皇の在位期間が長期にわたったこと。その2つの要素ゆえに、元号によって時代をあらわせるようになったと考えられるかもしれない。さらに、このプロセスが、日本語圏においては「近代」と呼ばれる、さまざまな変容の過程と重なっていたがゆえに、あたかも元号が最初から整えられた制度として導入されたように映っているのかもしれない。

だから、たとえば久保常晴が詳細に分析したように、日本各地で歴史的かつ散発的に用いられてきた「私年号」は日本語圏全体では共有されず、その土地における甘酸っぱい思い出としてわずかに記録に残るに過ぎない（久保

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：歴史社会学、元号、時代区分

1967)。逆に、近代以降の天皇制と濃い関係を持つ元号による時代区分は、冒頭に述べた通り、広範囲に共有されるカレンダーとしてすでに長い歴史を積み重ねている。けれども、元号によって時代をあらわすことばが、あまりに自明に見えるがゆえに、そして、天皇制という答えが見えているがために、その成立過程に着目した研究は、そう多くはない。

そこで本論文は、元号による時代区分や時代表象の成立過程を考察するために、「明治の精神」という言葉がどのような変遷を見せてきたのかを検証する。具体的には、夏目漱石の小説『こゝろ』に書き付けられた「明治の精神」という表現をめぐって交わされたさまざまな言葉を観察し、そこに込められた時代区分の意識が、「戦後」、とりわけ、「明治百年」を経た時期に成立したものであり、多分に世代論的な要素に基づいている点を指摘する¹。そして最終的には、このような指摘それ自体が研究主体によるあらたなことばの生産にほかならない、とする自己再帰の実践を目指す。

ただ、ここで急いでことわっておかなければならない。本論文において、漱石の小説が、あるいは、漱石の創作に対する国文学的な解釈、そして、それに対する批判が、特権的に扱われるのはなぜなのかについて、ことわっておかなければならない。たとえば、同じく乃木希典の

殉死に感化された森鷗外の小説『興津弥五右衛門の遺書』についてはどうなのか、という疑問にも応答しなければならない。この課題に本格的に答えるには、日本語圏において、とりわけ近代と呼ばれる時間区分において、文学が、なかんずく小説が特権的な地位を占めたのかについて検討が必要になる。あるいは、『こゝろ』が現在の高校生用「現代文」の教科書大半に登場し、そして、新潮文庫の「累計発行部数トップ」に位置する、そうした「一人勝ち」（川島2013:68-89）を理由にしても構わないのかもしれないが、本論文は、それらとは別の形で、上記の疑問に答えようとする。

その理由は、「明治」という元号によって、その時代の「精神」をあらわせるかのような信憑が成立する、そのひとつの事例として「明治の精神」を扱っているからにほかならない。言い換えれば、「明治」という元号が実体化した単位として浮かび上がる典型例として、このことばの変遷を取り上げている。漱石の意図と、現在の解釈は、もちろん異なる。時の経過とともに、あることばの受け取り方が変化する、そんなことは、わざわざ指摘する必要もない。しかし、その受容の仕方の変遷それ自体が、元号とともに立ち上がる歴史意識のひとつであると、本論文は説き明かす。

2. 先行研究と方法

2.1 先行研究

以上の問題意識に基づく際、たとえば、「社会学」に限ってみても、記憶の社会的な形成を

抽出したモーリス・アルヴァックスの集会的記憶(Halbwachs 1950)をはじめとして、すでに膨

大な蓄積があるように思われる。たとえば、フレッド・デーヴィスによるあまりにも有名なノスタルジアをめぐる社会学的探究では、過去と現在をつなぐものとしてこの集合的記憶が拡張されている。現在に対する恐れが抱かれる時、「アイデンティティの非連続」という危機からの回復を求めて呼び出されるとする (Davis 1979=1990:52)。この問題意識を自己論や物語論との関係において探求した社会学者の片桐雅隆は、ノスタルジアを「過去の集合的な構築」よりも、「過去の集合的な忘却」ととらえる (片桐 2003:202)。その上で、片桐は、集合的記憶による集団の形成と、集団の枠組みの構築というアルバックスの論点と、記憶を語るという相互行為的な営みによるメンバーシップの成立というストラウスの議論を重ね合わせている。彼らが重視したcadre=枠として、本論文における元号を捉えることも可能だろう。

また、「元号」による時代の区分を、エリック・ホブズボウムが抽出した、つくられた伝統 (invention of tradition) だとして、その構築性について言及しても構わないかもしれない (Hobsbawm and Ranger ed 1983)。

しかし、岩井洋は、1993年の論文で「『記憶』や『想起』が社会学の研究テーマとなったことはほとんどなかった」 (岩井 1993:218) と総括しており、近年でも、「日本の社会学研究に限ってみれば、「記憶」が現実に多くの社会学研究者たちの関心をひきつけ、社会学研究の重要なキーワードの一つと見なしうるほどになったのは、ここ10数年から20年のほどの間のことに過ぎない」 (若林 2009:3-4) と若林幹夫が述べている。

このような社会学における数少ない「記憶」研究に資するため、本研究は、「元号」とともに立ち上がる歴史意識の解明の事例として、「明治の精神」と夏目漱石の小説『こゝろ』を取りあげる。

そこで、次に検討されるべき先行研究は、ある時期まで『こゝろ』の支配的であった「『明治の精神』に殉死するという句に作者の精神的な洞察を読む」 (佐藤泉 2000a:121) 作品解釈の成立過程にはかならない。

もともと「教科書巻末の作品年表にすら名前があらなかった」 (佐藤泉 2000a:120) この作品が、高等学校用国語教科書の定番教材となり、そして、国民的な規模で読まれるのは、そう古い事態ではない。国文学者の鳥井正晴が振り返るように、「『こゝろ』の同時代評は、ないということが逆に、大正の知性が、漱石のなにを受け継がず、なにを素通りして行ったかの証左となろう」 (鳥井 1981:108) と述べるように、この小説は、昭和20年代まで「素通り」されてきた。その研究となると、昭和20年代によく始まったに過ぎない (畑 1964)。さらに、「明治の精神」ということばが表舞台に競り上がるのは、朴裕河が指摘する通り、吉田茂の著・『日本を決定した百年』の中で、『こゝろ』の「明治の精神」を引用しながら、それらを肯定的に評価した昭和42年=1967年以降に過ぎない (朴 2007:234)。実際、「こゝろ」における「明治の精神」を主題的に論じたものは、1964年の伊沢元美によるものを待たなければならない (伊沢 1964)。

佐藤泉が指摘するように、『こゝろ』と漱石

が統合で結ばれるようになったのは、1968年以降のことである（佐藤泉 2000b）。それは、ときあたかも、「明治百年」であり、その2年後の1970年になってようやく、乃木希典を主人公に据えた小説『殉死』（司馬遼太郎）や、あるいは、桶谷秀昭の「『淋しい』明治の精神 『心』」と題する評論が発表される。

ことほどさように、夏目漱石『こゝろ』と「明治の精神」が等号で一直線に結ばれるのは、大正3年の発表時どころか、「昭和」の「戦後」が20年を過ぎた地点を待たなければならなかったのである。だから、「明治天皇と乃木大将という、特権化された個人、半ば絶対性を持つような他者への『殉死』、あるいは『明治の精神』という抽象的でありながら絶対性を持つような観念への『殉死』という説明

2.2 本論文の対象と方法

以上の検討を経て、本論文では、『こゝろ』で漱石が取り上げた乃木希典の自害に「明治の精神」を見る視座、さらには、「明治の精神」なる表象もまた、遡及的に成立している機制を見る。そのために、乃木を論じたいいくつかの研究に依拠しつつ、「明治の精神」を掲げたことばを対象とする。既に述べたように、たとえば、なぜ森鷗外ではないのか、という問いに対して素朴に答えれば、漱石が「明治の精神」と言挙げしたからにはほかならない。また、ありとあらゆる文献を渉猟し尽くしたわけではないのだが、少なくとも現在から見て、「明治の精神」という表現の顕著な事例の初出として扱われるのが『こゝろ』だからだ。

加えて、本論文が扱う日本語圏における「近

は、その説明を受けた者を沈黙させ、疑問の余地をさしはさめないような力を持つ」（小森 1999:228）という解釈や、作品が発表された「大正3年という時代、その『時勢』に抗するかのごとく、漱石は『時勢遅れ』の人間を、明治の終焉とともに葬り、葬ることで、『明治』の『こゝろ』を次代に提出した」（平岡 1981:73）という見方は近年にいたって共有されているに過ぎない。

そして、もちろん、ここで事後的だからといって論難するのではない。そうではなく、この解釈の変化こそ、「明治」という元号とともに、その時代の「精神」を捉えられるかのような集合的な記憶のひとつのあらわれだと捉えられるのではないか。

代」と呼ばれるプロセスにおいては文学とそれにもつわる批評こそが、時代精神を語ることばとして、広く受け入れられてきた²からである³。

その方法として、本論文では、ことばの歴史的な積み重ねを分析する際⁴、社会学の領域で用いられる歴史社会学を用いる。

社会学者の佐藤健二による「日常が単なる慣習の模倣ではなく歴史的社会的に構築された実践の集積なのだという、その問題の発見それ自体が、歴史というカテゴリーあるいは観念の構成のされかたの変革を必要とし、そうした観念を生み出し支えている方法論の批判を必要としたからである」（佐藤健二 2005:12）という定義を借りて、本論文では、「歴史的社会的に

構築された実践の集積」として、「元号」による時代区分という「問題の発見」を行っている」と主張する。また、彼が挙げた歴史社会学のポイントに照らしあわせると、本論文においては、①問題設定が、「平成」という元号による時代区分の困難という現在性であり、②「明

治」以来の時系列という比較枠組みを設定しており、③研究主体の立場性に関する再帰的な実践を目指している点、その3点において、まさしく、その条件を満たしているといえるのではないか。

3. 事例分析

3.1 乃木希典の殉死と「明治の精神」

周知のとおり、日露戦争において第三陸軍司令官として旅順攻撃の指揮を取った軍人・乃木希典は、明治天皇の大喪の礼が行われた大正元年9月13日、妻・静子とともに、東京・赤坂の自宅で自刃する。これを、当時の新聞を含めた人々が「殉死」と呼んだことから、その名声はさらに高まる。

既に本研究で検証したように、この「殉死」に「明治の精神」を見たと書く夏目漱石『こゝろ』は、「昭和」の「戦後」に至って遡及的に評価されたのであった。

乃木希典の「殉死」をめぐるのは、東京の赤坂だけではなく、全国各地に「乃木神社」が建立されたほか^{5, 6}、乃木神社や乃木煎餅、乃木饅頭といった、いささかこっけいな表象が見られるが、その起源となるのは、佐々木英昭が『乃木希典』と題した評伝の冒頭で掲げる「乃木文学」だろう。自害からわずか20日後（10月5日）の新聞広告を嚆矢としながら、佐々木が言うように「『山をな』す『百千の乃木文学』が数十年間にわたって産出・消費され続けていた」（佐々木 2005:iii）のであり、さらに、「乃木夫妻自刃事件にたかった便乗商法」

は、たとえば、「乃木大将かるた」や「乃木坂」「乃木おこし」「乃木煎餅」「乃木饅頭」「乃木汁粉」「乃木鮭」「乃木豆」「乃木鉛筆」「乃木ムスク石鹸」「乃木蘭」にまでいたった（佐々木 2005:276-278）。

ここは、乃木を主題的に論じる場ではなく、たとえば、内田隆三が、志賀直哉や武者小路実篤ら、いかにも「大正的」な作家たちによる、乃木希典の殉死への露骨な嫌悪感について、「これらの批判は近代という地層から、乃木が帰属する古い地層そのものにたいするずれや断層を言い表している」（内田 2002:45）と称した言葉を参照したい。

乃木が遺書の末尾に記した二首⁷を引きながら内田が述べるように、「『贖罪』というよりも、大君のあとを慕っていくのだという積極的な意味合いのほうが強い」（内田 2002:46）と見るのが常識的であり、明治天皇に殉じた乃木に対して、志賀や武者小路は、身体的な拒絶反応を示している。それは、まさしく、徳富が、「天保の老人」と「明治の青年」を対比させた『新日本之青年』を改作した『大正の青年と帝国の前途』において、ふたたび「大正の青年」

なる符号を打ち出したところに象徴的にあらわれている。もちろん、徳富が想定する「大正の青年」とは、「大正五年、二十歳とすれば」という想定からは、志賀や武者小路は外れる。しかし、内田が指摘するように、その2つの世代の間に横たわる断層（内田のことばで言う「国土」のずれ）が、ここに如実に示されている⁸。

にもかかわらず、「世論は乃木の行為に『国民性の発露』『忠義心の凝結』『人間の犠牲献身の極致』を見るようになり、乃木は多数者の規約において『軍神』となる」のは、「啓蒙の評論家も、白樺の文士も、この『愚者』の死のかけがえのなさを見損なっている」からであり、「贖罪のためというよりは、大君の御跡を追慕う『情』のやみがたく、その『情』に殉じたと見るべき」（内田 2002:45-46）⁹である。ところが、内田の表現を借りれば、乃木は「日本人ならざる者」＝「愚者」であるのに、「多数者」＝日本人によって「軍神」に祭り上げられてしまったのである。

実際、乃木の神格化は、日露戦争中から終りにかけて始まっており、殉死に向けた視線は、片山慶隆が整理するように、否定的な立場に基づく新聞記事などが散見されるものの、しかし、当時の雰囲気としては、批判が許されなかった（片山 2011a）。

ここで明らかなように、志賀も武者小路も、そして、それを分析する内田も、「明治の精神」を重視してなどいない。乃木の殉死を批判するにせよ、あるいは、批判が許されないにせよ、そこには、「明治の精神」を見出す動きはなかったと言わなければならない。まさに、有

山輝雄が指摘するように、「著名すぎるほど著名な挿話は夏目漱石の『こゝろ』の先生の遺書のなかの『私は明治の精神が天皇に始まって天皇に終わったような気がしました』という一節が、小説であるにもかかわらず、これが当時における典型的な受け取り方であるかのようにその後も論じられ、なかば神話化されている」（有山 2012:112）状況にこそ、目を向けたい。

佐々木英昭は、「明治の精神」や「明治の影響」という言葉を、漱石が他の個所で全く使っていない点について、こう推測する。

多少穿った見方をすれば、その実体の不明確さは、かつて『我が輩は猫である』の苦沙彌先生が「誰も聞いた事はあるが、誰も遇った事はない。大和魂はそれ天狗の類か」とからかったあの「大和魂」と同じだともいえる（佐々木 2005:331）

まさに「誰も聞いた事はあるが、誰も遇った事はない」表現としての「明治の精神」を、乃木の殉死に見た点に、漱石の独自性がある。

それは、これから見る保田与重郎が「明治の精神」と題した評論で、その筆頭として、「岡倉覺三をあげ、次に内村鑑三をあげる」（保田 1986:193）様子や、あるいは、林房雄が「伊藤博文によっては「明治の『性格』を描くことができるが、『精神』を描くことはできない」（小林 1941）より重引」と書き付けたありさまから明らかだろう。「明治の精神」を乃木の殉死と一致させる見方は、あくまでも漱石が示した視点に止まっており、共鳴する論者の登

場を同時代的にはおろか、1970年代以降を待たなければならなかった様子は、既に見た通りである。たとえば、昭和3年に田中巴之助（智学）によって創刊された雑誌『明治』は、「明治の大精神」を称揚し、9年後には誌名を『明治精神』とするほどであるにもかかわらず、漱石にも乃木にも触れていない（田中 1928）。

あらためて強調しておけば、丸谷オーが「今までは乃木大将の殉死があるもんだから、武士道精神とか日本精神とか大和魂とか、そっちの方向で考えられてきたような気がする。そう

3.2 保田与重郎における「明治の精神」

保田与重郎が、昭和12年＝1937年発行の雑誌『文藝』の2月号から4月号にかけて連載した評論「明治の精神」を見てみよう。

まず、保田は、この言葉を、こう定義する。

明治芸文史を通観して、そこにある広大無辺の精神をとり出し、その過去を輝かせ未来を輝らす血統をさして、明治の精神と呼ぶのは、僕らの時代の誇らしい命名であるが、その文芸上の精神を最も奇削の極致で描いた人として、僕は岡倉覺三をあげ、次に内村鑑三をあげるのである（保田 1986:193）。

だから、保田にとっては、「明治の精神は、いわば内部からあらわれた世界への関心としてあった。それを回顧の中に発見し、万葉天平の時代に発見したのは、江戸の国学者でなく、明治の精神である」（保田 1986:194）。

その上で、林房雄による小説「乃木大将」を

じゃなくて、時代精神、われわれの時代のツァイトガイストという概念が漱石の頭にあった」として、「漱石にとって『明治の精神』を託すべき個人は（中略）明治天皇だった」（丸谷・山崎 2004:153）と述べる通り、その時代の精神を見ようとしていた、あるいは、少なくとも「現在」から見ると漱石がそのように試みていたと捉えられる点に本論文は着目している。

では、日本近代において最もナショナリズムが高揚した時期に文学者が述べる「明治の精神」とは一体どのようなものだろうか。

例にとりながら、「明治精神のそれらの悲しみは、大正の幸運の人々は知らない」（保田 1986:199）のであり、その時代とは、「皇紀2500年代の世紀末」と設定される。そして、保田は、「明治の初期の芸文を指導した武士の精神」（保田 1986:217）を語る。それは、「不完全な時代」（保田 1986:223）であり、「雅醇の国文に於て見るべきものがなかった」（保田 1986:217）時代なのである。

そのように明治をとらえる保田は、「明治の大事業は漱石と藤村を小説家としたこと」（保田 1986:232）と位置づける。漱石が書いたことばは、確かに、明治天皇の崩御にあたっての「国民精神の挽歌」としての悲しみであり、「大帝と共にこの世から消えるものへの哀歌」であった（保田 1986:240）。だからこそ、「漱石はその時むしろ世相への悲観面から、大帝の大喪に挽歌を奉った。ああ大帝に象徴された明治の精神は今消えゆく、と、むしろそれは大帝のゆえにあった混乱明治の統制点の昇天へ

の怖れであっただろう、これは一面の眞理であつた」(保田 1986:248)と評価する。

しかし「漱石は在欧の結果何もしなかった」(保田 1986:232)のであり、「漱石と藤村は尊敬を新しく教える小説をかいた」のだが、しかし、「鷗外ほどの時代の気質も代表し得ない」(保田 1986:235)、そんな取るに足りない人物として片付けられるがゆえに、『こゝろ』の末尾に書き付けられた「明治の精神」は、保田にとって論評に値しない。

さらにその6年後・昭和18年に新聞に寄稿した同じく「明治の精神」と題する小論では、「明治の精神というのは、その時代の言葉で申せば、『王政復古』と云われ、その源に於いて『尊王攘夷』を根底としたものをさす」(保田 1987:356)と定義する¹⁰。そして、「明治の風潮は、大体が、ここで文明開化に支配せられた。こうして所謂明治文化の指導者という側は、文明開化の指導者であり、これが官僚系の文化であった。だから反文明開化の思想文化は、すべて浪人の中に伝わり、ここに明治の精神の核心となるものがあつた」(保田 1987:360)と断言する。だから、小説では島崎藤村を、「文明開化の文学のために生涯をかけた人」として、「百年に何人と数えるような傑出した人」として、「藤村を考えそれについて批判することが、明治の精神の根底を明らかにするみちである」(保田 1987:360)と述べる。さらに、思想では、藤村に匹敵する人物として西田幾多郎を挙げながら、藤村の方に「文芸というものに於いて、一步感動の純粹に立ち入ると、必ず深いところの日本が現れる」点で軍配を上げる。

ただし、保田にとって重要なのは、次の点である。

しかし明治は、明治天皇の大御世であるから、なお根底に於いて精神の底流をもっていたのである。大正時代になるとそういうものは、殆どなくなり、文明開化の極度に達した。そういう時代の移り方は、これを文学の方でみれば、大正時代の代表者が、菊池寛とか山本有三という人であるという一事によつてもわかるのである。これらの作者に於いて、すでに精神は全然なくなり、日本人の祖先伝来のものとして大切にしてきた国民的感動は、社会的正義というようなものに換言せられて、国民的伝統や歴史からきり離されたのである。(保田 1987:361)

もちろん、保田の議論を、国粹主義的なるものの基盤を形成する危うい議論として論難できるかもしれないが、しかし、昭和においてこそ、そして、昭和18年においてこそ、「明治の精神」があらためて想起され、持ち上げられているさまが興味深い。

時期は前後するが、林房雄の小説「西郷隆盛」を評する小林秀雄の次のことばも、同じ文脈で理解されよう。林房雄の「『壮年』を書きすすむにつれ、西郷隆盛を描くことなしに、明治を描くことは不可能であることが解つた。伊藤博文によつては明治の『性格』は描くことはできるが、その『精神』を描くことはできない」との言葉を引きながら、小林秀雄は、「彼の言う明治の『性格』とか『精神』とかいう言

葉は、ただそれだけでは曖昧なものだと思うが、又ははっきり言えと言われてもはっきりは言えぬ事とも思うが、彼が直覚しているところは、僕にも直覚出来る様な気がする」（小林1941）と共感を隠さない。時代が、それも、元号が持つ「精神」は「ただそれだけでは曖昧なものだが、又ははっきり言えと言われてもはっきりは言えぬ事」としながらも、「僕にも直覚出来る様な気がする」ものにほかならない。それは、「明治神宮」のように、立派な姿形をとらずとも、否、とらないが故に、保田のこぼを借りれば「内部からあらわれた世界への関心」にほかならない。「明治の精神」は、乃木希典の殉死として形を明確な姿をあらわしてないし、称揚される符牒として流通してなどいない。

別の事例を挙げておこう。

昭和18年に新潮社から出版された『明治の精神』なる書物は、序文に「明治の精神は、世に

3.3 「戦後」における「明治の精神」

昭和23年=1948年に、下村寅太郎『内村鑑三と北海道:明治精神の一側面について』なる考察が世に問われ、そこでは、自らの北海道紀行にからめながら「明治の精神史の中には、古い伝統を背景にもちそれと直接に接続していた内地の本土でははっきりした形で現われることのなかったある側面の存するのを感じしめられた」（下村1948:141）として、たとえば、開拓に基づく「フロンティアの精神」（下村1948:146（原文ママ））や、キリスト教の受容に影響された啓蒙主義の精神と、その基底をなす合理主義の精神（下村1948:168）を、下村は

維新の号令と称せられる慶應3年12月9日の御沙汰書に、『皇政復古、国威挽回の御基、立てさせられ候間』とあり、『諸事 神武創業の始に原つき』とあるによって明かである」（浅野1943:1（原文ママ））と始まる。その宣言通り、勅撰集を筆頭に、さまざまな歌に「明治の精神」を読み取る趣旨で進んでいく議論では、正岡子規と乃木希典が大きく扱われているにもかかわらず、『こゝろ』はおろか、夏目漱石についても、まったく言及されていない。昭和18年に「維新聖業の 叡慮を奉体し、神国日本を護持するに力めた明治の草莽に就き、その悲願の跡を明かにしよう」と（浅野1943:12）『明治の精神』と題したにもかかわらず、そこには、今から見るとあまりにも名高い一節は、一瞥もくられていないのである。

「明治の精神」が、漱石の『こゝろ』とも、乃木希典とも結ばれない様子は、次に見る如く、「戦後」に入ってからもしばらく続く。

見る。その上で、「誠実・勤勉・敬虔の精神が、やがて当時の札幌農学校の精神」であり、「それは又やがて内村鑑三やその仲間が共感し鼓舞された精神であり、これによって鍛えられた鉄床である」と述べる。つまり、「内村鑑三の生成に於て北海道開拓の精神史的性格や、更に見地を拡大して、北海道開拓に於て具象化されている明治の精神史の一側面を見ようとする」（下村1948:174）のが同書にほかならない。

あるいは、「明治20年代のナショナリズム文学の精華として、志賀重昂と内村鑑三の作品を

とりあげ」る（亀井1971:67）亀井俊介の『ナショナリズムの文学 明治の精神の探究』でも、とりたてて漱石が扱われることはない。本論文の先行研究において触れた通り、この亀井の文章が世に問われた時期になって、つまり「明治百年」が取沙汰される時期に至ってようやく、「明治の精神」を末尾に据える「こゝろ」が、漱石の代表作として取り上げられ始めるのである。

竹山道雄が「明治は一つのはっきりした性格をもった時代であり、歴史にめずらしいほど内的分裂がなかった」（竹山 1960:5）ものとして持ち上げた「明治精神」や、色川大吉が「思想」よりも客観的な基盤として「精神」を称揚した上で語る「明治の精神」は、「戦後20年」か「明治百年」かという論争の中で紡ぎだされた（色川1968）（色川2008）。「戦後」という区分に照らして「明治」から「戦前」に至るまでの歴史に関する反省を強調する「戦後20年」派、これに対して、「近代」と呼ばれる変貌さまざまにおける歴史性に重点を置く「明治百年」派。そのどちらもが依ってたつ柱として「明治の精神」が着目されたのである。本来あったはずの建国の誓いが、この百年のうちに変わってきた、その認識をともに共有しつつ、だからこそ、その歴史に負の遺産を見るか、あるいは、肯定的に捉えるかによって、立場は正反対になる。

しかし、そのいずれの立場も、つまり、「昭和」を生きていた人々にとって、「明治」が何

らかの特質をもったひとつのまとまりとして語られはじめた、その変容を如実に示す事例として「明治の精神」への注目が挙げられるのである。さらに、すでに本論文「2.2」で述べた通り、漱石の小説だけではなく、文学、とりわけ小説に仮託して「明治」や「精神」や「明治の精神」を、つまりは時代精神一般を語ってきたのが「近代」における批評であった。だからこそ戦後思想において、小林秀雄や江藤淳、吉本隆明、そして柄谷行人といった批評家たちが、小説を文学として扱い、それについての語りと、「社会」についてのことを地続きで紡いだ。文学について語ることと「社会」に関して論じることを直接つないできた¹¹。

そうした認識が変化した末の現在として、たとえば、「作品『こゝろ』は、先生の『明治の精神』への殉死をもって終息する。しかし先生は、あくまで『明治の精神』に殉じたのであって、『明治天皇』に殉じたとは言っていない。そこに、乃木希典との決定的な距離がある。

『明治天皇』を『明治の精神』と言い換えたところに、漱石の、作家としての『批判』と『立場』が明らかにある」（鳥井2006:19）としたり、「乃木『殉死』に、文学者がどう反応するか。反応の仕方に依って、逆にその作家の『精神』の在りどころが顕現する。乃木『殉死』は、作家の『精神』を明証する、いわば試金石（リトマス試験紙）である点において、重要なのである」（鳥井 2006:27—28）と述べたりする、そうした見方が共有されているのである。

4. 結論と今後の課題

4.1 結論

「明治」を残そうとする運動は、元号が「大正」とあらたまったのち、最も象徴的には「明治神宮」の建立に見られるように（山口2005）（今泉2013）、何がしかの実体をもった形が望まれていた。ゆえに、「明治の精神」という目に見えないものは、ほとんど想起されていない。しかも、そこに乃木希典や夏目漱石の名を冠する振る舞いは、ほとんど見られない。実際、既に見たように、いかにもその名前を利用しそうな保田与重郎や林房雄といった文学者でさえも、「明治の精神」という言葉を用いているにもかかわらず、そこには乃木も漱石も顔を見せはしない。

なぜか。

ここには時代背景と、それに伴う世代¹²的な要素が大きく関係している。すなわち、「明治の精神」なる形で、目に見えない時代精神が称揚されるのは、「昭和」の「戦後」にあって、すなわち、焼け野原からの復興に際して、「開国」や「富国強兵」や「殖産興業」といった「明治」の運動が思い起こされるからにほかならない。たとえば、徳富蘇峰が価値紊乱を狙って打ち出した「天保の老人」と「明治の青年」の対比のように、「戦後」において、「明治」に生まれた年長世代が、その「精神」を用いて世間を鼓舞する。それに対して「戦後」を強調する側が、学生運動に顕著なように進歩的な態度を見せる。その機制については別論を期さねばならないが、本研究で見た「明治の精神」をめぐる変遷から明らかになったのは、そのような仕組みにほかならない。

素直に理解すれば、夏目漱石の小説『こゝろ』に登場する、あまりにも名高い「明治の精神」という言葉とともに、乃木希典の殉死が、「明治」の終わりという主題の周りに浮上する。そして、明治神宮や明治文化研究会に代表されるように、「明治」を残す運動に明け暮れたのが、大正期だったと、つい、口にしたくなる。けれども、このような、元号によって歴史を記述し、理解できるかのように思える議論は、その成立当初から慣れ親しんだ作法ではない。

言うまでもなく、元号による歴史記述に際して「天皇」という記号を無視できないばかりか、当時、そして、これまでに書かれてきたさまざまな言葉が「天皇」をめぐる費やされている以上、中心とならざるをえない。けれども、繰り返しになるけれども、「天皇」に始まり「天皇」に終わる議論ではない形で、すなわち本論文が辿ってきたような「明治の精神」というひとつのことばに焦点を絞る形でも、元号を用いた時代区分の変遷は観察できる。さらに、その果実として、「明治の精神」なる表象が持つ神話を、ある程度まで相対化できる。

「現在」の視点からは、たびたび言及される「明治の精神」なる表現が、実は、乃木希典とも夏目漱石『こゝろ』とも、当初から結びついていたわけではない様子を見た。もちろん文学史的には常識に属するのかもしれないが、しかし、既に見たように、たとえば、小森陽一のような漱石の大家ですら、そこに、「疑問の余地をさしはさめないような力を持つ」にいたった

のは、実は、きわめて近年の潮流に過ぎない点をあらためて指摘しておきたい。

反復すれば、「明治の精神」なる言葉じたいが、実は、「昭和」のそれも「戦後」、そして「明治百年」なる表現が喧伝される時期になってから、盛んに取沙汰されるようになった概念であり、そのことばと、乃木希典の殉死、そして、夏目漱石『こゝろ』は、すぐに結びついたわけではない。

こうして「明治」を想起するにあたってのひとつのことばをめぐる認識の変容それ自体が、「元号」によって時代を区分できるとする認識そのものに直結している、その様子を明らかにしてきた。同時に、この認識が、多分に世代論的な要素に由来する点も指摘した。だから素朴に言ってしまうと、ことばの認識が時代とともに移り変わるという当然の確認に留まるかもしれないが、しかし、ことはそう単純ではなく、現在では当然と思われる元号による時代精神の把握が、実は、いくつもの変遷を経る中で現在にいたっている、その変化への着目が、記憶の社会学的研究に資する点にこそ本論文の眼目がある。

だから、本論文の結論としてあらためて強調しなければならないのは、「明治の精神」に「作者の精神的な洞察を読む」ような「作品解釈」が成立したのは「戦後」、それも「明治百年」という歴史意識の勃興とともに立ち上がった点にほかならない。その意味で、本論文は、元号が天皇制とだけ結びつくものでないことを指摘しただけではなく、「明治の精神」ということばにまつわる認識さまざまが、「戦後」の世代論的変容や批評や思想の動きにおい

て、元号とともに歴史意識を示す事例であることを明らかにしてきたのである。

さらに付け加えれば、こうした見解が「《現在》において『過去を語る』という行為の持つ社会的意味を調査する知識社会学へと墮してしまふ」（北田2001:194）危険性を認識しているからこそ、つまり、本論文もまた認識の積み重ねのひとつに過ぎないという当たり前の立場に基づくからこそ、小森陽一らの視点を「事後遡及的」だと非難するのではなく、あくまでも受容の変化そのものが注目に値すると述べ続けたのである。

こうしたいくつもの論点を経たからこそ、本論文が「社会学」を掲げている意味をあらためて強調できる。「明治百年」と漱石における「明治の精神」への注目が連動している点を、本論文は縷々指摘してきたが、この点は日本文学史ではすでに常識に含まれるとも留意した。だとすると本論文は、日本語圏の文学研究における解釈の歴史を後追いしただけに過ぎないのだろうか。否、そうではない。『こゝろ』の解釈が、時代に応じて移り変わって来た、その連なりを素朴に記述する作法が文学史だとすれば、歴史社会学は、その変遷自体を素材として扱う。作品の受け止め方が時代によって異なる、それは何度でもことわるように当然だ。けれども、受容の変遷それ自体が、「元号」とともに歴史意識が立ち上がる過程を示していることと捉えること。さらには、文学研究の外側から、研究や文体を対象に用いる作法が、社会学にほかならない。その意味で、本論文は、冒頭に掲げたように自己再帰の実践である。その実践の内実とは、つまり、本論文があたかも客観的に

解釈史を材料に扱える事態だ。前章末尾で述べた通り、文学についての語りと「社会」にまつわることを結びつけてきた「批評」に対して、この関係性が何なのかを問う営みが社会学にほかならない。さらには、この営為をも社会の内部観察だとして記述せんと試みるのが社会学なのではないか。

もはや、素朴に文学と「社会」を結びつけて、何かの時代表象を語ることはとてもできない。村上春樹の新作や、ライトノベルが、「平

4.2 今後の課題

本論文では、「平成」という元号が用いられる機会の少なさを出発点に、「昭和」における「明治」のあらわれの事例として「明治の精神」を検証してきた。「昭和」における「明治」は、お互いが意味付けを強化しあう幸福な関係を見せていた。しかしながら、「平成」の時空間で語られる「昭和」は、前者の拘束力が弱ければ弱いほど、さらに実体を伴って色濃く描かれる。「昭和30年代ブーム」は、その最たる例だ(片桐2007)(野上2010)。相補的な「明治」と「昭和」。相反的な「平成」と「昭和」。この2種類の関係性を、さらに相対化するために、次に課題として持ち上げるのは、「明治」の後、「大正」とは、どのように言及されてきたのか、という問いにほかならない。

註

- ¹ もちろん、「世代論」には、難波功士が、①同世代よりもジェンダーの要素の方が強いこと、②共通のメディア体験を基盤とする世代文化論がメディア環境の激変によりくずれつつあること、それら2点によって、同時代人という「横のつながり」よりも、同じ価値観という「縦のつながり」に大きな意味が見出される社会へとシフトしていきつつある指摘する(難波 2010:494-495)ように、単純にこの論理だけで解明できるとは考えていない。しかし、「元号」が天皇の生死によってのみ区分されるのではなく、多分に同時代人という「横のつながり」を意識させ、だからこゝ、「明治」と「大正」そして「昭和」という「縦のつ

成」を表しているなどとは、少なくとも現在は断言できない。にもかかわらず、そして同時に、だからこそ、漱石の『こゝろ』における「明治の精神」が、字義通り、その時代の精神だったとする解釈が強まる。この過程が、逆説的に、「平成」における文学と「社会」のつながりの弱さを裏書きする。こうした解釈が社会学であり、さらには、この解釈が許容されるのが「平成」なのだとする自己回帰の実践なのである。

過去の「元号」に対する意味づけと、現在の、あるいは、その当時の「元号」のはたらき、その両者の関わり方を問うこと。この営みを通じて、本論文の初発の問題関心に対して、より重層的な解答を用意できるのではないか。「明治」のように長い歴史をもった「元号」による時代記述と、「大正」のように儂い命しかもてなかった「元号」を用いた時代区分、という、対照的な時代を経験した後に、「昭和」が始まる。「明治」のように、文明開化や対外戦争といった、派手な出来事を内包した時代も、あるいは、激動する世界とは、一見無縁な太平の世としての「大正」という時期も、ともに、ある「時代」として位置づけられるようになる。その機制を明らかにする作業が待ち受けている。

ながり」を見るに至る機制を指摘しておきたいが故に、とりわけ本論文では「世代」を重視している。

- 2 たたとえば社会学者の大澤真幸は、「日本の近代史において、思想の中心的な担い手は、哲学者や、その他のアカデミシャンよりも、文学者や文芸批評家だった。すなわち、日本の近代にあつては、特定の分野の専門知の範囲を越えて、一般の公衆に思想を供給したり、彼らの知を刺激してきたのは、主に、文学者や文芸批評家だったのではないか。（中略）日本の近代文学や文芸批評は、西洋の哲学や思想を直接に翻訳することの失敗を補償したのである。小説が、そして文芸批評が、われわれの日常の言語と思想の言語を媒介してきたのだ」（大澤 2005:24）と述べる。
- 3 もちろん、この過程こそ分析しなければならない。別論を準備している。
- 4 このような分析にあつて、社会学で用いられてきた方法として、知識社会学と言説分析を見ておこう。佐藤俊樹は、「『こういう言説はこういう社会状態の現象／結果だ』という形で、言説の外部に社会という実体を置き、その両者に対してともに外在する特権的な視点として自己を定位する」（佐藤俊樹 1998:89）作法を知識社会学と定位した。また、言説分析については、佐藤俊樹（2006）や遠藤知巳（2006）が述べるように、フーコーの言説分析では言表／言説の単位を確定できず、言説の全体性も指定できないのに対して、通常社会学では、分析単位の確定可能性と全体性の実在（それが社会であれテキストであれ）を素朴に信憑している。その意味で、言説分析は、「反・社会学」的であるとされる。他方で、赤川学（2001）は、残存した資料体をできるだけ網羅的に集めることで、言説の全体性を仮構し、その形成＝編制を捉えようとしている。本研究では、この両者の議論を踏まえた上で、「言説」なる表現は極力使わずに、「ことば」や「表現」ないしは、「符牒」「符合」「表象」、ないしは、「語られたこと」「書かれたこと」といった、できるかぎり中立的だと思われる表現を用いている。この点で、本論文は、「言説」という単位に準拠してはいない。
- 5 そのひとつ「尾道乃木神社」をめぐるのは、八幡浩二（八幡2005）が簡潔な紹介を行っている。
- 6 たたとえば、乃木神社をめぐるのは、靖国神社や明治神宮と並んで、GHQによって、「近年設立された国家的英雄を祭る神社」に分類され、「軍国主義的国家主義精神を鼓舞する神社であり、日本政府も、宗教ではなく愛国主義の表現形態であると繰り返し主張しているのだから、仮に閉鎖を命じても信教の自由に抵触はしない。ただし、現実的政策としては、国家主義的神社にあつても、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくない。公的秩序や安全保障に反しない限り、個人的信仰の対象としては公開存続を許されるものとする」と勧告したため、現在まで残されている（春山2006）。
- 7 「うつ志世を神さりまし、大君能みあと志たひて我はゆくなり」
「神あかり阿かりましぬる 大君能みあととはるかにをろかみまつる」の二首である。
- 8 なお、梅津順一は、徳富が、「大正の青年」にむかつて、「帝国日本を支える『日本魂』、『積極的な忠君愛国』を奨励していた」と分析する（梅津 2007:151）が、論文では、あくまでも、徳富が「天保」や「明治」そして「大正」という元号によって、何がしかの時代や世代を表象できると捉えた点に着目した。
- 9 内田の関心は、「国土」という観点にあるため、上記の引用に続けて「不可視の国土が見えたとすれば、それはどこかで死をはらんだ、殉情という——自己を虚しく浄化しようとする精神の——形式によってではないだろうか」（内田 2002:46）と、その可能性を抽出している。
- 10 ちなみに、丸山眞男も、「明治の精神」の基本を、国権と民権の二本立て、すなわち、尊王攘夷論と公議輿論の2つに見ている（丸山 1976:102）
- 11 一つの象徴として、『明治文學全集』（筑摩書房）の刊行が1965年から始まった点を指摘しておきたい。
- 12 小熊英二は、丸山眞男たちと、津田左右吉らオールド・リベラリストを隔てていた要素として、世代の相違に基づく戦争体験の差異を挙げ、「『明治』という言葉、あるいは『国民』や『民族』という言葉は、敗戦直後の混乱の時代においてこそ、革新の言葉たりえていた」（小熊 2002:207）と主張している。

参考文献

- 赤川学 2001「言説分析とその可能性」『理論と方法』16-1、89-102
有馬輝雄 2012「メディア体験としての『明治の終わり』」『歴史読本』(2012年12月号)新人物往来社、112-117
浅野見 1943『明治の精神』新潮社
遠藤知巳 2006『言説分析とその困難(改訂版) 全体性/全域性の現在的位相をめぐる』佐藤俊樹・友枝敏雄(編)『言説分析の可能性』東信堂、27-58

- 春山明哲 2006「靖国神社とはなにか資料研究の視座からの序論」『レファレンス』(666) 国立国会図書館、49-75
- 畑有三 1964「作品論『心』同時代評と評価の変遷史」『国文学 解釈と鑑賞』1964年3月号、学灯社、50-65
- 平岡敏夫 1981「『こころ』と明治の終焉」『国文学 解釈と教材の研究』1981年10月号、学灯社、66-73
- 今泉宣子 2013『明治神宮 『伝統』を創った大プロジェクト』新潮選書
- 色川大吉 1968『明治の精神』筑摩書房
- 色川大吉 2008『明治精神史 上・下』岩波現代文庫
- 岩井洋 1993「想起の社会学にむけて」『國學院大学日本文化研究所紀要』71
- 片桐雅隆 2003『過去と記憶の社会学 カテゴリー・自己・社会』世界思想社
- 片桐新自 2007「『昭和ブーム』を解剖する」『社会学部紀要』第38巻第3号、関西大学 43-60
- 片山慶隆 2011「新聞は乃木希典を神格化したのか」『歴史読本』2011年1月号、新人物往来社、110-115
- 川島幸希 2013『国語教科書の闇』新潮新書
- 北田暁大 2001「歴史の政治学」吉見俊哉編『カルチュラル・スタディーズ』講談社選書メチエ
- 小林秀雄 1941「『明治の精神』林房雄『西郷隆盛』を読む」朝日新聞 1941年8月2日朝刊 東京本社版 3面
- 小森陽一 1999『世紀末の予言者・夏目漱石』講談社
- 久保常晴 1967『日本私年号の研究』吉川弘文館
- 丸山眞男 1976「明治国家の思想」『戦中と戦後の間』みすず書房
- 丸谷オ一・山崎正和 2004「特別『特別対談 夏目漱石と明治の精神』」『文藝春秋 12月臨時増刊号特別版 夏目漱石と明治日本』152-168
- 難波功士 2010「世代文化」日本社会学会編集委員会編『社会学事典』丸善、494-495
- 野上元 2010「『戦後』意識と『昭和』の歴史化 『戦争体験』の歴史性と普遍性」『マス・コミュニケーション研究』(76)105-116
- 小熊英二 2002『民主と愛国 戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社
- 桶谷秀昭 1970「『淋しい』明治の精神 『心』」『文芸』1970年11月号、河出書店新社、238-254
- 大澤真幸 2005『思想のケミストリー』紀伊国屋書店
- 朴裕河 2007『ナショナル・アイデンティティとジェンダー 漱石・近代・文学』クレイン
- 佐々木英昭 2005『乃木希典 予は諸君の子弟を殺したり』ミネルヴァ書房
- 佐藤泉 2000a「こ、ろ」平岡敏夫・山形和美・影山恒男編著『夏目漱石事典』勉誠出版、118-121
- 佐藤泉 2000b「変動する漱石」『文学』2000年3-4月、岩波書店、47-62
- 佐藤健二 2005『柳田国男における歴史社会学の方法』東京大学大学院人文社会系研究科博士論文
- 佐藤俊樹 1998「近代を語る視線と文体」『講座社会学1 理論と方法』東京大学出版会、65-98
- 佐藤俊樹、2006「関のありか—言説分析と「実証性」佐藤俊樹・友枝敏雄(編)『言説分析の可能性』東信堂、89-102
- 下村寅太郎 1949「内村鑑三と北海道:明治精神の一側面について」『精神史の一隅』弘文堂
- 竹山道雄 1960『明治精神の変化』日本文化研究8、新潮社
- 田中巴之助 1928「月刊雑誌『明治』創刊の辞」『明治』創刊号、天業民報社、1-5
- 鳥井正晴 1981「『こ、ろ』をどう評価するか 『こ、ろ』評価史」『国文学 能案と教材の研究』1981年10月号 学灯社、107-112
- 鳥井正晴 2008「『明治の精神』——その典拠と、漱石の認識」鈴木徳男・嘉戸一将編『明治国家の精神的的研究 <明治の精神>をめぐって』以文社、3-56
- 所功 1989『年号の歴史<増補版>』雄山閣
- 内田隆三 2002『国土論』筑摩書房
- 梅津順一 2007「徳富蘇峰と帝国日本の魂」『聖学院大学論叢』(19-2)聖学院大学、147-168
- 若林幹夫 2009「郊外、ニュータウンと地域の記憶 集会的記憶の都市社会学史論」『日本都市社会学年報』27、1-19
- 山口輝臣 2005『明治神宮の出現』吉川弘文館
- 保田与重郎 1986『明治の精神』『保田與重郎全集 第5巻』講談社、190-245
- 1987『明治の精神』『保田與重郎全集 第19巻』講談社、356-362
- Davis, Fred 1979=1990 間場寿一・荻野美穂・細辻恵子(訳)『ノスタルジアの社会学』世界思想社

Halbwachs Maurice 1950 La Memoire collective, Presses Universitaires de France

Hobsbawm, Eric and Ranger, Terence ed. 1983 The Invention of tradition Cambridge University Press



鈴木 洋仁 (すずき・ひろひと)

[生年月] 1980年5月生まれ

[出身大学又は最終学歴] 京都大学総合人間学部卒業 (2004年)
東京大学大学院学際情報学府修士課程修了 (2013年)

[専攻領域] 歴史社会学

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

「元号の歴史社会学」(東京大学大学院学際情報学府修士学位論文 (2013年))

『平成論』(仮題) (青弓社、2014年刊行予定)

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属共生のための国際哲学研究センター (utcp) 研究協力者

[所属学会] 日本社会学会、関東社会学会、EAJS

Historical Sociology of Gengo (the name of a Japanese era): An Introduction : The case study of “Spirit of Meiji”

Hirohito Suzuki

Abstract

This paper is a case study about the role of Gengo (the name of a Japanese era) in the periodization from the viewpoint of the historical sociology.

In the field of literature there is few previous research on the relation between Gengo and periodization or representation of each era.

This paper highlights the word ” Spirit of Meiji” which is used by Soseki Natsume who is Japanese national novelist from Meiji to present. In addition, this word designates a suicide for Emperor of Meiji by an admiral Maresuke Nogi. This case study reveals that Gengo has been socially functioned in this way especially after the World War II.

Doctoral student, the Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

Key Words : Historical Sociology, representation, Beriodization



フィールド・レビュー

FIELD REVIEWS

「初期」ルーマン研究の意義

三谷 武司（大学院情報学環准教授）

1. はじめに

20世紀後半を通じ、社会学における理論研究の相対的な重要性は低下していった。この時期における社会学の発展は、方法の整備と並行して進展する研究対象開拓の過程だったと言えるだろう。実際、「〇〇（の）社会学」といった名称の研究分野とそれをタイトルに掲げる出版物が急増する一方、それら膨大な研究蓄積の分野としての同一性は統一的な理論によってではなく、「社会的」と形容されうる方法群の緩やかなまとまりによってかろうじて保たれてきた。

そうした状況に対し、ドイツの理論社会学者ニクラス・ルーマン（1927-1998）は、主著の一つ『社会的システム』（1984）の冒頭で「社会学は理論の危機にある」と断じ、一般システム理論の社会学分野への応用による普遍的な社会学理論の構築を、改めて自らの課題として掲げた。そして実際、各種冠社会学のあらゆる対象領域における知見をルーマン理論の用語系に落としこんでいく作業を晩年まで続け

た。その主たる成果が、先の『社会的システム』を「序論」とし、著者の死後も遺稿をもとに刊行が継続された『社会の理論』シリーズ——『社会の経済』（1988）、『社会の科学』（1990）、『社会の法』（1993）、『社会の芸術』（1995）、『社会の社会』（1997）、『社会の政治』（2000）、『社会の宗教』（2000）、『社会の教育システム』（2002）——である。

この結果、全体としては縮小傾向にある理論社会学の内部において、しかしルーマン学説研究の重要性は増大することになる。日本でも、理論的志向をもつ研究者の多くがルーマンに取り組んでいる。しかしルーマンは異常な多作家で、著書だけで約80点、論文が約400点を数え、しかも遺稿を編集した著書が現在でも毎年のように刊行されていることから、なかなか学説研究上の処理が追いつかないというのが現状である。

2. ルーマン学説研究の現状

日本は世界的に見てもルーマン研究が活発で、例えば英語圏とくらべてもはるかに先んじていると言える。著書の大半について邦訳が刊行されており、昨年末にも私が共訳者として携わった『社会構造とゼマンティック3』（法政大学出版社）が出た。また本稿執筆と時を同じくして、ルーマン理論全体の中に彼の法理論を位置づけて論じる毛利康俊『社会の音響学——ルーマン派システム論から法現象を見る』（勁草書房）が届いたところだ。邦訳や研究書・研究論文の刊行は今後も継続するだろう。

にもかかわらず、ルーマンが社会学における理論研究の相対的な地位向上に役立っているようには見えず、どちらかという経験的研究から遊離した理論的自己満足の象徴のように捉えられることが多いのも事実である。これは学説研究の立場からすると、近年の社会学における過剰な理論軽視傾向にも原因の一端があると言いたくなる反面、ルーマン学説研究の側にアピールが足りない部分があるのではないかと感じる。

私は、ちょうどルーマンが逝去したのと同じ1998年に本郷の社会学研究室に進学した。駒場での第二外国語はフランス語で、当時ドイツ語はまったくできなかったため、とりあえず英訳と邦訳を手がかりにルーマンを読み始めたのだが、すぐに、自分がルーマンのテキストに見出す魅力と、ルーマン研究において取り上げられている論点との大きな齟齬に気付かされることになった。この懸隔は現在でも解消されておらず、それが私自身のルーマン研究を牽引する

大きな動機の一つとなっていると同時に、それこそが学説研究の外部に対するアピール不足の原因の一つだと私は考えている。

1980年代前半に「オートポイエーシス」概念を導入して以後、ルーマンは理論的語彙の整備を急速に進め、従来すでに異常だった多作傾向にさらに拍車がかかることになるのだが、その基本的な骨格を最も一般的な水準でまとめるなら次の3点になろう。

(1) 社会的システムの要素はコミュニケーションであり、瞬間的に生成消滅する出来事としてのコミュニケーションの不断の接続こそが社会的システムの存続を意味する。

(2) コミュニケーションは、それに関与する人間有機体、心や意識、神経生理学的なプロセスから自立した、一種独自の秩序を形成している。

(3) 個々のコミュニケーションの接続可能性に限定を与えるのが社会的システムであり、この接続可能性の限定のされ方によって社会的システムの分類がなされる。

このような理論構想は、例えば「同一性から差異へ」とか「主体の死」といったポストモダンの標語と折り合いが良く、実際ルーマン自身がその種の言い方をしていることもあって、そうしたテキストに親和性を感じる論者の間で歓迎されてきた。だが結局のところ、これもやはり複数ありうる理論構築の可能性の一つにすぎず、共通の理論的課題設定が失効して実証主義的な空気が支配的な現在の社会学界においては、実質的に論者の「趣味」の問題に還元され

てしまっている。

3. 「初期」ルーマンに見出される問題意識

これに対し私が魅力を感じるのは、ルーマンが様々な試行錯誤を繰り返していた1960年代の「初期」テキスト群である。この時期は理論的語彙が未整備であるがゆえに、理論構築を通じて彼が解決しようとしていた課題、すなわち社会学の現状に対してルーマンが感じていた問題点がかなり率直に、また相応の分量を割いて表明されているからだ。例えば1967年の論文「社会学的啓蒙」は実証主義社会学を「暴露啓蒙」と名指し、その限界を超えるものとして等価機能分析を用いた社会学的研究＝社会学的啓蒙を対置する。あるいは1966年の著書『行政学の理論』では、社会科学における経験的研究と規範的研究の断絶状況を克服し、両者を架橋して協働連関を構築することに機能主義的システム理論が貢献しうるのが積極的に主張されている。いずれも、1980年代以降の「後期」テキスト群では影を潜める主題であり、したがって「後期」中心の従来のルーマン研究では重視されていない。

しかしこうした目標設定は、実証主義批判の構図や、純粋に経験的な研究に収まりきること

のない社会学の構想を呈示しているという意味で、単なる理論的なパズル解きではありえない。それは当時の、そして現在の社会学の在り方に対する一つの挑戦なのであり、本来は社会学研究に携わる者なら誰もが受けて立たねばならないものであるはずだ。そしてこの問題意識は、近年日本で提唱されている「公共社会学」の構想とも軌を一にするものである（盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『公共社会学』1・2、東京大学出版会、2012；盛山和夫『社会学的方法的立場』東京大学出版会、2013）。

私自身のテキスト解読作業の成果は論文「システム合理性の公共社会学」（前出『公共社会学1』所収）で一応示したが、これはまったく萌芽的な水準に留まっており、今後も精緻なテキスト解読作業が必要とされる。特に、ルーマンの構想が先の目標設定に対してどこまで成功しえたのか、また「後期」の理論語彙においてもこの目標設定は有効なのかなど、非常に重要な論点であるにもかかわらずよくわかっていないことが多い。

4. おわりに

個人的なことだが昨年7月に情報学環に着任し、ようやく研究に集中できる環境が整った。この貴重な機会を十二分に活用し、（自分に

とつても社会学界にとつても）刺激的なルーマン学説研究を進めていきたいと思っている。



三谷 武司 (みにたに たけし)

[生年月] 1977年1月

[最終学歴] 東京大学大学院人文社会系研究科単位取得満期退学

[専門領域] 理論社会学・社会学史

[著書・論文]

ニクラス・ルーマン、高橋徹・赤堀三郎・阿南衆大・徳安彰・福井康太・三谷武司(訳)、2013、『社会構造とゼマンティック3』、法政大学出版局

三谷武司、2012、「システム合理性の公共社会学——ルーマン理論の規範性」、盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾(編)、『公共社会学1——リスク・市民社会・公共性』、東京大学出版会、71-86

三谷武司、2005、「システムが存立するとはいかなることか——ルーマン・システム理論の超越論的解釈に向けて」、『思想』970、113-129

[所属] 大学院情報学環

[所属学会] 日本社会学会、日本社会学理論学会

監 修 東京大学大学院情報学環

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

製 作 株式会社創志企画

平成26年3月28日